

第三部 歷史編(明治以降)

第一章 政治・財政

第一節 明治初期の溝辺

(諸制度の改革)

孝明天皇崩御の後を継いで、一八六七年（慶応三年）一月明治天皇が御即位になった。このころすでに幕府は内外にその威信を失墜していたが、薩摩藩や長州藩は公郷の三条実美、岩倉具視らと連絡を密にし討幕の実行計画を樹立した。この計画は当時の世相の混乱の中に着々と進められ、十月十四日に薩長両藩に対し討幕の密勅が下されたのである。

このような切迫した情勢のなかで、公武合体を理想とした前土佐藩主山内豊信（容堂）は、内外の情勢を考慮し、外国の干渉を退けて時局收拾するためには、やはり政権を朝廷におさめて王政復古を実現することが必要であるとし、家臣後藤象二郎の意見を入れ勇断をもって、幕府に政権返上の建白書を提出した。

將軍慶喜もこれをいれ、討幕密勅の下った同じ十月十四日に政権の奉還を申し出たのである。ここに機は熟し明治維新への夜明けを迎え、朝廷ではその翌日これを受理され、ついで討幕派の計画に基づいて、十二月九日に

王政復古の大号令を発せられた。

そしてここに徳川家康の江戸幕府創立以来二六五年間、源頼朝の鎌倉幕府創立時からすると実に約七〇〇年にわたる武家政治の封建制度は一変し、天皇を中心とする明治維新政府が成立した。

しかし旧幕府勢力はなお残存していたが、薩摩藩、長州藩を中心とする討幕派は徳川慶喜に対し、辞官納地を要求し旧幕府勢力を排除一掃しようとした。

このような新政府の要求に対して、旧幕臣や会津、桑名藩は大いに憤激し、兵を大阪から京都へすすめ、薩・長勢力に抵抗し、その結果一八六八年（慶応四）一月島羽伏見の戦いとなったが、この戦に溝辺からは麓の外山十郎（一枝の父）、竹子の最勝寺矢八（良直の祖父）が参戦したといわれ、ほかにもあったかもしれないが詳細不明、旧幕府軍はやぶれ慶喜は海路江戸にかえた。薩・長討幕派はこれをきっかけに武力で旧幕府勢力を討伐しようとして兵を江戸に進めたが、慶喜は江戸上野の寛永寺にひきこもって恭順を表明したので、政府軍の江戸城総攻撃は勝海舟と西郷隆盛の決断によって、その決行寸前で中止され、兵火をまぬがれ開城の運びとなった。

その後旧幕臣の一部が上野にたてこもって反抗したり、奥羽諸藩が同盟して朝廷軍と戦ったが、いずれも比

較的簡単に鎮圧された。また旧幕府の軍艦を率いて函館の五稜郭におもむき最後の反抗を続けようとした榎本武揚らも明治二年五月降伏し、約一年五カ月に亘って終りを告げたのである。

一方政府では一八六八（慶応四）年三月十四日「五カ条の御誓文」を發して政治の基本方針を内外に明示し、同年八月十五日江戸を東京と改め、同年九月八日年号を明治と改め、この日をもって明治元年九月八日となり、天皇も居を千代田城に移されここを宮城と定められた。

この明治維新時におけるわが国日本の近代国家社会への胎動、脱皮はまことにめまぐるしいものであった。薩摩藩の首唱による明治二年六月十七日の版籍奉還、同四年七月十四日の廃藩置県、並びに役人、地頭制の廃止など、政治面にも大きな変革が次から次へと打ち出されていった。

以下溝辺町における諸政の改革は、順を追ってこれを説述したい。

一 常備隊の設置

溝辺においては明治二年十二月常備隊が設置されることとなり、半隊長に上原宇兵衛、分隊長に岩元平左衛門、小頭に岩元甚右衛門、溝口定左衛門、岩元彦兵

衛、外山十郎、町田伝兵衛の諸氏が任せられた。

常備隊士の年令構成は十八才以上三十五才までとなっていたが、三十五才以上のものでもとくに希望があれば編入を認められていた。

なお地方の郷には大隊長、小隊長の制度がなく、わが溝辺の常備隊では半隊長が最高で、常に溝辺常備隊の指揮をとっていた。そして大隊長に代るものとしては、地頭が常備隊を統率していたという。

明治四年四月になってこの常備隊は廃止されたのであるが、同年四月十五日吉野原に鹿児島島の城下附近十里以内の諸郷隊士十一大隊約一万二〇〇〇人が動員され、薩摩藩最後の記念式典として大調練がおこなわれ、長い歴史と伝統を有する鹿児島藩との惜別の意がふくまれ、参加した隊士全員が深い感慨の情をこめて調練にはげんだと、県史に記載されているので本町の常備隊も当日の記念式典には参加されたものであるう。

二 郡治所の設置と戸長制の実施

明治五年の初めに県庁の機構整備とともに諸郷に郡制を布き、十郷程度を管轄する郡治所を設け、郡長、副長、里正、副正、戸長、戸長助等の郡官員を置いた。これらの役人はすべて官選であり、そのため同年

四月にはこれまでの旧制度の地頭、庄屋、郷士年寄の名称が廃止され、その代りに郡治所が設置されたのである。

※ 当時の郡官員の俸祿（年給料）は郡長五〇石、副長三〇石、里正一五石、副正九石、戸長五石、戸長助四石であった（県史）

※ 加治木郡治所管轄

溝辺、横川、加治木、山田、蒲生、重富、栗野、帖佐、吉田の各郷で郡長には椎原国幹がなった。

またこのときから県内を数大区に分ち、その大区のもとに小区を設け大区に区長、小区に戸長を置き各村に副戸長をおくことになった。溝辺は五十八大区と呼ばれ戸長制が実施されたのである。

ところが明治六年七月に戸長役所が設けられ、同年八月になって郡治所を廃し新たに県下六箇所に県の支庁がおかれることになった。

支庁には県庁より判任官一人宛一カ月交替で出張勤務をし、事務を処理することになった。

第一支庁が加治木におかれたがその管轄は、溝辺、横川、山田、蒲生、重富、栗野、帖佐、吉松、国分、清水、襲山、財部、踊、末吉、岩川、恒吉、福山、敷根、牛山、大村、佐志、黒木、蘭牟田、菱刈、太良の

二五カ村にわたっていた。この支庁制も二年位で廃止となった。明治十二年三月に郡の区画が定められ、明治十六年区役所を郡役所と改め、明治二十一年四月市町村制が公布されて、これまでの戸長制が廃止されることになり、翌二十二年四月一日から新らしく市町村長が置かれることになった。

※ 始良、桑原、曾於の三郡がおかれたのが明治十二年二月、同二十年に曾於郡が東と西にわかれ、同年五月始良、桑原、西曾於の三郡は加治木郡役所の管轄となり、明治二十九年四月この三郡を統合して始良郡となり現在にいたっている。

「溝辺諸役帳」によれば溝辺の戸長、副戸長は次のとおり記録にのこっている。

● 戸長

氏名	掛	在任期間
岩元 周左衛門	家門方掛、勸農方掛、書替方掛	
上原 宇兵衛	鹽楮方掛、山方掛、諸物取締掛	
岩元 七郎	野長掛	
上原 八二	"	
岩元 太郎	"	
岩元 十郎兵衛	戸籍方掛、聴訴方掛、牛馬方掛	
岩元 林右衛門	"	

國田越右衛門	戸籍方掛、聴訴方掛、牛馬方掛
寺田八郎	"
上原宇兵衛	"
岩元七郎	"
鳥居惟善	加治木町出身

副戸長

岩元庄左衛門、岩元庄兵衛、岩元十郎、野間藤兵衛門、外山武治、外山十郎、岩下次右衛、岩元新五右衛門、野間重一、寺田八郎、竹下与左衛門

(在任期間不明)

三 戸籍法の公布と実施

戸籍法がはじめて公布されたのは明治四年四月で翌明治五年から実施されるようになった。この明治五年が壬申(みづのえさる)年に当たったためこれを「壬申(じんしん)戸籍」と呼ばれている。昔から姓氏が許されていたのは武士だけであったが、明治三年九月十九日農・工・商の一般人にも苗字の称が許されることになった。

これを發議提案したのは、そのときの民部省の細川潤次郎という人であり、また明治五年一月二十九日に卒の身分を廢し皇族、華族、士族、平民制が定められてゐる。戸籍法が公布されたころは徴兵制度の案が起草

中であつたが、戸籍がなければ徴兵令は施行されても徴集のしようがないし、また集めてみても苗字がなくては名簿もできないし、一方では課税や教育面にも支障をきたすので苗字をつけることを定めたのである。

ところがなかなか実行されないで明治八年十二月苗字づけを強制する法律をだした。しかしそれでもまだ実行されないで、戸長役場の役人が苗字のない家には、勝手に苗字の書いた名札をはりつけてまわつたということである。また戸籍の方では、徴兵のがれや税金のがれのためにわざと届け出がなくこれもまた長い間かかつて作製整理されたという。

江戸時代から百姓は一つの「門^{かど}」にはいつて一家を構えていたが苗字の称が許されて、ほとんどがこの門の呼び名を苗字とした。

例 岩坂門の喜兵衛という人は岩坂喜兵衛

八反田門の三右衛門は八反田三右衛門

というように「門」の名前を苗字としたものがほとんどであり、また町人の場合その職業の名前をとつて苗字とした。

例 桶を作つて商売をしていた人は「桶」としたり鍛冶屋をしていた人は「鍛冶」としたり、また大工をしていた人は「大工」とした人もあつたりした。

そして明治五年十一月二十八日全国徴兵の詔が下り明治六年一月十日徴兵令が布告、このとき常備軍の確立をみたのである。

四 地租改正

政府は明治六年七日地租改正条例を發布した。当時の大山県令は明治九年政府の方針にしたがって地租の改正に着手したが、翌十年に西南の役がぼつ発したため一時中止された。西南の役が終って再び岩村県令の手によってやりなおしとなり明治十二年三月から実施された。

この改正で高一石につき三斗九升八合の田租を納付することとなったが、これは改正前の藩政時代とほぼ同じであった。なお市街地の地券発行が大蔵省達により実施され、これが農地にもおよびことになった。そして各郷に地券発行係を任命し、区長制が設けられるや区長をもって地券発行事務にあたらせることにした。

地租改正の骨子は従来收穫高をもって課税の標準としたのを、地価を課税の標準とすることに改め、地価の百分の三と定め金納とするところにあった。他県では早くから金納制度に改めてきたが本県では昔どおり米を納めていたので、都之城地区の農民達が鹿児島県も

早く金納にせよとの騒ぎがおこり、県でもあわててようやく金で納めてよいということになったといわれている。

かくして明治十四年に調査が終り一切の事務が完了したのは明治十七年とされている。

五 始良郡の設置

始良、桑原、曾於の三郡がおかれたのは明治十二年二月、同二十二年に曾於郡が東と西にわかれ、同年五月始良、桑原、西曾於の三郡は加治木郡役所の管轄となった。

そして明治二十九年四月この三郡を統合して始良郡となり現在にいたっている。

郡長がはじめておかれたのは明治十二年二月で郡制が廃止されたのは大正十四年四月であるが事実上加治木郡役所が閉鎖されたのは翌十五年七月であった。

。 始良郡の歴代郡長
(県史、加治木郷土誌)

平田 宗高	明治12・2	明治17・8
小浜 氏興	17・8・19	30・4・1
二階堂智行	30・4・2	33・12・27
佐藤長之助	33・12・28	38・7・6
岩脇 武男	38・7・7	40・7・22

大山	綱任	40・7・23	〃	43・12
肝付	勇吉	43・12	〃	大正8・11
楠田	正義	大正8・11	〃	14・
平山	喜市	大正十五年七月一日郡役所廃止迄の 残務整理完了		

第二節 村制実施後の溝辺

一 市町村制の実施

明治十三年一月五日町村会議規則がはじめて施行されることになり、その後十三年四月の区町村会法、同十七年五月の改正区町村会法などの公布により町村会の基礎づくりがなされ、明治二十一年四月十七日市町村制が公布され翌明治二十二年四月一日からいよいよ実施されることになり、これまで溝辺郷といったのを溝辺村と改められ、村と呼んでいた有川・竹子・三縄・麓・崎森の五村を大字と改められることになった。

そして明治二十二年四月初代溝辺村長には、さきに戸長であった岩元七郎が村長となった。

また市町村長に対して報酬を支給すべきではないかという問題がおこり、明治二十二年五月川辺郡勝目村の村条例第一号「村長を有給となすの件」が許可されたのを皮切りに各町村ともに逐次申請して認可され、

これによって月々報酬が支給されることになった。

また二十二年六月十一日県は改めて従来法律命令または上司の指令により、これまで郡戸長によって取り扱われてきた事務は、これからすべて市町村長が取り扱うべきことを訓令した。

これによって市町村行政に関する事務規則は逐次訓令によって示され、二十四年六月市町村役場事務受渡規定、二十五年三月市町村吏員事務取扱規則、同年六月村役場処務規程準則、市町村事務報告例などは、そのうちの重なるものである。

二 村 政

(一) 役場の機構

村政実施当時の役場の機構は次のとおりであった。最高責任者は村長であり、村長は村会において選挙により決定しその任期は四ヶ年であった。名誉職であったが村条例によりこれを有給とした。

村長の下に助役と収入役があり、いずれも村長の推せんによって村会がこれを議決し、任期もまた四年であった。以上この三役の下に戸籍・兵事・衛生・学務・勸業・税務・庶務の諸係を置き、ほかには委員として学務委員があった。

(二) 歴代三役

のとおりである。

代	村	任	助	役	収	入	役
初代	岩元七郎	明治22年 4月	浜田才之丞		川崎矢太郎		
二代	川崎矢太郎	26.6	上原八二		岩元甚八		
三代	上原八二	28.2	町田正八郎		岩元甚八		
四代	岩元七郎	29.3	町田正八郎		岩元甚八		
五代	川崎矢太郎	31.11	町田正八郎		岩元甚八		
六代	町田正八郎	34.4	川崎矢太郎		岩元甚八		
七代	郡山十太郎	36.12	川崎矢太郎		岩元甚八		
八代	上原四郎左衛門	39.4	町田正八郎		田畑長吉		
九代	岩下平八	40.11	町田正八郎		田畑長吉		
一〇代	川崎矢太郎	45.2	野間豊助		田畑長吉		
一代	野間豊助	6.4	浜田齊治		田畑長吉		
二代	宗像林角	11.4	二見喜吉		鳥丸藤袈裟		
三代	野間豊助	14.11	二見喜吉		鳥丸藤袈裟		
四代	重留重助	昭和5.1	二見喜吉		鳥丸藤袈裟		
五代	久木田筑之助	9.2	植木末五郎		植木末五郎		
六代	植木末五郎	17.4	山崎虎熊		山崎虎熊		
七代	重留重助	21.4	山崎虎熊		今吉武雄		
八代	重留重助	22.3	野村秀男		野村秀男		
九代	岩下司馬	25.6	野村秀男		堂平耕吉		
二〇代		34.3					

(三) 歴代議長

村政実施以来、議長は専任されず、村長が議長の職務を兼任していた。しかし昭和二十二年四月一日法律第六七号をもって公布された新自治法に基づく町村議会が正式に成立するまでの間、昭和二十一年十二月より暫定的に正副議長を次のとおり置くこととなり、村議会の運営に当たった。

代	議長	副議長	任期
初代	久木田筑之助	神田橋亮一	昭和21.12.4 ~ 22.2.6
二代	神田橋亮一	前田 重雄	22.2.7 ~ 22.4.29

新憲法下における公選選挙後の正副議長は次のとおりである。

代	議長	副議長	任期
初代	末永 完司	竹下 一助	昭和22.5.8 ~ 22.12.1
二代	竹下 一助	前田 重雄	22.12.2 ~ 23.4.14
三代	町田 実利	野間 哲司	23.4.15 ~ 24.4.30
四代	町田 実利	住吉 甚蔵	24.4.31 ~ 25.4.30
		吉福新之助	25.5.1 ~ 26.4.29

四 村議会議員

市町村制の施行によって各町村に議会が開設され、村会議員の選挙がおこなわれたが、当時の有権者は

直接国税二円以上を納める二十五才以上の男子のみに選挙権があった。

その根拠は、明治二十一年四月に公布された町村制第六条及び第七条に規定されているのである。

すなわち第六条は「凡町村内ニ住居ヲ占ムル者ハ総テ其町村住民トス。凡住民タル者ハ此ノ法律ニ従ヒ公共ノ营造物並町村有財産ヲ共有スルノ権利ヲ有シ及町村ノ負担ヲ分任スルノ義務ヲ有スルモノトス」と定め、こんにちの地方自治法上の住民の権利にくらべ、大きく局限されていた。だがそれよりも問題なのは、前記第六条の住民のうち、その第七条で、帝国臣民で公権を有する独立の男子で、一年以上①町村の住民となり②その町村の負担を分任し③その町村内で地租を納め、もしくは直接国税年額二円以上を納める者を、その町村の公民とし、選挙権、被選挙権はその公民に限って与えられ、しかも、ここでいう独立とは、満二十五才以上で一戸を構え、かつ治産の禁（つまり公私の扶助）を受けざるものというのである。

なおその上、選挙人を二級にわけ、選挙人中、直接町村税の納額の多い者を合せて選挙人全員の納める総額の半ば以上に当るものを一級、そのほかのも

のを二級とし、級別に議員の半数を選ぶものとしたから、一級議員は一五票とれば最高得票で当選、二級議員は二〇〇票とらねば当選できなかったといわれている。かように公民の持つ一票の参政権の効力にも、あえてひどい格差があったのである。

住民の参政権をこのように定めた理由を、町村制制定理由で「本制ニ定ムル要件中納税額ノ制限ヲ設クル所以ハ市町村ヲ以テ其盛衰ニ利害關係ヲ有セサル無智無産ノ小民ニ放任スルコトヲ欲セラルカ為ナリ」としているのをみれば、その意図は明らかに推察できる。

こういう方式に大きな変化を与えたのは、大正十五年の普通選挙法の施行であり、これによって公民として必要な条件とされていた納税条項が削られ、いわゆる「無産の徒」にも参政権が与えられた。またこの時から一級、二級制も廃止し男子戸主全員による選挙制度となったのである。

議会講座（佐藤令一）より。

ちなみに本村の村会議員の定員数は大正十年以前は判明しないが、大正十年から昭和二十二年までは一八名であり、昭和二十二年の一般選挙で二二名と増になり、また、昭和三十年の一般選挙から条例に

より四名の減で一八名となった。村会議員選挙によって当選した議会議員は次のとおりである。

△ 大正十年四月四日一般選挙（定員一八名）

末永完司・田中三之助・松田矢七・重留重助・郡山矢六・園田鎮・久木田筑之助・村田定左衛門・二月田十助・老岐矢太郎・岩元篤正・今吉与助・向井田栄助・岩元甚八・上原四郎左衛門・玉利諸左衛門・緒方万兵衛・村崎万七。

△ 大正十四年四月四日一般選挙（定員一八名）

末永完司・松田矢七・重留重助・園田鎮・久木田筑之助・岩元篤正・岩本弘・今吉与助・上原四郎左衛門・追鳥嘉之助・二見喜吉・原田貞夫・前田重雄・外山源七・野間豊助・岩元甚八・大野栄二・岩元与衛門。

△ 昭和四年四月四日一般選挙（定員一八名）

末永完司・吉満盛国・三好吉・松田矢七・重留重助・園田鎮・久木田筑之助・上原四郎左衛門・長野七郎・追鳥嘉之助・国生鉄熊・二見喜吉・前田重雄・山口武熊・大山直志・馬場庄助・岩元篤正・野間豊助。

△ 昭和八年四月四日一般選挙（定員一八名）

末永完司・松田矢七・重留重助・園田鎮・今吉

与助・久木田筑之助・大坪仁次郎・追鳥嘉之助・二見喜吉・原田貞夫・神田橋亮一・大山直志・末永定吉・前田重雄・野間重保・岩元清次・岩元甚八・村崎万七。

△昭和九年十月十四日補欠選挙（一名）

岩元篤正（追鳥嘉之助後任）

△昭和十二年四月四日一般選挙（定員一八名）

山村定吉^{（七月二十日）}・末山庄一・住吉甚蔵・末永完司・松田矢七・重留重助・久木田筑之助・今吉与助・二見喜吉・原田貞夫・神田橋亮一・末永定吉・玉利諸左衛門・前田重雄・野間重保・村崎嘉蔵・長野七郎・岩元清次。

△昭和十七年五月三十日一般選挙（定員一八名）

野村秀男・仮屋新助・住吉甚蔵・末永完司・松元田造・重留重助・久木田筑之助・今吉与助・神田橋亮一・末永定吉・玉利諸左衛門・村崎嘉蔵・前田重雄・野間重保・大山直志・池沢仁四郎・国生重義・前田順内。

△昭和二十二年四月三十日一般選挙（定員二二名）

吉森周一・満塩清・山崎虎熊・田上静・西野静男・山村登蔵・重森満志・野間藤兵衛・末永完司・新村純盛・松元田造・富永吉（長谷）・吉満盛

国・竹下一助・玉利諸左衛門・前田重雄・町田実利・川口喜左衛門・村崎嘉蔵・長野免一・老岐秀雄・有村斉吉。

△昭和二十四年七月二十五日補欠選挙（四名）

追鳥嘉成・野間哲司・住吉甚蔵・岩下司馬。

△昭和二十五年六月二十日補欠選挙（一名）

国生重義。

△昭和二十六年四月二十三日一般選挙（二二名）

吉森周一・追鳥嘉成・野間哲司・完像正夫・山崎虎熊・福永正憲・重森満次・野間藤兵衛・竹之内松雄・山村直助・住吉甚蔵・末永完司・松元田造・吉満盛国・大角重義・剗岩源次郎・町田実利・川口喜左衛門・国生重義・吉福新之助・老岐秀雄・有村斉吉。

△昭和二十九年六月一日補欠選挙（一名）

井手弘。

△昭和三十年四月三十日一般選挙（定員一八名）

吉森周一・村田三夫・野間哲司・徳永正次郎・満塩清・最勝寺良直・宗像正夫・山崎虎熊・田上静・岩元時義・重森満次・野間藤兵衛・大角重義・植木末五郎・剗岩源次郎・町田実利・吉福新之助・有村斉吉。

△ 昭和三十三年六月五日補欠選挙（二名）

山村登藏・外山一枝。

三 終戦後の村行政上、その主なるものをあげると次のとおりである。

1 植木末五郎村長辞任に伴う村長の交替

昭和二十一年一月、当時の植木末五郎村長は、戦時中大政翼賛会の会長の職にあったことを問われ、占領軍が定めた戦犯G項（追放令）該当者として辞表を提出した。それがため山崎虎熊助役が村長代理としてその職務を執行することとなり、二十一年四月に後任村長に重留重助が議会の推せんによって決定、村長の職に就任することになった。

2 学制改革によって各学校の新発足

昭和二十二年四月一日新学制改革の実施によって村内の三つの国民学校は小学校（六ヶ年）と改称され、旧国民学校高等科は新しく新制中学校（三ヶ年）となり、溝辺中学校の設置が認可され新しい学制による発足をみた。

3 公選村長、村議会議員の選挙がおこなわれた。

昭和二十二年四月五日第一回の公選村長、村議会議員の選挙がおこなわれ、村長に重留重助が当選され、助役には野村秀男、収入役には堂平耕吉が選任

され戦後の新しい村づくりがはじまったのである。なおこの選挙によって当選した議会議員の氏名は第二節第四項に掲載

4 昭和二十二年一〇月に選挙管理委員会が発足、委員に岩下等一、徳重清憲、岩元時義、山崎虎熊の四名が選任された。

5 昭和二十三年二月に農業協同組合法が施行され、十一月に従来の農業会を解散し溝辺村農業協同組合が発足した。これに伴い従来農業会で運営されていた国民健康保険事業は、村当局に移管実施されることとなり、七月協定契約により一切の資産は村当局に引継がれた。

6 昭和二十三年三月学制改革によって青年学校は廃止されることとなった。

7 村行政上の諸問題を末端まで徹底浸透を図る目的で、部落連絡員制度を設置し、昭和二十三年四月よりその活動の発足をみた。

8 昭和二十三年九月二日溝辺中学校増築校舎五教室の竣工をみたので、同年九月一〇日竹子分教場は本校に合併することになった。

9 崎森長谷部落分村加治木町へ編入する。

昭和二十一年に崎森長谷部落より加治木町へ編入

したいと村当局に陳情がなされたが、同年九月の村議会でのこの件は否決された。

しかしこの陳情は引継いでなされ、昭和二十三年にいたって崎森長谷部落の分村加治木町編入が、ようやく議決されるにいたった。同年八月一日より加治木町への引継ぎ事務を開始し、全般に亘る事務を終了同年十月三十一日付けをもって加治木町へ分村編入することになった。(面積〇、三五平方杆)、戸数二六戸、人口一六六人。

10

馬立分校敷地問題おこる。

昭和二十四年二月に崎森青年団より「中学校馬立分校敷地購入の既定方針を堅持されたい」との陳情がなされ、これから学校敷地を玉利にするか、馬立にするかの問題が起り紛糾を続けることになった。

昭和二十五年になって問題の解決をめぐる敷地を玉利付近に決めるべきだとする意見と馬立に設置の既定方針を進めるべきだとする村当局とが対立し村行政上あらゆる面に影響を生じ、ついに重留重助村長はこの紛糾の責を負って同年四月議会に辞表を提出した。そして六月二十日後任の村長選挙がおこなわれ、その結果岩下司馬が当選村長の職に就任、問題の解決に当たることとなった。

11 昭和二十七年七月二十日農業委員会委員の選挙が行なわれ、同年八月一日より農業委員会が発足することになった。

12 詳細は第三編第二章第三節四の(2)項参照のこと。崎森迫部落分村加治木町へ編入する。

昭和二十六年三月初、崎森迫部落五十戸が分村加治木町へ編入したい旨の陳情が村当局になされ、村行政の上に大きな波紋を投ずることになった。

同年九月になって村長、助役、村議会特別委員会と崎森地区代表(主に迫周辺に土地を有するもの)との懇談会がもたれ、学識経験者や各種団体長との意見交換がなされた。そして村の先輩元老前村長久木田筑之助の意見を求めての話し合いを進めて、ついに加治木町側との協議をも開くことになった。

加治木町側からは曾木町長をはじめ、議会側よりは福村議長外九名の議会議員が出席し協議をおこなう、この会は順調に進み終了、溝辺村議会は十月十八日、去る昭和二十三年の長谷部落の分村に次いで迫部落の分村加治木町への編入を議決したのである。

そして各般の分村作業事務を進め、翌二十七年十月一日付をもって迫部落五十三戸二八五人と字春田、黄牟田、平田、下宮田、前田、梅木、樋渡、梨田、

宮田、前川、宇都、脇田の計一二三面積〇、六八平方
軒の土地とともに加治木町に編入されたのである。

- 13 昭和二十六年九月十八日、固定資産評価委員会が
発足、初代委員には、犬童重行、野元宗吉、満塩清
(鍋)の三名が選任された。

14 ルース台風の災害発生

昭和二十六年十月十四日戦後最大の台風ルース台
風が襲来、村内に大きな被害を与えた。その被害の
主なるものは次のとおりであった。

死者 一名

住宅の全壊 四八戸

住宅の半壊 五九戸

その他の家屋全壊 三八戸

半壊 三二戸

右 被害額 一〇、三四二、〇〇〇円

学校施設災害額 四、七八七、〇〇〇円

農作物被害額 五六、二九七、〇〇〇円

被害総額 七一、四二六、〇〇〇円

上記のように全く予期しない被害を受けたので、
村当局としては被害者に対する対策を講ずることに
した。

ア 被害者に対する村税減免条例の制定

イ 災害対策費一、〇一六、〇〇〇円の予算化
ウ 村有林の木材二〇〇石の間伐処分をなし、全壊
家屋一戸に対し金五〇〇〇円の見舞金の支給実施
エ 仮設住宅四戸分一八万円の補助確保に努力
オ 国有林払下げ 五四二石

- 15 昭和二十七年十月三十一日、選挙管理委員会委員
四人が三人に改正され、野村秀男、徳重清憲、岩元
時義委員の三人が選任された。

16 村教育委員会の設置

村教育委員会設置のため、昭和二十七年十月五日
に教育委員選挙がおこなわれ、その結果次の委員松
山績、外山一技、二見源吾、田上静の四名が選出さ
れた。なお議会議員選出委員国生重義、教育長代行
野村秀男助役(兼)の六名をもって構成、溝辺村教
育委員会が同年十一月一日設置され村教育行政機関
としての発足をみたのである。

初代委員長には松山績委員長、専任教育長がおか
れたのは翌二十八年四月一日、初代教育長に中間芳
雄教育長が就任された。

(第三編第六章教育委員会の項参照)

17 部落駐在員制度設置

昭和二十八年四月従来の部落連絡員制度を廃止し

部落駐在員設置条例を制定村内を三十区にわけ各區に駐在員を置くこととした。

そしてこれから駐在員には、その区の大小の規模により率を定めて手当を支給することになった。

18 昭和二十八年六月、竹子小学校新校舎増築（五教室一二二、五坪）の工事竣工

19 溝辺中学校馬立分校問題の解決

溝辺中学校馬立分校はその位置の問題をめぐって紛糾するなかで、新校舎建築に着工昭和二十六年三月に竣工した。そこで村当局は生徒の移転収容を図ったが、玉利地区との話し合いの妥結にいたらず、そのまま約二ケ年間放置されていたが、昭和二十八年四月ようやく話し合いが成立した。成立にいたった条件は、これまでの村当局の方針を変え、溝辺中学校玉利分校は玉利小学校に併置されていたものを整備し、昭和二十九年四月より玉利中学校とすることとし、一方新築された馬立の新校舎は、玉利小学校馬立分校として発足させることとする条件で話し合いが成立した。そして昭和二十九年四月には玉利中学校と同様竹子にも竹子中学校の創立をなすことを村当局はきめ、二十八年五月十五日に馬立分校は玉利小学校馬立分校として開校式が挙行され、長年

に亘る中学校馬立分校の学校問題が一応解決の目途がつくにいったのである。

二十九年四月には溝辺中学玉利分校は玉利中学校として発足し、竹子にも竹子中学校が創立され竹子小学校に併設、これで村内の中学校教育は三中学校においておこなわれることになったのである。

20 町村合併促進法の施行

昭和二十九年になって町村合併促進法が施行され本村は県の合併計画案である加治木町との二ヶ町村の合併には反対の意を表明し、別に重富、帖佐、山田を含めた五ヶ町村合併案に賛成をするとし、代表者をこれら関係町村に送り呼びかけをなしたが、いづれも成立せず今日にいたっている。

21 昭和三十年四月の村議会議員選挙の時から、従来の定員二十二名が、一八名に改められることになった。

22 昭和三十年七月十二日、監査員制度発足、委員に二見喜吉、田上静の二名選任さる。

23 昭和三十年八月、竹子中学校新校舎（二教室）新築落成。

24 昭和三十年十二月本村にはじめて、村公用車トラック型小型自動車一台が八十六万円で購入され、公

用車が登場することになった。

- 25 昭和三十一年八月竹子共正会は竹子小学校に、講堂一棟（一二坪）を工費四〇〇万円で新築、村に貸与していたが、昭和三十三年五月二十二日村有とするため村当局は譲り渡しを受けた。（寄付採納）

- 26 昭和三十一年十一月一日、溝辺小学校講堂が竣工する。工費は四二〇万円となっている。

- 27 昭和三十三年三月、竹子中学校新校舎増築（三教室）落成、工費は一六万五千円となっている。

- 28 昭和三十三年に村有地有川白崩三一四六番地山林二一町二反一九歩のうち、実測面積三町八反五畝一〇歩を基本財産台帳整理の関係で、竹之内文雄外三十一名に処分をなしている。

- 29 昭和三十三年三月に玉利中学校中央校舎が竣工した。（建坪面積九〇、六二五坪、工費は二二九・八万円）

- 30 昭和三十三年六月に溝辺村議会事務局が設置され議会事務の充実をはかることになった。

- 31 昭和三十三年十一月の溝辺村議会において、溝辺村民の長年に亘る宿願であった町制への移行問題について、現在までの「村」を「町」に改め、昭和三十

十四年四月一日から溝辺町としての町制施行をなすことの議決がなされ「町」に改める準備が開始されることになった。

四 財 政

村政時代の財政については資料の不足（昭和二十一年以前）、不備のためこれを詳細にすることができない。昭和二十二年以降町制移行前の分については次節で述べたい。

（資料・総務課、議会事務局）

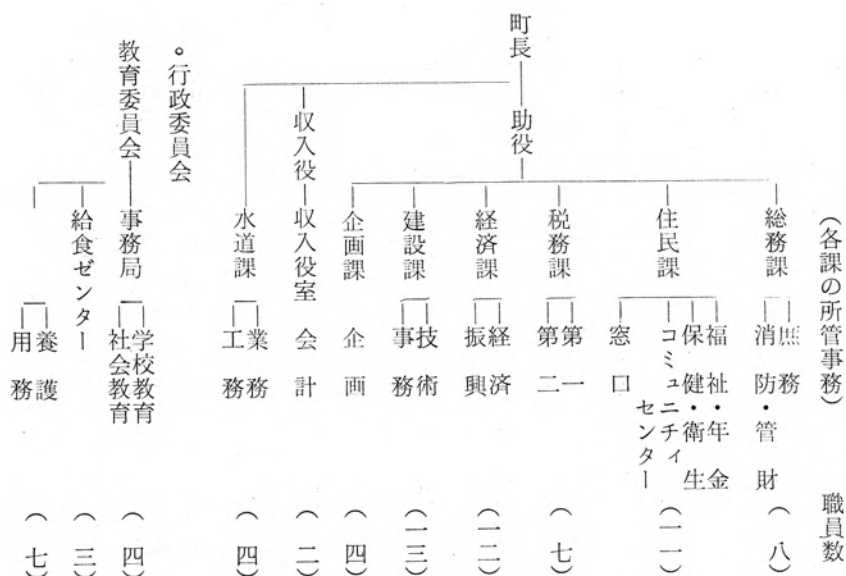
第三節 現在の溝辺

一 町政の実施

村制実施以来満七十年、その間堅実な歩みが続けてきたわが溝辺村は、町制実施への気運の塾した昭和三十三年十一月に、昭和三十四年四月一日より溝辺村を溝辺町に改称町制を実施することを決定し、町民がながいあいだ念願してきた町制が四月一日に施行実現され、新しい町制の時代をここに名実ともに迎え、力強い一歩を踏み出したのである。

二 町政の機構（昭和四十七年度現在）

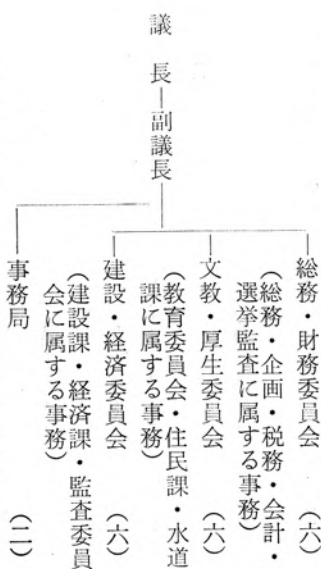
1 役場の機構（執行機関）



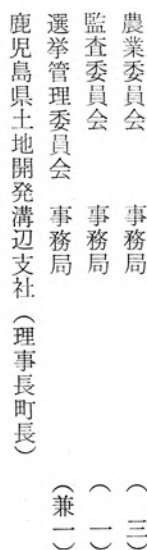
代	町長	任期	助役	収入役
初代	岩下 司馬	昭和34・4・37・5	野村 秀男	堂平 耕吉
二代	野村 秀男	37・6・45・5	有馬 四郎	田畑 耕夫
三代	有馬 四郎	45・6・現在	堂平 耕吉	堂平 耕吉

3 歴代三役 (町制施行後)

町議会の定例会は年四回、臨時議会はその都度開会される。



2 議会の機構 (議決機関)



4 歴代議長及び副議長

代	議長	副議長	任期
初代(四)	田上 静	野間 哲司	昭和34.5.12 ~ 36.4.4
二代(四)	山崎 虎熊	最勝寺良直	36.5.1 ~ 41.4.10
三代(四)	最勝寺良直	満塩 清	41.4.11 ~ 42.4.30
四代(四)	岩元 保雄	今吉 近衛	42.5.1 ~ 46.4.30
五代(四)	岩元 保雄	重丸 三郎	46.5.1 ~ 現在

5 町議会議員

町議会議員の定数は、昭和四十五年の国勢調査で人口が六、四四六人に減じ、過疎町として国の指定を受けたので横川、吉松、霧島町等類似町なみの一六名に減じたらどうかと度々検討されたが、新鹿児島空港建設問題がおこり、将来の人口動態等を考慮して定数減は見送られることになり、引続いて定数は一八名である。

町議会議員の選挙によって当選した町議会議員は次のとおりである。

△ 昭和二十四年四月三十日一般選挙(定員一八名)

米丸一夫、松山政行、追鳥嘉成、村田三夫、野間哲司、今村秀雄、重留三千夫、徳永庄次郎、今

吉近衛、満塩清、重森秀雄、最勝寺良直、宗像正夫、川添静、竹之内秀雄、山崎虎熊、田上静、有村斉吉

△ 昭和三十七年六月一日補欠選挙(一名)

吉森周一

△ 昭和三十八年四月三十日一般選挙(定員一八名)

岩元保雄、森田清熊、末重忠男、米丸一男、重丸三郎、末原栄吉、荻迫武男、竹下正成、吉森周一、村田三夫、重留三千夫、徳永正次郎、今吉近衛、満塩清、最勝寺良直、竹之内秀雄、岩下司馬山崎虎熊

△ 昭和四十一年五月二十日補欠選挙(五名)

池沢勇吉、今吉進、延時力蔵、村田久夫、住吉秀彦

△ 昭和四十二年四月二十八日一般選挙(定員一八名)

岩元保雄、春田時雄、池沢勇吉、飯屋園静男、徳永重幸、今吉進、末重忠男、延時力蔵、本吉光夫、重丸三郎、山崎正、満塩清(石原)蔵国哲二、村田久夫、住吉秀彦、末原栄吉、今吉近衛、岩下司馬

△ 昭和四十五年五月二十六日補欠選挙(一名)

満塩郁夫

△ 昭和四十六年四月二十五日一般選挙（定員一八

名）

岩元保雄、春田時雄、野間重雄、満塩郁夫、池

沢勇吉、仮屋園静男、徳永重幸、森田清熊、今吉

進、八木鉄矢、末重忠男、延時力蔵、米丸一夫、

住吉優、本吉光夫、竹之内春見、有村四郎、重丸

三郎

三 町行政上、その主なるものをあげると次のとおりである。

1 昭和三十四年四月一日町制施行、溝辺村を溝辺町

と改称し、めでたく町行政が施行されることになっ

た。そして岩下司馬村長が初代町長となり新らしく

町行政がおこなわれることになった。

2 昭和三十五年二月野村秀男助役及び堂平耕吉収入

役の任期満了に伴って、収入役には有馬四郎収入役

が選任され、また助役の制度は廃止されることとな

り、町役場の機構は五課制を総務、振興課の二課制

とし、総務課に庶務・住民・税務の各係を置き、振興

課に企画・振興・建設の各係を置くことになった。

昭和三十六年二月に至って一時廃止された助役制が復活されることとなり、有馬四郎助役が選任され

収入役には田畑耕夫収入役が選任された。

3 昭和三十五年に加治木町錦江町に学生寮として、建物四三・二五坪と敷地一五五坪を購入した。

4 昭和三十五年から福祉年金支給の開始。

5 昭和三十六年一月国民健康保険事業が発足する。

6 昭和三十七年五月七日皇太子ご夫妻の高屋山陵ご参拝があり、当日は町をあげて奉迎をおこなった。

7 第二代野村秀男町長の登場

六月、町長の任期満了に伴い町長選挙がおこなわれ、現職岩下町長と元助役野村秀男の二名が立候補

した。選挙の結果野村秀男当選二代目町長に就任し

た。岩下司馬前町長は在任期間三期十二年、この間

産業の振興開発や学校施設の整備、町制施行など幾

多の功績を残して野村町長と交替することになった

のである。

8 昭和三十七年八月これまでの役場の二課制は、ま

た、五課制に復活されることになった。

9 農業法人による宮川内柑きつ樹園地の設置。

昭和三十七年から陳情が続行されていた宮川内および野坂地区の宮川内牧場無償払下げの件、陳情提出後公聴会などを開催し、審議検討をおこなっていたが、昭和三十九年六月に至って、

竹子城ヶ尾一、五七九の四

原野 二三町一〇歩

竹子瀬戸山二、七八八の六

原野 三〇町六反六畝一〇歩

合計 五三町六反六畝二〇歩

以上の土地を関係地区民に無償払下げをおこなうことに決定をみた。これが二九名の農業法人による宮川内柑きつ樹園地と個人の人工林の二種類に配分されている。

10 昭和三十九年八月一日に西部四カ町衛生処理組合

が設立され、し尿処理場設立計画が具体化し、加治木町木田塩入に設立のため着工、昭和四十二年三月完成した。その内容は消化法式による施設で、一日三〇キロリットルの消化処理機能を有する処理場の実現をみたのである。

ちなみに総事業費は六、七五三万一、七七九円で各町負担金総額は三三八万二九円となっている。設立後は年次的に各町で計費を負担しあっている。

11 昭和四十年一月二十五日溝辺町学校給食ゼンター

が完成、面積は二三三・五平方メートル、工費七〇八万三千円をかけて溝辺小下校庭北東の場所に建設二月から全町の学校給食（完全給食）業務が開始さ

れることになった。

12 昭和四十一年六月、溝辺中央公民館設置のため建

築工事中であった公民館（敷地四、九九五平方メートル、建物八六三・七一平方メートル）が、総工費一、八〇〇万円で五月に竣工、六月より一般の利用が開始されることになった。

13 昭和四十二年二月十日農村電話設置開通。

昭和四十一年に農村における集団自動電話を設置する問題の調査のため、町議会に特別委員会が設置され、特別委の活動は早速効果を生み十一月には電話加入申込みをなす段階へ進展、四十二年二月十日を期して開通されることになった。

14 昭和四十三年二月十二日陵南小学校開校式。

玉利小馬立分校は昭和三十八年四月より児童数の減少によって、正常な教育ができない状態になりつつあることから、本校との合併についての話し合いがもたれていたが、三十九年になるや馬立分校の本校への合併促進委員会が発足し、この問題に關しての具体的検討がおこなわれ、六月のPTA総会にこの件が図られ合併することの決定をみた。

そこで町としては、現在馬立分校区の児童については、合併後通学補助金を支給することを条件とし

て、統合の全面的決定をみるにいたった。そして昭和四十年三月馬立分校の閉校式があげられ、本校と統合し昭和四十年四月より玉利小学校は、玉利教場と馬立教場の二教場をもって発足した。

昭和四十一年玉利小学校の新校舎建築計画に伴って、統合校とし校名を変更することに決定、学校の位置が、高屋山陵の南に位置することより「陵南小学校」と命名され、四月一日より新らしく発足することとなった。

昭和四十一年七月二十三日陵南小学校新校舎第一期工事起工、昭和四十二年二月第一期工事完成（一教室一、三五二平方メートル、三階建鉄筋校舎）した。引続いて七月十五日第二期工事（管理室、屋体）起工、昭和四十二年二月工事完成二月二十四日に落成式が挙行された。敷地面積一一、七七六平方メートル、校舎面積一、八二〇・五平方メートル、屋体四三五平方メートル計二、二五五・五平方メートルを保有する近代的な教育施設を誇る建物で、町内の各学校にさきがけて総鉄筋校舎の学校建築が完成、その総事業費は約七、八〇〇万円となっている。

昭和四十三年二月十日両教場の閉校式がおこなわれ、二月十二日に陵南小学校開校式が挙行、玉利小

学校は現在の地に移転陵南小学校として発足をみたのである。

なお昭和三十八年以來の案件であった問題が完全に名実ともに結実し、校区民は勿論町民あげて喜びあったのである。またこの校舎の設計者は有川建築設計事務所で施工者は鹿児島市の中島建設KKであった。

15 昭和四十三年四月一日溝辺中学校と竹子中学校の統合なる。

四十三年度になると竹子中学校は生徒数が極度に減少、学級数も三学級編制に減じ、職員数も定員五名となるため、中学校教育の実質的学力低下はまぬがれない情況になると判断、町教育委員会では溝辺中と竹子中の早期統合の線をうちだし、竹子地区民に対して理解と協力を求めるため、七月二十九日竹子小学校に各部落の組合長、PTA会長、各種団体長、地区町議会議員等の集合を求め、統合の必要性を説明し、その実現方の協力を求めた。

さらに八月からは、各部落毎に集合を要望、訪問し、地区民全員の理解と協力を求めた結果、馬立分校の統合に準じて、生徒の遠距離通学補助を支給することで話し合いが付き、四十三年四月一日を統合

の用途として準備をすすめることとなった。

町議会においては九月議会で両校の統合を議決、竹子地区遠距離通学の生徒に対する通学費補助支給の条例を定め、四十三年四月一日中学校統合の実現をみた。

- 16 昭和四十三年（明治百年）、町においては明治百年記念事業として、竹子外松三、一四二番地の九〇アールに、町内一三団体一四六名で杉二、五〇〇本松二、七〇〇本の植樹を実施、各種団体毎の森と名称づけた。

- 17 昭和四十四年四月一日町施行十周年を迎えたのでこれを記念する式典がおこなわれた。

この日同時に町章ならびに町民憲章を制定し、また各種の自治功労者の表彰もおこなわれた。

- 18 昭和四十四年十二月十一日溝辺中学校は職員室の石油ストーブの過失によって出火し、木造校舎教室四九六平方メートル一棟、五九平方メートルの用務員室二棟を焼失する災害に遭遇した。発生時刻は午前十時であったが、幸い生徒も職員も全員無事であった。

- 19 昭和四十五年三月西部四カ町衛生処理組合で加治木町木田に塵芥処理場建設に着工し、同年十月に完

成をみたが、一日の消却量は二五トンの消却機能をもつ処理場である。総事業費は五、九一三万一千円で、四カ町の負担金総額は二、七一三万一千円であった。

- 20 昭和四十五年四月に法律第三一号によって制定された「過疎地域対策緊急措置法」の適用を本町も受けることになり、町では溝辺町過疎地域振興計画を策定議決した。

- 21 昭和四十五年五月十五日溝辺中学校新校舎竣工。溝辺中学校は、校地狭く校舎も老朽化しているため、新校地を求め統合校としての新校舎建築を計画、四十四、四十五の二カ年継続事業で、新しい地に移転、校舎が新築されたのである。

四十五年五月十五日新校舎竣工、同日新校舎へ移転、四十六年三月一日屋内体育館竣工近代的な学園として溝辺中学校、敷地総面積一八、三〇六平方メートル、総工事費一億五八七万四千七〇〇円を投じ、新施設陣容が整えられた。三月六日午後溝辺中学校統合新築校舎落成式が挙行され、県よりは金丸知事代理、県鮫島教育長、始良教育事務所長並びに各町代表者多数の来賓を迎え盛大意義ある落成式となった。

22 新有馬町長の登場

昭和四十五年六月野村町長の任期満了につき、有馬四郎前助役が立候補、ほかに立候補者なく無投票で有馬四郎当選、第三代溝辺町長に就任することになった。

野村前町長は町長在職二期八カ年間に在職、第二期目の後半期に新鹿兒島空港建設問題がおり、溝辺町有史以来の難関事に遭遇し、これが決定をみるまでの間、変転する経過をみまもりながら鋭意解決への努力を傾注し、問題の判断処理をおこない、ようやく空港建設の決定をみるに至った。任期満了この時点で野村前町長は勇退し、その建設完成開港を見ずして有馬新町長へ町政は引き継がれたのである。そして助役に堂平耕吉助役、収入役には新村藤吉収入役を選任した。

23 町上水道設置

新らしく建設される新鹿兒島空港をはじめ町内全域にわたる用水確保のため、町当局では県と協議し大字有川麦牟田に県が工費三六八万五千円の掘削費と一四九万円の設計委託費を支出し、竹子地区と一部遠隔地を除き全町内に給水する目的で上水道設置事業を計画検討してきたが、この件に関しては関係

部落住民に対し説明会を開き、その趣旨を詳細に説明住民の理解と協力を得て、昭和四十五年、第一期工事が開始される運びとなった。この第一期工事は空港をはじめ木佐貫、水尻、横頭、玉利、論地付近の部落を対象にして一億四〇九万五千円で鹿兒島市工事請負業有馬虎夫と工事契約をなし、工事に着工したのである。

またこれと同時に町役場内には水道課を新設し、これに関する一切の業務に当たらせることになった。

24 溝辺町開発公社の設立。町開発のための各種用地の確保、造成、管理、分譲、あつ旋等を目的とする財団法人溝辺町開発公社を設定し、昭和四十五年より開発公社の事業が発足した。

25 昭和四十六年二月、町は町木町花に『棕呂・梅の花』を設定し、町民に対して発表した。

なお町木町花が決定されるまでの経緯は左記のようで、まず一般に広く募集、応募されたものを品種別に集計し、選考委員会は次の審査規準を設定、審議の上決定をみたのである。

- (ア) 普及性のあるもの、(イ) 栽培の容易なもの、
- (ウ) 多年性であること、(エ) 町内に根をおろしたもの

の、(ホ) 常緑のもの、(ハ) 実益を伴ったもの

26 昭和四十六年県営畑地綜合土地改良事業が計画され、昭和五十二年までに溝辺町五四ヘクタール(七五〇戸)、隼人町二二ヘクタール(二〇六戸)、加治木町二九〇ヘクタール(五四四戸)に畑作かんがいを三九・九億円の予算で実施計画がなされ、昭和四十六年から基礎調査が開始されることになった。

27 昭和四十六年四月一日、始良西部四力町消防組合が発足し、同時に常駐の消防署の設置発足をみることとなり、その構成は加治木町木田に本署が設置され、分遣隊が蒲生、溝辺に置かれることとなり、溝辺分遣隊は新鹿兒島空港西隣りの場所に設置され、消防職員一〇名が駐在し、消防業務と救急患者輸送業務に当たっている。設置に要した総経費は一億五千二百八万円で本町の負担金は一、五七三万九千円となっている。

28 昭和四十七年四月一日、鹿兒島空港の開港をみた。

29 昭和四十七年八月、西部四力町衛生処理組合で、始良町鍋倉に西始良斎場(火葬場)の建設に着工し四十八年三月に落成した。総工費は四、五一二万円で、四力町の負担金総額は二、八九二万円であった。

またこの施設には昭和四八年度から吉田町も加入した。

30 昭和四十七年十二月十八日、コミュニティセンターの落成式が挙行され、二十日より開館された。

(資料、総務課、議事事務局)

四 町(村) 財政

終戦後新らしく発足をみた地方自治体は、地方財政の確立と町(村)民の各戸の経済基盤の立てなおしが強調され、町(村)民もまた努力を続けてきたが、年々ともどもなく悪化するインフレを前に、強く要望期待された税制の改正もなく、昭和二十五年のシャープ勧告による税制の改正をはじめ若干の改正が実施され、昭和二十八年以降やや停滯気味のインフレには町村財政は極めて貧弱ながら、どうやら安定への傾向をみせはじめた。

本村(町)の財政の実態は終戦直後(昭和二十二)の予算歳入面にみる自主財源の決算額に対する比率は僅か三〇・六二パーセントを示めるに過ぎず、地方交付税、国、県補助金その他による依存財源は六九・三八パーセントを占めており、またそれより約十年後の村制最終時代(昭和三十三年)の予算にみられる自主財源は約三七・〇一パーセント、依存財源は約六三パー

ゼント弱を占めており、若干の自主財源率の上昇がみられるが、そのころ、本村の財政の実態は貧弱であり裕福とはいえず、かつ安全度合の少ないものであったことがうかがわれる。

本村では昭和三十四年四月より町制へ移行、その後わが国の経済は年々成長を遂げ今日に至っているが、その間の予算面の数字をみると大体その成長の経過を推察することができる。

本町では昭和二十八年ごろから「〇千万円」台に上昇年次的に急上昇傾向をたどり、昭和三十九年度よりは一億円台に乗り四十三年度までは二億円以下、四十四、四十五年度は三億円台、四十六年度は四億円台、四十七年度は六億円台の大台に上昇しているのが現状である。

かように予算の数字が膨大に上昇してきた大きな原因は国家経済成長に基因するものであり、さらにその原因を具体的にみていけば種々な問題があるであろうが、その主なるものは物価上昇に伴う人件費の膨大と消耗的支出費が増大されてきたことがその主なるものではなからうか、かように考えてくると上昇した数字のみによって手放しに喜んでいいわけではない。

ちなみに本町歳入の予算面に表現されている自主財

源をみれば、昭和二十二年以降自主財源の比率が三〇パーセント以上の台にあることは三十四年まで、三十五年は一〇パーセント減少、二〇パーセント台に減少低下、三十八年度からさらに減少一〇パーセント台となり四十四年度がようやく一年二〇パーセントとなり四十五、四十六年度には一〇パーセント台以下に低下その極に達し、四十七年一五パーセントと一〇パーセント台に上昇しているような現状であり、喜ばしい現象ではない。

このように自主財源が低下し、全く依存財源によって町行政がおこなわれている現実には、この間の時代の流れと進展に伴って純農村地域が内容的に大きく変ってきた変遷の経緯を物語るものといえよう。すなわち高度経済成長の国策に伴う波にさらわれた過疎問題、季節労働者への転出問題、農地休耕問題、自然災害の発生等幾多の問題原因を累積内包しながら、純農村における生産活動ならびに生産量の低下は、低下低下と一方的傾向をたどってきたため、その結果が自主財源比率低下の現状となり、自主財源すなわち町財政力は減少し、依存財源との格差はひどくなっているのである。

しかし、かようなきびしい町財政の状況のなかで町当局は思索を練り幾多の苦難を克服し、全般的な町行

政を強力に推進しながら、一方では公共的施設の設置を年次的に計画推進が図られてきている。

最近のものではまづ、町中央公民館設置、学校給食センターの設置、陵南小学校の移転改築、統合溝辺中学

校の移転改築、上水道給水施設の実現、コミュニティセンターの設置等の事業を完遂されてきたのである。
次に本町の予算推移の状況を示すと次のようである。

歳入

(資料 総務課)

年度	決算額	交付税	一般税	財産収入	国県支出金	自主財源(一般税) (財産収入)の 決算額に対する比率
一一一	一、九三六、七七一	五、一九一、三三三	五、九三三、六五三	一、三三三	四、六〇六、四八九	三〇・六二%
一一二	一、四八八、二七五	六、六三三、〇〇〇	一三、四九二、八七一	一、〇〇四、七七一	三、三九〇、九三三	三九・五一%
一一三	四、五九三、三七八	一、一八五、五五五	一三、八一〇、六六〇	三、六四八、四二四	九、二七七、八六三	三七・〇一%
一一四	五、〇三三、四二九	一、三二六、八八八	一四、〇二二、二六三	五、一八六、三四二	五、九六五、八四九	三八・二二%
一一五	五、四三六、九六九	一、七七一、〇〇〇	一四、七六〇、一〇一	四、八五七、七三九	七、九三三、一六三	二八・〇四%
一一六	六、九七二、七七一	二、五〇八、八八八	一五、〇八三、七七七	一、三三九、三三九	一三、〇七二、八三三	二五・五三%
一一七	八、二九九、五五二	三、〇〇六、六六六	一四、六二六、六八五	四、三九七、四四一	一七、七三三、一一一	二二・九一%
一一八	九、二〇三、八八一	三、六一六、〇〇〇	一五、〇二二、七七七	一、七三三、四四三	二二、〇八三、一七二	二一・八九%
一一九	一、八〇八、四三六	四、七三三、四四三	一五、九三三、三六六	五、三三七、七二六	三三、〇六七、四二〇	一三・九四%
一二〇	一、四二二、三六八	五、四三三、八八八	一六、三三八、八三三	七、八四六、九七〇	三二、四〇四、六五二	一八・一九%
一二一	一、五二二、三〇七	五、九四四、〇〇〇	一七、九三三、六六六	五、三六七、五五五	四四、〇四四、四四四	一三・五八%
一二二	一、五八二、七五五	六、一五五、〇〇〇	一八、五八二、一六三	二、三四八、六〇一	二四、三六三、二二一	一三・三三%
一二三	一、四二二、四四四	六、〇三七、〇〇〇	二二、二八二、〇五五	三、四〇六、三三〇	二四、一三六、八六五	一五・七七%
一二四	一、三八七、九四一	六、一五五、〇〇〇	二五、九三三、二二六	三、九二八、三七七	五八、五八五、六三三	二〇・四三%
一二五	三、八八七、四〇六	一、四八二、〇〇〇	三三、六六三、〇〇〇	一、九〇五、一五二	八四、八三三、一四四	九・五〇%
一二六	四、八八八、四四四	一、四七二、〇〇〇	四〇、六六六、九〇九	四、〇六六、〇四四	八二、九七八、六五三	九・一六%
一二七	六、二二二、〇九〇	二、五七九、六六六	四七、〇九〇、一〇八	二、四六六、二七七	一〇〇、四〇一、八九〇	一五・〇〇%

歳 出

年度	決算額	議会費	役場費	教育費
二二	一、六八八、一八四	四一、三二二	六五五、六五七	二七四、四八四
二一	三、四七八、四〇〇	一、三四三、九六六	八、九九八、五〇〇	七、二五五、三七七
二〇	四、八二二、四七五	一、三九四、二九〇	九、五三三、二四七	七、五〇七、九七五
一九	四、五七七、四八一	一、三六五、四八三	一〇、二五五、八三八	一五〇、〇八五、七三三
一八	五、四七三、一五一	二、〇〇五、九三三	一一、〇五五、五九九	八、六二九、八八一
一七	六、八九七、七三三	二、三三三、一五六	一五、五五一、九九九	七、七四九、六六八
一六	七、九七五、三八八	三、〇四〇、一〇一	一八、二八九、二四九	一一、〇一九、七五九
一五	八、六三八、四四四	三、一二七、八〇四	二〇、四九九、七五二	一〇、八四四、一五六
一四	一、四七二、三九二	三、三六〇、一〇五	一九、三一九、一三二	一八、三六八、四八四
一三	一、三六六、六八九、七二〇	四、〇〇九、〇七四	一九、〇〇四、〇〇五	三、八七五、六三〇
一二	一、四四〇、六九一	四、八七五、〇〇四	二〇、六六五、四四九	五、八六七、二九二
一一	一、五五五、八五六、六八六	五、三三三、三四〇	二六、三九九、七七七	五、六五五、〇八八
一〇	一、六四四、〇七二	五、七六六、七七七	三三、四八五、七五五	二九、〇三七、〇〇三
〇九	二、八七四、六九〇	七、一〇六、二〇九	八六、八三三、二四四	七、三三八、六七六
〇八	三、六七五、九〇五、八八四	九、一一一、一八九	五四、二五八、六二二	一五、〇八四、五七五
〇七	四、六五五、五八〇、八九一	一一、五八五、六六四	八〇、七五五、九三三	五、〇一三、八八一
〇六	五、八八〇、〇九七、七五五	一二、五〇〇、六一三	一一六、六八八、八九七	六、一七五、二四三

(資料 総務課)

第四節 各大字の任意自治団体

前節までに明治以降の溝辺の行政及び財政について概要を述べてきたが、その間およそ百年の久しきにわたって直接首長となり行政を進めてきた歴代の責任者には幾多の辛苦の連続、あるいは農村恐慌には遭遇しながら時代の流れとともに幾変転する状況の中で、村・町の一般民衆のために、最善の努力を払って今日の溝辺をきずいたその苦心、功績は過去の行政史の上に明らかにその様相が物語られている。

なお個々の首長についての業績は後節にゆずることとし、ここには行政と不離一体の關係に立って、地域住民の福利増進に少なからぬ貢献をした、溝辺に見る特異な大字形態について一べつを試みたい。

本町は旧藩政時代には竹子・有川・三繩・麓・崎森の五つの村があり、それぞれ庄屋の支配下にあつて、諸行政が進められ逐次発展してきた。進んで明治維新後明治二年版籍奉還、明治四年廃藩置縣など、新政府によって諸制度の改革が着々と実施され、近代国家として、その面目を一新したことは前に述べた通りであるが、明治二十一年町村制実施に伴って、従来の五つの村は新しい溝辺村の五つの大字に、その名称は藩政時代のままの村

の名称を踏襲されることとなり、大字名はそれぞれ今日に至っている。

この五つの大字は古くから、鷹屋神社（麓）・飯留神社（有川）・前玉神社（三縄）・金峰神社（崎森）・稲荷神社（竹子）を大字の産土神として奉祀し、敬神崇祖の精神面のかん養をはかり、また区内融和親睦の拠点として崇敬をしてきたのである。

その後明治中ごろ各地域大字に時代的背景によって、自主的任意団体が組織されてきた。その団体に竹子の共正会、有川の同志会、三縄の自願会、崎森の共志会、麓の公正会など独自の団体が組織され、大字地区内の山林・原野などの財産管理、地域内産業振興等に関する事業の推進、公共施設の改良事業、学校教育施設に対する後援、福利厚生に関する事業等、地域内における総合的自治行政の主体となるまで発展し、今日に至っているといつてよいだろう。かかる迫力ある任意大字団体が、村（町）政を盛り上げるために、蔭の力となり地域課題を解決してきたことはもち論、地域の公共施設の完成を図って行く過程においては、村（町）の事業の肩代りを負担するとして、地元負担金を受けもつてみたり、惜しみなき労力奉仕などを提供し、物心両面に亘って協力的に貢献その役割を果たしてきた業績は、大きく賞賛されるべきもの

であり、村（町）行政力と混然一体となって今日の本町の政治・財政・経済・教育・文化を發展せしめてきた原動力であったと称してもあえて過言ではあるまい。

かような観点に立ち、村（町）への協力的機関として長い歴史をもち、各々その特性を発揮している任意の自治団体のことについて、今少し具体的に紹介すると次のとおりである。

一 竹子共正会

(一) 創立 明治二十九年九月

(二) 共正会創立の由来

明治の中期日清戦役の終わったころ、わが村の青年の志気は廃たいし、発展的気魄を失いつつあった。それに加えて毎工程打続く旱害もまた一つの悩みであり、上・下方限は水田への水引きのことが禍をなして対立し、「下やっどんが」、「上わろどんが」と上下の対立が年々激化し、極めて深刻なありさまであった。

当時加治木の柅城小補習科に在学していた久木田筑之助青年は、在住していた加治木の青年のあり方を「青雲舎、有為舎の剣道や柔道を学び、また研究討論会を開催し修養に打ち込む姿勢」をみきわめ感動していた。学びを終えて郷里竹子に帰ったが、そ

のころ若い青年たちは、田舎でなんの刺激もなくただ駄落忙然として、夜は竹子中央の説教所に集り、夜ふけまで馬鹿話しに花を咲かせて、そのまま宿泊し翌朝帰宅するのが常であることを知り、この青年たちの駄落の気風と上、下方限の精神的対立の深刻激化の二つを憂え、同志村田経助・斉藤栄助・村田定左衛門等に相諮り、下方限の沼口源内・竹之内彦太郎等と幾回ともなく懇談に向き、ようやく納得賛同を得るにいたったので氣運墊したとして、竹子一円をもって明治二十九年九月竹子青年共正会の結成をみたのである。

当時先輩（氏子総代）に稻荷神社の社有田（一町歩以上）の小作料の収支決算に関して質問を提出したところ、不明瞭不可解の点が多かった。そこで今後なんとかしてこれを明確にしたい希望をもった青年たちは、話し合いの結果この解決策は青年のみの力では困難な問題と判断し、翌三十年十月には青年の二字を削除し竹子共正会と名称を改正、区民の総選挙によって幹事一五名を選出し、幹事中より正副会長と会計書記を選定し会の運営に当たり、暫時会の力を得て地域の課題解決に力を注ぎ、荒廃に期した道路の改修、神社の修築などの事業にのりだすに

いたった。

しかしたちまちにして資金財源面に行きづまり、共有財産造成の必要性に注目し、旧島津藩政時代の衆力山を基礎にして官有林を払い下げ、結集して各組合の採草放牧地に提供せしめ、竹子共有林を設置（当時三五〇町歩位）、年次計画で造林事業の実施を会是となし、大字地区民の将来の共有財源確得のための事業実施を計画、画期的な事業へのスタートがきられたのである。

そして長年にわたって地区民の努力が累積されてきたのである。なおこの会は結成以来自主的な大字行政の主体となり年々幾多の地域的課題解決のための事業を計画実施今日にいたっている。

(三) 歴代の会長副会長は次のとおりである。

代 会 長 任期（二期は二ヶ年間）副会長

初代 上原矢左衛門 二期 自明治元年度 宗像 林角
至同 三年度

二代 原田 尚健 五期 自明治三年度 久木田筑之助
至同 四年度 志岐矢太郎

三代 志岐矢太郎 一期 自明治三年度 竹下 一助
至 四年度

四代 原田 貞夫 一期 自明治四年度 志岐矢太郎
至大正元年度

五代 久木田筑之助 三期 自大正二年度岩元正左衛門
至昭和三年度 壹岐天太郎

大正三年
同 九年

道路第二次拡張工事完了

六代 竹下 一助 三期 自昭和六年度 壹岐
至同三年度 佐藤 芳直

△

境内)、親睦修養道場
稻荷神社を現在の地に移転改築、
遷宮式挙行。

七代 岩元己之助 一期 自昭和七年度 飯屋 新助
最勝寺良直 至同三年度 村田 久夫
竹ノ内松雄

昭和七年

昭和七年第三次道路拡張工事に着
工、県道編入の計画を進め、昭和
二十六年遂に完成。同年十月より
南国交通のバスが運行されるよう
になり、長年の地区民の宿願達成
さる。

八代 田上 静 二期 自昭和六年度 飯屋 新助
至同三年度 村田 久夫

野村 秀男

× 昭和三十一年八月八日指令鹿教社第四一九号を
もって、財団法人竹子共正会認可

九代 今村 秀雄 三期 自昭和三年度 村田 久夫
至同三年度

同 二十四年

二〇代 村田 久夫 三期 自昭和七年度 今村 秀雄
至同三年度 下久保 伴

同 三十一年七月

二代 蔵国 哲二 現 下久保 伴

(四) 実施してきた主なる事業

明治三十年十月 幅員(一間)道路完成

同 三十二年五月 神社改修築が落成したので遷宮
式挙行

△

同 四十二年 竹子小学校増築、義務教育六年
制設置に貢献する。

△

竹子公民館を現在の地に移転改築
する(公会堂を移転)。
神社有田地を農地改革によって、
小作人に売却処分する。

同三十一年
八月八日

財団法人竹子共正会の設置認可を受ける。

同三十一年九月

竹子共正会創立六〇周年記念式、講堂竣工式、財団法人認可祝賀式の三式を合併して挙行する。

同三十七年五月より五ヶ年計画によつて

農道改修工事を完成する（六線）

金山道の幅員復旧工事完成（十文字）宮川内県道まで）

昭和三十二年二月

簡易水道工事完成し長年にわたる飲料水問題が解決される。

二 有川同志会

(一) 創立 明治三十四年

(二) 目的 本会々員たる者は、大字有川に居住し一家を構えたる者にて、有川における諸般の事を協議し、和親円満なる進歩発達を図るを目的とする。

(三) 歴代の会長名

一〇三代 郡山 明夫（郵便局長）

四〇六代 園田 鎮（農会長）

七〇八代 神田橋亮一（村議）

一〇代 山村 定吉（在郷軍人分会長）

一一〇二二代 園田 鎮

一三〇一六代 山崎 虎熊（町議、農協長）

一七代 山村 定吉

一八〇二〇代 野間藤兵衛（町議）

二一〇二三代 重丸 三郎（町議）

二四代 小野 義行

(四) 実施してきた主なる事業

一 造林

二 地区内道路、橋などの新設工事に要した事業補助。

三 小学校高等科生に対する授業料の負担

四 旧制中等学校学生の通学用バスを購入し、通学生の便宜を図る。

五 溝辺小学校講堂の補助

六 電気架設に対し電柱代補助

七 畜産の振興

(五) 有川育英会（財団法人）

一 認可 昭和三十五年三月（文部大臣）

二 目的事業

この法人は向学心に富み有能なる素質をもつ学生、生徒にして経済的理由により就学困難なる者に對し、学資の貸与、そのほか奨学に必要な認める事業をおこない、もつて将来社会に貢献し得る

人材を育成するを目的とする。

三 事業

1 学資の貸与

2 学校教育施設の助成

3 その他目的達成に必要な事業

大字有川は木場丹生^{につけ}附、竹山を除いて上は十文字から、下は瀬間利にいたるまで町の幹線道路、加治木、栗野線に沿う長さ一里余りにおよぶ地域を占め、その中心石原は町行政機関、教育機関の中枢部をなし、町内の他の地区に比し早くより文化の恵みに浴した地域である。溝辺小学校、中学校の施設設備はもち論、消防団などの後援に、大字有川の果した財政的役割はまことに大きいものがあり、特に溝辺中央公民館の建設に当たっては、多額の補助負担金を支出している。

三 三縄自彊会

(一) 創立

明治四十一年一〇月一三日、日露戦役後の国民精神のち緩を戒めるために下賜された戊申詔書の中にある「自彊息マザルベシ」に基づき自彊会と名付けて発足し今日にいたっている。

(二) 地域の特徴

五つの大字のうち面積人口ともに少なく、管理する財産、事業など他の大字に比較すべくもないが、前玉神社を奉祀して協力一致、区民の福祉向上に努め、特に大麻は一戸漏れなく奉たいし、敬神崇祖の美風高揚に努めている。

初代会長前田重雄、二代会長追鳥嘉之助、三代会長前田重雄、昭和二十四年に前田会長は死亡し、その後任会長には松山績会長となり二十有余年間、会長の任に当たっている。

三縄は原野広く畜産に適する自然的立地条件を生かし、明治、大正にわたり優良仔馬の産地として知られていたが、最近酪農家も殖え、畜産・煙草、茶などとともに、区域の基幹産業として発展するであろう。

次に区民崇敬の中心とされている前玉神社は、昔から牛馬の守護神とし、広く世に知られ春の大祭（元二月二十八日、現三月二十八日）にはおびただしい数にのぼる参拝者の寄進によるおさい銭が大字の尊い財源ともなっている。

(三) 運営の現況

大字内五つの部落井手段、荻迫、今向、桑迫、久留味川から選出した評議員一七名中より、会長、副

会長、会計を互選し評議員の会議制によって、諸般の運営を進めている。

一七名のうち七名は氏子総代として神社の祭典に関する一切の行事を司る。

管理財産の主なるものは、①吉牟田山林、②桑迫山林、③高松山林である。

(四) 実施してきた主なる事業

昭和二十三年三月 高松丘町の部分林の立木を売却、部分林の権利を放棄する

昭和二十四年 創立当時より長年会長として、多大の功績を残した前田重雄会長死亡につき、大字葬をおこなう。

昭和二十五年三月 前玉神社祭典をにぎやかなものにするため、抽せん会をおこない一等には、牝牛、牡牛各一頭他に賞金を供す。この催しは二、三回実施して廃止された。

昭和二十五年十一月 故前田重雄会長、故倉元社掌外先輩故人の慰霊祭を挙行する。

昭和二十六年二月

前玉神社の社務所ならびに社殿を改築する。

昭和二十六年七月

故倉元社掌の墓石を野口墓地に建立

昭和二十八年

農地解放の結果に伴う処置として、神社有小作地をそれぞれの耕作者に譲渡し、また横川町内に土地を購入、参拝道を設置した。

昭和二十九年四月

荻迫、井手段道路改修費（後県道）の一部に補助する。

昭和二十九年八月

溝辺小学校講堂新築に寄付金支出

昭和三十年一月

今まで無燈火部落であった桑迫に対し、電燈誘置補助金を支出

昭和三十六年七月

桑迫青年の山を売却（七十五円）荻迫井手段道路をはじめ大字内部落の幹線道路整備に山代金の半額を支出した。

昭和三十九年十一月

向井田橋並びに久留味川向井田道路補修費に補助金を支出

する。

昭和四十年八月

溝辺町中央公民館建設費の一部寄付、今村、踰庭間道路改修補助支出。

昭和四十二年六月

荻迫グラウンド開設に伴う補助金支出。

昭和四十六年四月

向井田および井手段道路補修舗装費補助支出。

四 崎森共志会

(一) 創立 大正八年

(二) 地域の特徴

大字崎森は町の南端部を占め、東南は隼人町、西は加治木町に境している。地域はほとんど十三塚原南部の丘陵地帯で、畑地が広く水田は極めて少ない。

昭和二十二年長谷部落二六戸、一六六人が、昭和二十七年迫上下五三戸二八五人が、加治木町に編入され著しく地域が縮小された。

畑地帯で山林原野も少なく、現在は煙草、養蚕、和牛の育成が盛んで、近年農業機構改善に伴って園芸の主産地としての脚光を浴び、空港開設という画期的時点に立ち、従来の産業構造に大きな変革が余儀なくもされた。

大字有地約十町歩（針葉樹また雑木林）そのうち五五パーセントを大字、四五パーセントを各部落において管理経営しているが、大字は乏しい山林収入によって、学校施設の補助、神社の維持、道路、橋梁の改修畜産改良事業など、住民の福祉増進に努めている。

町中央部との距離が遠く（十軒余）、特に学童の通学には多年困難を極めていたので、さきに玉利小学校馬立分校設置には全力をあげて、その実現に力を注いだこともまた、故なしとしない。

(三) 歴代の正副会長名

年次 会長 副会長

大正 八年度 野間 豊助（村長） 岩元篤正

同 一〇年度 村崎 万七（村議） 右同

昭和 一四年度 未永 定吉（村議） 右同

同 一六年度 右同 村崎嘉蔵（村議）

同 二三年度 村崎 嘉蔵 吉満盛国（村議）

同 二五年度 吉満 盛国 松元田造

同 三七年度 野間 哲司（町議） 三好新左衛門

同 四一年度 末原 栄吉（町議） 馬渡政徳

(四) 運営の現況

会長一名、副会長一名、総代六名外に各部落選出

の評議員一四名、計二〇名をもって運営にあつて
いる。

五 麓公正会

(一) 創立 大正十四年一月二日

(二) 地域の特徴

麓という呼称は一般に他の町村では行政、文化の中心地区を指していて、本町の場合一見異なった感じをもたせるようであるが、本町の場合の麓も、神代の聖地高屋山陵をいただき、また溝辺城の跡と伝えられている所も麓にあり、玉利付近に郷土が居住その後、房山、橋之口、石峯、北原、水尻方面に分散居住をなすようになったといわれているから、大字麓が本町の麓たる所以も明らかである。

なお明治初年麓出身の岩元周左衛門、岩元七郎、川崎矢太郎、上原四郎左衛門などの先覚者たちが町
の教育、行政の主動力となつて郷土溝辺の文化発展の基礎を築いたのである。

山陵の南方は、広々と耕やされた十三塚原の肥沃な土地、町内有数の穀倉地帯といわれていた所だがその中央地に「鹿児島空港」が先般設置され、既に開港されて、南九州鹿児島島の空の表玄関交通、経済の中心地として景観を一新している現状である。

将来この地は大きく発展するであろう素地が急掘形成されてきたのであるが、従来は農家の生活状態も極めて豊かであつて、空港の出現によつて周辺の農業生産の構造もまた大きく変貌しつつある。

なおこの地区、横頭、石峯、鍋、論地一帯には南薩方面から移住した人々が多く、新天地を求めて飛躍する南薩農民の底知れぬ開拓精神が、豊かな農村地帯を生みだす原動力となつたことはいなめない事実である。移住者のなかには、集団で入植してきた人と個人で出稼ぎにきて土着した人があつて、こ

で詳細に述べることはできないが、現在
福永、高田、黒岩、西溜、有村、徳永、大坪、末山
末重、重森、満塩、吉森、末永、今吉、池沢、西野
などの姓である家の先祖が、南薩方面から移住され
て来たのだといわれている。

(三) 歴代会長名

年 度	任期	氏 名
-----	----	-----

自大正十四年一月二十日	四期	上原四郎左衛門
-------------	----	---------

至昭和十年十一月		
----------	--	--

自昭和十年十二月	四期	末永 完司
----------	----	-------

至同十八年五月		
---------	--	--

自昭和二十一年五月	二期	植木末五郎
-----------	----	-------

至同二十四年四月		
----------	--	--

自昭和二十五年六月
至同三十九年五月

五期 住吉 甚蔵

自昭和三十九年五月
至同四十五年五月

二期 重森 満次

自昭和四十五年五月

現 横山 巖

(四) 実施してきた主なる事業

大正 六年

国有林の払い下げ

同 十一年

大川内丘に倶楽部の建築

同 十四年一月

麓公正会として発足する。

昭和 四年

県道『白石―論地―城』線工事着工(昭和九年竣工)

同三十一年

麓公民館建設(総工費一〇〇万円)

同三十二年

鷹屋神社社殿改修(総工費七〇万円)

同三十八年

麓生産森林組合が結成発足する。

(五) 麓生産森林組合を発足させる

昭和三十六年公正会共有地六十二町歩を教育および産業振興の目的をもって、育英会として認可の申請をおこなったが、不許可となつたため、昭和三十八年県の指導により麓生産森林組合を発足させ、毎年二町五反余歩の新植を目標に現在まで一六町五反歩の植樹を完了、今後さらに増植育成に専念し、初期の目的達成に努力している。

第五節 明治百年郷土開発の先達

「歴史は人によって創造される」。だが明治百年の歴史をつくつたか。もとより限られた人々の力によって出来るはずのものでなく、この郷に生をうけ、しし営々として耕しつづけて来た多くの人々のおかげであることに違いないが、何時の時代であっても、世の先頭に立つて民衆を指導し、時代開発の任に当る者の責務は重く、その務めをよく果たした先覚者の功績は高く評価すべきものである。

さて明治開国以来百年間、郷土の先達として今日をきずきあげた人々、今これを詳細に記すことは到底不可能な事ではあるが、その表面に立った主なる人々について業績の一端をのぞいて見たい。元来溝辺郷は藩政時代五つの村から成り、村にはそれぞれ庄屋がおかれ、また別に年寄、組頭などの士族の取締役をおいた。そしてそれ等の人々は家柄によってそれぞれの職責が定められ、教養も一般庶民に比べて高かった。従つて諸政一新といつても、指導者の多くは従来の指導者層がこれに当たるといふことはけだしやむを得ないことであつたろう。

一 歴代首長と其の周辺

◎初代村長 岩元七郎と其の家系

(明治二十二年—二十六年)

四代村長 (二十九年—三十一年)

溝辺には岩元姓が多く、その嫡流は、明治十年西南戦争に従軍し、溝辺隊の隊長として、奮戦力闘田原坂の激戦に散華した岩元太郎でその嗣に平十郎、甚八があり、陵墓守長歴任の周左衛門一家は二男家にあたる。

明治二十二年町村制実施に伴い、初代村長に就任した岩元七郎は、周左衛門の長男であるが、父周左衛門は早くも明治の初め戸長として政にたずさわり、西南の役にも、七郎、周介を引きつれて戦場をち驅した。この戦闘で若くして散った周介は、明治九年本県師範学校を卒業した英才であったがその早世はまことに惜しい。

七郎は初代村長として、新しく取り組む自治行政に心血を注いだが、二代川崎矢太郎、三代上原八二について再度村長に推され、その温厚なる人柄は深い、村人の信望を集めた。これより先明治二年、発掘調査の行なわれた高屋山上陵が、天津高彦火火出見尊の御陵で有ることが確認された後明治十五年、周左衛門は、御陵墓陵掌仰せ付けられ、その後をついで、七郎は陵墓守長心得拝命、誠心誠意、すめろぎかみのみことの御たまもりとして光栄あるつとめを果すなど、八十三才の高齢をよく保った。

七郎の長男周一はじめ軍人として身を立つべく教導団に入団、陸軍々曹日露戦争にも従軍したが性来の硬骨漢よく軍隊に留まることを得ず、志をひるがえして大阪英数学館に入学して法学を修め、神戸税関入りを果たしたがなおこれに飽き足らず、ひそかに貨物船に乗じてバンクーバーに渡った。彼の地に留まること十年父七郎病気の故も有って急ぎ帰国、父祖の後をついで、陵墓守長としてその職責を果し八十四才で波乱多き一生を終った。

陵墓守長の職は二男勇彦更にこれをつぎ、周左衛門以来四代実に一〇〇年の長きにわたり奉仕の光栄に浴している。

◎二代村長 川崎矢太郎

(明治二十六年—二十八年)

五代

(明治三十一年—三十四年)

一〇代

(大正元年—大正六年)

川崎矢太郎は麓片馬場の生れ、この辺り溝辺郷士の屋敷が多く烏丸、藤井はその一族で有る。矢太郎学識有り明治十年ごろ当時寺小屋の延長に過ぎ無かったとはいへ、石峯学校に教べんをとり読み書きを教えた。

※当時笹峯に笹峯学校有り、僧より還俗した齊藤六郎

わが住宅の一部を教場として同じような教育を施したがこの二つが合併して後の玉利小学校となる。

（玉利小学校創立は明治十三年）

矢太郎は明治二十二年初代村長岩元七郎の収入役をつとめ二十六年七郎の後をついで二代村長、更に五代十代とその要職を歴任した。資性温厚前後十二年の長きにわたり村治に産業振興に多大の功績をのこし、よく天寿を全うして九十六才の長寿を保った。弟鳥丸藤袈裟は長く収入役をつとめた。

◎三代村長 上原 八二

（明治二十八年—二十九年）

溝辺に上原三家といつて竹子に上原弥左衛門、麓に上原四郎左衛門、石原に上原宇兵衛の名門があった。

上原宇兵衛は明治二年十二月始めて村に設置された常備隊半隊長（分隊長岩元太郎、小頭岩元七郎）として兵事の訓練に当たり明治四年には官命戸長となった人である。

宇兵衛の子八二は明治十六年溝辺小学校長として在職三十九年、二代村長川崎矢太郎に仕えて助役、その後任として三代村長となった。父宇兵衛と共に十年の後にも従軍した。上原家の屋敷はじめ今の農協附近にあったが後久保園に移るも今は名門の跡その名残りをとどめな

い。

◎六代村長 町田正八郎

（明治三十四年—三十六年）

町田正八郎は十文字に出生、西南戦争生き残りの勇士である。明治三十年代といえば、このころまでの有志は、両刀手挟む武士の末孫といった感慨を自ら堅持し、身は全くの名譽職に甘んじたが、正八郎も例外無くその一人である。

正八郎は、上原八二、岩元七郎、川崎矢太郎の三代に仕えて助役、三十四年推されて六代村長に就任した。氏の在任中すなわち、三十五年九月高屋高等小学校に失火有り、全校うやうに帰するという惨事を招いたが、当時の首長として正八郎はその前後策に最も苦心した。

嗣 実利（議会議長となる）

◎七代村長 郡山十太郎

（明治三十六年—三十九年）

七代村長郡山十太郎は門田の生れ、日露戦争という国運をかけての難関に際会して、よく村人の志気を鼓舞して銃後の務めを全うした。大正四年県議會議員として選ばれ一期四十年を務めた。大正十二年から十余年間溝辺郵便局長をつとめた郡山明夫はその弟、明夫の妻、かのは村の婦人会長、又民生委員として社会教化、福祉行政

のため多大の功績を残した。(東京へ転住)

◎八代村長 上原四郎左衛門

(明治三十九年—四十年)

麓鍋の旧家、上原四郎左衛門は陸軍歩兵軍曹、日清、日露両戦役に歴戦のつわものである。古武士の風格を備え、村政に力を致すと同時に大正十四年より昭和十二年に至る長期間麓公正会長をつとめ、県道白石—論地—城線設定等に奔走した。

兄弟三人有り —四郎左衛門—直治—正人

—常太郎—正憲

—三八(岩元姓)

常太郎は明治二十五年頃玉利小学校に教へんをとったが、月俸二円五十銭という今日では想像も出来ない当時の社会情勢が伺われる。

因みに明治十三年玉利小学校開校以来、同校には玉利地区出身者が多く教へんをとった。すなわち大迫七郎、外山甚之丞、朝隈叶十、轟木製炭熊、外山甚蔵、轟木市二、岩元佳也、外山豊次の諸氏がそれである。

(当時生徒数は百名に満たず)

三八は陸軍教導団の出身、日露戦争に従軍し、やがて陸軍主計少佐に昇進したことは当時軍人として、成功した者の無かった溝辺ではめずらしいことで敬神の念極め

て厚く、晩年は東京に移り住むに至った。

◎九代村長 岩下 平八

(明治四十年—四十五年)

岩下平八は有川石原の旧家である。岩下医院を開業、福徳田満親切丁寧に診察に従事し、村人の信望を集めた。医は仁術とは当時の医師の風格を指すか。明治四十年推されて九代村長となる。氏の在職中小学校義務教育四力年が六力年に延長され、肥薩線開通を嘉例川駅で祝ったのも明治四十二年の事である。

嗣繁は日大医学部を卒業、父の後をついだが、たまたま、大正十三年陸軍予備役勤務演習中(熊本)不慮の事故に会い、齡三十惜しくもこの世を去った。(陸軍中尉)岩下医院は閉鎖廃業やむ無きに至る。

※明治、大正初期の収入役の苦慮

岩下平八、川崎矢太郎に仕えて収入役をつとめた田畑長吉や、相前後して収入役となった鳥丸藤製炭などには人知れぬ苦勞があった。何しろ財政力の乏しい村の事で当時村費負担の学校職員の給料など、所定の二十二日に支給されぬ事も度々で「いつも月給が無か、無かですんもすか」と学校長の叱責を受ける珍風景も見られた。税を取りたてる当局も苦勞が多かつたろうが、納める庶民の生活はなお更に苦しく、まことに暗い世相であった。

◎十一代村長 野間 豊助

(大正六年—大正十一年)

十三代

(大正十四年—昭和四年)

野間豊助は崎森迫の生れ。

早くも明治二九年玉利小学校に教べんを執るなど郷土の大先覚者である。性謹厳多年村会議員また助役として村政に明るく、陸軍一等看護長をもって日露戦争にも従軍した。明治四十三年から大正三年まで創立当初の溝辺在郷軍人分会長(看護曹長)に推され、大正五年村長に就任、じ後前後十余年の久しきにわたり自治行政に全力を傾注した。大正九年三月三十日今上天皇が東宮におわして高屋山上陵に参拝あらせられたのも氏の在任中の事で村民と共にその奉迎に遺漏無きを期した。

嗣 哲司(町議・町農協長)

◎十二代村長 宗像 林角

(大正十一年—十四年)

宗像林角は竹子今別府の生れ。村政はもとより教育家としても溝辺の大先輩で有る。明治十六年若くして初代竹子尋常小学校長在職一ケ年、やがて明治三十八年溝辺小学校長、失火後の校舎再建にまた日露戦争後まったく中村民の志気高揚に一方ならぬ苦勞を重ねた。

明治四十三年日韓合併成るや雄志を抱いて渡鮮、彼の地の学校教育に挺身したが大正十年郷里の要請によって帰郷、野間豊助の後をついで十二代溝辺村長に就任した。玉利、竹子両校に高等科を設置し、溝辺校に男子実業補習学校を付設するなど大いに教育振興をはかったのは氏の高まいる識見に基づくところ、つとに敬神の念厚く鷹屋神社をはじめ村内各社の社司をつとめるなど村政、教育面に氏の残した功績はまことに大きい。

嗣 一夫、二男又夫

◎十四代村長 重留 重助

(昭和五年—九年)

十八代、十九代

(昭和二十一年—二十五年)

若くして役場吏員に奉職し、長じては村会議員に選任すること多年、時に農会、産業組合の長また前後二回の村長として輝かしい功績を残した重留重助は有川中國の出身である。性豪放らいくよく人言を容れ、当時狭あいを告ぐるに至った溝辺村役場を現在の地点に(元役場は今の佐藤病院屋敷内にあった——)移転改築して(昭和五年)村政の刷新を図り、あるいは産業組合の組織を拡充して大いに経済発展に役立たせるなど全く氏の卓越せる識見と手腕に基づくものというべく、特に大正の末

期茶業先進地たる静岡を視察して良種の茶種子を移入して、今日の溝辺茶発展の基礎をきずいたことなど長く忘れられない恩徳であろう。

氏は公選第一回の首長として終戦直後の混乱期に対応して自治行政の方向づけを行うなど大いに成す所有らんとしたが馬立学校問題紛糾という不測の事態をひき起こして岩下司馬と交代した。

嗣 彪一（日大卒、教員）

◎十五・六代村長 久木田筑之助

（昭和九年—十七年）

久木田筑之助は竹子宮川内の生れ。志を立てて加治木に学び明治二十六年原田尚健の後を受けて大字竹子共正会長に推され、在任十余年造林に道路改修に献身努力、もって竹子共正会発展の基礎を固めた。若くして村会議員に選任四十余年の久しきにわたって溝辺村自治行政に参画し、昭和九年第十五代溝辺村長に就任した。じ来八ヶ年豊富なる識見と不断の熱情を村治に傾注多くの功績を残した。

つとに敬神の念厚く、時あたかも皇紀二六〇〇年（昭和十五年）、これが記念事業として、郷社鷹屋神社を元の宮居である高屋山陵付近に移し奉らんと、全国に呼びかけて資材をつのり、まさに御造宮に着手せんとして地

鎮祭をも行ったが、太平洋戦争に突入して中止のやむ無きに至ったとはいえ、氏の崇高な至誠のほどがしのばれることである。やがて公職追放、閑についたが、郷土の行末をいたく案じて後進指導に余念無し、八十三才の天寿を全うしたが、ひつ生の心血を注いだ竹子道路県道編入の日を見ること無く世を去ったことはどんなに心残りであったことか。

嗣 無し。

◎十七代村長 植木末五郎

（昭和十七年—二十一年）

太平洋戦争のまったただ中、立国以来未だかつて経験した事のない国難に直面し、寝食を忘れてこれと戦った植木末五郎は麓石峯の出身である。吏員として早くより役場に入り収入役、助役を歴任、衆望をになって久木田村長の後をうけて十七代村長に就任した。激戦下米麦の供出に、戦時国債の消化に、当時駐屯の陸軍部隊の糧秣調達に日夜辛労を重ね、出征勇士無言のがいに旋に幾度か血涙をのむも、天我にくみせず敗戦の悲運に泣いた。やがて翼賛会長の故をもって公職追放の身となる。

※同時に追放となった者に久木田筑之助（翼賛会

長）松山績（翼賛壮年団長）がある。

植木末五郎は追放解除後一度町議にも選出されたが病

を得て七十才世を去った。まれに見る仏法信仰の人今は静かにねはんに入るであろう。

◎二〇・二代村長(初代町長) 岩下 司馬

(昭和二十五年六月—三十七年六月)

岩下司馬は隣村横川町迫田栄熊の二男、溝辺町有川木場岩下栄輔の養子に迎えられる(妻チエノ)。熊本高工卒業建築士を捨てて溝辺人となつては村政に産業開発に多くの功績を残した。

町議多年、昭和二十五年重留重助の後をついで公選二代村長に選任され、三期十二年の久しきに亘り敏腕をふるった。すなわち溝辺小学校講堂新築、同鉄筋校舎修築など特に学校の施設整備に意を用いたが、氏の功績中特筆すべきは昭和三十四年四月一日村をもつて町としたことであらう。

町長職辞任後、溝辺町農業協同組合長となつたが当時再建整備中をわずか数年にして立派に立て直すなど、氏の手腕力量のしからしむるところ町民はその前途に多大の望みを話していたが、不幸病魔のおかす所となり昭和四十五年三月九日、六十八才を一期として不帰の客となつた。

町は氏の功績をたたえ、長くその霊を弔うため、町、農協合同葬をもつてこれを遇した。なお生前の功をよみ

し従六位勲五等瑞宝章を賜う。

嗣 潤平

◎二・三代町長 野村 秀男

(昭和三十七年—昭和四十五年)

岩下司馬の後を受けて町長に選任された野村秀男は、多年にわたる役場吏員、収入役、助役の経験を生かして新鹿児島空港開設前夜のむづかしい局面をよく乗り切り職を有馬四郎についだ。

◎四代町長 有馬 四郎

(昭和四十五年—現在)

二 其の他の自治、産業界の人々

◎岩元 甚八 (麓水尻)

岩元甚八は岩元太郎の二男、長期に亘り議會議員として、又自治制施行当初(明治二十六年—三十七年)の収入役として村政のために尽した。氏は畜産振興には前田重雄等と共に熱心溝辺の畜産界に与えた功績は顕著である。

◎岩元 篤正 (崎森玉利)

岩元篤正は海軍に軍籍をおき日露戦争に従軍した。議會議員又産業組合長として村政に、経済発展に寄与するところ大、大字崎森会長としても吉満盛国等と共にその指導発展に尽瘁した。

※崎森大字からはこれらの外、岩元与右衛門、大野

栄二、三好吉、松元田造等が議員としてまた字役員として活躍したが松元田造は多年煙草技術指導員として、専心これに当たり溝辺町煙草耕作が今日の発展を見る原動力となった。

◎園田 鎮 (有川切明)

鎮は岩元七郎二男、有川の旧家園田越右衛門の養子となる。

陸軍輜重兵上等兵として日露戦争にも従軍し、村会議員たること多年、大正十二年当時窮乏の極にあった農村を立て直しのために設置した村農会の初代会長として、在職三年十二年寝食を忘れて之に専念した。特に農業技術員として出色有る長野景光を迎えて大いに農事改良に意を用い、なかならず煙草作の普及、菜種子作の耕種改善には事績見るべきものが多く、溝辺十三塚原の広野が陽春四月、黄色の毛せんを敷きつめる美観を呈したのはこのころのことである。また鎮が口ぐせのように言っている「たとえ首に袋をかける…(貧乏して乞食になる…)とも子供の教育だけは是が非でも」の言葉通り三男四女ことごとく高等教育を施し相当の地位につかせたことは兎角教育の振るわない溝辺において推賞に値するであらう。

長男豊は東大卒会社社長。

◎原田 貞夫 (竹子計牛)

原田尚健の養子貞夫は議會議員、産業組合長として大いに活躍した。ちなみに溝辺産業組合は大正四年の設立、はじめ規模も小さく業態も振るわなかったが二十年の歳月と幾度かの組織変更の末、原田貞夫の時代となり事業もようやく軌道に乗るに至った。

貞夫は昭和八年に現在利用中の石造穀物倉庫を新築し、また澱粉工場(今は撤去)を設置して溝辺町の経済発展に大きく貢献した。

◎前田 重雄 (三縄荻迫)

前田重雄は荻迫前田助右衛門の養子に迎えられた。性温厚議會議員として多年在任、君の性格は町政の面にまた大字内の民心融和に大きく役立った。

僚友追鳥嘉之助(議會議員)と力を合せて三縄自強会育成に尽した功績は大きく、特に三縄の産土神である前玉神社の社運向上には格段の努力を傾けた。

◎壺岐矢太郎 (竹子今別府)

壺岐矢太郎は議會議員として多年にわたる功勞あり、また大正四年より十年余り、竹子共正会長として区民の福利増進に大きく貢献した。

嗣 秀雄は若くして新聞人として活躍したが、帰郷の後議會議員として村政に尽し、秀雄の弟、春記は海軍兵

学校卒業、飛行将校として太平洋戦争に出征、マレー沖海戦において偉勲をたてた。戦後は自衛官幕僚としての要務につき東京に永住する。

◎竹下 一助 (竹子宮川内)

竹下一助は陸軍騎兵軍曹、大正五年より十三年に至る長期間溝辺村在郷軍人分会長の職についた。又竹子共正会長として、地区内道路改修等に多大の功績をのこしたが、昭和二十二年議会議長として村治に大きく貢献するところがあつた。

◎その他の竹子人

剗岩源次郎は議會議員としても功績があつたが、剗岩農園の創設者として名を知られている。

その外議會人としてまた地区有志として永年功績のあつた人々に、永野七郎、村田定左衛門、川口吉左衛門、最勝寺矢之助などがあるが、八十才の高齢に及んでなお民生委員として福利厚生に貢献した大童重行や、多年社司として神社神道のために奉仕した齊藤甚吾なども永く忘れられない人々であろう。

※甚吾父は六郎、社司として稲荷神社に奉仕し、甚吾没後嗣実夫また父祖のあとをついだ。

眼を有川に転じよう。

◎野間藤左衛門の家系

藤左衛門―頭納次―重保―重雄

野間藤左衛門は庄屋をつとめた家系の人、明治の始め石原に出て読み書きを教えた、所謂寺小屋の先生であつた。藤左衛門の養子頭納次は篤農家で特に山林を愛し相当地大な面積の植林に成功して美林を子孫に残した。頭納次長男重保は多年村會議員として村治に参画し、又産業組合等の事業にも進んで助力を惜しまなかつたが若くして世を去る。

嗣 重雄 (議會議員)

◎松田 矢七 (丹生附)

松田矢七は政友野間重保と丹生附より二人並んで村議に選任され懇切に村人の世話をした。これも山林愛好家農会、木炭改良組合等の事業に参与して産業の發達に大きく貢献するところが有つた。

丹生附は国有林に近く良質の木炭の産地として知られてゐたが近年燃料事情の変遷で斯業は全然振るわなくなつた。嗣 無し。

◎二見壮太郎 (竹山)

二見壮太郎は勤勉力行の人よく財をたくわえたこれを世のために放出した。昭和十一年今上天皇行幸記念事業として溝辺小学校にピアノ購入の議有るをきき丹生附野間頭納次、有川郡山明夫等と相はかりこれを購入して

寄贈するがとき、また同年三月竹山を襲った部落全焼の大火に際しては、時を移さず被災者全部に玄米一俵（六十キロ）ずつを義援するなど奇特の行為が多かった。

嗣 栄助は溝辺小学校の教員又役場吏員をつとめ大正十五年には溝辺在郷軍人分会長に選任された。

◎二見 喜吉（有川竹山）

二見喜吉は大正八年収入役、越えて十一年助役として宗像林角、野間豊助を補佐して村政に貢献し、晩年に至るまで村の開発のために力を尽した。稀に見る誠実の人で生前の自治行政に寄与した功績によって勲六等瑞宝章を賜う。

◎溝口虎彦、神田橋亮一（有川）

溝口虎彦は初代溝辺郵便局長をつとめた人（明治三十七年—大正十三年）虎彦と親せき関係にある神田橋亮一は、わが家の一部を郵便局舎に提供してその事務員となつた。また議員として村政にも尽したが、嗣 肇（医師）加治木開業するに及んで溝口、神田橋ともに溝辺に跡を絶つ。

◎国生鉄熊（石原） 岩元等一（水尻）

ともに溝辺茶業界の恩人、明治三十四年溝口安左衛門のあつ旋で静岡県に一ヶ年製茶技術を研究し、帰郷して

伝習所をたてて村人に手もみ製茶の技術を教えた。溝辺では最近まで手もみ製茶が、茶愛好家の好評を博したが近年機械製茶に代ったとはいえ、溝辺茶開発の恩人としての二人は長く忘れられないであろう。

◎町田 実利（有川十文字）

六代村長正八郎の長男、壮年のころは佐世保、福岡に在って産業人を志したが、終戦時帰郷して町議、また議会議長を永年勤めた。昭和二十一年—二十四年当時農地解放の町責任者としてよく其の責任を果たした。農地改革こそはまさに一大革命にも比すべく、溝辺農民が多年苦しんだ農奴的貧困から逃れて自作農（転換の機縁）をなすものであるが、氏の大事業がたとえ進駐軍の至上命令によってなされたものとはいえ、当事者の苦勞も決して忘れてはならない。

嗣 利夫（畜産技師）

◎経済力中心の淋しい溝辺

どこの町村でも経済力中心地「町」の形態が有るが溝辺にはそれが無かった。石原は藩政時代、地頭館の所在地で三動交代の折、藩公の休憩地でもあった。今溝辺小学校の敷地内ではあるがここに「まんじゅ屋の水」といわれるきれいな井戸があり、殿の飲用にも供したという。ここの茶店であきのう「饅頭」は石原まんじゅうの

名で道行く人に賞玩された。この街道筋で商売を始めた

人に、十文字に大迫、林、川口などがあり、石原に今の萩の屋の前身「南茶屋」があつて、牛馬車の休憩所として賑わつたが、何分溝辺は地形上北部は横川、南東部は隼人、加治木などの経済圏に属し町全体を中心地としての石原は育たなかつた。しかし後になつて松山、有馬、田中などの商店が出来てわずかに町の形態をなすに至つた。

◎玉利諸兵衛―諸左衛門（論地）

玉利諸兵衛は大正八年論地に茶工場を創設し、諸左衛門が之を継いだ。諸左衛門は議会同として活躍し、同部落の末重実隆、徳永正次郎等と共に茶工場をよく経営し論地原を緑茶名産地として育てあげた。この附近は十三塚原の一面を成し、地味肥沃穀倉地帯といわれたが鹿兒島空港誕生と共に大きく変ばうしようとしている。

◎今吉 与助（木佐貫）

木佐貫原もまた十三塚原同様地味が肥え、茶業が早くから開けた。すなわち今吉与助ここに茶工場を創設良茶の製産に努めた。当初は販路開拓等苦勞多くその存続をさえ危ぶまれるほどであつたが良くこれに耐え抜き以て今日の發展を見るに至つた。

与助は又議會議員としても永年勤続温厚なる人柄と共に

に産業界、村治に残した功績は高く評價されている。

嗣 進（議會議員）茶工場経営

◎住吉 甚蔵（麓石峯）

住吉甚蔵は末永完司と共に石峯部落から両雄並び立ち村議會運営の主動的役割を果たした。麓公正会長としても在任十五年、基本財産蓄積等に大きく貢献したが、町畜産振興に尽した功績は特に大きい。

嗣 三郎（町消防団長を永年勤続）

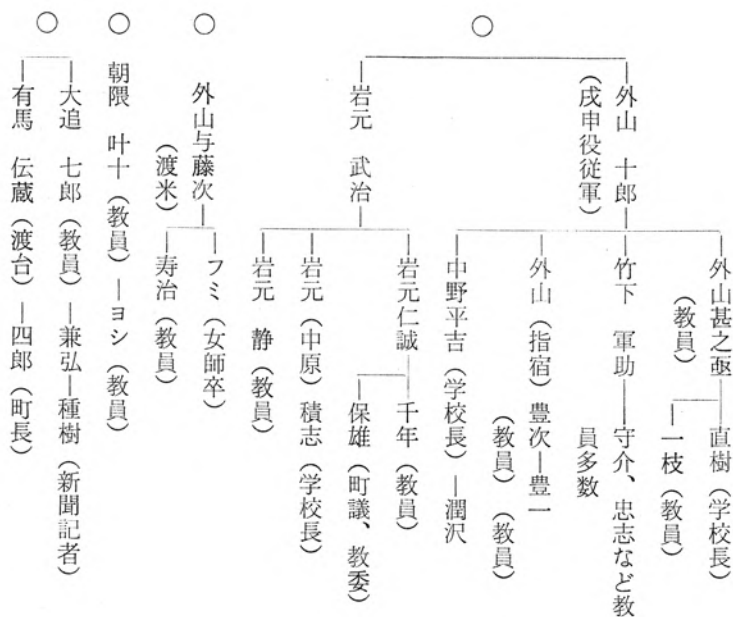
◎末永 完司（麓石峯）

溝辺産業組合發展のために大きく貢献した末永完司は弟末五郎と共に村政にも多大の功績を残した。すなわち町議在任三十余年、町議會議長にも選任された履歴がよくこれを物語るが溝辺農協に搾油工場を設置し、又澱粉工場の機能を十分に發揮して農家経済伸長に尽した功績はまことに偉大である。昭和四十八年八十五才没。

嗣 勇は海兵卒、若き士官として太平洋戦争に輝かしい武勲をたてたが、比島沖海戦で殉職した。（海軍中佐）

三 育英界に拾う

明治五年学制頒布にはじまる新しい溝辺の教育は、麓地区の先輩川崎矢太郎等によって先べんがつけられた。先にもふれたように麓玉利地区では教育関係の人物を多く世に送つた。その一部をのぞいて見よう。



◎中野平吉と外山兄弟

中野平吉は外山甚之丞の弟、明治三十七年溝辺小学校

の校長を(一ヶ年)勤めたこともあるが、やがて教職を退いた後セメント工場を設立するなど実業方面に手をひろげた。

外山フミは女子師範学校卒業の後玉利小学校にも勤務したが結婚して黒江姓となる。

フミの弟義治また教職に就き溝辺尋常高等小学校訓導を長くつとめたが始良町に転出した。外山兄弟の父与藤次がはるばる海を渡って南米移住を企てたことなどこの地区先人達の意気込みが伺われる。

◎川崎矢彦—玉利甚太郎

川崎矢彦は矢太郎(二代村長)の長男旧制加治木中学校に学び多年溝辺小学校訓導として勤務郷土の子弟教育に力を尽した。(嗣 一矢)

玉利甚太郎は論地に生れ明治四十四年玉利小卒加治木中学校に入学、師範学校二部を経て溝辺小学校に勤務した。しかし志す所有り教職を辞して上京特意の外国語を学び外交官試験に合格した。採用を目前にして不幸病魔のおかす所となり志半ばにして世を去ったことはまことに悪い。本人はもとより郷土のため。嗣 卓也

◎宮路 正一

宮路正一は石峯に生れ徳重仁四郎(玉利)、岩元静(玉利)、杉野忠助(十文字)、岩切義虎(竹子)等と共に当時

短期教員養成所として設置された講習会を経て教員の資格を得、竹子小学校また溝辺小学校教員として終生郷土教育に身を捧げた。日露戦争にも従軍の清廉潔白の士、しかも児童生徒にはやさしくまさに典型的教師といえよう。嗣 正人

◎岩元 佳也 (崎森玉利)

岩元佳也は明治二十一年玉利小学校の授業生として職を奉じ二十七年より三ヶ年溝辺小学校に勤務、三十年玉利小学校訓導、三十四年同校々長として在職二十一年十一ヶ月寝食を忘れて郷土子弟の教育に尽した。父兄の信望も厚く玉利小学校も着々として充実半ば明治四十三年十月末、思いもよらぬ奇禍に会い隼人小浜の沖に横死を遂げた。

区民は氏の恩恵をしのび茫然として、哀悼の言葉も出なかった。嗣 正雄(教員)

◎外山(指宿)豊次 (玉利)

明治二十六年十月玉利小学校准訓導(月俸四円)に奉職、同三十九年溝辺小学校に転動在職三ヶ年の後、玉利小学校へ帰任、大正二年退職するまで前後十九年本村教育界に投じた功績はまことに大なるものがある。嗣 豊一(教員)

◎徳重仁四郎 (玉利)

徳重仁四郎は宮路正一等と共に五ヶ月の短期教育を受けて訓導の資格を得、明治四十年玉利小学校、大正元年溝辺小学校と本村教育の任に当たったが、後蒲生町内小学校長などに歴任、教育家としての終りを全うした。

◎重丸与兵衛(後重丸幸夫) 兄弟

重丸幸夫は有川中園に生れる。本県師範学校簡易科を卒業、明治二十九年第三代竹子小学校長、また溝辺小学校にも奉職郡内船津小学校長を最後に教職を退き、溝辺村議会議員も一期務めたが昭和八年病のため、五十九才を一期として世を去る。(嗣 幸彦)

弟に松下重丸がある。これも本県師範学校を卒業教職に就いたが主に日置川辺各地に奉職した。

◎原田 尚健 (竹子計牛)

原田尚健は明治二十七年四月宗像林角の後をついで二代竹子小学校々長となり在職三ヶ年、更に明治三十六年六月より九ヶ年前後十二ヶ年の久しきに亘り郷土教育のために心血を注いだ。義務教育が六ヶ年に延長されていよいよ教育も充実し、一方竹子小学校校舎改築が行われたのも氏の時代のことである。容姿は古武士の風格有り子弟に接するに厳格にして懇切、その恩徳は全区民に及ぶ。遺徳をたたえる「頌徳碑」は竹子小学校々庭の一隅に今なお在りし日の高德を物語っている。

原田尚健はまた久木田筑之助と共に創立者上原弥左衛門の志をついで竹子共正会を育てた大恩人でもある。

故原田尚健君頌徳之碑

(陸軍大将町田経宇書)

遺徳ノ碑ハ原田尚健君ノ為ニ建ツルナリ、君ハ一教師ノミ而ルニ遺徳ヲ以テ称スル者ハ其ノ師道ノ尚ブベクシテ人護ルル能ハサレバナリ君明治三年郷土ニ生ル資性篤実実学ヲ修メ書ヲ能クス同二十七年竹子校訓導ニ任ゼラレ兼ネテ校長タルコト前後十一ヶ年教養及ビ設備ノ充実ニ寢食ヲ忘ル四十二年校舎改築ノ如キハ君ノ力ニ俟ツコト最モ多シ同三十四年以来前後十二年ニ亘リ竹子共正会長ヲ兼任シ専ラ学林地ノ経営ニ或ハ区有ノ原野整理里道改修ニ極力尽瘁シ就中大正三年三月三十一日学資金統一ノ際現在ノ学林地九町歩ニ村三区七部分林九町三段二畝歩ニ村五区五ノ分収ノ大林権ヲ独占セルガ如キハ全ク君ガ功績ナリト謂フベシ同四十二年退職恩給九十二円ヲ賜フ大正四年没ス享年四十六君人ニ誨フル諄々懇々区民ヲ導ク亦懇切極ム故二人之ヲ敬慕スルコト慈父ノ如シ茲ニ校区民謀ツテ碑ヲ校庭ニ樹テ記シテ以テ後人ニ伝フ

昭和七年十一月三日

友人宗像林角撰

学校長西之原猛謹書

◎長野 矢八 (竹子祝儀園)

長野矢八は明治三十一年七月長野幸輔の後を受けて竹子小学校校長在職一カ年、越えて大正二年四月再度竹子校長として、在勤九カ年の長きにわたり児童教育はもち論社会教化に精魂を傾けた。退任後郷里を去って鹿兒島に転出する。

◎二見 源吾 (有川竹山)

二見源吾は本県師範学校卒業の後、県内各地の学校に奉職県視学をも歴任して本県の育英界に偉大なる足跡を残した。今なお我が国教育界の第一人者小原国芳先生も同窓生ときく。

大正五年より七年まで溝辺尋常高等小学校首席訓導、福永嘉之助校長をたすけてよく校務を処理し惜しまれて転出、揖宿郡内各地の小学校長、県視学、青年学校教官等在職三十余年教育家としての使命を全うした。

博学多才深く仏法に帰依し職を辞して故山に帰るも人は閑地にあるを許さず、昭和二十七年発足当初の教育委員に選任され、また溝辺町並びに始良郡老人クラブ連合会会長に推されて社会教化のため寝食を忘れた。かねて手なずけた老人クラブ運営の事をはかりつつ旅窓におい

て息を引きとる。

享年七十七、氏の作に成る老人クラブの歌は県連歌として長く受唱されている。嗣 義富

◎福永嘉之助

溝辺人で無くしかも生え抜きの溝辺人のだれよりも溝辺をよく知り多くの溝辺人を教え導いたのが福永嘉之助その人である。

氏は郡内吉松町の生れ、本県師範学校卒業各地に奉職して明治四十二年加治木町出身の金沢彦太郎の後を受けて、溝辺尋常高等小学校長、じ来十有余年それこそ身命を賭して溝辺教育のために専念した。単に学校教育のみにとどまらず社会教育にも深く関心を寄せ、夜間おそくまで幻灯機を運んでは部落に出張、諄々として村人を説得した温情は長く郷土人の胸の中に生きのこることである。

氏は溝辺を去って山田小学校長、同校退職後鹿兒島荒田に居を構えたが激戦下宮崎県えびの加久藤に疎開して終戦を迎え、敗戦の悲運に泣きつつ、聖職に身を捧げて尊き一生を終った。

四 その他

(1) 医療界をたずねる

藩政時代から明治初期、わずかに漢法医術に頼る

か、多くの場合備付けの売薬ですませて居た溝辺の人達に近代医療をもって治療を施した人に岩下平八一繁、大山市太郎、西山勇吉、彦岐又夫が有る。後石原に佐藤、松元、論地に徳永医院外に春日齒科医院など漸次医療機関が整い今日に至った。

◎岩下平八一繁

石原で開業した岩下医院については既に書いたものでここでは省略する。

◎大山市太郎

大山市太郎は郡内蒲生町の出身であるが、麓石峯に大山医院を開業した。

温厚満面に笑をたたえて診療に当たり、老幼男女深く氏の技術に信頼を寄せ、特に学校医としては献身これに当たり学童の保健衛生に意を用いた。

嗣 直赴（日大卒）実業家として父業を継がず。

◎西山 勇吉

丹生^{にっげ}附の農家に生れ、刻苦勉励よく初志を貫徹した西山勇吉の如きはまさに立志伝中の人と云うべきであろう。明治二十年生れ、溝辺小学校在学中、親しい同級生であった岩元清高、二見源吾と手を取り、肩を抱きあって「自分は警察官になる」、「俺は教育家」、「俺は医者で身を立てる」と未来の夢を語りあっていたが三人と

も苦節十年それに初志を貫徹したことはまことに「えらいものだ」と賞賛に値する。

岩元 清高（鹿児島県警部）

二見 源吾（学校長）

勇吉は小学校卒業の後、鹿児島、神戸に出でて医院に勤めて苦学をつづけ、二十九才神戸において医師の免許を得た。

大正七年帰郷して有川現王に開業し業績も年をおうて栄えたが、昭和十六年惜しくも五十五才短命にして世を去る。

嗣無く、西山民雄を養子となす。

◎ 沓岐 又夫

沓岐又夫は第十二代村長宗像林角の二男、京城医専卒業学位を得て竹子今別府に医院を開業した。

懇切丁寧な診療と、さん新なる技術は村人の信望を集めたが不幸病魔のおかすところとなり五十七才不帰の客となる。

嗣、又三郎よく父の後をつぐ。石原に開業した松元医院主はその女婿に当る。

◎ 獣医師

畜産熱の盛んな溝辺では獣医も普通開業医同様重んぜられた。獣医師として溝辺に開業した人に先ず水尻に岩

元恒一がある。恒一は獣医学校卒業、単に村内にとどまらず遠く隼人、加治木方面にも出張して診療に当たった。当事車もない時代いつも馬上で遠近、昼夜をいとわず熱心に治療に努めたが短命にして世を去った。

ややおくれて佐藤義徳が鹿屋農学校獣医科を卒業十文字に開業した。これも隼人・横川方面にまで愛畜家の求めのままだに奔走したが、終戦後馬匹の利用価値が低下し、且農協共済制度の充実などで獣医師としては一家をなす者が無くなった。義徳の子山人、佐藤医院を石原に開業人畜の別はあっても父の志をついだかちとなる。

五 五 五

明治、大正、昭和という百年の才月は、日本歴史の上でかつて見ない波乱多き時の流れであった。それだけ先輩たちの積み重ねられた御苦労は大変なものであったに違いない。しかしここに挙げた人々は表面に浮び出た人たちであって、日夜を分かたず黙々として草を刈り、鋤をふるって山や野の開拓にいんどんだ多くの先人達の労苦も決してこれを忘れてはならない。

中でも明治の初めごろ、南薩の地からこの地に移り住み朝は未明に起き出で、夕べ月影を踏んで働きつづけた人々の尊い開拓精神はいつまでも語り伝えられるべきも

のであり、今なお、鍋に、石峯に、横頭に、否町内全域にひろがるそれらの人たちの二世、三世の極めて裕福な暮しの中にその恩沢がかがやいている。まことに有りがたいことといわねばならぬ。

「歴史は人が造る」もち論その通りである。しかしその人を生み育ててくれるものは大地であり、大地こそはまさに人類の母である。編集同人一行は、町内あちこちの旧跡をたずねまわったある日、溝辺人の命の網である諸川の源、長尾山の麓なる宮川内部落に足を入れた。

そしてそこに見たものは——町内の最高齢者、やがて百にも手が届く、別府太郎（九七才）の元氣な姿であった。しかもこの部落には、日露戦争抜群の功績で金鷲勲章拝受の光榮者下久保八太郎（九三才）、同じく二月田助右衛門（九〇才）、並松チヨマツ（九四才）、また日露役海軍々人別府市之丞（九二才）など至極健在という、うらやましくほほえましい長寿の里であることに驚くことであつた。そして一行は、九〇才の長老二月田助右衛門氏に付近一帯の道案内を請うたがすこぶる健脚、標高六八〇メートルの長尾山絶頂を先頭きつてきわめるなど若いわれらはむしろへきえきするくらいであつた。どうしてこのあたりこんなにも長寿に恵まれているのか、思うに水清く、米は美味、野にわらび、山にきの

こなど自然の恩恵豊かな里なるが故であらう。

溝辺は単に宮川内に限らず、どこを歩いてても自然環境に恵まれた快適な住場所である。

この美しい環境をより豊かに、希望あふる新しい時代の開拓にいそしむ事こそ、溝辺人の生き甲斐というものであり、先人に対する感恩報謝の供養ともいえるのではなからうか。

（附記）文中敬称略、なお生存者に対してはこれを割愛した。

第二章 産業経済

第一節 農業

一 溝辺町農業の概要

溝辺町の産業の主体は農林業であるが、環境条件が四囲に孤立した本町の農業は、自給自足と交換経済の域を出でず、更に文化交流の機会も得られなかったことから、その経済知識と生活程度も低く、都市経済に支配された時代が長かった。

更に地主層の支配も強かったことが、大東亜戦争後の農地改革により明らかである。すなわち開放された耕地は不在地主分一二〇ヘクタール（山林においては

未だに地域外所有分二九三・七ヘクタール―一四〇名分）となっており、この間の事情を物語っている。従って一部の地主農家を除いては多分に搾取されたものと考えられる。その生活程度は極めて低く、物心共に自主性に乏しい経済基盤の弱い農業形態であった。

1 山林資源と農家経済

農家経済の背景としてかなり大きな森林資源がある。これが活用分野は大きく、用材、薪炭生産が盛んで、これ等の山林作業は農閑期における農民の副業としてその労賃収入は農家経済の支えとなっていた。

一方町には五つの大字（麓・崎森・有川・竹子・三縄）があつて、それぞれ任意団体を組織し、共有財産として相当の山林、原野を保有し、この団体を中心に古来山林資源の開発と造成に力を尽したため、地区住民の山林への関心を高め、戦中戦後の濫伐の跡も逐年計画造林されつつあり、山林資源は将来町経済の中で大きな役割と位置を占めるものと思われる。

2 特異な立地条件

町の地形と、社会的、自然的条件とは本町の産業に重大な影響をもたらしている。すなわち町の地形

は南北に長く東西に狭く、高屋山陵によりおおむね南北に二分され、標高二四九メートルの高台地をなしており気候は冷涼である。

往時の交通事情は極めて悪く隣接町村との交流も少なく、産業、経済、文化の交流はおおむね三地域に分れて行なわれていた。すなわち北部竹子地区は主として横川町、中央有川地区は加治木町、麓崎森地区は隼人町及び加治木町と徒歩

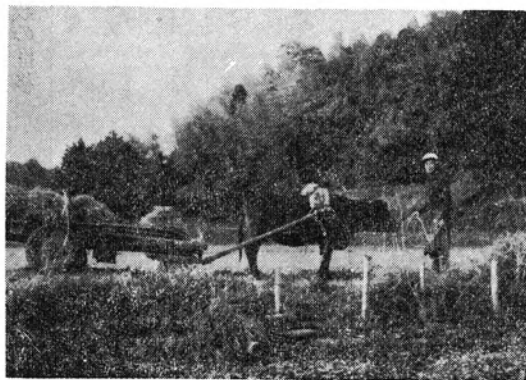
により交流していたが、

その後鉄道肥薩線の開通に伴い暫

時鹿児島市との交流も行なわれる

ようになった。

次いで道路網の整備充実と自



自動車交通の急速な発達、産業経済文化の外部との交流を促し、特に鹿児島市との交流が盛んになるにつれて農民の社会的経済的意識も向上し、除々にはあるが商業的訓練を経験し、営農方式も機械化、近代化の方向に転換のきざしが表れて来た。

産業構造の推移

区分	年度	昭三五(国調)	四〇(〃)	四五(〃)
第一次産業(農林業)		八三%	八〇%	七三%
第二次産業(鉱工業)		四%	六%	七%
第三次産業(商業)		一三%	一四%	二〇%

なお、昭和四十六年度策定の溝辺町総合開発計画(一〇年後のビジョン)においては、昭和五十三年度の比率を、第一次産業を四〇パーセント、第二次産業を二〇パーセント、第三次産業を四〇パーセントとすることになっている。

3 農家構成と経営規模

ア 専兼業別農家戸数の推移

農家戸数の推移は、その時代の農村社会、経済の動向を示すものであり興味ある点であるが、戦前の記録が得られないので昭和十五年以降の推移を示せば次のとおりである。

専兼業別農家戸数の推移

年次	町の総戸数	農家戸数	備考
昭和四一	一、三三四	一、二〇四	支那事変中
昭和四二	一、二七五	一、〇二六	終戦直後復員軍人及び引揚戸数の増
昭和四三	一、二二五	一、〇二六	
昭和四四	一、二二五	一、〇二六	
昭和四五	一、二二五	一、〇二六	
昭和四六	一、二二五	一、〇二六	
昭和四七	一、二二五	一、〇二六	
昭和四八	一、二二五	一、〇二六	
昭和四九	一、二二五	一、〇二六	
昭和五〇	一、二二五	一、〇二六	
昭和五一	一、二二五	一、〇二六	
昭和五二	一、二二五	一、〇二六	
昭和五三	一、二二五	一、〇二六	
昭和五四	一、二二五	一、〇二六	
昭和五五	一、二二五	一、〇二六	
昭和五六	一、二二五	一、〇二六	
昭和五七	一、二二五	一、〇二六	
昭和五八	一、二二五	一、〇二六	
昭和五九	一、二二五	一、〇二六	
昭和六〇	一、二二五	一、〇二六	
昭和六一	一、二二五	一、〇二六	
昭和六二	一、二二五	一、〇二六	
昭和六三	一、二二五	一、〇二六	
昭和六四	一、二二五	一、〇二六	
昭和六五	一、二二五	一、〇二六	
昭和六六	一、二二五	一、〇二六	
昭和六七	一、二二五	一、〇二六	
昭和六八	一、二二五	一、〇二六	
昭和六九	一、二二五	一、〇二六	
昭和七〇	一、二二五	一、〇二六	
昭和七一	一、二二五	一、〇二六	
昭和七二	一、二二五	一、〇二六	
昭和七三	一、二二五	一、〇二六	
昭和七四	一、二二五	一、〇二六	
昭和七五	一、二二五	一、〇二六	
昭和七六	一、二二五	一、〇二六	
昭和七七	一、二二五	一、〇二六	
昭和七八	一、二二五	一、〇二六	
昭和七九	一、二二五	一、〇二六	
昭和八〇	一、二二五	一、〇二六	
昭和八一	一、二二五	一、〇二六	
昭和八二	一、二二五	一、〇二六	
昭和八三	一、二二五	一、〇二六	
昭和八四	一、二二五	一、〇二六	
昭和八五	一、二二五	一、〇二六	
昭和八六	一、二二五	一、〇二六	
昭和八七	一、二二五	一、〇二六	
昭和八八	一、二二五	一、〇二六	
昭和八九	一、二二五	一、〇二六	
昭和九〇	一、二二五	一、〇二六	
昭和九一	一、二二五	一、〇二六	
昭和九二	一、二二五	一、〇二六	
昭和九三	一、二二五	一、〇二六	
昭和九四	一、二二五	一、〇二六	
昭和九五	一、二二五	一、〇二六	
昭和九六	一、二二五	一、〇二六	
昭和九七	一、二二五	一、〇二六	
昭和九八	一、二二五	一、〇二六	
昭和九九	一、二二五	一、〇二六	
昭和一〇〇	一、二二五	一、〇二六	

(註) 総戸数においてわずかながら増加しているのは核家族化傾向と離農転出者が少いたためである。

溝辺町は純農村のためその平均耕作面積は県下では高い方であるが、水田率は極めて低く米作依存度の高い時代では生産性が低く、大東亜戦争以後の一時を除いて久しく貧農の域を出ず、更にはその立地条件の悪さもあって、社会的に後進性の強さは否めない。

区分	県	始良郡	溝辺町	備考
耕地率	一七・二％	一五・八％	二二・五％	
水田率	三七・九	四九・九	一八・〇	

計	畑	田	区分
五九 〃	三七 〃	二二 a	県
六五 〃	三六 〃	二九 a	始良郡
一〇六 〃	八二 〃	二四 a	溝辺町
			備考

[illegible]

藩政時代抑圧された農民にとって、明治維新は日本農民のれいめいともいふべきものであった。藩政時代における農民の立場は他藩とはその趣を異にしてい

た。

薩藩における門割地は、外見はその門またはその村の共有地のように見られたが、実質は決して共有ではなかった。一般門地は島津宗家の領有であって、農民にとっては、男子一五才から六〇才に至る四十五年間を限って、土地の耕作と、夫役出務と、租税納付という重圧な義務を負わされて使用を許されるというものであった。これを要夫（いぶ）と言った。

この門地の配分に当たってはその門内の総人口を主体とするのではなく、男一五才から六〇才までの口数に応じて配当したもので、要夫以外の老幼婦女子には土地の配分はなく、義務も免ぜられた。

一郷における社会構成は、専ら釐の郷士とこれら要夫より成り、その他の老幼婦女子は要夫に随伴する存在に過ぎなかった。もとより藩政時代の農耕地は、農民の生活のためのものではなく、藩の財源であり武士給養のための収奪地として多くの貢租を取るための巧妙な手段で強制耕作が行われた。また百姓に生れた男子は好むと好まざるとにかかわらず農耕しそれに付随する雑多の夫役を強制されたのである。

このように農民は武権の下に抑圧せられ、隠忍屈從を強いられたのが封建社会の姿であった。他の藩領の

農民も大同小異で農奴としての苦しみを嘆いたのであるが、薩藩の場合は一層厳しく拘束されていた。従って明治維新に至るまでの農民は土地を財産とは思わず、苛酷な義務負担の伴う厄介ものと思っていたのである。

このような農村社会は明治維新によって自由への新しい明を迎えるに至ったのである。

すなわち領主武権と土地から解放されることになったのである。

1 地租改正

明治維新後、近代国家に脱皮した政府は、百姓は「生かさず殺さず」の政策を廃して農民解放の方向に進み、従来の士農工商の区別を廃し、転業、移住の禁止、その他生活上の多くの制約を撤廃した。特に制度的には田畑の永代売買禁止令の解除がある。

江戸幕府は寛永二十年三月、田畑の永代売買を禁止した。これは明治維新に至るまで幕府の鉄則となっていた。

明治五年二月、二二〇余年にわたった田畑永代売買禁止を解除し、四民（士農工商）ともに所有の自由を認め明治六年七月地租の改正を断行した。

封建国家から近代国家への脱皮と発展を目指した

明治維新は、その目的実現のため近代国家としての形態を整備する必要から、中央及び地方行政機構の確立、軍備の充実を図るとともに、各種産業を振興し、資本主義的生産基盤の拡充を図る必要があったが、それよりさき国家財政の確立を図ることが急務であった。

明治初年の国の財政収入源は、封建国家から継承した土地とこれを耕作する人的資源しかなかったのである。すなわち「地租」こそが明治新政府の唯一の財源であった。その後日清戦争（明治二十七～二十八年）のころまでの国税収入の六〇パーセント～八〇パーセントまでが地租税収入であった。

地租改正は「耕作者をその土地の所有者と定め地価割に税金を課す」というのが基本方針で、地租改正条例の要点は次のようなものであった。

ア 江戸時代以来、地租は田畑の石高または実収高を基準として課税されていたが、これを改めて、地価を基準として賦課することになった。

イ 地租は地価の一〇〇分の三とする。

ウ 従来の物納制を改めて金納とする。

エ 地租はその年の豊凶によって増減しない。

また地価の決定は、当時国の財政と、大多数区民

の死活に係する大問題であったので極めて慎重に行われた。

先づ一筆毎に丈量（地積の測量）して、地目、面積、地番など記入した地図（字絵図）が作られ、次いで一筆ごとに土地の肥そう、水干害の有無、耕作の難易、交通の便否等を参酌して、その土地の等級を決定した。

次に田畑一反歩（一〇アール）の收穫量を査定した。これはその土地の平年作すなわち平均收穫をもつて標準とした。

地価算出の方法は概要次のようなものである。

先づ一反歩（一〇アール）の收穫を金に換算する。

その換算に用いる米価はその地方の妥当な米価を標準とした。この換算した收穫から一定量の種子代、肥料代、地租、村費等を控除した残額をその土地所有者の純利益とみた。

次に当時の金銭貸借の平均利率を査定し、純利益と利率から還元して地価を求めた。この地租課税の基準となる地価算定に対する不満が全国各地に起こり、その不満が原因となって、各地に農民の暴動が起こった。そこで政府は明治十年一月に従来の地租率一〇〇分の三を一〇〇分の二・五に改めた。しか

しこの地租改正が布達されても、旧薩藩では士分の外城制度、農民の門割制度等特殊な組織があったため、改正は遅々として進まず、明治八年たまたま地租改正（明治六年）によって、既に物納から金納に変わっていることを知った帖佐郷松原の農民がこの非を鳴らして騒動を起こしたので、西郷隆盛がこれを慰おした。又山田郷でも騒ぎがあり加治木から時の区長別府晋介等が来て農民を説得している。

この地租改正事業は、全国では明治六年から着手して明治十年に田畑宅地の分を終了したが、山林原野は明治十四、五年ごろに終了したが、西南戦争により遅れた鹿児島県は、明治十二年一月、時の岩村県令によって準備が進められ、同十四年に大綱がまとまり、一切の事務が終了したのは明治十七年であった。

それにしてもこの租税改正は旧薩藩領下にとって、は武士、農民共に正に青天のへきれきであった。すなわち武士は従来の土地の権利を失い農民は自動的に耕地を所有することになったのである。

2 門割地の所有権

地租改正が現耕作者をその所有者と決定することについては、郷士は一樣に猛反対した。従来農民が

耕作していた門割地は、その収穫米から藩庁へ上納する租税分を差し引いた残りを郷士の所有としていたが、その耕地の所有権が事実上の耕作者である農民の手に移ることになった。一方郷士に対しては門地から浮び上った「浮免」と荒地を自費で開墾した「抱地（かけ地）」は郷士の所有権が認められたが、一切の門地支配（農民支配）の特権を失うことについては反対せざるを得なかった。それにも増して地租改正のための租税の高騰がたえられなかった。

これまでの浮免、抱地についても租税は一石（玄米六斗約九〇キロ）につき八升一合（約一二キロ）であったが、地租改正によって農民と同じく当時の米価に換算して約四斗（約六〇キロ）にはね上ったのである。

このような士族の経済的な不安と不満の累積が、後日西南戦争の一つの素因ともなったのである。一方農民が将来占有耕作してきた門地はそのまま所有権を認め、「地券」という権利書を交付して確認させた。「地権」は縦二〇センチ、横二五センチの紙券で、地目、反別、金額と金額の一〇〇分の二・五の地租額が記入され、「右検査之上授与之」と記入し地区郡長が署名捺印したものであった。

またその裏面は「日本帝国ノ人民土地ヲ所有スルモノハ必ズ此券状ヲ有スベシ（中略）日本人民ノ此ノ券状ヲ有スルモノハ其ノ土地ヲ適意ニ所有シ、又ハ土地ヲ所有シ得ベキ權利アル者ニ売買、譲渡、質入、書入スルコトヲ得ベシ」と明記され、土地の使用及び処分ノ自由を認めている。門地所有權ノ決定方法は、農民が現に耕作する門地に、各自名札を建てさせ、この名札によつて持主の名前を地籍簿に記入し所有權を認め決定した。

しかし當時の農民は藩政時代の過酷な納租を痛感し、土地に對して本能的な恐怖と憎しみを抱いていて、今後も大きな責任を負うものと考える者が多く成るべく土地を所有することを避け、余分の土地があれば隣人に譲ろうとし、隣人はまたこれを拒む等の姿が見られたという。

その土地券を手に入れるまでの測量の夫役や手数料等の経費の大部分が民費負担であつたので、零細農民にはこれにたえられなかつた。地券交付料は五錢であつた。

一〇〇円以上はその一万分の一であつた。當時米一升が四錢〜五錢であつたので五錢といへば農民には大金であつた。農民は折角土地を手に入れながら

これを手放そうとするムードが支配していた。

加えて西南戦争後約一〇年間の鹿児島地方の不景氣がこれに拍車をかけ、明治十五年一升一〇錢の米がその半額に暴落した。

一升五錢の米価で、現在の溝辺町の反収換算すると、玄米約二石五斗（三七五キロ）であるから粗收入一二円五〇錢である。これから地租、肥料代等を差し引けば何も残らない有様であつた。それに地租は従来と違つて作物の豊凶に關係なく金納で、納付期限を過ぎると二〇分の一の延滞金がつき、一カ月以上遅れると「身代限り」の処分を受けた。

このような状態で金納の出来ない農民は裕福な旧郷士に土地を抵当として代納してもらうというケースが多く、資本を有する郷士は自由に土地を集中することが出来た。従つて旧郷士は資本を蓄積し子弟の教育費や、農業の経営改善に投資されて、明治二十二年の町村制施行ごろには、旧郷士グループは藩政時代より一層強力な村の指導層を形成し地主となつたのである。

新しい時代になつても農民の大部分は封建的高額の小作料（六割〜七割）を納めるという零細な小作人になり下つていたのである。

しかし明治時代において、郷土の農業振興のため
たばこの導入、養蚕の振興、耕地整理、稲作の改
良、病害虫の駆除等に指導的役割りを果たしたもの
これ等旧郷土の人たちであった。

(鹿児島県史等参考)

三 戦中(大東亞戦争)戦後の農業

1 戦時中の農業(昭和十二年〜同二十年)

昭和十二年七月、日支事変のぼつ発とともに我が
国の経済は戦時態勢に突入した。十三年四月には国
家総動員法が制定されて国民経済のすべてが戦争遂
行のため統制下におかれた。

このような情勢の中で農村は、国内の自給体制を
確立するための食糧増産と、兵力、労働力の供給源
としての役割を負うことになった。

戦域が拡大するに及んで、昭和十五年五〜六月ご
ろから砂糖、地下足袋等に割当配給制がとられ、翌
十六年四月には六大都市(東京、大阪、京都、名古屋、
神戸、横浜)では米が配給制となり大人一日二
合三勺と定められた。

これより先昭和十四年十一月、米の強制買上げが
始まり買上げ価格は一石(一五〇キロ)当たり四三
円釘づけとされた。米の買上げ機構は、市町村農会

―販売組合(産業組合)―政府の線で一元化され、
昭和十五年十一月には米穀管理規則が施行され、米
の国家管理が完成されて配給制と直結した供出制が
実施されることになった。

その後、農家は米の平均生産高を決定(割当)さ
れ、大人一日二合三勺で計算した配給量の残りは全
部供出させられた。台風その他の災害も考慮されず、
供出を完了しない農家には強権が発動され、自家飯
米もなく供出に泣く農家も少なくなかった。このよ
うな情勢の中で青壮年の軍隊や、軍需徴用によって
農村の主力労働力の不足、化学肥料、農耕器材の不
足等のため生産力は急激に低下して「食糧増産」の
督励、学生生徒等による勤労奉仕作業等が行なわれ
たにもかかわらず、昭和十五年産米は前五力年平均
より四三万石の減収となっている。

食糧事情の窮迫化とともに、都市から疎開あるい
は帰農して自給食糧生産のための飯米農家が増加し
た。しかしながら農家戸数は増加しても生産規模が
拡大される訳ではなく、かえって経営は零細化され、
五反歩(五〇アール)以上の上層農家層でも労働力
不足等のため規模を縮小する者、小作地を地主に返
還して小規模自作とする者が多かった。

このように青壮年の応召、徴用による労働力不足は農業経営に大打撃を与え食糧不足が深刻化するに至り、ついに昭和十九年二月には農業要員を徴用免除して農村へ帰農させ、中学校（現在の高等学校）国民学校（今の中学校）の生徒まで動員して強制的に農業労働に従事させた。しかし米の収穫は年々低下して、昭和十七年の六、六七八万石が、二十年には三、九一五万石（五八五トン）に減少した。

昭和十八年の米の一船配給は二分づき米となり、その内容は外米、高粱（こうりゃん）、トウモロコシ、押麦等の混入されたものであった。戦争末期の農村には前述のように兼業的な零細農家が著しく増加してますます規模縮小の傾向が強くなってきた。戦争末期の生活物資の不足、なかでも食糧事情は緊迫の度を加え、すべての生活物資の統制は一段と強化され、昭和二十年七月の一船配給米は大人一日二合一勺（米換算雑穀混入）に切り下げられ、深刻な食糧危機の中に八月十五日ついに終戦となったのである。

2 戦後の農業

ア 戦後の社会情勢

終戦から昭和二七、八年ごろまでは復員軍人、

海外引揚者（台湾、朝鮮、満州、支那、東南アジア諸島）等により、本町人口も急増したが、敗戦国の悲しさ、その受入れ体制が充分なはずはなく、衣食住のすべての基盤は欠乏と荒廃の極に達し、特に食糧事情は悪く栄養失調や餓死する者も数多く敗戦の悲哀を味わったのである。

戦時中からの物資統制令と食糧管理は終戦による物資不足を背景に一層強化され、人々はただ生きるために狂奔した。当時の生活物資がいかに窮乏していたかを物語るものに「配給制度」があった。その概要を述べると、次のようなものであった。

(1) 一般生活物資の配給制度

住宅以外の一般の生活必需物資のすべてが統制され配給制であった。その品種と配給方法はおおむね次のようなものであるが、横流し等いわゆる暗取引は厳重に処罰された。

品種は、衣料品（縫糸、布地、タオル、足袋その他一切の布地類）、地下足袋、マッチ、石鹼、塩、たばこ、酒類、砂糖、乳製品（粉乳、練乳等）等であり配給方法はそれぞれの種類に応じて、老幼男女年令別、乳児、病人等別に一

定の基準が設けられ、配給店が指定される訳であるがこれ等の物資が必ずしも確保されている訳ではなく、衣料品等はなかなか入手出来ないのが常であった。

配給方法について二、三の事例をあげると、

△ 衣料品は、前記の区分に応じた各人の基準点数により衣料切符が交付される。一方品物の方は、例えば、タオル一枚三点、足袋一足五点等と決められているので、必要な品物を選んで買うのであるが、品物の方は絶対量が無いので希望の品を入手するのは非常に困難であり、品質はスフと称する人造絹糸のもので一度洗濯すると使いものにならぬ粗悪なものであった。

△ マッチ、石鹼、塩、砂糖、乳製品等の生活必需品は、世帯単位に構成人員数に応じた基準によって配給された。基準単位はつまびらかでないが、その数量は人間が生存するためのぎりぎり最低限のもので、マッチ一本、石鹼一個、塩の一つまみがすべて貴重品であった訳である。

△ 嗜好品（たばこ、酒等）も成人男子に対して一定基準で配給された。たばこは一日五瓦（紙巻五本）程度であったが、紙巻等殆んど配給さ

れることはなく刻みたばこ又は紙巻用のバラたばこと巻紙が配分されるという訳で人々は自分で巻いて吸うか、キセルたばこを吸うたのである。もとよりこの量で満足できる訳でなく、柳の葉、萩の葉等を乾燥して代用として用いたものである。

酒についても雀の涙ほどの配給であり、好きなものは到底がまん出来る量ではなく酒にまつわる悲喜劇は数多い。その一、二をあげると

(ア) 配給量ではどうにもがまん出来ない酒（焼酎）好きの中には、ついにアルコールを飲用する者も出て来て、メチル・アルコール（工業用）を飲用して死亡または失明した者もかなりあったのである。

(イ) このような欠乏状態が続く中で密造酒もかなりあって、氷枕、竹筒などに入れられて取引が行なわれ、入手困難な食糧雑穀や生活必需物資との物々交換が主であった。

(2) 食糧管理制度

終戦直後の食糧事情は、戦時中にも増して悪化した。すなわち生産基盤は戦争により極度に荒廃し、他方では引揚者、復員軍人等によって人口が急激に

増大したため食糧の需給事情は極度に窮迫し、昭和二十一年から二十二年は食糧危機の頂点に達し、食糧の遅配、欠配が慢性化した。

特に昭和二十二年の五月～十月間の遅配は七四・一日分にも達している。

このような緊迫した食糧事情下において従来の米麦のみでは到底充足できないので、甘しょ（切干甘しょ）、粟、そば、大豆、小豆、小麦かすに至るまで管理統制され、代替主食として配給されたのである。

当時の食糧事情について具体的な事例をあげると次のように急迫したものであった。

△ 主食については、米（外米、くず米）、麦（小麦かす）の外、切干甘しょ（からいもこっば）、大豆（大豆かす）、小麦粉等の混配であったが、昭和二十一年～二年の遅、欠配時代は品質は悪く、量は少いので生産農家以外はほとんど朝晩、いもがゆ、そば雑炊、野菜の塩炊き程度のもので、味噌、醤油等望むべくもなく、たまに小麦粉の配給でも受けると、手打ちうどんの炊き込みで子供たちもよろこんだものである。

△ 副食としては野菜以外になかった。しかしながら

荒廃した生産基盤の上では生産性も低かったが、当時の食糧事情は副食としてのそれよりも、むしろ主食を補足するためのもので、かぼちゃ、馬鈴薯、里芋等が多く作られ、一日一～二食は必ずこれ等が代用主食となっていた。また葉菜類の夏枯れどきになると、かぼちゃの葉柄、甘しょつるや葉も代用野菜として食べたものである。

蛋白質としては専らなたね油、豆腐等の植物性に依存するはかなかったが、唯一の動物性蛋白源としては自家飼養の鶏卵、鶏肉であった。

△ その他

食糧増産を奨励するために、特別配給制度があつて、それ等の物資を報奨物資と言い、米麦、雑穀類の超過供出者に対し、作業用衣類、酒（焼酎）、たばこ、地下足袋などが特別に配給された。

化学肥料も生産農家の規模に応じて配給された。

以上が終戦直後の生活物資の需給状況の一端であるが、その現実には明状し難い深刻なもので、特に非農家や都市の住民は生きたための食料を求めて、きびしい取締りの目を盗んで農村への買出しに狂奔したのである。正に人間が生存するための極限とも云うべき耐乏生活の時代であつた。

3 農業の変遷

前記のような社会情勢の下での農業は、食糧の確保という大使命を背負って敗戦日本復興のせん兵として出発することになったのであるが、荒廃した基盤のうえに一、三〇〇名もの引揚者、復員軍人等人口の急増による自給食糧確保のために農地の分割が行なわれ、生産規模は零細化し、専ら主食の生産に取り組むことになって色々とその施策が講ぜられた。

昭和二十一年四月、戦地生活の十二年を経て帰還した竹子出身、最勝寺良直氏の提唱する一本植え水稻農業、すなわち四坪（約一三平方メートル）の温床苗代に播種した苗を、四十日目に水田一八アールに坪（三・二四平方メートル）、三六本植えの画期

△参考Ⅴ 昭和31年現在の復員者等数

区 分	男	女	計	備 考
海外引揚者	一八五	一七二	三五六	
復員者	七四三	—	七四三	陸軍五〇二 海軍二四一
帰農者	八五	一〇八	一九三	
計	九〇三	二八〇	一、一八三	

的な農法もその試みの一つである。終戦後の肥料は一〇アール当りわずか二匁という限られた配給で、しかも硫安と過石だけであった。こうした営農資材の不足は、農器具としても同じこと、当時の農業経営は二十年もの後戻りしたものとなっていた。

そこで氏は、四月中旬に山の落葉、山土など約六坪（三五平方メートル）の堆肥を作り、これを六月中旬まで水田全面に散布して先づ土壤改良に着手した。そして七月三日最後の田植えが終ると竹子中を駆け廻って青壮年層に呼びかけ、約六十人の同志を得て、八月二十三日竹子興農研究団の結成を行ない、戦時中消耗し尽した地力回復に全力を注ぐことを申し合せた。山地の落葉拾い、野草刈、農道の芝起し等を励行して、客土と有機物にたよる地力培養がそれであった。時の農業会高田技師は最もよき相談相手で、後に誕生した農業改良普及員の上野、山下、岩元の三技術員の指導も受け、また一本植えの創始者鳥取県東伯郡の福井正美氏の所にもわざわざ出掛けて行き教えを請うた。

興農研究団のねらいは戦後の窮迫せる食糧増産、これにかかっていたことは言うまでもなく、畜産振興と作物の増収、中でも水稻、甘藷、麦、菜種子、ラ

ミ、養蚕の振興に全力を傾注した。殊に病害虫の被害が酸性土壌によって倍加することが実証されたから、悪化した土壌の改良はゆるがせにできない大事な作業であった。

しかして昭和二十二年には、溝辺村全域に団の結成を見るに至り、翌二十三年には始良郡興農研究団の結成を見て各町村に支部をおき、県農協始良支所長猪俣貫一氏指導の下に増産運動に挺身した。

この運動は純農村である溝辺の農業をいかにして先進県並みに引上げていくかという根本的な問題がかかっている。そのためには先進地の農業をいかに学ぶかが大事な仕事であることから、熊本県八代郡の松田喜一氏の指導は何よりも大きく取り上げられ、松田氏の教え子、菊池郡泗水町の有働貫一氏、同増田義孝氏等に幾度も来てもらい指導を受けた。増田氏が派米青年研修から帰国する時携えてきたメリーテラー（今の自動耕うん機）が、昭和三十三年ごろ溝辺に入ったのもこれがきっかけになっている。また二宮尊徳の報徳思想が、現在もなお生々と成長している静岡県清水市の庵原農業は密柑、茶の大生産地であり、日本農業の先進地でもあるが、昭和二十九年に竹子地区その他にみかんが導入された

のもこれが発端となっているのである。

賀川豊彦氏が消費組合運動と共に、国土の狭い日本に立体農業を提唱して「乳と蜜の流るる郷」という小説が実践にうつされ、岡山県久米郡の久宗壮のきのこ栽培、くり栽培、養鶏、養豚等の多角経営、更に高知県高円寺の岡崎正英氏の山地酪農、奈良県の浦田善之氏の山間利用の酪農経営などが現地視察の結果、昭和三十一年溝辺における酪農の誕生となった。

このように先覚者の思想を学び、郷土の地形、土質、気象等の自然条件を研究考察しつつ、これを実践に移し地域の発展に寄与して行く興農運動は、今後いつまでも延び榮えて行くであろう。

やがてアメリカの四H（頭、手、健康、心）運動が改良普及事務所を取り入れられ、農協の青年部、婦人部の活動が活発となるなど暫時食糧問題解決の曙光が見えて来た。昭和三十一年当時農業協同組合長であった最勝寺氏は、興農研究団もその使命が終ったとなし、農協青年部に後事を託して興農団を解散したのであった。

こうしたいろいろな角度から見ての食糧増産施策も畑作を主幹とする溝辺では甘藷、菜種子はやはり

戦前戦後の人口の動態

主要作物として重視され、中でも菜種子は生産性が高く、良質であったため、その声価を高め蛋白源としての種子油は一升（一、八立）が、七〇〇円〜七五〇円の高値を呼ぶほどで、思わぬ油景気の波に乗った農家は、急に活気を取り戻し、増産意欲は急激な上昇を見るに至った。

因みに昭和二十二年当時の、役場職員の給与ベースは一、六〇〇円であり、又現在（昭四十六年）のたね油一升は二五〇円〜三〇〇円程度であるから、当時の食糧がいかに貴重なものであったか、又食糧事情が如何に逼迫していたかを窺い知ることができよう。

さて食糧事情の好転に伴い、農村経済は急速に進展したが、一方都市の復興も目覚ましく昭和二五―二六年の朝鮮動乱のぼつ発による特需景気は工業の急速な進展を促し、労働力の需要が増大し、農村労働力は再び都市へ流出し始めたのである。

すなわち本町の人口動態を見るに、昭和二十五年の九、一七〇人をピークに年々減少を続け、昭和三十四年池田内閣の工業開発を主とする経済成長政策により、労働人口の都市への流出は激化し始め、農村の過疎化は大きな社会問題となって来た。この原

年度	総人口	備考
昭一五	五、九八三人	戦中
二〇	七、五四四	終戦の年
三敗国	八、八七三	
二五	九、一七〇	ベビーブーム
三〇	八、八八五	
三五	八、二五九	昭三十四年経済成長政策
四〇	七、二二五	
四五	六、四四三	

因は高度に成長した都市経済と停滞する農村経済との格差によるものであって、農業の衰微を物語るものである。

すなわち経済の高度な成長により国民の生活水準は急速に向上し、食生活も高度に改善されて来たため、従来の雑穀主体の農業では需要がなく生産性は低下するのみで、都市と農村経済の格差は拡大するばかりで、農業は経営と耕種の選択に戸惑い戦後初の「曲り角」に立ち、世界経済の中での農業として

きびしい試練を受けることとなった。昭和三十四年政府が経済成長政策を打ち出してからわずかに十年余、終戦後二十数年にして、アメリカに次ぐ日本経済の高度の発展は世界の驚異とされながら、独り農業のみが停滞を続け不安定なため、之が振興を図るための施策が、矢次早に打ち出されたのである。

ア 経済自立化運動（昭和三十年）

鹿児島県は昭和二十七年から十ヶ年間「組織的な農村振興運動を展開して、農家の経済力と社会的地位の向上を図る」ことを目的として「経済自立化運動」を推進した。本町では昭和三十一年計画を策定したが、その主眼とするところは、町民の社会性の涵養と共同意識の高揚を実践活動の前提として農村の体質改善を図ることとし、大要次のような運動を展開して、農業経営の近代化、合理化、生活改善への意欲の高揚に可成りの成果を挙げたのである。

(1) 経済自立化運動推進方策

(ア) 共同意識の高揚と部落組織の整備強化

終戦直後の昭和二十二年ごろまで本町の部落集団は五六部落（平均三〇戸）であったが、民主主義体制への新しい息吹きと、生活基盤

を失った貧困の中で、人々は食料、その他生活物資の配分等の利害をめぐる感情対立等により部落は属人的な分解が始まり、昭和四十六年現在では二倍近い九十八部落（平均一八戸強）の多くを数え、うち一〇戸以下の部落組織が三十部落もあって、集落本来の機能すら果し得ない状態であり、行政的には情報伝達の円滑を欠き、人間関係では連帯感の欠如の因となり、総合力を必要とする地域振興の阻害要因ともなっている。

部落集団の機能を発揮するためには少くとも四十〜五十戸が必要であるとして集落再編成を推進することとした。

(イ) 啓蒙宣伝活動の拡充強化

農産物の世界的過剰傾向は農業経営に重大な影響があるので、広く国内内外の情勢を分析して認識を高め、農民自ら経営の合理化と効率化を考え、生産性を高めることを強調する。

(ウ) 時間の励行

時間に「るうず」なことは封建以来農村に根強く、なかなか矯正されないものがあるの

で、これを町民運動として恒久的に推進することとした。

以上の三点を実践活動の前提として、次の実践項目を定めた。

(2) 経済自立化運動の実践項目

(ア) 自給肥料の増産と施肥改善

戦後食糧増産の急なる余り、化学肥料の施

用が急速に高まり、特に水田にその傾向が強く、堆きゅう肥はほとんど施用されず、地力の減退、病害虫の多発等が憂慮され、地力の維持増進を図るために実践項目の第一にあげ推進した。現状分析と計画目標は次表のとおりである。

本町における主要作物別自給肥料および金肥の施肥状況（昭三十一年策定時 一〇a単位）

作物別	標準堆きゅう肥施用量 (A)	現在の堆きゅう肥施用量(推定) (B)	金肥施用量(円)	堆きゅう肥施用割合 (B)/(A)
水稲	1,175Kg (800)	(わずかな緑肥) 700Kg (1100)	11,500円 000~11,000	1 %
陸稲	1,175 (800)		11,500~11,000	四〇
麦類	1,500 (800)	900 (1100)	11,500~11,000	六三
大豆	1,135 (800)	735 (1100)	200~1,000	六〇
なたね	1,500 (800)	1,011 (1120)	11,000~11,500	六七
甘しよ	1,575 (800)	775 (1100)	1,000~11,500	三三
粟	1,135 (800)	700 (1100)	200~11,500	六六
たばこ	2,150 (800)	1,150 (800)	10,000	六六

(注)

- 一 金肥一戸当たり平均使用料(たばこを除く)
- 二 堆きゅう肥平均反当使用料
- 三 標準堆きゅう肥各作反当平均施肥量
- 一四、八五〇円
- 六三七Kg (一七〇g)
- 六、一二Kg (四三〇g)
- (二期作各作反当平均である)

町の自給肥料増産五ヶ年計画

年度	町全体目標	各作反当目標	一戸平均目標
昭和三〇	一九、二〇〇、〇〇〇 Kg (五、一六六、〇〇〇)✓	六、七二〇 Kg (一、四七五)✓	二一、四四七 Kg (三、〇八〇)✓
三一	二四、〇二五、〇〇〇 (六、四四〇、〇〇〇)	七、〇〇〇 (一、四〇〇)	二五、五〇〇 (三、六〇〇)
三二	二八、八二五、〇〇〇 (七、四〇〇、〇〇〇)	九、七二〇 (一、五〇〇)	二九、八七五 (四、五〇〇)
三三	三三、七〇〇、〇〇〇 (八、九八八、〇〇〇)	一、二二五 (二、〇〇〇)	三〇、二五〇 (五、四〇〇)
三四	三八、五二〇、〇〇〇 (一〇、二七二、〇〇〇)	一、三二二 (二、〇〇〇)	三三、六二五 (六、三〇〇)
三五	四三、三三〇、〇〇〇 (一一、五五六、〇〇〇)	一、五〇〇 (二、〇〇〇)	三九、〇〇〇 (七、二〇〇)

(注)

(一) 計画は現在(昭和三十年)の施肥料を基準とする。

(二) 本計画目標が達成されるとき、金肥を約三〇四割節約できる。現在一戸当たり平均金肥代は約一五、〇〇〇円であるから四・五〇〇〇、六〇〇〇円の節約となり、町全体としては農家戸数一三九七戸であるから年間実に六二八万八三八万円の節約となる。

(イ) 生活改善と資金の蓄積

△ 生活改善

家庭は労働力再生産の場である、家庭環境整備改善等、生活基盤の改善を部落、婦人会青年団等の協調により計画的段階的に推進する、具体的には次のとおりである。

- ① 作業能率を高めるための作業衣の改善
- ② 創意工夫により、出来るだけ経費をかけずに、台所、住宅を明るく合理的に改善して、主婦労力の軽減をはかる。

③ 生活設計と家族計画は併行すべきである

として、それぞれの家庭に適合した受胎調節を指導する。

△ 資金の蓄積

経済力が弱いほど収支の計画性が必要であり、再生産資本としての蓄積を積極的に推進する。

実践目標は

昭和三十一年度、農協貯蓄目標五、六〇〇万円を達成することとし、以下単年度毎に前年度実績に上積みしていく。

注 昭和三十年年度目標四、〇〇〇万円に対し、

推進方法は

口 各小中学校は子供銀行を設け、毎月貯金

日を定めて貯蓄心を涵養し、実績をあげる

ハ貯蓄成績優良者及びグループを顕彰する

(ウ) 共同販売体制の確立

國際的な農産物の過剰生産は價格の低落と過当競争を招き、コスト高の我が国の農産物は國際競争力が弱いので、強固な共同販売体制を確立して、選正な價格の安定を図る必要があることから、強力な推進を図ることとした。（この時点で本町の特産物であり声価の高いなたねは、強大な生産力を持つ米国及び中国産大豆その他の油脂原料の輸入により、價格の下落等大打撃を受けている。）

注 昭和三十年度なたねは約一三、〇〇〇俵、

このうち農協共販はわずかに二、八〇〇俵であり、共販体制の弱体を物語っている。

イ 新農村建設総合基本計画（昭三十四年）

と、技術指導態勢の確立を図って来たが、一方政

府は向う十か年間に国民所得倍增計画を推進し、国民経済は工業を中心に高度の成長を続け、国民の生活水準も著しく向上変化して来た。特に食生活において、その嗜好と需要が澱粉質から、動物性蛋白質へと、日本人の食料構造が大きく変化し始めたことによって、農業の精種生産構造も大きな転換を要請されることになった。

ちなみに昭和三十一年政府が、国民一人当りの食糧消費の変化を予測した指数は次表のとおりである。

国民一人当り食糧消費の変化予測指数

(S三十一～三十七年)

消費量の減少するもの		消費量の増加したもの		区分
精麦	雑穀	小麦	大豆	種別
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三十一年
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	三十七年
△	△	△	△	増減

消費量が 相当増加 するもの					消費量が 著しく増 加するもの				
馬鈴薯	大豆	砂糖	肉類		果物	鶏肉	鶏卵	豚肉	牛乳・乳製品
100	100	100	100		100	100	100	100	100
107	113	113	117	115	148	136	148	154	177
7	3	3	17	15	48	36	48	54	77

この予測は経済成長に伴って的中し、動物性蛋白と果物の需要が急速に高まり、必然的に生産構造を、果樹、畜産主体に作目転換を推進することになり、昭和三十六年基本計画を策定したが、翌三十七年から農業構造改善事業が進められることになり、これと併行して事業実施することになった。

ウ 町農業機械の設置（昭和三十五年）

昭和三十四年、政府（池田内閣）の高度経済成長政策が都市経済を中心として急速な発展を遂げ

るに従い、農村経済との格差が大きくなって、農村の労働力は次第に都市へ流出を始め、農村の労働力は質量共に低下して、三ちゃん（爺ちゃん、婆ちゃん、母ちゃん）農業という新語が生れた程で、生産性の低下とともに地域、部落集団社会の機能すら失うところも出初めた。すなわち農道改修、災害復旧等の共同作業や葬祭等の行事すら支障を来す状態も出て来た。このような人手不足をカバーして農業の生産性を高め農家経済を確立するためには、機械化による経営の近代化を図る必要があるとして、昭和三十五年ブルトーザー一台（四七五万円）を購入、運転員二名を採用して、昭和三十六年ブルトーザー特別会計を設け、町、農道の補修整備、災害復旧、農地造成等の共同利用に供することとしてかなりの成果をあげ期待されるところとなった。

一方政府は、昭和三十七年農業基本法を制定して、農業経営の近代化と農業構造の改善を図るため、国の助成をもって、農業構造改善事業（土地基盤の整備、施設の近代化、機械化による省力等）を実施することになった。

これより先本町では昭和三十七年地域特産事業

(補助事業)によりホイルトラクターを導入してブルトーザーと共に農業用に供することになり、同年農業用機械管理条例を制定、本格的な農業用機械特別会計を設けて運営に当たり、ビート、飼料作物、葉たばこ、茶植栽、そ茶園芸等の畑作業に活躍、中でも十三塚原台地のごぼう栽培に威力を発揮して一時は鹿児島市場にその声価を高めたことがある。このようにして農業の生産性を高め農家所得の向上に大きく貢献して所期の目的を十分に果たして来たが、昭和四十七年四月の空港オーブンにより本町の農業事情は専業農家の減少等大きく変って来たので、農業機械(ホイルトラクター)も町一円で運営するよりも、地域営農グループ等によって運営することが効率的であるとして、昭和四十八年度からこれ等のグループに一定条件で契約貸与することになり十二年間に亘る農業機械特別会計は廃止することになった。

農業機械保有数(昭四十七年)

区 分	台数		摘 要
	二	五	
ブルトーザー ホイルトラクター	建設機械として町が管理運営する	地域グループ等に契約貸与する	

エ 農業構造改善事業(昭三十七年～十年間)

次に昭和三十七年、国は十年計画で農業構造改善事業を全国に実施した。この事業は「国が農業生産の基盤の整備および開発、環境の整備、農業経営の近代化のための施設の導入等、農業構造改善に必要必要な事業が総合的に行なわれるよう指導、助成を行う等必要な施策を講ずるものとする」(農業基本法)もので、これが実施要領によれば、「全農村にわたって一定の地域ごとに当該地域の実情に即して、自主統一的に農業構造改善事業計画に従い、農業基盤の整備、開発、農業経営近代化施設の導入、環境整備等農業構造の改善に關し、必要な事業を総合的に実施せしめ、農業技術の革新と農業生産の選択的拡大を図りつつ、自立経営の育成と協業の助長に資そうとするものである。」とされ、事業の実施に対しては、土地基盤の整備については七割、施設整備については五割の国庫補助に併せて、農林漁業金融公庫資金及び農業近代化資金の長期融資が行なわれる。

溝辺町では昭和三十八年度「乳牛、養蚕」を基幹作目として地域指定を受け、昭和三十九年～四

十一年の三か年で第一次計画を実施したが、その内容はおおむね次のようなものであった。

(1) 基本構想

(ア) 所得目標

現在の農家所得二〇万円（昭和三十八年）を七〇万円以上に引き上げる。

(イ) 基幹作目

養蚕酪農を中心とする専門ないし複合型農家を育成し、主産地形成を図る。

(ウ) 土地基盤整備

第一次事業として十三塚原地区三〇〇ヘクタール、第二次および県単事業として有川原、竹子原、水尻原、木佐貫、三縄原の一五〇ヘクタールの整理を行うこととし、用排水路及び農道は前記の区画

整理事業に併行して行う。

(エ) その他近代化施設の整備

集乳所、稚蚕飼育所の設置と大型農業機械の導入を行う。

主作目年次別拡大計画（昭三十八年基準）

区 分	昭三八		三九		四〇		四一		四二		四三		四四	
	戸数	面積 ha	戸数	面積 ha	戸数	面積 ha	戸数	面積 ha	戸数	面積 ha	戸数	面積 ha	戸数	面積 ha
養 蚕	二六四	九〇	三〇〇	一一五	三三〇	一四〇	三二〇	一七〇	四〇〇	二〇〇	五〇〇	二〇〇	四四〇	二二〇
乳 牛	一九五	一三三	二三八	一四〇	三二〇	一四〇	三二〇	一七〇	四〇〇	二〇〇	五〇〇	二〇〇	四四〇	二二〇
たばこ	一九五	一三三	二三八	一四〇	三二〇	一四〇	三二〇	一七〇	四〇〇	二〇〇	五〇〇	二〇〇	四四〇	二二〇
柑きつ	四二	二九	五一	四一	五五	四九	六〇	五九	六五	七二	七二	七九	七三	七九

(2) 構造改善事業の実績

基本構想に基づき昭和三十九～四十一年の三

か年で実施した事業は次のとおりである。

第一次構造改善事業実績（昭三十九～四十一年）

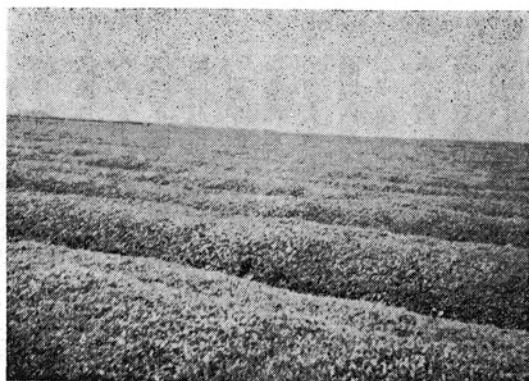
事業種目	施行地	事業管理主体名	事業年度	事業量		事業費	負担区分				
				年度別	計		国	県	町	公庫資金	その他
土地盤整備 ほ場整備	十三塚原	溝辺原土地改良区	昭三十九 四〇	七〇・六ha 七三・三	一三三・九ha	七、七六七千円	一八、八八三	七、五五三	一、千円	八、九〇〇	二、四三三
換地計画	〃	〃	四〇～四一	一四六・六	一四六・六	六〇五	三〇二	二一九	一八四	—	—
確定測量	〃	〃	四〇～四一	一四四・九	一四四・九	五九一	二九五	二一八	一七八	—	—
小計	〃	〃	〃	〃	〃	三八、九六三	一九、四〇〇	七、七九〇	三六二	八、九〇〇	二、四三三
経営近代化施設 稚蚕共同飼育所	有川	溝辺農協	三十九	一棟	三六六・〇m ²	五、一八〇	二、五四八	—	—	二、〇〇〇	六三三
右同	崎森	桑の丸養蚕小組	四一	一棟	一〇八m ²	九三八	四六四	—	九三	二九〇	八一
集乳所	麓	溝辺酪農組合	三十九	一棟	四〇・八m ²	二、二五一	一、一〇〇	—	一一〇	九〇〇	三四一
トラクター	〃	溝辺町	四一	付属作業機一式	—	一、一〇〇	五五〇	—	五五〇	—	—
動力防除機	〃	溝辺農協	四一	二台	—	二〇〇	一〇〇	—	二〇	—	八〇
農業機械格納庫	〃	溝辺町	四一	一棟	二七〇m ²	三、一五〇	一、五七五	—	一、五七五	—	—
小計	〃	〃	〃	〃	〃	一二、八〇九	六、三三七	—	二、三四八	二、九九〇	一、一三四
蚕室	〃	〃	三十九 四〇	一三棟 五〃〃	三棟	二、八九〇	—	—	—	二、三三三	五七八

乳牛舎	個	人	三九 四〇	一三棟 二五〇	二棟	七、六七〇	—	—	—	五、五〇〇	〇、二二
乳牛	個	人	三九 四〇	一三頭 二五〇	四〇頭	三、五九〇	—	—	—	〇、二二	〇、二二
小計						一四、一五〇	—	—	—	一〇、五八二	三、五六八
合計						六五、九三三	二、一七二	〇、七二七	〇、七二七	二二、八四二	三、二二二

構造改善事業は以上のとおりの実績をあげたが、土地基盤の整備は基本計画において、十三塚原地区三〇〇ヘクタール、その他地区一五〇ヘクタール計四五〇ヘクタールを予定したが、第三年度（昭和四十一年度）十三塚原地区の計画推進にあたっては地元の受入体制が整わず、一応中断せざるを得なかった。しかしながら本事業における土地基盤整備と、換地の効果は極めて大きく、営農形態は大型機械化近代化され圃場内をトラックの行き交う様は壮観というべく、養蚕、酪農、茶、そ菜園芸等の集団化が進み、産地形成のきざしが現れ始め、地区農民の経営意欲がようやく盛んになり、次いで畑地かんがい実施の方向で推進しつつあった矢先、昭和四十三年新鹿兒島空港を十三塚原に建設する

ことに決定を見るや、本町の農業情勢は急変するに至った。特に十三塚原地区は空港用地として一、一四六、五〇〇平方メートル（約一一五ヘクタール）が買収され、そのうちさきを実施した基盤整備地区の一九五、〇〇〇平方メートル（約二〇ヘクタール）が含まれ、農業基盤は根底から変革するとともに、世界的な農産物過剰による不況ムードの中で、昭和四十五年政府は米の生産調整（減反）を実施し、農民に大きなショックを与え極度に意欲を失わしめるに至った。

一方空港建設に伴う道路、建築等多くの建設工事が集中的に開始され、これに伴う労働力需要の増大により、兼業農家はもとより専業農家もそのほとんどが、これ等に吸収される状態であ



茶園集

専業農家は著しく減少して来た。

昭和四十七年四月空港オープンにより、空港関連企業への、就労者はおおむね二〇〇名に及びます。農業者は農業者以外の傾向が強まって来た。ちなみに昭和四十年と昭和四十五年の五か年間に於ける農家戸数の推移は次表のとおりであり、本町農業の性格の変化を如実に物語っている。

専業別農家戸数の推移（農業センサス）

年 度	専 業	一 種 兼 業	二 種 兼 業	計
昭 和 四 〇	八一九戸	三七三戸	二四二戸	一、四三四戸
昭 和 四 五	五一九	五三八	三二七	一、一三四
対四〇年比較	△三〇〇	一六五	七五	△六〇

オ 農地保全事業（S二十九～四十一年）

台風の常襲地帯で、特殊土じょう（シラス、ボラ、コラ、赤ホヤ等特殊な火山噴出物、その他特に侵しよく受けやすい土じょうをいう。）の鹿児島県では、年々台風雨による甚大な災害を受け、特に農地の侵しよく流失ははなはだしく、これが保全対策は永年検討されて来たのであるが、政府は昭和二十七年「特殊土じょう地帯に対し、適切な災害防除及び農地改良対策を樹立し、これに基づく事業を実施することによって、特殊土じょう地帯の保全と農業生産力の向上を図る」ことを目的として「特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭二十七年法律第九六号）」を施行し、同年十月二十七日鹿児島県全域がその指定を受け、国県の援助のもとに救済される措置がとら

れることになった。

本町では逸早くこの制度に乗せて実施することとし、昭和二十八年実施設計に入り、翌二十九年以降着工、四十一年度まで十三年間、町全域にわたり所要の事業を完了したのである。その実績は次の如くであり、農耕地の保全に顕著な効果をもたらしている。

農地保全事業実績(昭二十九～四十一年)(単位千円)

地区名	施行年度			事業量 (延長)	事業費	備考
	設計	着工	完工			
	昭三十八年	昭三十九年	昭四十一年			
十三塚原	昭三十八年	昭三十九年	昭四十一年	四、三四三	二七、〇四二	竹子地区
溝辺原	昭三十八年	昭三十九年	昭四十一年	九、九五一	三三、〇〇〇	竹子地区
第二溝辺原	昭三十八年	昭三十九年	昭四十一年	一七、〇六六	七五、九八九	〃
有川原	昭三十八年	昭三十九年	昭四十一年	一五、三七二	五七、五三〇	〃
道ヶ迫	昭三十八年	昭三十九年	昭四十一年	三、三〇〇	一九、八四〇	石原地区
第二溝辺原	昭三十八年	昭三十九年	昭四十一年	九、〇〇〇	一〇、六四〇	竹子地区
関連道路	昭三十八年	昭三十九年	昭四十一年	五九、〇五一	三三、〇四〇	竹子地区
計	昭三十八年	昭三十九年	昭四十一年	五九、〇五一	三三、〇四〇	竹子地区

(注) 事業費は農道、排水路が主体工事でありその延長である。

事業費の負担区分

(単位千円)

地区名	事業費計	県費	負担金		町補助金の率%
			受益者	町	
十三塚原	二七、〇四二	三三、〇四二	二、七四〇	—	二、二九五
溝辺原	三三、〇〇〇	二九、〇六四	二、三三六	九六四	六三六
第二溝辺原	七五、九八九	七一、二七七	二、三九一	一、〇〇八	九六三
有川原	五七、五三〇	五三、八八九	二、一六二	七一四	七五五
道ヶ迫	一九、八四〇	一八、四八〇	二五〇	七四二	三六八
第二溝辺原	一〇、六四〇	七、九〇〇	一、三三〇	一、三三〇	〇
関連農道	五九、〇五一	三三、〇四二	二、七四〇	—	二、二九五
計	二七、〇四二	三三、〇四二	二、七四〇	—	二、二九五

四 米、雑穀農業

1 米 作

明治初期の米作は「種子もみ」の直播で、生産技術も極めて低く質量ともに貧弱なものであったが、明治二十七年ごろ加納知事の時代に稲作改良が進められ、苗代育苗から正条植えが普及されるとともに品種改良も進み、質の改善と収量も増大して来た。すなわち生産量において、明治初年反当一石二〜

三斗（一八〇キロ）、大正時代二石四斗五斗（三六〇キロ）、昭和三十年代以降三斗四石（四五〇）六〇（キロ）と上昇している。昭和四十年代になると人手不足をカバーするため稲作技術の改良は急速に進み、温床育苗による機械植えが開発され極度に効率化して来た。すなわち従来反当五人で一日を要していたものを、一人二時間程度で処理されるという省力ぶりであるが、国民の食生活の変化による需要減と、技術改良による増収によりついに生産過剰となり、昭和四十五年から米の生産調整（減反）が行なわれ、更に昭和四十七年には物価統制令から外されることになって、これが農民に与えた影響は極めて大きく、営農意欲を失い農外収入を求めて兼業化が急速に進み、専業農家は著しく減少し、耕地の荒廃が目立って来た。その折り昭和四十五年新空港の建設に伴う労働力需要の増大は、一段とその傾向を強めることになって、農政上重大な局面を迎えることとなった。

ちなみに本町の水田はわずかに二九二ヘクタールで、その大部分は山陵以北の山間部にあり、米作中心の農業が営まれ、南部（十三塚原新空港中心）畑地平坦部は甘しょ、なたねを主とするいわゆる雑穀

農業が営まれ戦中戦後の食糧難時代は陸稲もかなり栽培されたが、食糧事情の好転に伴い生産性の高いそさい、茶、酪農等へ著しい転換がなされた。

2 雑穀農業

畑地が全耕地の約八〇パーセントを占める本町の農業は戦前戦後を通じて雑穀主体であり、施策も畑作に重点が指向されて来た。それらについてはさきにも触れたが、戦中、戦後の農業は「食糧確保」のための雑穀農業で、主作物は麦、甘しょ、なたね、大豆、粟、そば等およそ食糧となるものは何でも作られたが、特に甘しょとなたねは戦後の農家経済の花形で畑作地帯農家の経済を飛躍的に発展させて来たが、経済の高度成長と世界的な食糧増産の影響を受けて、昭和三十五年ごろをピークにこれらの雑穀農業は下向線をたどり始め、これに代って茶、たばこ、そ菜園芸、畜産、果樹等いわゆる成長作物が急速に伸びて、現在では、甘しょ、なたね、大豆、粟そば等はその影をひそめるに至っている。ただ甘しょだけは本県の宿命作物として、防災、畜産飼料として余命を保っている程度である。

ちなみに新鹿児島空港の建設に伴う畑作地帯（十三塚原中心）の営農形態の変化は余りにも大きく、

甘しよ、なたねの主産地帯に現在ではその片りんすら見られない。

なお米、雑穀等の戦中戦後の推移を見ると次のとおりである。

米、雑穀等生産額の推移

(単位 千円)

作物/年次	昭二一	二二	二四	二五	二六	二七	二八	三〇	三五	三八	四〇	四一	四二	四三	四五
米(水陸)	二六四	三六四	二九七、二五、三三四	三二、九〇〇	四〇、六九二	六〇、五五五	六九、九三三	六〇、五〇五	六八、七四二	一三二、三九〇	一三一、五七六	一六五、三〇〇	一六六、八八八	一七五、〇二八	
麦類	四二	二二	八九一五、一五四	一五、九六八	一七、五五九	一七、六八六	二二、九四八	一六、五七八	二六、二六〇	七、四四九	三三、三四八	二〇、〇九二	一六、八七六	六、五七〇	
甘しよ	一一九	一一八	二四二四、二四三	三〇、九〇〇	二五、四三三	二六、三九八	三二、三〇四	三七、三六二	四三、〇六〇	一五七、〇六八	七四、七九〇	六六、七〇〇	五二、〇〇〇	六三、一四八	
なたね	四〇	一〇二	一一八二八、六六〇	三〇、八五〇	二六、六二五	二九、九〇〇	三四、三四	三三、五五〇	三九、五九三	一一、六六〇	一〇、二六〇	九、七九三	七、七三二		
大豆	四三	九三	九二七、六〇〇	九、九〇〇	一七、〇〇〇	一七、九六〇	一九、二七〇	一八、〇三三	三〇、九一九	八、七四五	九、〇四〇	一、九〇〇	三、〇八〇		
粟	五〇	一〇六	八九三、〇五三	四、四〇四	五、四四〇	三、八一〇	四、二五	四、九五〇	一、八四〇						

備考 ① 昭和十二年 支那事変

米価一升(一・五キログラム) 三二銭五厘

② 十六年 大東亜戦争

③ 二十年 終戦 四七銭七厘

④ 三十五年 九〇銭七厘

⑤ 四十二年 二〇〇円

(昭三十四年池田内閣による所得倍增政策)

米、雑穀等耕作面積の推移 (単位 ha)

区分	昭二七	三五	四〇	四三	四四	四五
米(水陸)	四八八	五〇三	四〇九	三五四	三六三	三二一
麦	四六五	五五一	三八四	一九六	一六二	一二七
甘しよ	二七〇	四二三	五五四	四三〇	二九〇	三二〇
なたね	四〇七	四五六	一二〇	八〇	六三	
その他	五九三	四六四	一六〇		一一八	

備考 その他は、大豆、粟、そば等である。

五 畜 産

1 本県畜産の沿革（抄）

鹿児島は、歴代藩主が畜産に意を用い特に軍用馬としての馬産事業に力を注ぎ、士族授産の対象として各地に牧場を設け奨励したので、全国有数の馬産地であった。くだって明治大正時代も馬の利用価値は依然として高く、乗用、農耕運搬に利用され特に軍用馬（乗用、挽馬）としての需要が大きく本県の馬匹改良は、軍馬需要の増大に伴って急速に進展したのである。

明治十八年馬位向上の目的で、時の農商務省の乗用種牡馬二頭の貸与があり、県は改良に供用したが不幸にして病死したので、翌十九年三月農務局より和洋一代雑種牡馬一頭の貸与を受けている。

明治十九年における本県の馬匹数は一二万八四頭で、その産出は毎年七、〇〇〇頭を下らなかった。明治十八年谷山郷福元に軍馬局出張所が設置され、同年馬匹買上法が施行されて、種馬の需要が増加したので県は農商務省より三頭の貸与を受けている。

又、明治十九年陸軍省騎兵局に交渉して五頭の貸下げを受け、主として曾於郡各村に配置した。

更に明治二十年宮内省より和種一、和洋雑種一の

貸下げを受け同年陸軍省が横浜の外人より、アルゼリア種牡馬の購入を知り、時の渡辺知事は直ちに上京、騎兵局長に交渉し、谷山軍馬育成所長が「管理育成する」条件で八頭の貸し下げを受け、その借用について県下の産馬者を指導し、「産馬改良組合」を設けて種付を実施した。

翌明治二十一年陸軍省より更にアルゼリア種三頭の貸し下げを受けた。

明治二十年軍馬育成条例が施行された。当時の育成所は次の四力所であった。

谷山郷福元（鹿児島県） 青 野（ ）

鍛冶屋沢（宮城県） 三本木（青森県）

これを見ても本県の馬産事業が、全国有数のものであったことがうかがわれる。なお明治二十三年には、知覧町に馬産育成所の支所が設置されている。

ア 産馬の保護奨励施設

明治十八年前記の谷山軍馬局出張所が開設され県下の良馬を選抜しこれを訓練して軍用に充用する方法がとられたので、時の渡辺県知事はこれを機として、同年四月県下一般に産馬奨励の告諭を発し、同時に県下適宜の地域に馬事会の開設を推進するとともに、業者においても同志相はかつて

谷山村中の塩屋馬乗場において、駈乗競走を試行し、大いに競馬熱の高揚を図ったが、図らずもこれが県民勇武の気象に合致し、急速に競馬熱がたかまり、明治十八年五月産馬会社の長より競馬開設を県に願ひ出たところ直ちに許可され、山下町の旧練兵場において始めて競馬を挙行したところ非常な好成績であつたので競馬会社社長（知識兼雄）等は、新たに東京の共同競馬会に模して、鹿児島共同競馬会社を設立、県の認可を得て、競馬会の組織を整え毎年春秋二回開催することになった。この競馬には渡辺県令や軍馬育成所長を始め官民多数が声援し非常な隆盛を見るに至った。

また、さきに明治十七年八月發布された「乗馬飼育令」によつて飼養の乗馬には地方税を免除し勅奏任の文武官（勅任官、奏任官の意で高等官のこと、武官は少尉以上）はすべて乗馬することになったので、馬産はいよいよ盛んになり、競馬会も隆盛を極めたが、渡辺知事の離任後はたちまち衰微し、わずかに知識兼雄等の識者が私財を投じて維持するに過ぎなかつた。

イ 種牛馬取締法

明治十八年十一月種牡牛馬取締法が定められ、

種牡牛馬飼養者は毎年県知事に出願し、検査のうえ免許鑑札を受けなければ供用出来ないことになった。取締法による種牡牛馬の要件は、

種牡牛 満二才以上一〇才以下、丈四尺（一・

二メートル）以上

種牡馬 満三才以上二六才以下、丈四尺六寸

（一・四〇メートル）以上

と定め以後年一回地域毎に集合検査を行なうことを定めた。なお明治十九年第一回検査成績は種馬二五三頭であつた。

ウ 獣医師の養成

明治十八年八月獣医開業免許規則及び試験規則が發布されたところ、仮免許出願者が非常に多かつたので、県では翌十九年八月鹿児島市山之口馬場町に獣医速成伝習所を開設した。

エ せり市の沿革

旧藩時代から、神社祭礼、農村娯楽日に際し県下各地に牛馬市が開催されていたが、これ等は明治九年ごろまでほとんど廃れ、その後明治十四年産馬会社が社業の一として春秋の二期に馬のせり市を開設し、売上金の一〇〇分の三を手数料として徴したので、当初は極めて利用は少なかった

が、数年を経て次第に信用を高め、明治二十一年には出場馬三八一頭、内売却二〇九頭を数えた。

また、明治十五年には鹿児島市の牛馬商が伊佐郡山野馬市の復興を期して、牛馬売買組合をつくり馬市設立規則をつくって、同年九月許可されたので、以後毎年十一月ごろ十五日間の期日で開設し数年間非常に繁盛した。

その後十九、二十年ごろのアルゼリア種馬移入を契機に結成された産馬改良組合においては、その仔馬販売のための市場が必要となり、県の監督の下に「馬市場手続」を定め、入場馬の検査その他について規定した。これが組織的な家畜市場についての、いわゆる「法制定」のこう矢であり、以後の種馬組合、産馬組合時代の市場発達の先駆となったのである。(以上鹿児島県史参照)

2 溝辺町の畜産

ア 沿革

溝辺町の馬産熱は相当に高く、山林原野の多い地の利を生かした有数の飼育地であったようであるが、藩政、明治時代の記録が得られず、その推移を明らかに出来ないのが残念であるが、本町における畜産も上述、県の畜産から推量できると思

う。

大正十一年一月鹿児島県令第一号で、鹿児島大林区署（現在の宮林署）馬産限定貸付条件が施行され、制度的にも馬産を奨励することになった。大正十二年丹生附竹山（有川）宮川内（竹子）の三部落がいち早く次の限定地を借り受けて、部落の共同利用により、地区の畜産振興と、戦前戦中国策に沿うて大きな実績をあげている。

馬産限定地設定状況（大正十二年の記録から）

合 計		宮川内	竹 山	丹生附	部落名
計	小 計	竹子字永尾	有川字硫黄谷 小 計	有川字川平 前平 硫黄谷 〃 〃 〃	限定地名
					地籍(㎡)
七三七・六四一・九	五三〇・五七八・五	五三〇・五七八・五	三五、〇八二・三	一七二、〇五五・二	二四、七八二・七 八、四三九・七 九四、三二八・八 四四、六三八・〇
		久木田筑之助 外四八名	二見莊太郎 坂元甚七 外二四名	野間頭納次 竹内 武義 外二五名	代表者名
久木田筑之助					
宗像 林角 野間 豊助 重留 重助					

これは国有林野の多い町西北部地区の記録であるが、大東亜戦争の敗戦により内外事情は急変し、特に戦後の数年間は戦災の廃きよの中で人々は生きるためにひたすらに食糧生産に狂奔したが、年とともに食糧事情は世界的に好転し始め、雑穀主体の生産性の低い日本農業は、昭和二十七年、八年ごろから畜産、果樹、そ菜等のいわゆる蛋白、ビタミン農業へと量より質への転換を迫られ本町では特に畜産に力を入れることになり、昭和二十八年畜産振興会を発足、これが振興を図ることにな

主要畜産物の飼養頭羽数の推移

種別	年	大正一二	昭四	九	二八	三一	三三	四一	四三	四四	四五
馬		一、二七四	一、一八〇	一、三六三	四三五	六一九	四八六	二五〇	二四五	二八	八三
和牛		七六四	九二五	八六八	一、四四〇	一、二五〇	一、二七二	一、三〇〇	一、七四七	二、〇〇四	二、一四九
乳牛						六	七	四五五	四四二	四七九	五五四
豚					二二四	四九八	一、〇三二	三、七〇七	三、六四九	三、六五四	三、六九八
鶏					五、三二九		八、七九八	一五、〇〇〇	一五、一二六	二二、八〇〇	一〇、四八七
ブロイラー								五、八〇〇	五三、五〇〇	五五、〇〇〇	六二、四〇〇
総生産額(千円)					六、七五三	九、八八三	一八、七〇〇	二二、〇六〇	二七、七九〇	三八、一五四	四二、五〇〇

備考

① 昭和三十一年乳牛、昭和四十一年ブロイラー導入

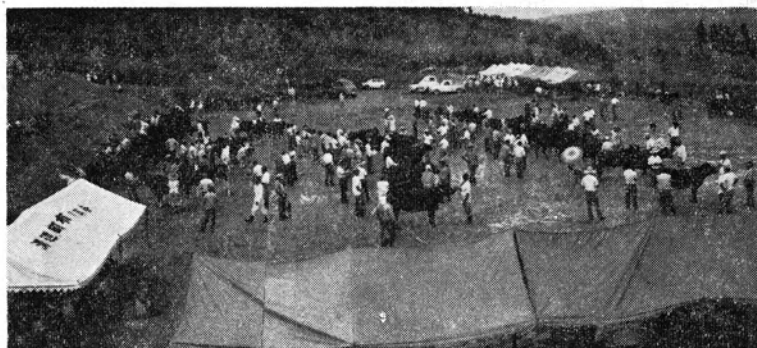
② 鶏は卵肉兼用自家用飼養も含んでいる。

ったが、このころから馬産中心の畜産から、需要の高い経済性の高い牛を中心とし、養豚、養鶏等へ転換し始め、昭和三十一年本町に始めて酪農が導入されたのも、この間の事情を物語るものである

主要畜産物の推移

昭和二十八年畜産振興会が発足、和牛、乳牛、養豚を主体に町をあげてこれが振興を図ることになったが、昭和四十一年ごろから新たにブロイラー養鶏が導入され、飼養農家は少ないが、採卵養鶏とともに多頭飼育により一応定着しつつあり、経済

の成長と食生活の向上による食肉需要の増大に伴って本町の畜産も急速な伸展をとげ、農業経営の中で最高の地位を占め、その推移は次のとおりである。



畜産品評会風景

ウ 畜産振興会

昭和二十八年発足、町内全畜産農家を対象として、畜産品評会、登録検査、優良種畜の導入販売等の事業推進にあたり大きな実績を挙げている。組織としては当初単一組織であったが、昭和四十四年八月、和牛、酪農、養豚、養鶏とそれぞれ部門別に組合を設け、連絡協議会に改組して現在に至っている。

歴代会長名

名 称	代 位	氏 名	就任年月	摘 要
畜産振興会	初代	住吉 甚蔵	昭和二十八年	
畜産連絡協議会	二代	野村 秀男	四十四年	町長兼
〃	三代	有馬 四郎	四十五年	〃

3 部門別畜産の概要

ア 馬産

馬産については当初に詳述したとおり、大東亜戦争の終戦直後まで本町畜産の主柱をなしていたが、戦後の急速な経済復興による交通機関（自動車）の発達普及と、農業の機械化、食糧構造の変化（牛、豚、鶏肉需要増）により、馬の効用と経

済性が極度に低下して、昭和二十八年ごろからはとんどの農家が和牛に転換し、戦前一、三〇〇余を数えていたが、現在(昭和四十五年)ではわずかに八三頭となり、それも軽種(競走馬)を主体とする特定農家に限られ、今や幻の馬と化しつつある。

イ 和牛

和牛は今次大戦後、馬にとって代った本町畜産の主柱であり食肉需要の伸長に伴い、最も経済性の高い農業の花形となっている。戦前戦中八〇〇頭内外であったが、戦後急増して、昭和四十五年には二、九一〇頭を数えている。飼育形態は、農家一戸一頭飼いは常識となっているが子牛生産が主体で育成、肥育牛と続いている。

和牛の品種改良と生産増強を推進するため昭和二十八年以来畜産振興会が、大きな役割を果たして来たが、昭和四十四年来和牛振興会がこれに当たって振興発展に努力している。

△ 和牛振興会

昭和四十四年和牛振興会発足、和牛部門の組織として町畜産振興に大きな役割を果たしている。初代会長は飯屋園静男(竹子)である。

ウ 養豚

豚は戦前商家等(豆腐製造業等)の副業、と言ふよりは残飯、豆腐かす処理のためにわずかに肉豚の一、二頭を飼育する程度であったが、養豚が本格的に導入され始めたのは昭和二十八年ごろからである。すなわち食糧構造の変化による食肉需要が増大して来たため、甘しよを飼料とする養豚熱は急速に高まり、昭和二十八年一二四頭であったものが、昭和三十三年には一、〇一二頭、昭和四十一年には三、七〇七頭と飛躍的な伸びを示し現在本町畜産の一翼を担っている。しかし養豚も公害(糞尿処理)問題や、価格の変動が激しく安定性を欠くうらみがあり一般に経営の起伏が大きいのが常である。

町においても品種改良のため優良種豚の導入等に力を入れているが、昭和四十四年養豚振興会を発足、生産、販売、品種改良等経営の合理化を推進している。

△ 養豚振興会

飼養農家一五八戸で頭数一、二七〇、平均八頭を飼育し相当数の子豚生産を行なっており、これ等の農家が一丸となってそ組織運営されている。

なお振興会発足以前は、町内各地区に多数の小グループがあつて地域的な活動を行つていた。初代会長は木場重夫(有川)現在二代会長として、国生栄(竹子)が運営に当たっている。

エ 酪農

昭和三十一年乳牛が始めて導入された。いきさは矢張り食糧構造の変化に伴う成長作目として換金度の高いこと等から、当時の農協長(最勝寺良直)が「サラリーマン農業」「第二のデンマーク・ミルクの流れる町」づくりを強調奨励し、先づ麓の山下春季、福永武夫、福永正人(以上鍋)有村幸吉(石峯)横山義則(北原)の農家が導入することになり、農協技師古寺善助を熊本県天草郡に派遣して六頭の乳牛を導入した。それが昭和三十一年九月十八日であり溝辺酪農の始まりである。保守性が強く堅実を旨とする当時の農家としては、未知に対する不安と期待とが交錯する複雑な思いであつたに違いないが、これ等の農家は、和牛、軽種馬等を育成し経済的にも安定した革新的な人々であつた。

さてそれから一年目の昭和三十一年九月、導入一周年を記念して、溝辺酪農組合を結成すること

になったが、この時には乳牛四五頭、農家二〇戸を数えるに至り、酪農に対する認識と意欲は急速な高まりを見せ、初代組合長に有村一夫(石峯)が就任、会員の強力な団結の下、献身的な努力によつて健全な組合の発展とともに、町内全域に普及し始め、次のような推移を示している。

飼養乳牛頭数の推移

年度	昭和三十一年	三十二年	三十三年	三十四年	三十五年	三十六年	三十七年	三十八年
頭数	六	四五	六七	九六	一一八	一九六	二二〇	二五九
年度	三十九年	四〇年	四一年	四二年	四三年	四四年	四五	四六
頭数	三三三	四四二	四七六	四九二	五五五	四九二	三七九	二八五

(注) 昭和三十八年三繩崎森地区導入

このように驚異的な伸展を示しつつあつた矢先、昭和四十五年空港建設が始るや麓地区酪農家の動揺は大きく、昭和四十七年空港オープンに及んで、周辺の都市化傾向や他産業就労機会の増加等環境が大きく変はうし始めるとともに、空港その他関連用地として主要酪農家の優良牧草畑が売却され、当時の条件の変化もあつて転廃業者が続

出することになり、昭和四十四年度五六五頭をピークに昭和四十七年度にはわずかに二八五頭と半減した。

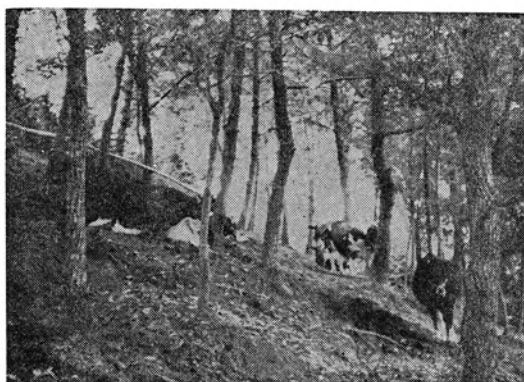
このような社会情勢変化の影響は町全域に波及し農民の営農意欲を失わせつつあり、今後大きな飛躍は期待されない現状である。

△ 酪農組合

導入一年後昭和三十三年九月結成、初代組合長に有村一夫（石峯）を選任、意欲的な活動を展開し、関係機関、団体等の支援を受けながら溝辺酪農の飛躍的な進展に寄与した。その主なる業績は次のとおりである。

- (1) 昭和三十六年集乳能力一日一、〇〇〇キロの水冷式集乳施設を石峯に建設、工費七二万円。
- (2) その後年次的に、竹子、有川、三縄地区に六か所の集乳施設を建設。

- (3) 昭和四十年乳量の増加により構造改善事業の一環として一日集乳能力三、〇〇〇キロのストレージプレートクーラーの集乳施設を石峯地区に建設、運搬も従来の個人乳かん輸送から、大型タンクローリー車により集乳されることになった。



乳 牛

- (4) 昭和三十五年人工授精師を溝辺に誘致することに成功し、従来敷根種畜場から搬入していた

不便を解消するとともに受胎率を高める一方、乳牛改良に大きな役割を果たした。

△ 歴代組合長（会長）名

本町では四地域（麓、竹子、有川、三縄）にそれぞれ酪農組合を組織し、之を総括するため

に、昭和三十九年溝辺町酪農振興会を結成、振興と連絡調整に当たっている。初代会長に吉森静茂（石峯）が就任、現在（昭和四十七年）八木鉄矢（竹子）である。

オ 養鶏

古来鶏は冠婚祝祭用として自家消費を目的に、一戸数羽を常時飼養するのが農家の常識であり、そのほとんどが庭先の放し飼いであった。

養鶏を経営の中にとり入れるようになったのは終戦後食糧事情が好転し、卵肉の需要増加に対応して、昭和三十五年ごろから採卵主体の養鶏が導入され始めた。その後経済の長足の発展に伴い食肉の需要が急速に増大し始めたので、日本では昭和三十九年ごろ、食肉専用種（ブロイラー）外国ヒナの導入によって本格的にブロイラーの生産が始まったが、溝辺町に導入されたのは昭和四十一年ごろである。

△ 採卵養鶏

昭和三十五年ごろから一〇〇単位の小規模なものが、二〜三の農家に導入されたが副業程度のもので、卵価の高低によって興廃常ならず、経営農家も流動的であったが、卵肉需要の増大

に伴って経営も次第に大型專業化して来たが、依然として不安定な卵価と空港設置に伴う農業基盤と条件の激変等のため経営農家は減少し、現在では大型專業農家が二〜三にとどまっている。

△ ブロイラー養鶏

日本でブロイラー生産が本格化したのは、昭和三十九年ごろで外国ヒナの導入に始まる。本町では昭和四十一年麓の高田正則が導入している。その後二〜三の農家が導入したが、この時点では試験的、副業的なものであった。ブロイラーも採卵養鶏と同じく流動が激しく安定性を欠くが、現在二〇戸内外の農家が経営しており規模はかなり大型化して数千羽以上がほとんどである。

六 茶 業

一 溝辺茶の沿革

確実な記録が得られないので伝承による外なく、元村長重留重助、し業の長老今吉与助等の語るところによると、明治十年ごろから「日ほし茶」Ⅱ（釜でいり、むしろでもんで日光で乾かす）として、加治木町の仲買人を通じて奄美大島方面と取引きされ

ていた。その後明治三十四年に、溝口定左衛門（有川）の肝入りで、岩元等一（水尻）、国生鉄熊（石原）の二人を茶の先進地静岡に一か年派遣し、「手もみ製茶」の技術を修得せしめ、帰郷後町内の指導に当たらしめた。

明治四十三年には、手もみ製茶伝習所を北原に設置し、次いで木佐貫、下有川、論地原に設置され製茶法の改善は急速に進展した。

大正二年平和博覧会が東京で開かれ、重留重助がせん茶数点を出品したところ、その一点が入賞、同氏は受賞のため上京、その機会に静岡、京都等の茶業視察を行ない、京都の宇治より茶種子五石を購入し、この種子を木佐貫原と論地に当時の郡技手浜田隆の指導で播種した。このとき郡長肝付勇吉も現地を視察植栽について激励した。これが本町における本茶園（栽培茶園）の始まりと言われ、宇治種として今も樹令五十八年の高令を保って繁茂している。（昭和四十六年現在）。

この四町七反歩（四・七ヘクタール）の茶園を始良郡茶業組合の特定指導園として指定し、茶摘採り講習会、競技会等を数多く開催、又、茶業技術員小関玉雄を静岡より招へいして技術の改善を図る等発

展への気運は大いに高まった。しかし大正十年以降はすべての産業は不況となり、茶業もその例外ではなく一ノ目（三、七二五キロ）三元は笑い顔、一円五〇銭で泣き顔（泣きづら）の茶摘みをしたと、当時の不況を語っている。

一方大正五年に播種した茶園が摘採り期に入り、大正八年に論地の玉利諸兵衛、大正十年に木佐貫の今吉与助外一〇名、大正十三年に論地の徳永正次郎等が、機械製茶工場を建設した。

昭和になって「手もみ茶」も盛んな中で遂次機械製茶に移行し、溝辺茶として質量共に発展した。

戦後、町に専任茶業技術員を設置し年次計画によって緑茶品種園の増改植が進められる一方、昭和三十四年には日本茶業の振興策とし、また国、県の施策として、品種紅茶園の造成が計画された。これに基づいて本町でも紅茶の植栽を進めたが内外の情勢から紅茶の産地化は困難ということになり、計画を中止して伝統ある緑茶生産一本に跡み切り昭和三十九年度県では緑茶主産地形成指針を打ち出し、本町でもこの指針に基づいて、大規模な緑茶生産を推進することになった。同年鹿児島県優良茶主産地の指定を受け、質量共に躍進し、昭和四十年から連続四

年、全国共進会において農林大臣賞、産地賞を受賞し、優良茶の産地として名声を博しつつあり、今や本町農業の主役的地位を占めている。

優良品種による経営規模拡大状況

(単位 アール)

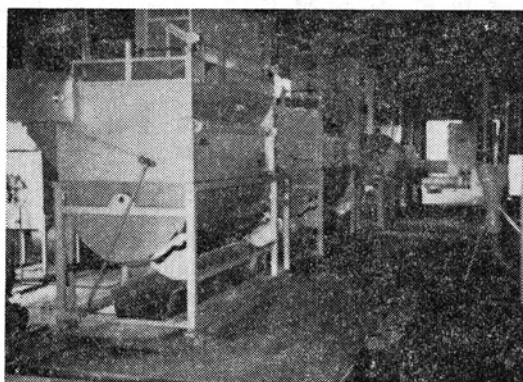
年度	本茶園	畦畔茶園合	計	品 種
昭四〇	三、六九六	七、七五五	一一、四五二	やぶきた、やまとみどり、在来種
四一	三、六二九	七、七〇〇	一一、〇七九	やぶきた、やまとみどり、あさつゆ、在来種(構造改善事業で抜根)
四二	六、一七二	七、一四〇	一三、三九二	品種同右
四三	七、〇四二	七、〇四二	一四、〇八四	やぶきた、ゆたかみどり、やまとみどり、あさつゆ、在来種
四四	九、四八四	四、三七〇	一三、八五四	同 右
四五	一一、〇八一	四、〇四〇	一五、一一一	さつまみどり、おくむさし(空港用地は抜根)
四六	一一、四五四	三、〇二八	一五、〇〇二	同 右

(注) 畦畔茶園は全部在来種であり、本茶園の増植分はすべて改良品種である。

2 茶業振興会

昭和三十二年発足、当時難穀農業が曲り角に來た時代で特に本町特産として声価の高かったなたねが衰微し始め一方茶は需要増、生産不足の状況であり良質茶の生産増強を図るため「茶業振興会」を発足

優良品種改良と本茶園規模の拡大状況は次のとおりである。



製茶工場の内部

して、生葉生産者製茶業者を結集して、強力に推進することになった。

事業としては生葉価格の協定、品種改良と増植計画の推進、品評会の開催等を実施し、年を追って実

績をあげて来たが、昭和三十九年度の優良茶主産地の指定を受けてから、その活動は一段と活発となり名実共に躍進を遂げつつある。

歴代振興会長

代位	氏名	在任期間	記事
初代	岩下司馬	昭三三～三六年	町長
二代	野村秀男	“三六～四五年	“
三代	有馬四郎	“四五～	“

なお製茶工場については、第六節 商工業 で記述する。

3 茶業の近代化事業

戦後鹿児島県の茶業は質量共にその声価を高めているが、本町の産茶は特に優良茶として評価され、低迷を続ける農業情勢の中で、畜産とともに成長産業として振興が図られているところであるが、最近茶況が好況に推移していることから国内生産が拡大される傾向にあるので、今後予想される産地間競争の激化に耐えうる産地体制をつくるため、優良品種の普及増改植、機械化栽培体系導入のための集団茶園の造成、大型荒茶加工場の設置等の事業を次のよ

うに推進して、茶業の生産拡大と併せて緑の空港（グリーンポート）にふさわしい、景観づくりの一翼を担うことが期待されている。

ア 茶生産省力化パイロット事業（四十一年度）

- (1) 実施地区名 陵南地区
(2) 事業の目的

茶生産省力化と品質向上を図るため、茶栽培省力化機械（動力摘採り機）、荒茶生産省力化機械を導入し、茶生産省力化技術を茶業者に奨励普及する。

- (3) 事業量及び事業費 九、七六四千円

△荒茶生産省力化機械

大型五〇瓩、ニライン 六、五〇〇千円

△茶栽培省力化機械、可搬式動力摘採り機 二

台、小型動力摘採り機 六台 六五七千円

△建物 鉄筋スレート葺 三五六・四平方メー

トル 二、六〇七千円

- (4) 事業費負担

国、県、町の補助金と自己負担金

- (5) 事業主体名

陵南茶業生産組合 代表者 徳永 久於

組合員 五五名

イ 機械化集団茶園造成事業（昭和四十五年度）

(1) 実施地区名 十三塚原地区

(2) 事業目的

近代的な茶業経営の基盤となる集団茶園を造成し、優良品種による機械化栽培体系を確立し、産地間競争に対応できる優良茶産地の育成をする。

(3) 事業量及び事業費 二、四七八千円

△総面積 六二、九〇〇平方メートル

△事業内容 土地基盤整備、土壌改良、農道整備、茶植栽、換地計画処分

(4) 事業費負担区分 国県補助金 九〇〇千円

町 " 三〇〇 "

自己負担金 一、二七八 "

(5) 事業主体 十三塚原茶生産組合

代表者 有村 一夫

組合員 一三名

4 地域特産（茶）農業推進事業（昭和十五〜四十六年度）

ア 実施地区名 溝辺地区（全域）

イ 事業目的

溝辺町の特産としての茶の貯蔵施設を建設、茶

の変質防止保持につとめ、出荷調整による流通の近代化を図り、地域茶業者の所得の向上と安定を図る。

ウ 事業量及び事業費 一一、三九六千円

△建物 二三一・八七平方メートル

△冷凍機 一式 六、二九〇 "

事業費負担区分 国庫補助金 三、一〇六 "

県 " 三、五〇〇 "

自己負担金 四、二二九 "

オ 事業主体 溝辺町農業協同組合

代表者 山崎 虎熊

受益農家 二三九戸

カ 関連事業

△事業費 二、五八七千円

△建物 一一五・八平方メートル 二、〇〇〇 "

△再製機械 一式 五八七 "

△事業費負担区分 町補助金 一、七二六 "

自己負担金 八七一 "

5 高度機械化茶業経営パイロット事業

ア 事業年度 昭和四十七年度

イ 実施地区 麓原地区

ウ 事業目的

地域における生産性の高い茶業経営農家の育成のため、合理的な集団茶園の整備と近代的な茶園栽培、管理機械、及び茶加工施設の導入を図り産地間競争に対応する体系を確立する。

エ 事業量及び事業費

四六、〇一八千円

△茶園改良整備 二、八二三平方メートル

六、〇〇〇千円

△茶園生産管理施設、管理機械 四台

四、八二六千円

管理舎一棟、

一〇〇平方メートル 一、九九〇千円

△茶加工施設 加工機械、二ライン

一八、三四〇千円

建物 六九五・一平方メートル

一四、八六二千円

オ 事業費負担区分 国補助金 一五、〇〇〇

県 六、六四六

町 一、八〇〇

自己負担金二二、五七二

カ 事業主体名 溝辺町農業協同組合

代表者 村田 哲二

七 果 樹

1 果樹導入の経緯

ア 藤谷雲晴（照明寺住職）

溝辺の果樹経営といえは温州みかんである。明治末期ごろ、時の照明寺住職、藤谷雲晴が約一反歩（二〇アール）を植栽したのが果樹経営（温州みかん）のこう矢である。導入の経緯はつまびらかでないが、当時の本町の立地と社会経済環境は、自給自足の域を出でない、極めて閉鎖的な状況であったと思われる。その中で僧侶といえは学識教養も高く、社会的な見聞も広く県内外の交流の中に果樹経営の実際を見聞して導入したものと推定される。現在二代目藤谷九阜が継承して約二反五畝歩（二五アール）を経営している。（伝承）

イ 末重 田（横頭通称三五郎）

大正三年の桜島大爆発による降灰は、溝辺の農作物にも甚大な被害を与えたが、比較的被害の少なかった「みかん」に着目して、大正四年ワシントン・ネーブルを導入し、後温州みかんに転換して、昭和十七〜十八年ごろまで一反歩程度を経営していたが、昭和二十年死亡して、経営は一代で終っている（伝承）

ウ 剗岩源次郎、同智、山口親義（宮川内）

昭和五年ごろから植栽を始めた。剗岩源次郎はそれまで軽種馬（競走馬）の生産を主とする経営であったが、そのころ母馬の病死により大きな損害を受けて、危険度の高い経営に疑問を抱き始めた。たまたま鹿児島に至り、梨を買ったところ、一個三〇銭、そば一升（一・五キロ）代に相当した。（当時昭和五年の米一升一六銭七厘であった）、機を見るに敏な彼は、思い切って果樹栽培に転換することにして、前年学校を卒業した長男智（さとし）を先進農家に実地研修させて、梨、温州みかんを導入した。同じところ同部落の山口親義も温州みかんを導入、若い二人は意欲に燃えて規模拡大と研修に努め、師匠格の藤谷、末重三五郎等の指導助言を受けている。

その後剗岩、山口両家の果樹経営は果樹一本に打ち込んだ意欲と規模拡大の努力によって堅実な発展を遂げている。特に剗岩智は県果樹専門農家として、県下にその名を知られ「剗岩農園」として経営規模の大きいことでも本町随一である。

2

果樹経営の推移

戦前の果樹農家は前述のとおりで、いわば特殊な

農業として、それ以上の伸展はなかったが、戦後日本経済の高度成長に伴う食糧構造の変化によって、いわゆる普通作（雑穀主体）農業が曲り角に來た昭和三十年ごろから、成長作物として、果樹、そさい畜産への作目転換が指向され始め、それらの需要が急速に伸びて來た。

果樹が急速な伸びを示し始めたのは昭和三十五年ごろからである。本町における主産地は適地とされている竹子方面で、特に昭和三十九年宮川内の旧馬産限定地（放牧採草地）のうち一二ヘクタールを集団果樹園を造成して、本県下で珍らしい「農事組合」を設立して共同経営することになった。これを契機に同方面の果樹栽培は急速な進展を見るに至り現在では温州みかんを含む果樹の八十パーセントが竹子方面に植栽されている。いづれも三十五〜四十年代に植栽されたものが多く、現在成園となり生産をあげつつあるが、全国的に生産が増大していることと、外国産の「グレイプフルーツ（米国）」、ポンカン「台湾」等の輸入の自由化という打撃をうけて価格の暴落が危ぐされ、温州みかんの前途にも多難が予想されている。

この他「ぶどう」が約一二ヘクタールあるが、暖

地ぶどうとして品質は評価されているが、経営農家は十戸内外で規模も小さく、量産において問題にならない。ぶどうが導入されたのは昭和三十九年ごろである。

果樹面積の推移は次表のとおりであり、全体的な拡大は望まれないが、小數大規模化の方向で定着すると思われる。

果樹経営の推移

(単位 ヘクタール)

区分	年	昭和二七	三五	三九	四三	四四	四五	四六
柑きつ		一〇	二四	三五	三七	三七	三八	三五
ぶどう		一	一	二	七	一〇	一二	一二

(注) 昭四十五年空港建設始まる。

△ 柑きつ振興会

昭和四十一年町一円の農家で結成され、組織的な振興を図ることとした。しかし柑きつは特別な立地条件と技術を要すること等から、規模拡大はさ程ではなく主な活動は栽培技術の研修、販売対策、先進地研修、品評会等を実施し、品質改良等実績をあげている。

歴代柑きつ振興会長

代位	氏名	摘	要
初代	野村秀男	昭和四十一年結成時	町長
二代	山口皇紀	昭和四十三年～四十七年	
三代	剗岩重男	“ 四十七年 ”	

八 葉たばこ

1 たばこの原産地と日本伝来

たばこの原産地は中央アメリカの西部から、西印度諸島というのが定説となっている。始めマヤ族の宗教的な儀式に用いられていたのが、後に喫煙するようになった。

コロンブスが新大陸を発見したころには、喫煙の風習は南北米にひろがっていたので、珍らしい土産品として持ち帰ったのが西欧では初めだと言われる。

日本への伝来は慶長一〇年(一六〇五年)ごろ西欧の通商船が渡航するようになった安土、桃山時代(一五六八～一五八二年)の初期に、鉄砲やキリスト教が伝来したころ、ポルトガルの船から種子島を経て指宿地方に植栽されたのがわが国では初めてあ

る。

豊臣秀吉をはじめ徳川幕府は鎖国政策をとり、キリスト教とともに禁止した。すなわち伝記によると「慶長十年タバコ流行す、家康之を禁ず」「慶長十四年煙草を禁ず」「元和二年（一六一六）煙草の栽培を禁ず」―（徳川二代将軍秀忠）というように幕府は何度も禁令を出したが、一度大衆の嗜好となった風習をやめることができず、山間などで密作が絶えず、やがて黙認の形となり後許可となり、ついには放任された。

薩摩葉の進出、江戸中期以後禁煙令も効果がなくなったので諸藩においては、課税の対象として製造販売を考えるようになった。

薩藩では慶長十一年（一六〇六）大隅国、国分の服部宗重に煙草を試作させて好成绩をあげ、島津義久（第一六代）から煙草奉行を命ぜられ、各地に栽培法を伝へ競って栽培するようになった。中でも国分たばこは日本一の評判となり、遠く支那にも輸出して賞賛されたという。

この国分の名葉を、江戸で販売を公に許したのは文化一二年（一八一四）であった。

これから三十五年ばかり遅れて、嘉永元年（一八

四八）安政元年（一八五四）中に国分唐人町の林作助が大阪での販売許可を得て販売した。明治維新以後喫煙は更に盛んになり目覚ましい発展を続けた。そこで政府は明治九年（一八七六）たばこ税を課したが、脱税防止が困難で、二回にわたる税制の改正も十分な成果を収めることが出来なかった。

2 専売制度

明治三十一年政府は、たばこの専売制を実施することとし、大蔵省に専売局を設けて主管させた。これは日清戦争後の「財政建直しの財源」という名目であった。

次いで明治三十七年には、日露戦争の戦費をまかなうために、今度は製造をも含め完全専売を実施した。昭和二十四年連合国最高司令官の勧告によって「公法人」として塩、樟脳とともに、日本専売公社として発足し今日に及んでいる。このたばこ専売益金は、酒税とともに国の大きな財源となって年々累増する傾向である。

3 溝辺町のたばこ作の始まり

明治三十一年専売法が施行され、たばこ作は有数の換金作物として脚光を浴びることになった。流通その他立地条件の悪い本町の農業は、農産物の現金

化はきわめて困難で、古老の話によると当時現金収入の手段として、青年男女のほとんどが下男下女奉公に出て、年間二円〜六円程度の報酬を得ていたという。このような状態であったから換金作としてのたばこは、一応魅力あるものであったようであるが、それよりも嗜好品として自家用目的の栽培が多かったようである。町内ではどの地区が主産地であったかは明らかでないが、主に北部山間部でせいぜい一〜三アール程度を耕作していたと、風呂敷包みを背負って国分専売所に収納していたというから収納代金も高々二〜三円のものであったという。

本町での草分けは明らかでないが、自家用やみたばこが必要とされたことから推定して、北部山狭地区（竹子、有川、三縄方面）が主体ではなかったかと思われる。

専売局の機構が充実するにつれて、官憲の取締りが厳しく、それにまつわる珍談奇談も多かったという。

4 たばこ耕作の推移

明治三十一年度専売法施行当時は在来種（国分葉）が主であり、本町で本格的に耕作を始めたのは大正

三〜四年ごろからで第一次世界大戦後の好景気に政府が奨励したため、副業として大きく進展した。

昭和七年、これまでの在来種（きざみ、口つきたばこの原料）から「両切り紙巻たばこ」の原料として、良質の黄色種（米葉）に代って、昭和一二年ごろには耕作面積の約七十パーセントが黄色種になったが、黄色種は乾燥技術が異なり、別に乾燥室が必要とされ施設労力ともに、かなりの負担がかかったもので、戦時中のたばこ作は質、量共に数うるに足らぬものであった。

終戦後諸物資の不足する時代では、質より量が必要とされた。専売局としても量目主義をとっていたので、一時的には耕作しやすい在来種が増加して来たが、昭和二十五年ごろから専売局でも品質主義になり、量より質の時代となって再び黄色種に切替え始め、現在では黄色種のみである。昭和三十六年ごろから農業の開発が目覚ましく、たばこ耕作も省力化され、虫とり、芽かき作業の軽減と乾燥設備の改良近代化等によって、たばこ作りの性格も大きく変って来た。参考までに乾燥方式につき比較すると、

ア 在来種（国分葉）は、屋内自然乾燥方式であった。終戦直後はほとんどの農家が、かやぶき屋根

昭和二十二年以降たばこ収納実績

であったのでそれに竹串を刺し込んで、たばこは根切りにしてわらで結んで竹串に引つ掛け、囲炉裏のたき火で乾燥するのであるが時期は真夏であり雨戸を閉めてのことであるから、大変な難行苦行であり、畳の上にはたばこ虫（青虫）がぼたぼたと落ちて、無気味で不潔なものであった。

イ 黄色種（米葉）は別に乾燥室を造り、

密閉して火熱で乾燥する方法で、当初は燃料もまきを使って四六時中火を絶やすことが出来ず、炎暑の夏徹夜でたきつける作業は過酷な重労働であったし、乾燥場の火災事故も多く発生した。

昭和三十五年ごろから燃料設備も改良され、重油、灯油、プロパンガス等が使用され、現在では自動方式となり、徹夜作業もなくなり合理化されている。

5 たばこ収納実績

たばこ作は次のような利点があり、本町農業の中ではもつとも安定したものであり、その収納実績は別表のとおりである。戦前

年度	種別	耕作		収納実績	
		戸数	面積 m ²	量目 Kg	賠償金 円
昭和 二二	鹿兒島葉 (在来) 黄色種 計	六二七 三五 六六二	三三、四七七 四〇、九六〇 二六五、七五七	二六、二五七 四、六五三 三〇、九一〇	二、〇八七、七八〇 四三四、九三〇 二、五五三、七一〇
二二	鹿兒島葉 黄色種 計	一七八 八九 二六七	七九、五三七 一〇五、五七 一八五、〇六四	八、八七五 一二、三三七 二一、二三二	一、四七七、九〇五 一、八九七、三二三 三、三七五、二二八
二五	国分葉 (在来) 黄色種 計	五二二 二二三 七四三	二三四、〇九三 二九六、〇二三 五三〇、二九五	二九、七八八 三九、八二二 六九、六〇〇	四、四〇五、三五五 五、九三五、二五五 一〇、三四〇、六一〇
二六	国分葉 黄色種 計	二五三 二二七 四八九	一一、一八五 三四三、三六九 四五五、二二〇	一四、〇六〇 五〇、五二五 六四、五七五	二、七三六、九九五 一一、〇八四、七三五 一三、八八一、七三〇
二八	丸葉 黄色種 計	五四 二〇五	二七、八五五 三九五、四四九	三、八一九 五一、三七七	一、一七一、〇五九 一六、一五五、五一九
					四一、六九四 四五、〇七六

の記録が得られないのが残念である。

昭和二十八年の町勢要覧によれば、大正元年耕作組合が創設されているので、明治の末期からたばこは耕作されていたと思われるが、いずれにしても副業の域を出でない小規模なものであったと思われ、本格的に経営され始めたのは終戦後からである。

昭和二十四年に独立の組合事務所を建設し、次いで同年末には単独の収納所が設置される等条件が整備されるにつれて、農家の耕作意欲は急速に高まって来た。昭和二十五年には耕作者数七四三名と最高を記録している。その後昭和二十八年ごろから品種も在来種（鹿児島葉）から黄色種へと移行を始め、三十一年には黄色種一本になって、次第に規模拡大專業化の傾向が強く生

産性も急速に高まって来たが、昭和四十二、三年をピークに世界的農業情勢の変化と過疎化、更には新空港の建設という特殊事情等から、本町の農業情勢は激動を始め次第に耕作者も減少して来た。

これより先、昭和四十年には収納設備の近代化と

計	二五九	三八三、三〇四	五五、一九六	一七、三二六、五七八	四四〇、八三〇
黄色種	二三二	五三一、一七四	一二、一七四	三八、〇五五、六一〇	七〇、九五九
〃	二二九	四八四、五〇三	一〇九、五四九	三三、二五、七九〇	六七、九九〇
〃	二二二	四七九、一四七	一二三、四四四	三八、八三一、一八〇	八二、四四二
〃	二二二	四五八、二四一	一〇四、九八二	三四、一〇七、五二五	七三、八六一
〃	二〇七	四四四、二〇〇	九五、七六五	三一、八五四、三七五	七二、七二二
〃	一九五	五九三、三三〇	一四八、五五五	五八、九九七、八六〇	九九、四三九
〃	一九六	八四、一三〇	一四九、七〇七	七一、六九二、二四〇	八八、〇六〇
ブライト エロ―	一九七	八八一、九六〇	一九六、八〇七	一〇六、七七七、九四五	一二、〇六九
〃	一九一	九一八、五〇〇	二五五、四八四	一三二、五九四、〇〇〇	一四四、三五五
〃	一九九	八九七、〇〇〇	二四三、二二九	一四〇、二二七、〇〇〇	一五三、六五〇
〃	一八二	八三七、五〇〇	一六七、八六八	九二、〇三〇、〇〇〇	一〇九、八七六
〃	一五八	七八三、〇〇〇	一四四、八五五	九一、二七七、〇〇〇	一六六、五五〇
〃	一四一	八〇三、九〇〇	一八一、四二〇	一二七、九四五、〇〇〇	一五九、一五五
四六					
四五					
四四					
四三					
四二					
四一					
四〇					
三八					
三五					
三四					
三三					
三二					
三一					

事務の合理化のため、収納所の統合が行われて新たに加治木町に収納所を設置することになり、溝辺、加治木、始良、蒲生の四か町を管轄することになり、各町の収納所は閉鎖された。これと同時に各町の耕作組合も郡単位（専売公社国分出張所管内）に統合

し、各町組合は支所として組合との事務連絡と残務処理に当たることになった。次いで四十六年にはこの支所も廃止となったので、本町では耕作者の連絡組織として「葉たばこ耕作振興会」を結成することになり、支所事務所を閉鎖することになった。

△歴代耕作組合長

代位	氏名	在任期間	記事
初代	松山 績	昭二五～二六年	
二代	大角 重義	二六～三十年	
三代	満塩 清	三十～四十年	

昭和四十年組合並びに収納所の統合により、初代支所長に満塩清が就任、郡組合の理事を兼ねることになり、昭和四十六年支所閉鎖までその任に当たった。

△たばこ耕作振興会長

昭和四十六年設置し初代会長に、有馬四郎（町長）が就任した。

九 そ菜園芸

1 野菜作の推移

溝辺町の野菜作りが、いわゆる経営化して来たの

は、戦後の混乱低迷を経て、経済の進展と食糧（主食）事情の好転し始めた昭和三十五年ごろからである。すなわち食糧構造の質的向上による需要の増大に伴い、ようやく斜陽化して来たたね、甘しよの代替作として麓・崎森地区と竹子地区に生産が始まり、主として馬铃薯、カンラン、大根、白菜等の量産物は麓・崎森方面で、トマト、きゅうり、なす等の果菜類は竹子方面で生産され、鹿児島市場を中心に任意に出荷販売しているが、高冷地野菜として質量共に声価は高く、規模拡大の方向をたどりつつあったが、昭和四十五年新空港の建設着工とともに農業情勢は大きく変化して来た。

すなわち麓地区（十三塚原台地）の約一一五ヘクタールが空港用地として買収され同地区の農業基盤は大きく変化したこと、農産物貿易の自由化や、米の生産調整（四十五年）等農業を取りまく客観情勢の悪化による意欲の減退と、空港建設工事や関連諸工事の就労機会が多く現金収入の道が開けたこと等環境条件の変化等によって担当農家も極度に減少してきた。更に四十七年四月の空港オープンにより一掃その傾向が強くなって現状では麓・崎森地区竹子地区ともに一部特定の農家群に限定されつつある。

その推移を見ると次のとおりである。

野菜作の推移

(単位 ha)

年 度	昭二七	三五	四〇	四三	四四	四五
面 積	三三	一六七	一九一	二〇五	二八〇	二五〇

2 新しい動向と今後の展望

農民の農業に対する意欲は前述のように著しく減退しつつあるが、本町の産業基盤は農業であり、本県の食糧供給基地として特に生鮮野菜の産地化を意図しているところであり組織的な産地化作りが望まれており、更にそ菜の高級化が要求されることから施設作りの推進と体制づくりを始め四十七年現在竹子の栗下部落に二、二九四坪（七、五七一平方メートル）のビニールハウスを建設、四戸の農家（山口優、長野良吉、田ノ上弘、仮屋園牧）が促成きうりの生産に当たり、初年度質量、生産額ともかなりの成果を収めたのでこれが計画的な普及を図るために、四十八年度において六六、五〇〇坪（二一九、八三〇平方メートル）のハウスを計画し一五戸の農家を予定して、拡充産地化を目指して、町と農協がタイアップして、これが生産指導と流通対策に当たってお

り現在のところ、東京市場向け共同出荷している。従来本町の野菜生産はかなりの量を示しながら、生産、流通共に組織がなく個々ばらばらの経営のため、市場の占有力が弱く好不況の波が大きくはなはだ不安定で、主産地形成が困難であったが、施設化が進むことによって主産地形成のための組織化が進み、有力な野菜供給基地としての役割が期待されている。

野菜の生産額の推移

(単位 千円)

年 度	昭三〇	三五	三八	四〇	四三	四四	四五
年度額	四一八、三四一	六五〇、四七〇	九、〇〇〇	二〇、八二三	一四、一一〇	一三、三三五	



蔬菜園芸風景

一〇 養 蚕

1 養蚕の歴史

薩藩ではその昔桑の木を禁伐木としていたとのことであるから、養蚕はかなり早くから行なわれ、重要産業とされていたと思われる。

鹿児島県史によると、島津斉宣、斉彬の勸奨によってその時代の蚕糸業は相当盛んなものがあり、維新薩藩の混乱期を経てほとんど廃絶した。

明治六年時の大山県令（知事）は関東地方の養蚕、織物業の導入を考え、翌七年旧藩御殿跡に授産場を設け、織工三〇名、職女四〇名を集めて養蚕、製糸、織物を指導し、その製品は島津邸において買上げた。また翌八年伊敷村玉江橋口に水車織物場を設け、五反幅紫八丈縞を織り上げて皇后陛下に献上したことにより気運大いに高まったが、明治十年の戦役によって廃絶のやむなきに至った。

しかし十年戦役が間接的に本県養蚕業の発達を促す結果となったことは興味ある事実となった。すなわち戦後国事犯として東京、群馬の監獄に投獄された人々が、蚕業先進地の同獄者から蚕糸業について学び、帰郷後これを普及発達させた。特に宮之城、種子島方面に急速に普及された。

また鹿児島市の川畑梓（天保三年～明治四十一年）が蚕業に専念し、その普及伝習に努め明治十七年「養蚕手引草」を著して、桑の栽培法から上簇、収繭、繰糸の法に至るまで記述指導し、一般の啓発に資するところが大きかった。明治十八年県蚕糸講習所が設置されるや、彼はその御用掛としてし業の発展に尽瘁した。

蚕糸講習所においては、養蚕技師を福島県から、製糸技師を群馬県から招聘して地元技師を養成し、県下各地域の指導に当たらしめ大いに振興された。

これより先明治十七年農商務省達第三七号、同業者組合準則が發布され、翌十八年組合規約を定め鹿児島県蚕業組合として発足した。また、地方組合準則を設けて、鹿児島上方・下方、西田、日置、永吉、伊集院、市来、串木野上方・下方、谷山、喜入、知覧、鰐娃、川辺、加世田、南方、阿多、隈之城、東郷、水引、出水、阿久根、野田、長島、祁答院、牛山、太良、加治木、蒲生、垂水、根占、桜島、肝付東郷（高山）、鹿屋、日南の三十四組を区別し、鹿児島市にその本部を置き、鹿児島県蚕業組合本部と称し、製品の斉一と販路の拡張を図る等養蚕業の振興に大きな役割を果たしている。

このようにして明治十八年以来県下の蚕糸業は急速に振興された。特に川辺郡知覧、薩摩郡の祁答院地方が主産地として発展した。

2 溝辺の養蚕業

ア 戦前（明治～昭和二十年）

溝辺の養蚕は明治十八年鹿児島県養蚕組合が発足し、当時の渡辺千秋県令（知事）が陣頭に立って奨励した。この時期に普及されたものと推測されるが、当時の養蚕は自家用まぶしや手織用を主とする婦女子の副業的な極めて零細なもので、その飼育方法は表座敷に棚を設けて飼育していた。

大正五年の欧州大戦で糸価が暴騰したことから養蚕は急速に進展した。次いで昭和三年今上天皇の御大典記念事業として、県は蚕業振興計画を樹てて蚕業奨励が行なわれ県下の養蚕熱は高まって来たものの、繭価は変動が激しくその度に経営も一進一退して基幹作物として定着するに至らず、依然として副業の域を出ていないが、このころ本町でも養蚕小組合が組織され、現在の佐藤医院のところ乾繭販売所が設置される等して、生産販売の体制が整い、急速に経営拡大の方向で展開して、昭和八年には経営農家三八七戸、桑園面積五

五・七ヘクタール、繭出荷量二〇、五二七センチログラムと戦前のピークとなっている。その後は日支事変から戦時体制に入り食糧生産に重点が指向されることになった。

イ 戦後（昭和二十一～四十七年）

戦後数年間は専ら食糧生産に主力が置かれ、養蚕は数うるに足らなかったが、本町では昭和二十五年に養蚕振興会が発足、村長がその会長となりこれが振興発展を図ることになり、以後逐年増反され飼育方法も屋外野天飼いとなって極度に省力化され生産性も上り昭和三十七年には農家一七一戸、桑園面積四五ヘクタール、繭出荷量二〇、〇五〇センチログラムと昭和八年の水準に達した。今これを昭和八年と比較すると、戸数、面積において、かなり少ないが出荷量が同じであることは生産性の高さを物語っている。

戦後、衣料品の窮乏時代に化学繊維（人造絹糸等）が開発され、蚕糸業界は一時的にはかなりの圧迫を受けたが経済が安定するに従って天然絹糸の需要は増大し始め、養蚕業も復興して来たが、養蚕業の特質とも言える価格の変動が激しく不安定な推移を示しながらも、少数規模拡大の方向で

定着の兆が見えて来た。そのような時に昭和三十九年十三塚原地区に第一次構造改善事業を実施するに当たって、養蚕を基幹作目に採択したために飛躍的な生産拡大を見るに至った。すなわち経営農家二四六戸、桑園九〇ヘクタール、繭出荷量三六、五四三センチログラムという戦前戦後を通じて最高の生産を示している。その後は横ばい状態を推移したが、昭和四十三年度には、繭出荷量四二、一一五センチログラムの大会に乗り一応安定定着するものと思われたが、たまたま鹿児島新空港建設が決定したことにより本町の農業基盤は大きく動揺し、更には農業情勢の悪化により四十四年以降落ち込みを続け、四十七年現在戸数一一〇戸、桑園四二・五ヘクタール、繭出荷量二四、七三六センチログラムとなり、今後の進展が憂慮されるところである。

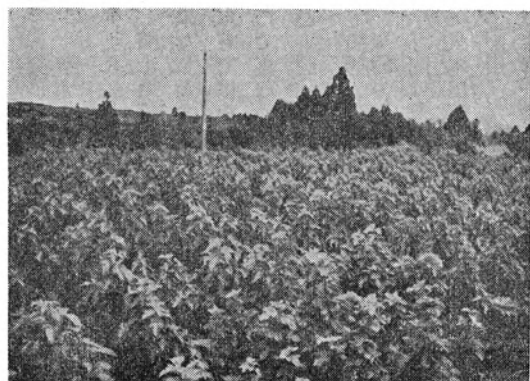
昭和八年以降、溝辺町の養蚕業の推移

年次	戸数	桑面積 ha	繭出荷量 Kg
昭八	三八七	五五・七	二〇、五二七
二一	三四	一・七	六二六
二四	三六	四・六	八〇三

二六	一〇四	九・七	二、四一五
二七	一三〇	一二・九	三、四三五
二九	二〇〇	一八・三	六、五一五
三〇	一七〇	二二・一	七、三九一
三二	一四二	二二・〇	九、三〇〇
三三	一四五	二四・七	一〇、一四二
三四	一一〇	二二・五	一一、四八四
三五	一一四	二二・〇	一一、六一四
三六	一四二	三〇・〇	一七、四四七
三七	一七一	四五・〇	二〇、〇五〇
三八	二二八	七〇・〇	二六、五六〇
三九	二四六	九〇・〇	三六、五四三
四〇	二五五	七七・〇	三〇、七五三
四一	二〇四	五六・〇	三二、〇二八
四二	一八三	五六・〇	三四、九五七
四三	一八三	七八・〇	四二、一一五
四四	一六四	五一・〇	三四、八八三
四五	一三七	四六・三	二九、五七二
四六	一三〇	四二・五	三〇、一〇五
四七	一一〇	四二・五	二四、七三六

3 養蚕振興会（昭和二十五年）
歴代会長名

名 称	代 位	氏 名	就任年月	摘 要
養蚕振興会	一	岩下 司馬	昭和二五年	町長
〃	二	野村 秀男	〃 三七年	〃
〃	三	有馬 四郎	〃 四五年	〃



桑 園

第二節 農業関係団体

一 農 会（明治二十七年）

鹿児島県は明治二十七年十二月農会規則を制定して
県、郡、市町村の三段階に系統的に設置することとし
た。

その目的とするところは農民の福利増進と、その利
益を代表して、農業の改良発展を図る指導機関として
発生した。当初は専ら米、麦の改良、排水施設等土地
改良の施行、馬耕の伝習等を指導して来たが、次第に
各種農作物の増産による農家経済の向上、相互扶助活



電 床 育 蚕 室

動等に発展した。その間加納知事の発案による「報効農事組合」の結成で、農業技術の改良発展、農家経済の発展に寄与し、昭和十八年三月農業会が発足するまで、四十余年にわたり農民の指導機関としての役割りを果たした。

本町ではその記録が得られず、その足跡をつまびらかにできないことが遺憾である。

△ 歴代会長

岩元 七郎 (麓、村長兼)
川崎矢太郎 (〃 〃)
野間 豊助 (崎森 〃)
久木田筑之助 (竹子 〃)
園田 鎮 (有川 〃)
重留 重助 (〃 村長兼)

二 産業組合と信用販売購買組合

産業組合法は明治三十三年施行されたが本県での設立は他県におくれている。その理由は出資金等の負担能力がなかったためと言われている。

大正三年桜島の大爆発による農耕地の荒廢、農村不況等のため国から救済金が下付されたので、その半分を各戸に配分し、残り半分を産業組合の設立資金に充てて、「溝辺村信用販売購買組合」が設立された。

その目的は組合定款で次のように示されている。

第一条 本組合は左の事業を行なうをもって目的とす

1 組合員に産業に必要な資金を貸付けし、及び貯金の便宜を得せしむること。

2 組合員に経済の発達に必要な資金を貸与し及び組合員と同一の家にある者、公共団体または営利を目的とせざる法人若しくは団体の貯金を取扱ふこと。

3 加入予約者の貯金を取扱ふこと。

4 組合員の生産したる物の委託を受け、または買取してこれに加工し、または加工せずして販売すること。

5 組合員の産業または経済に必要な物資を買い入れこれに加工し、若しくは加工せずしてまたは生産して組合員に売却すること。

6 組合員をして産業または経済に必要な設備を利用せしめること。

7 農業倉庫業法により農業倉庫の経営をなすこと
8 米穀自治管理法の規定により、米穀統制組合の事業を行うこと。

とされており、農民の福利増進のため画期的な影響を与えた。

産業組合は大正四年ごろ設置され、現在（昭四十七年）の町役場のところに個人住宅を借りて事務所を開設した。次いで昭和五年現在の町役場が設置され、その西側の一隅に農会並びに産業組合事務所を設置した。

昭和十八年現在の農協本所のところに独立の事務所を建設移転した。これが現在の農協本所の事務所である。

これより先昭和十二年支那事変勃発後、太平洋戦争に進展して、いわゆる戦時態勢が強化されるに従い、産業組合も全く政府の御用機関となり、強力な貯蓄の推進、公債の消化、米穀の統制による政府買上げの代行、農産物の集荷等国家の代行機関と化し、戦争の激化、長期戦の様相を呈するに及び政府は、国内体制の確立のため各種農業関係団体の統合を図るため、昭和十八年三月農業団体法を制定し「農業会」が設置されることになり「農会」等と共に発展的に解消して、その財産及び事業の一切を農業会に移譲することになったのである。

大正四年から昭和十八年に至る二十八年間にわたる、産業組合の歩みは客観情勢のきびしい中で、本町産業振興のため注目すべき足跡を残して終戦後の本町

農業の発展と経済基盤の確立のために大きな役割りを果たしている。

1 澱粉工場の設置（昭和十一年、組合長原田貞夫）

郡内きつての甘しよの主産地である本町の生産量は大きく、家畜飼料、自家食料、焼酎原料等の需要を上廻り相当量の貯蔵もされたが、腐敗、獣害等の損失量も大きいことから、甘味資源としての澱粉加工の問題が郡内各産業組合の中で検討されて来たが、資金、採算性等未知の事業に対する危ぐがあって、名乗りを上げる組合がなく、昭和十一年溝辺が郡のトップを切って設置したが、これは県下でもトップクラスであり、その経営は極めて順調で、戦中戦後の食糧難時代は組合財政の主軸であり特に戦後の一時期は産業界の花形として活躍し、その全盛期には年度すり込み一、三一五トン（三五万貫）を処理していたが、食糧事情の好転と、外国原料や、砂糖の輸入増による大きな圧迫を受けることになり、昭和四十年ごろより生産量も半減すると共に、悪臭等の公害問題も起き始めたので、県下の澱粉工場の閉鎖が相次ぎ、昭和四十五年本町工場も創立以来三十五年間の歴史を閉じることになったのである。

ちなみに工場の設置場所は、現在の町営上水道場

水池のところである。

2 搾油工場（昭和十五年設置）

戦前戦後、本町における農産物の花形は、甘しょと並んで菜たねであった。特に十三塚原台地二〇〇ヘクタールに咲き香るなたね畑の景観は、正しく豪華けんらんで、溝辺なたねの声価は名実共に高く、昭和十五年の生産額は甘しょを上廻ったが、原料販売では収益性が低いことから、搾油工場の設置を計画、昭和十五年現在の農協本所前倉庫のところに建設し著しく収益を高めるとともに、油かすの肥料利用による、戦時体制下の食糧増産に一役買うという一石二鳥の実益をあげ、戦中、戦後の昭和二十八年ごろまでは米に次ぐ生産をあげて、いわゆる溝辺なたねのブーム時代があったのである。

特に戦後の飢饉時代は国民の唯一最良の栄養源としてたね油の需要は絶大なものがあり、価格も一升（一・ハリットル）七〇〇〜七五〇円にも高騰し、農家経済は目覚ましく向上した。

（注）終戦後昭和二十二年ごろまでの公務員の給与ベースは六〇〇円〜一、八〇〇円であり、昭和二十三年の溝辺町職員の給与は、三九〇〜七〇〇円程度であったから、なたね油の価値が判断

出来よう。

また搾油工場の設置は澱粉工場とともに組合財政の主軸的な役割りを果たしたのであるが、世界的な食糧事情の好転、油脂原料（大豆）の外国（米国、中国）輸入等により、昭和三十五年をピークに生産、需要とともに急速に低減したので、澱粉工場より一足早く昭和三十五年ついに工場を閉鎖した。

△ 歴代産業組合長

川崎矢太郎（麓）
野間 豊助（崎森）
重丸 幸夫（有川）
重留 重助（〃）
原田 貞夫（竹子）
岩元 篤正（麓）
久木田筑之助（竹子）

三 農業会（昭和十九年〜二十三年）

昭和十八年農業団体法が制定され、既存の農会、養蚕組合、畜産組合等を統合して農業会が組織されたが時あたかも太平洋戦争が熾烈を極め、戦争目的遂行のため政府のきびしい統制下におかれ、そのすべての事業は戦争目的遂行のために行われ、自主性のない全くの国策機関であった。

当時の農業会の事業は

- 1 農業の指導奨励、その他農業の発達に関する事項
- 2 農業の統制に関する事項
- 3 農産物の販売、またはその加工に関する施策
- 4 農業資金の貸付、または農業用施設の利用に関する施策

5 貯金に関する施策

等であるが、実質的には戦時下の国策遂行の下部機構に過ぎず、従ってその初代会長はほとんど町村長兼務であった。

昭和二十年終戦となり、同年十二月連合軍総司令部からの日本政府に対する「日本農民解放指令」により農地改革と並んで、民主的な「農業協同組合」の設立が要請され、これに基づいて、昭和二十二年十一月農業協同組合法が制定されて、農業会は昭和二十三年八月までに解散することになったが、戦後解散に至るまでの農業会の果たした役割は極めて大きく、高く評価されるものがある。

すなわち終戦直後はインフレーションの深刻と、社会的、経済的、思想的な激変による、物心共に不安定な混乱期であり、中でも食糧不足は急を告げたので、農業会は食糧確保に重点を指向して寧日ない努力を続

けたのである。

△ 歴代農業会長

植木末五郎（麓、村長兼）

末永 完司（麓）

山崎 虎熊（有川）

四 農業協同組合（昭和二十三年）

1 沿革

農業協同組合法が制定されたのは、昭和二十二年十一月である。これは連合軍総司令部の至上命令であり、農業会は昭和二十三年八月までの期限つきで解散し、その財務一切を受け継いで、同年十一月溝辺町農業協同組合は誕生した。そして連合軍総司令部の「日本農民解放指令」に基づき民主的に組織され運営されることになったのであるが、敗戦により与えられた民主主義には馴染めず、むしろ長い封建社会の中での権力からの解放感が強く、反動的に体制に対する抵抗意識が働いて、そ織運営に当たっても、あるいは利己本位な自由のはきちがえとなり、あるいは勢力争いとなり、あるいは感情対立となつての主導権争いから基盤の弱い小規模農協の乱立となり、後年これが農協合併の因となったのである。

本町では一応一町一農協として発足したが、新し

い農協の歩んだ道は極めて多難であった。すなわちインフレの深刻がはなはだしく、当時の物価指数は戦前の二〇〇倍といわれ、更に昭和二十四年の春政府は経済安定九原則を定め、いわゆる超均衡財政政策をとることとなったため、いよいよ経済不況は深刻化して、農協運営も困難を極めた。もともと多くの農協がその設立に当たって、組合員の獲得に重点が指向されたため、出資金を安く一口(一〇〇円)して加入の促進を図るという安易な道を選んだため、経済団体としてもっとも重要な自己資本が極めて貧弱であった。又インフレ下における組合貯金はその大部分が普通貯金であって、資金としての安定性を欠き組合の財政基盤は極めて弱体であった。かてて加えて昭和二十四年度の数回にわたる台風は農作物に大きな被害を与えて農家経済を圧迫し、貯金の引出しが多く組合財政は危機に直面した。設立後間もなく組合意識の低い組合員は少からず動揺して、麓地区の一部で脱退分立の気運が出始めた。

2 麓中央農協の設立(昭和二十四年)

分裂気運の事態を重視した組合役員及び町議会は、分裂阻止の努力をしたが、昭和二十四年麓中央農協として分立することになった(初代組合長、大山

直魁)。これにより弱体な組織は一層弱体化したことは否めない。

このような組合財政の弱体化を解決するため、昭和二十五年十一月農協財務処理基準令が公布された。県はこれに基づき、農協経営対策協議会を設置して、農協資金計画化運動を展開することとした。すなわち各単位農協では役職員一体となり、出資金の増額と貯蓄の増強を図るべく、部落座談会や戸別訪問して強力に推進した。

しかしながら組合分裂も基因して、組合員の不信感が強く、自立再建は困難を極めた。

次いで昭和二十六年四月農林漁業再建整備法が施行された。これは五か年計画で、その整備目標を達成せよとするもので、指定組合に適切な指導を加えながら奨励金を出すというもので、指定を受けた組合もあったが、十分な成果が得られず、更に昭和三十一年三月農協整備特別措置法が制定され、農協の整備に拍車をかけることになった。

3 麓中央農協の統合(昭和三十年)

昭和二十四年分立した中央農協であったが、組合員数が少なく、組織、管理体制が弱くその運営は当初から懸念されるところであったが、設立後六か年

にして昭和三十年溝辺農協に統合、一町一農協として再発足することになった。

その後、経営不振により再建整備の指定を受ける等の曲折もあったが、健全に再建されて今日に至っている。

△ 溝辺農協歴代組合長

代位	氏 名	出身地	代位	氏 名	出身地
1	前田 重雄	三繩	5	野間 哲司	崎森
2	田上 静	竹子	6	岩下 司馬	有川
3	大角 重義	有川	7	山崎 虎熊	"
4	最勝寺良直	竹子	8	村田 哲二	竹子

4 組合状況の推移

組合員数と出資金の状況

時 期 別	正組合員	準組合員	計	出 資 金
(設立時 昭和二十三年)	一、四四五人	〇人	一、四四五人	一口 一〇〇、〇〇〇円
(合併時 昭和三十年)	一、三三三	〇	一、三三三	一口 一〇〇、〇〇〇円
(現在 昭和四十六年)	一、〇〇〇	三	一、〇〇三	一口 二四、九四六、三三三

主要勘定

(単位 千円)

科 目	設立時 (二十三年)	合併時 (三十年)	現在 (四十六年)
余 裕 金	六、三八三	一六、八七七	二五、二六四
貸 付 金	二、四六五	二七、五四三	三〇、四五三
事業未収金	一〇七	八四一〇	六、四八九
固定資産	五〇六	四、四〇五	三、一八〇
外部出資	一二六	三、〇五六	一五、五四
貯 入 金	八、八二七	四五、八二一	五三、七八三
借 入 金	一、三〇〇	一九、二六一	一〇、二〇八
出 資 金	一、五六七	七、二七一	二四、九四六

購買販売取扱高

(単位 円)

区 分	種 別	設立時 (二十三年)	合併時 (三十年)	現在 (四十六年)
購 売 事 業	肥料	二、三七三、五八七	二、七一一、四六六	四六、〇五七、五三三
	飼料	〇〇〇	五八、八五三	六三、九九一、〇七三
生 産 資 材	農機具	二、三七二、二二五	一、四二三、九一〇	一一、一五一、六九三
	その他	一、六三七、六四四	七、八八九、三三三	二九、四五九、一一〇
食糧品		〇	一、九一四、三三三	一〇、〇三三、五〇一

業 事		販 売			
米 穀 類		畜 産 物		合 計	
小 計	ま 麦 な 甘 し 米 ゆ 類 た ね よ	子 仔 肉 畜 小 牛 豚 牛 他 他 計	子 仔 肉 畜 小 牛 豚 牛 他 他 計	子 仔 肉 畜 小 牛 豚 牛 他 他 計	子 仔 肉 畜 小 牛 豚 牛 他 他 計
一五、七七六、八四六	〇	〇	〇	〇	〇
五三、三六六、八六二	三、〇一八、二二一	〇	〇	〇	〇
六四、九五三、五九六	一、〇二三、三八八	〇	〇	〇	〇
	二八、九三九、四六八	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一六、四三八、七〇五	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一、〇二三、三八八	〇	〇	〇	〇
	二八、九三九、四六八	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一六、四三八、七〇五	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一、〇二三、三八八	〇	〇	〇	〇
	二八、九三九、四六八	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一六、四三八、七〇五	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一、〇二三、三八八	〇	〇	〇	〇
	二八、九三九、四六八	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一六、四三八、七〇五	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一、〇二三、三八八	〇	〇	〇	〇
	二八、九三九、四六八	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一六、四三八、七〇五	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一、〇二三、三八八	〇	〇	〇	〇
	二八、九三九、四六八	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一六、四三八、七〇五	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一、〇二三、三八八	〇	〇	〇	〇
	二八、九三九、四六八	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一六、四三八、七〇五	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一、〇二三、三八八	〇	〇	〇	〇
	二八、九三九、四六八	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一六、四三八、七〇五	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一、〇二三、三八八	〇	〇	〇	〇
	二八、九三九、四六八	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一六、四三八、七〇五	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一、〇二三、三八八	〇	〇	〇	〇
	二八、九三九、四六八	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一六、四三八、七〇五	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一、〇二三、三八八	〇	〇	〇	〇
	二八、九三九、四六八	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一六、四三八、七〇五	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一、〇二三、三八八	〇	〇	〇	〇
	二八、九三九、四六八	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一六、四三八、七〇五	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一、〇二三、三八八	〇	〇	〇	〇
	二八、九三九、四六八	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一六、四三八、七〇五	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一、〇二三、三八八	〇	〇	〇	〇
	二八、九三九、四六八	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一六、四三八、七〇五	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一、〇二三、三八八	〇	〇	〇	〇
	二八、九三九、四六八	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一六、四三八、七〇五	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一、〇二三、三八八	〇	〇	〇	〇
	二八、九三九、四六八	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一六、四三八、七〇五	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一、〇二三、三八八	〇	〇	〇	〇
	二八、九三九、四六八	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一六、四三八、七〇五	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一、〇二三、三八八	〇	〇	〇	〇
	二八、九三九、四六八	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一六、四三八、七〇五	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一、〇二三、三八八	〇	〇	〇	〇
	二八、九三九、四六八	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一六、四三八、七〇五	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一、〇二三、三八八	〇	〇	〇	〇
	二八、九三九、四六八	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一六、四三八、七〇五	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一、〇二三、三八八	〇	〇	〇	〇
	二八、九三九、四六八	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一六、四三八、七〇五	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一、〇二三、三八八	〇	〇	〇	〇
	二八、九三九、四六八	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一六、四三八、七〇五	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一、〇二三、三八八	〇	〇	〇	〇
	二八、九三九、四六八	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一六、四三八、七〇五	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一、〇二三、三八八	〇	〇	〇	〇
	二八、九三九、四六八	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一六、四三八、七〇五	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一、〇二三、三八八	〇	〇	〇	〇
	二八、九三九、四六八	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一六、四三八、七〇五	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一、〇二三、三八八	〇	〇	〇	〇
	二八、九三九、四六八	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一六、四三八、七〇五	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一、〇二三、三八八	〇	〇	〇	〇
	二八、九三九、四六八	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一六、四三八、七〇五	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一、〇二三、三八八	〇	〇	〇	〇
	二八、九三九、四六八	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一六、四三八、七〇五	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一、〇二三、三八八	〇	〇	〇	〇
	二八、九三九、四六八	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一六、四三八、七〇五	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一、〇二三、三八八	〇	〇	〇	〇
	二八、九三九、四六八	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一六、四三八、七〇五	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一、〇二三、三八八	〇	〇	〇	〇
	二八、九三九、四六八	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一六、四三八、七〇五	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一、〇二三、三八八	〇	〇	〇	〇
	二八、九三九、四六八	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一六、四三八、七〇五	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一、〇二三、三八八	〇	〇	〇	〇
	二八、九三九、四六八	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一六、四三八、七〇五	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一、〇二三、三八八	〇	〇	〇	〇
	二八、九三九、四六八	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一六、四三八、七〇五	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一、〇二三、三八八	〇	〇	〇	〇
	二八、九三九、四六八	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一六、四三八、七〇五	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一、〇二三、三八八	〇	〇	〇	〇
	二八、九三九、四六八	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一六、四三八、七〇五	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一、〇二三、三八八	〇	〇	〇	〇
	二八、九三九、四六八	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一六、四三八、七〇五	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一、〇二三、三八八	〇	〇	〇	〇
	二八、九三九、四六八	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一六、四三八、七〇五	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一、〇二三、三八八	〇	〇	〇	〇
	二八、九三九、四六八	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一六、四三八、七〇五	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一、〇二三、三八八	〇	〇	〇	〇
	二八、九三九、四六八	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一六、四三八、七〇五	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一、〇二三、三八八	〇	〇	〇	〇
	二八、九三九、四六八	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一六、四三八、七〇五	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一、〇二三、三八八	〇	〇	〇	〇
	二八、九三九、四六八	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一六、四三八、七〇五	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一、〇二三、三八八	〇	〇	〇	〇
	二八、九三九、四六八	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一六、四三八、七〇五	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一、〇二三、三八八	〇	〇	〇	〇
	二八、九三九、四六八	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一六、四三八、七〇五	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一、〇二三、三八八	〇	〇	〇	〇
	二八、九三九、四六八	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一六、四三八、七〇五	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一、〇二三、三八八	〇	〇	〇	〇
	二八、九三九、四六八	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一六、四三八、七〇五	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一、〇二三、三八八	〇	〇	〇	〇
	二八、九三九、四六八	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一六、四三八、七〇五	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一、〇二三、三八八	〇	〇	〇	〇
	二八、九三九、四六八	〇	〇	〇	〇
	一、九七八、五〇四	〇	〇	〇	〇
	一六、四三八、七〇五	〇	〇	〇	〇

(注) 米価一升当り昭二十三年一円三十二銭、昭三十五年

一〇〇円、昭四十六年二二〇円である。

五 農業共済組合

昭和四年三月二十七日（第五十六帝國議會）家畜保險法が施行され、昭和一四年四月一日農業保險法が施行されて溝辺村農会がこの事業を行った。

終戦後昭和二十二年十二月十五日農業災害補償法が施行されて家畜保險法、農業保險法は發展的に廃止し、昭和二十三年四月一日溝辺村農業共済組合が発足現在に至っている。事務所は有川石原、農協本所前に設置した。

△ 歴代組合長

代 位	氏 名	在 任 期 間
1	岩 下 司 馬	昭二十三〜二十六年
2	山 崎 虎 熊	二十六〜二十九年
3	大 角 重 義	二十九〜三十年
4	山 崎 虎 熊	三十〜三十八年
5	向 井 田 雅 成	三十八〜四十七年
6	田 畑 耕 夫	四十七〜

△ 事務局長

職名	氏名	記	事
主任書記	鳥九 広志	昭二十三～二十七年	
参事	村田 三夫	二十七～現在	

昭和二十八年九月一日、現在の農協前に家畜診療所を設置し、専任獣医師を配置し村内家畜診療に当たらしめた。

△ 診療所長

氏名	記	事
古寺 善助	昭二十八～三十三年	
畠 中秋男	三十三～四十三年	
溝口 盛生	四十三～現在	

昭四十五年度における、各種共済の実績は次のとおりである。

① 農作物共済実績

区分	組合員	共済面積	引受収量	共済金額
水稲	一、二六九人	二六、五六六a	七八、七八一kg	九三、九三三、〇七〇円
陸稲	二五	二、〇一	二、三六、九〇九	三、八三三、〇〇〇円

麦	四二	五、六五三	八〇、三〇四	三、六三六、八八〇
---	----	-------	--------	-----------

② 農作物被害救済状況

区分	被害者数	被害面積	共済減収量	共済支払金	徴収掛金
水稲	五五四人	六、六六一a	二八、七三三kg	三、四四七、八四〇円	一、六六二、二三〇円
陸稲	五五	五二三	二、二二六	二七、九一〇	一、五八、四七五
麦	二四一	二、九〇〇	二五、四二五	一、一四四、一一五	一、七七一、八四二

③ 蚕繭被害救済状況

区分	被害戸数	支払共済金	徴収掛金
春蚕繭	二戸	一四、二〇〇円	一、三、〇七〇円
夏秋蚕繭	一戸	一四、〇〇〇	九、一八〇
晩秋 "	五	二〇、二〇〇	二、七、七二〇

④ 家畜共済

加入頭数	共済金額	事故頭数	支払共済金	徴収掛金
死亡	二六	五九二	三、二八六、八六六円	三、五六五、八五一円
傷病				

⑤ 建物共済

引受戸数	共済金額	事故戸数	徴収掛金
戸 1,133,431	円 2,270,000,000	戸 0	円 1,133,431

第三節 農地改革

一 農地立法の変遷

1 地租改正（明治六年）

明治維新政府は、廃藩置県を断行して中央政府を確立するとともに、土地の私有権を認め、その売買利用の自由を認め、次いで地租改正条例を公布して旧貢納制度を全廃し、土地全筆の調査測量によって土地台帳を作製し課税標準として一筆ごとの地価を定め、その百分の三を地租として金納させることとした。

地租改正の内容は、水田について言へば粗収益の六八パーセンを小作料としその半分の三十四パーセントを地租として政府に納入することを基礎にしている。結局明治政府も、封建的水準の高い小作料を引きついで訳で、これが後に地主的土地所有を確立させる素因となっている。

2 民法の成立（明治二十九年）

地租改正を起点とする土地制度の体系は、明治二十九年四月二十七日公布された民法によって、法律制度として確定する。すなわち所有権絶対の思想のもとで一般の小作関係は、債権たる賃貸借として位置づけられ、耕作権の弱小作農の不安定な地位が宿命づけられ、明治後期における日本経済の発展は内に地主の土地集中と、農民の小作への転落という農村問題をひそませていた。

それがやがて農業生産の停滞と小作争議の発生へとつながっていく、このような推移の中で政府は小作立法の検討を始め、民法の特別法を制定して小作農の権利と安定を図ろうとした。

3 小作調定法の制定（大正一三年）

小作争議は全国的規模で激化し、由々しい治安問題となったため、政府は小作争議を裁判所において調停し、和解の道をひらくための手続法を定めることとした。

時あたかも、米騒動（大正七年）、ロシア革命（大正六年）、日本農民組合（大正一一年）といった事件が相次ぐ騒然たる世相の中で、この法律は生まれた。

この法律は、大正十一年の借地借家調停法、大正一五年の商事調停法、昭和一四年の人事調停法などを一連の関連をもちながら、戦後は民事調停法の中にくみこまれることになった。

4 自作農創設補助規則（大正一五年）

第一次世界大戦後農村不況の中で、農家経済は窮迫の度を加え、米価と地価の低落で地主経済も圧迫を受けた。こうした環境の中で政府は自作農を創設し、または自作農を維持するための助成策を展開する。「自作農創設維持補助規則」がそれである。

これは主として、小作農が農地を取得して自作農となることを促進することをねらったもので、簡易生命保険積立金等の低利資金を府県に融資（年四、八パーセント、二十四年均等償還）し、農地取得または維持する者の負担年額が、当時の小作料よりも高くないようにするために、国庫が一、三パーセントの利子補給をして、府県は年利三、五パーセントで農民に貸しつけることになっている。

当時の計画としては二十五年間に一一三、〇〇〇ヘクタールという極めて消極的なものであったが、その後数回にわたる制度改正を経て、昭和一二年には四十二万ヘクタールの計画をたて、これが将来二

百万ヘクタール農地解放の農地改革につながることになる。

5 農地調整法の成立（昭和一三年）

政府は小作立法の実現を図るべく、議会に法案を提出したが、地主勢力の圧力によって成立を見ないまま、戦時態勢に突入し、昭和一三年に農地調整法が成立した。この法律は、自作農創設維持と小作立法を統一した形のもので、その第一条は『本法ハ互譲相助ノ精神ニ則リ、農地ノ所有者及耕作者ノ地位ノ安定及農業生産力ノ維持増進ヲ図リ、以テ農村ノ経済更生及農村平和ノ保持ヲ期スル為、農地関係ノ調整ヲ為スヲ以テ目的トス』としている。この精神自体は地主との妥協の上に成り立っているが、はじめて農地の使用、収益、処分についての民法原則に対する特例がひらかれた意義は大きい。

農地調整法における画期的な意義は、小作関係について次のように規定したことである。

ア 農地の賃貸借は、その登記がなくても、引渡しによりそれ以後物権を取得した者に対抗することができること。

イ 農地の賃貸人は、賃借人がゆうじよすべき事情がないのに、小作料を滞納する等信義に反する行

為がない限り賃貸借の解約をしたり更新拒絶はできないこと、ただし土地の使用目的の変更、賃貸人の自作相当その他正当の事由がある場合はこの限りでない。

ウ 農地の定期賃貸借については、その期間満了前六か月から一年以内に相手方に更新拒絶の通知または条件を変更しなければ、更新しない旨の通知をしないときは、従前と同一条件で賃貸借したものとみなすこと。

農地の賃貸借を解約し、または更新拒絶をしようとするときは、あらかじめその旨を市町村農地委員会に通知しなければならない。

6

戦時農地立法（昭和一四～一六年）

戦時経済の要請から、昭和一三年国家総動員法が成立し、これに基づく三つの統制勅令が施行された。

ア 小作料統制令（昭和一四年）

これは昭和一四年九月一八日現在の小作料で凍結して引上げを禁止するものである。

イ 臨時農地価格統制令（昭和一六年）

昭和一四年の地価水準を統制価格とし、具体的には賃貸価格の倍数を、田畑別都市別に定めた。

その全国平均は田で三十三倍、畑四十倍であった。

臨時農地等管理令は、農地の転用統制を主たる目的とし、転用及び転用目的の権利取得には地方長官、または農林大臣の許可を要することとされ、更に本令は昭和一九年に改正されて、耕作目的の農地の権利取得も地方長官の許可を要することとされた。

なお米穀管理規則（昭和一五年）によって、小作米も生産者から直接（地主の自家保有米を除く）供出することになって、小作料は事実上金納制に切替えられ、更に昭和一六年の米価政策では生産奨励金の交付を制度化して直接生産者の手取り米価と、地主が小作米を供出した価格には差が生じ、実質的には小作料率は著しく低下することになった。

7

農地改革立法

戦時中の法令は、以上のようにすでに第一次改革の足場を築いていた。問題はそれを可能にする政治力と社会的な支持であったといえる。

ア 第一次農地改革（昭和二十年）

いわゆる第一次農地改革は、農地調整法改正と

いう形で提案され、この法案が議会で難行しているとき、連合軍總司令部から「農地改革についての覚書」が出され、これによってこの法律は成立したが、小作地保有限度（地主の保有分）が大き過ぎること（五ヘクタールとなっていた）その面積単位が個人単位であること、解放方式が地主から小作人へ譲渡する形式であること、施行までの取り上げを防止する等の手段に欠けていること等、その不徹底さに対して内外の厳しい批判をあげて、実効を挙げるに至らず、第一次改革においてはわずかに小作料の金納化と、農地価格の公定を行っただけにとどまり、農地改革の実施は第二次農地改革にゆだねられることになる。

イ 第二次農地改革（昭和二十一年）

いわゆる第二次農地改革は、占領軍の対日理事会で大体の方向が決まり、政府はその勧告に従って「自作農創設特別措置法」と、「農地調整法改正」の立法措置がとられ、二百万ヘクタールの農地解放、五〇万ヘクタールの牧野解放、百五〇万ヘクタールの未懇地取得が、昭和二十五年に一段落し、日本農業は自作農でおおわれることとなり地主は消え去ったのである。

8 ポツダム政令（昭和二十五年）

昭和二十五年の土地台帳法の改正によって、農地の買収対価そして統制価格となっていた賃貸価格が廃止されて、買収制度と農地価格統制は失効するに至り、これに対応すべく政府は「自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令」を公布した。これがいわゆるポツダム政令（法律なみの効力を有する）である。

これは買収減小の農地等については従来の価格で買収し、それ以後に買収該当となったものは、強譲渡方式によることを規定したものであり、譲渡の対価は七倍に引きあげられ、一般取引の場の農地価格の統制は失効した。

9 農地法の成立（昭和二十七年）

農地法は、自作農創設特別措置法と

ポツダム政令とを一本に体系づけた法律であり、農地改革の基本原則はすべて維持されている。新農地法による新しい制度は、小作料統一方式であった。

すなわち小作料は、平年収量による粗収益から生産費用及び利潤を差し引き、その残余を土地に帰属するものとして算定され、一筆単位に土地数値を計算して、その土地等級ごとに統制額を定めたものであ

る。

小作料統制額は、昭和四十二年八月まで据え置かれ、同年省令を改正して田は四倍、畑はおおむね二・五倍に引き上げられた。なお所有制限に該当して政府が買収する小作地の対価は、その小作料統制額の一・倍と定められた。

10 農地法の改正（昭和三十七年）

昭和三十六年に「農業基本法」が成立、その関連で、昭和三十七年農地法が改正された。その主な内容

容は、

ア 農地等の権利取得の最高面積制限の緩和

イ ● 農業生産法人の法制化（農地を取得し得る法人は原則として、農業法人に限定し、その要件を規定した）

ウ 農業協同組合の行なう、農地信託事業の法制化等である。

二 昭和四十五年農地法改正の概要

1 法改正の背景

昭和二十七年に農地法が制定されたときの思想は農地改革の成果を維持するというにあった。すなわち、六百万農家の自作農体制を守っていくことが、農業生産力を発展させる基礎であるということ

であったが、昭和三十年代に至り、我が国の経済は戦後の復興段階から、成長発展への曲り角に立ち、いわゆる高度成長の道をまっしぐらに進み始めた。

このような経済の高度成長は、農業及び農業をとりまく諸条件に大きな影響を与え、特に他産業の巨大化は、未曾有の労働力需要を生み、また、他産業従事者の所得水準の上昇は、農業従事者の所得の相対的低位性を明らかにした。このことから次のようなことが考えられた。

ア 農業から他産業への労働力の移動は必然的であり急激ではなくとも離農を通じての農家数の減少が無理なく期待出来るということ。

イ 農業と他産業との所得格差は、農業部門での生産の立ちおくれ、つまり生産規模の零細さからくる資本構成の弱さに原因することが明らかになったということである。つまり単なる自作農というだけでは農家として安定しないし、又、六百万の自作農をそのまま維持しなければならない理由もなくなった。そして離農と労働力の移動が可能となったことから、農業構造の改善という政策がとり得るし、そのことによってのみ労働生産性の上昇を通じて他産業との所得格差を改善できるという

うことである。

農業基本法は、このような基礎の上に立っており同法との関連で農地法の改正も行なわれたが、その政策課題として掲げた農業構造改善は、その改正だけで農地制度上十分であるとはいえなかった。農業の生産単位の規模拡大が急務であるとすれば、農地の流動化を促進して、望ましい経営が成立し得るような体制をつくらなければならないが、従来の農地法の諸規制が余りにも硬直的であることが大きな障害となってきた。

農業を国民経済の一部門として確立し維持していくためには、構造政策を更に推進する必要がある、その基礎的な条件整備のため農地法の改正が必要になって来るのである。

経済の高度成長から来る今一つの問題がある。それは急激な都市発展及び広範な道路網の建設が進み、農地転用の増大と地価が高騰して来たことである。その結果転用期待による農地の資産保有意欲が大きくなって、も早や増大する農地転用需要に対して、個別の転用規制や、建築規制ではいかんともし難く、都市農村とも土地の計画的利用の制度的規制が必要となってきた。

このような要請から都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律の立法化となった。

2 農地法改正の目的

昭和二十七年制定された農地法の究極の目的は、「耕作者の地位の安定と農業生産力の増進を図る」ことであり、その最終目的を達成する手段として、「農地はその耕作者自らが所有することを最も適当であると認める」という考え方により、「耕作者の農地の取得を促進し、その権利を保護し、土地の農業上の利用関係を調整」することとしていた。この立場を一般に「自作農主義」といつている。

昭和四十五年度の改正では、この立場に農地がより生産性の高い経営によって、効率的に利用されるようにする必要があるという立場を加えることとし、土地の「利用関係を調整」する趣旨として「土地の農業上の効率的な利用を図るため」ということを明示した。

農地法の究極の目的は変わらないが、それを達成する方法として、単なる自作農主義だけでなく、経営規模の拡大などを通じての農地の効率的な利用を図ることを加えて、耕作者の地位の安定と農業生産力の発展に資することとしたのである。

3 農地等の権利移動制限の改正

農地等について転用目的以外で売買貸借等使用及び収益を目的とする権利を設定または移転しようとする場合には、その当業者はその権利が賃借権及び使用貸借による権利以外の権利である場合は知事の許可を受けなければならないとされていたが、この改正でこの許可権限は大幅に農業委員会に委譲された。なお知事の許可を必要とされているのは、法人が権利を取得する場合、取得しようとする農地等のある市町村以外に住所を有する個人が権利を取得する場合、それから下限面積制限に該当して、特別許可を受けようとする場合等で、この他は最終的に農業委員会の責任の下に許可されることになった。農地等の権利移動の許可基準が、概要次のように改められた。

ア 上限面積及び雇用労働力の制限が廃止され、権利を取得しようとする者または世帯員が、その取得後において耕作等の事業に供すべき農地等のすべてについて、自らこれを経営し、かつその農業に常時従事すると認められれば、その取得後の面積や雇用労働力の量にかかわらず許可できるととした。

イ 下限面積制限としての農地等の権利取得前における経営面積、都道府県三〇アールを取得後五〇アールに改めた。

ウ 創設農地の貸付禁止については、国から売渡しを受けた後十年を経過した場合は、これを他に貸付けることが出来ることとされた。

エ 小作地についての所有権は、その小作農以外の者は取得できなかったが、小作農の同意がある場合、それから差し押え後に小作地となり強制執行によって所有権が取得される場合には、小作農以外でも許可できることとなった。

オ 小作地を転貸することは許されなかったが、水田につき裏作期間のみを転貸する場合には許可できることとされた。

カ 農業経営委託に伴う農地等の権利移動は、農協の経営受託の場合を除き許可できないこととし、いわゆる請負耕作といわれるような耕作関係は認めないこととされた。

キ 主として投資の目的で農地等の権利を取得することをさせるため、権利を取得しようとする者の農業経営の状況、通作距離から見てその取得後における農地利用が効率的に行なわれると認めら

れない場合には、その取得を許可できないこととされた。

以上のような許可基準の改正のほか、次の場合には許可基準の特例として権利の取得を許可できるように改正された。

△ 農地保有合理化促進事業を行なう営利を目的としない法人で政令で定めるもの（試験研究または農事指導と認められる事業主体）が、その農地保有合理化促進事業の実施により農地等の権利を取得する場合。

△ 農業協同組合が、農地等の所有者から、その農業経営の委託を受けることにより、その委託に係る農地等について使用及び収益を目的とする権利を取得する場合。

4

小作地等の所有制限の緩和

農業経営における採草放牧地の役割の変化等に対応して、小作採草放牧地についての所有制限を全廃するとともに、小作地の所有制限について次の緩和措置がとられた。

ア 農業をやめて他の市町村に移転した場合、その農業をやめたときに住所のあった市町村内の農地で、その農業をやめる前に、その農業をやめた者

又はその配偶者若しくはその者を同一の世帯に属する二親等内の血族が通じて十年以上所有してきたものについては、その事業をやめたときの所有者とその者から、その農地を承継した一般承継人に限り、在村地主と同じ面積まで小作地の所有を認めることとなった。

イ 農業生産法人の構成員であれば、その住所地主がその法人の業務に従事するとしないうにかかわらず、またその面積の大小にかかわらず、その法人に貸しつけている小作地については、小作地の所有制限を適用しないことになった。

ウ 農業協同組合に経営委託をしている小作地、農業協同組合の共同利用地となっている小作地、農地保有合理化事業を行なう法人に、その事業地として貸しつけている小作地については、その所有者の住所や、その面積の大小にかかわらず、小作地の所有制限を適用しないことになった。

5

農地等の賃貸借の解約等の制限の緩和

農地等の賃貸借については、これを解除し解約の申し入れをし、合意による解約をし、または更新拒絶の通知をしようとする場合には、民事調停法による農事調停により、合意解約する場合と、信託財産

である農地等についての合意解約または更新拒絶の通知をする場合を除いては例外なく知事の許可を受けることとなっていたが、次の場合も許可を要しないこととされた。

この目的は農地を貸しやすくし、農地が効率的に利用されやすくなるためである。

ア 合意による解約が行なわれる場合。

イ 十年以上の期間の定めのある賃貸借について、更新拒絶の通知をしようとする場合。

ウ 水田裏作を目的とする賃貸借について更新拒絶の通知をしようとする場合。

6

小作料統制の緩和

小作料統制については、次のように大きな改正が行なわれた。

ア 従来一筆毎に定めることになっていた小作料の最高額の統制制度を廃止することにした。

イ 災害等の不可抗力により減収した場合における小作料の減額請求権は従来どおりとするが、これとは別に小作料の額が農産物価格や、生産費の変動その他の経済事情の変動により、また近隣類似の農地の小作料の額と比較して不相当となつたときは、その当事者は将来に向つて小作料の額の請

求をすることができ旨の規定を設け、その請求に対して当事者間で協議が整わなかった場合には増額の請求を受けた者は自ら相当と認める小作料を支払えば一応足りることとし、減額の請求を受けた者は自ら相当と認める額の小作料の支払いを請求することができるとし、増額又は減額を正当とする裁判が確定した後に、その過不足額に年一割の利息をつけて精算すればよいこととされた。

ウ 農業委員会はその地域内の農地を田畑別、品等別等に区分して、その区分ごとに小作料の標準額を定めることができることとされた。この小作料の標準額は、それぞれの区分の農地で通常の農業経営が行なわれたとした場合における生産量、生産費等を参酌して、耕作者の経営の安定を図ることを旨として定めなければならない。

エ 農業委員会は、この標準額と比べて著しく高額な小作料を定めた契約があるときは、その当事者に対してその小作料の減額を勧告できることとした。

エ 改正法施行の際に現に存する賃貸借等に対する小作料については、その小作農の農業経営に急激

な変化を与えることをさけるために、改正法施行日から十年以内で政令で定める日（昭和五十五年九月三十日）まではなお従前の小作料の最高額統制の制度を存続させるものとし、農林大臣は毎年経済事情等を勘案して、その最高額の基準額を検討し、必要に応じてその基準を改めて、遂次一般の小作料水準に近づけていくことにした。

7 和解の仲介制度の整備

農地等の利用関係をめぐる紛争等については、裁判によるのほか、民事調停法に基づく農事調停によっても解決をはかることができることになっているが、より簡単に処理がはかられるように、当事者の双方または一方からの申立てがあつた場合には、農業委員会は、所要の手續きに従つて和解の仲介を行う制度が設けられた。

8 草土地利用権の設定制度の創設

草土地利用権というのは、牧草の栽培（一体として行なわれる放牧を含む。）を目的とする土地についての賃借権と定義され、市町村または農業協同組合の共同利用のため草土地利用権を設定する必要があるときは、知事の承認をうけて、その土地の所有者等に対して、草土地利用権の設定ができることとされ

た。この場合の手續きを定めたほか、土地所有者等に対して、買収請求権や特別の解除権を与えて、権利者の保護を期することになっている。

9 その他

ア 農地法の許可を受けないで農地転用をした場合やその転用の許可に付された条件に違反した場合には、農林大臣また知事は、その許可の取消しをするほか、その工事に停止、原状の回復等その違反を是正するために必要な措置をとるべき旨の命令をすることができるようになった。

イ 開拓財産たる道路、水路等の用途を廃止したときには、これを無償で国に返還することを条件として、市町村土地改良区などに対して譲与することができることとなった。

三 溝辺町の農地改革

1 第一次農地改革

大東亜戦争（昭和十六年十二月八日～二十年八月十五日）終戦後の政治的不安と食糧危機の深刻化する中で、政府は連合国総司令部の「日本経済の民主化中」農村民主化の基本政策に対応するため、昭和二十年十二月十八日第一次農地改革を、農地調整法（昭和十三年）改正の形で成立させたのであるが、

この第一次農地改革は、地主の小作地保有を五ヘクタールと過大に認めたため、解放されるべき小作地は著しく減少するとともに、地主の圧力が働く余地があり、法律施行前から、地主の土地（小作地）とありあげが公然と行なわれたため、総司令部がこれを容認せず、単に小作料の金納化が実現するにとどまつた。

2 第二次農地改革（昭和二十一年十二月施行）

第一次農地改革が形式的に過ぎなかつたので、連合国総司令部は農村の民主化と農業経営の合理化を図るため「農地は耕作する者に解放せよ」との指令に基づいて策定されたのが第二次農地改革である。

それは、第一次改革の改正農地調整法の改正法律と、自作農創設特別措置法の二本建で、この自作農創設特別措置法が第二次改革の中心をなすものである。

その主な内容は、

ア 在村地主の貸付地の保有限度は、内地では一ヘクタールとし、その保有面積は世帯単位で計算する。不在地主の貸付地全部と在村地主の保有限度（一ヘクタール）以上の貸付地（小作地）は全部買収される。

また自作地と貸付地が併せて三ヘクタールを超えるとき、その超過部分の土地は全て買収される。

イ 買収は国がこれを行ない、国はその買収した土地を小作人に売渡す形式をとるものであった。しかし前記①の限度は一応の基準であつて、実際面積は中央農地委員会が基準に基づいて、都道府県別に決定することになっている。

当時鹿児島県の場合は、連合国総司令部が強く要求した小作地の八〇パーセント解放を実現するためには、実数にして三二、〇五九ヘクタールの農地を解放することが見込まれ、それを達成するには、在村地主の貸付地保有限度を七〇アール（七反歩）、自作地と貸付地を合せた場合の保有限度は二ヘクタールに決定せざるを得なかつた。

この改革によって、封建的な地主对小作人の関係は消滅し、耕作する農民はすべて自作農として、歴史的な一歩をふみ出したのである。

そして在村地主は、二ヘクタール、在村不耕作地主は七〇アールを保有面積とし、不在地主の小作地は全部買収されて耕作農民に売渡された。かくてかつての大地主階級は完全に姿を消したのである。

3 農地の買収と売渡実績

このようにして、昭和二十二年三月三十一日を第

一次の買収期日とした買収実績は次(表)のとおりである。

① 農地買収実績(昭和二十年十一月二十三日以降)

次別	期日	面		積	地主別作数		筆数	不在地主分		在村地主分	
		田	畑		不在地主	在村地主		面	比較	面	比較
次昭		m ²	m ²	m ²				m ²	%	m ²	%
二一	二・七・三	四八、四九五・八七	九二、〇二六・四五	一四〇、五三三・三三	三四	〇	三四	一三四、〇三三・〇六	九五・三	六、四八九・二六	四七
三	二・一〇・三	一〇一、五〇四・一三	二〇七、二六六・三七	三〇八、七四〇・〇五	五六	四五	一〇一	一九六、六六七・七七	六三・六	一一、九八二・七三	三六・四
四	二・二・三	二三五、一一〇・七四	五九五、〇七四・三八	八〇〇、一八五・一二	九〇	一二二	二二二	二〇四、一一五・七〇	二四・五	六二六、〇七二・七三	七五・五
五	二・二・三	二二、五四五・四三	四〇一、二八二・六四	五二六、七二八・〇九	六六	一九四	二六〇	一〇四、九八五・一二	一九・九	四二〇、八四二・九八	八〇・一
七	二・七・三	六三、二七九・三四	一四四、五〇五・七九	二七七、七八五・一三	三〇	六八	九八	六〇、八八九・二六	二九・二	一四六、九一九・〇一	七〇・八
八	二・一〇・三	二七、八八四・三〇	四六六、七〇七・四四	四九四、五九一・七四	二四	五二	七六	三六、七一九・〇一	七三・一	一三二、八七二・七三	二六・九
九	二・二・三	一六、九二二・三一	四〇、四五六・二〇	五七、三七八・五一	九	二三	三三	一四、二六一・一六	二四・七	四三、一七三・三六	七五・三
一一	二・三・三	一〇、三三〇・五八	六四、八四九・五九	七五、一八〇・一七	一四	二九	四三	一六、二九四・二二	二一・六	五八、八八五・九五	七八・四
一二	二・七・三	二二、一四〇・五〇	七〇、一九五・五四	九三、三五六・〇四	一二	三一	四三	一八、九七五・二二	二〇・三	七四、五六三・六四	七九・七
一三	二・一〇・三	一、三三三・三一	一七、三三五・五四	一八、六六七・八五	一	一〇	一一	一、〇二一・四九	五・五	一七、六三六・三六	九四・五
一四	二・四・三	四六六・一一	一〇、八四四・三〇	一、三三〇・四二	二	六	八	一、〇〇〇・〇〇	一一・四	九、二七六・〇三	八八・六
一六	二・五・三	—	七、〇八四・三〇	七、〇八四・三〇	五	二	七	五、三六五・二九	七五・七	一、七二九・〇一	二四・三
一八	二・五・三	一一、九二〇・六六	二四、八六六・一二	三六、七八六・七八	一〇	二〇	三〇	一四、四五二・八九	三八・〇	二二、三三三・八八	六一・六
一九	二・六・三	四、三三三・七三	七、六九二・五六	一二、〇四六・二八	二	八	一〇	一四、三四・七一	一八・七	一〇、五九五・〇五	八一・三

② 未墾地（小団地）の買収、売渡実績

買 収			売 渡		
期 日	件数	面 積	期 日	件数	面 積
昭三・七・二	二三	四二、一九〇・〇一	昭三・二・一	三二	七、三七五・二二
昭三・一〇・二	二七	四四三、九三七・一九	昭三・五・一	二四	二三四、一八・八三
昭三・一一・二	七	一九一、二四二・九八	昭三・八・一	二四	二二六、四八・六四
計	三二	六七七、二九八・一七	計	三七九	六九二、一六八・五九

③ 未墾地（集団地）の買収所属（管）替

区 分	期 日	面 積	地 区 別	官民地の別
所屬替	昭三・一〇・二	五八、〇二五・二三	丹生附	官有地（管林局）
"	"	五二七、三〇九・〇九	永 尾	"
買 収	"	一三三、〇一一・五七	丹生附	民 有 地
"	"	一四八、三三・九七	三 繩	"
所管替	"	八七〇、四六二・八一	十三塚原	旧海軍飛行場跡
計		二、二五九、一一〇・六六		

合 計		合 計		合 計		合 計		合 計	
二二	二六、一一・一	六、七五〇・四二	四三、三二五・六二	五〇、〇七六・〇三	六	一	一七	三五	一五、八六四・四六
一一	二七・三・一	四、六九七・五二	三〇、三七〇・二五	三五、〇六七・七七	九	八	一七	一七	九、四八〇・九九
二二	二七・三・三	四、三〇〇・六六	二二、一〇三・四八	二六、四二二・一四	五	七	一二	一二	九、二七六・〇三
二五	二七・九・一	四一、二八五・九五	三八九・七三・三一	四三、〇〇八・二六	三	二六	二九	五三九	二、五二八・九三
計	七二六、三四七・二二	六、三三四・六三	四〇三、九七九・五一	三七八	六六三	一、〇四〇	三、三三六・一一	一、七二二・五二五・七〇	三四・九
									二、一八八、四六二・八一
									六五・一

④ 未墾地（集団地）の売渡実績

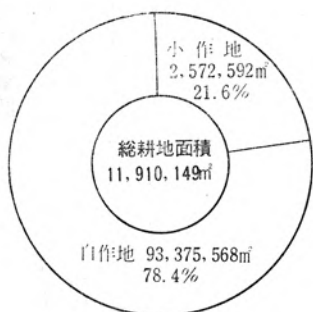
地区名	期 日	売 渡			面 積		件 数		
		農 地	農地となるべき土地	附 帯 地	合 計	入 植	増 反	合 計	筆 数
丹生附	昭三・二・一	六七、〇三一、四一	四一七、三九八、三五	一四八、七四三、八〇	六三三、一七三、五六	三六	七六	一一二	一〇一
"	二七・二・一	—	二七、五六三、六三	三〇、九六八、六〇	五八、五三二、二三	—	一五	一五	二六
三 縄	"	—	一〇六、四八九、二六	五一、四〇一、六五	一五七、八九〇、九一	—	四三	四三	七八
十三塚	二五・八・一	六九九、二四六、二八	—	—	六九九、二四六、二八	一〇	九九	一九	二二七
"	二五・二・一	三五、三四五、四五	—	—	三五、三四五、四五	—	一三	一三	一九
"	二六・五・一	—	—	九六、三〇四、一三	九六、三〇四、一三	—	一	一	二五
"	二七・五・一	一三、九六三、六四	—	二二、九二〇、六六	三五、八八四、三〇	八	一七	二五	三六
"	二五・二・一	—	—	三一、三七八、五一	三一、三七八、五一	—	一九	一九	二一
"	"	四、〇六六、二	—	—	四、〇六六、二	—	二	二	二
"	二五・二・一	八、八八五、九五	—	—	八、八八五、九五	—	二	二	三
"	二五・八・一	一七六、一二三、三一	—	—	一七六、一二三、三一	—	三五	三五	六八
"	二四・八・一	五、六一九、八三	—	—	五、六一九、八三	—	二	二	二
計		一、〇一〇、〇一〇、一八一	五五一、四五一、二四	三八〇、七二七、三六	一、九四二、六三二、四一	五四	三二四	三七八	五九八

⑤ 牧野買収売渡実績

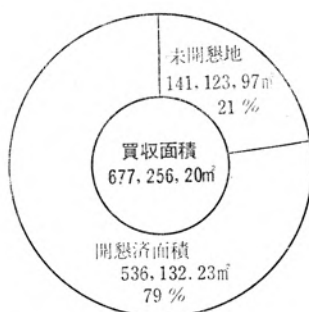
買					収			売					渡		
次別	期	日	面	積	地主別件数			筆数	次別	期	日	面	積	譲受を受けた戸数	筆数
					不在	在村	計								
八	次	昭			六			一四四	八	次	昭				
二五	九	"	二、三二〇・二	一六四、一七四・二	一	一	一	一九三	"	"	"	二、三二〇・二	一六四、一七四・二	一四九	一九一
九	"	"	二、三二〇・二	二七七、五八六・七八	八	九〇	五六	一九三	"	"	"	二、三二〇・二	二七七、五八六・七八	一〇三	一九三
二五	九	"	二、三二〇・二	一六、八二三・一四	一	八	九八	一一	"	"	"	一六、八二三・一四	一六、八二三・一四	八	一一
二五	九	"	二、三二〇・二	一、八五二、〇五九・五〇	一	一三	六二	一、五二六	"	"	"	一、八五二、〇五九・五〇	一、八五二、〇五九・五〇	六七七	一、五二六
計			二、三二〇、六四三・六三	一四	一六七	一八一	一、八七四		計			二、三二〇、六四三・六三	九三七	一、九二二	

⑥ ポツダム政令による強制譲渡

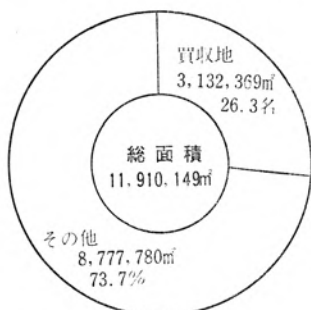
期	日	田	畑	積	譲渡人	譲受人	筆数
二七・六・一		八、八三六・三六	四二、六〇一・六五	五、四三八・〇一	二九	三三	三三
"		二、二七四・三八	一一、四三四・七一	一三、七〇九・〇九	八	八	一一
二七・七・一		二、二八一・一八	一六、八五九・五〇	一九、〇七七・六八	二二	一二	一四
"		四、六四一・三三	二六、四八九・二六	三、三〇・五八	一六	一七	二五
"		一	一六、一一二・四〇	一六、一一二・四〇	七	九	九
二七・七・三		一	四、二二一・五七	四、二二一・五七	二	一	二
"		四九・五九	五、二四二・九八	五、二九二・五七	三	三	三



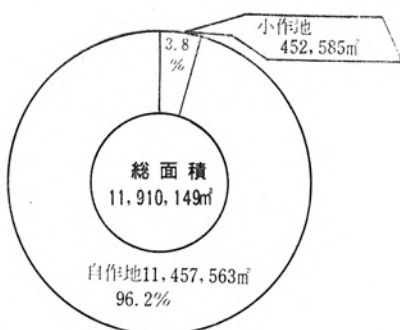
⑧ 昭和20年当時の自作地と小作地の比較



⑦ 未墾地（小団地）の開墾状況（28年）



⑨ 昭和28年現在の自作地と小作地との比較



⑩ 総耕地面積に対する買収済面積の比較

計	二七・一〇・二	一、五四三・八〇	八、三〇〇・六六	一、八二一・五七	九、八六四・四六	一、八二一・五七	八四	八九	二一〇
		一九、五六三・六三	一、五三、〇〇四・三〇	一、五二、六四七・九三					

四 農業行政機関

1 農地委員（昭和二十二年設置）

昭和二十一年十二月二十九日施行された「自作農創設特別措置法」の運用のため、昭和二十二年公選による農地委員が設置され、自作農創設、小作料制度、小作関係の改善等の事務を処理することになった。

委員は一〇名で、小作五名、地主二名、自作三名の割合で構成された。農地委員の選出方法は小作人、地主、自作農の三階層別にそれぞれ一号委員（小作人）二号委員（地主）三号委員（自作農）毎に選出し、委員に欠員を生じたときは、その都度各階層毎に直ちに補欠する。

◎ 歴代農地委員名

代位	会長名	委員名	期間
1	末永 完司	長野 兎一 末永 盛男 住吉 甚蔵 竹ノ内松雄 町田 実利 宍岐 秀雄 二見 喜吉 田畑 耕造 玉利 諸右衛門 昭和二十二年 二十二年 二十四年	
2	町田 実利 長野 兎一 竹ノ内松雄 内田 松二	二見 喜吉 末永 完司 木佐貫邦義 二十四年 二十六年	

右補欠委員	山村 直助 大山 長吉 住吉 甚蔵
宗像 正夫 山村 定吉 吉満 盛国	
横山 栄	

2 農業委員（昭和二十七年設置）

昭和二十六年三月「農業委員会等に関する法律」の公布施行により、農業委員会が設置され、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄与することを目的として発足した。

農業委員会が従来の行政機関と異なることは、

ア 農民の利益を保護する代表機関であること。

イ 事務が特定せず、農業（農政）全般にわたること。

ウ 原則として経費を国が負担すること。

等である。

又農業委員会が処理すべき事務は次のようなものである。

ア 農地法等に基づく、農地、採草放牧地または薪炭林（以下農地という）の利用関係の調整及び自作農の創設維持に関すること。

イ 土地改良法等による、農地等の交換分合及びこれに付随する事項。

ウ その区域内の次のような事務を行なうこと。

△ 農地等の利用関係についてのあつせん及び争議の防止に關すること。

△ 農地等の交換分合のあつせん、その他農地事情の改善に關すること。

△ 農業及び農村に關する振興計画の樹立及び実施の推進に關すること。

△ 農業技術の改良、農作物病虫害の防除その他農業生産の増進、農業經營の合理化及び農民生活の改善に關すること。

△ 農業生産、經營及び農民生活に關する調査研究。

◎ 歴代農業委員長名（昭和二十六年以降）

代位	會長	委員	任期
初代 末永 完司	吉福新之助 追鳥 畠市 吉村 秀男 野間藤兵衛 池沢仁四郎 最勝寺良直 岩下 司馬	大山 直志 山崎 虎熊 今吉 近衛 山村 定吉 野間 哲司 上久保虎治	昭和三年 昭和三年 昭和三年 昭和三年 昭和三年 昭和三年
		飯屋 新助 黒木 伝吉 住吉 甚蔵 榎木園親夫 吉満 盛国 松元 田造	

五代	四代	三代	二代
最勝寺良直	岩下 司馬	吉福新之助	吉福新之助
追鳥 義成 川添 静 山崎 虎熊 義成 長野 岩元 静男 智 横山 重丸 一夫 幸彦 昭和八年 昭和八年	吉満 盛国 上原 正大 野間 哲司 榎木園親夫 最勝寺良直 吉村 秀男 昭和三年 昭和三年	最勝寺良直 山崎 虎熊 重森 秀雄 池沢 勇吉 吉村 秀男 野間 哲司 昭和三年 昭和三年	吉満 盛国 山崎 虎熊 吉村 秀男 最勝寺良直 岩下 司馬 大角 重義 向井田雅成 野間藤兵衛 榎木園親夫 山村 定吉 重森 秀雄 近衛 績 昭和三年 昭和三年

八代 米丸 一夫	七代 米丸 一夫	六代 最勝寺良直 米丸 一夫	
最勝寺良直 丸山 忍 森田 清熊	東郷 正 最勝寺良直 重丸 三郎	向井田雅成 重丸 幸彦 二見 忠	春田 時夫 住吉 畛熊 向井田雅成
東郷 正 大山 三平 今吉 近衛	今吉 近衛 岩下 司馬 藏園 幸夫	藏園 幸夫 春田 時夫 追鳥 義成	重森 秀雄 大山 重一
横山 栄 山下 武範 向井田雅成	重森 秀雄 村田 久夫 向井田雅成	岩下 司馬 剣岩 智 大山 重一	
住吉 畛熊 末永 正美 村田 哲二	大山 重一 二見 忠 大山 三平	横山 栄 重森 秀雄 住吉 畛熊	
二見 忠 藏園 幸夫	横山 栄 住吉 畛熊	竹ノ内秀雄	
昭和四年 現在	昭和四年 昭和七年	昭和四年 昭和七年	

第四節 林業

一 沿革

溝辺町面積の六一・二パーセントをしめる三、九四四ヘクタールが山林である。

藩政時代は原則として土地はことごとく藩主のものであり、山林は藩主が夫役によって造林した藩林（鹿倉山という）や御造林（公有林）以外は、土農工商の別なく、荒地を造林させて「部一山」、「衆力山」の制度をとり、山林の増殖、更新、伐採の指導には一郷村に「竹木見廻り」等の役職を置いた。

部一山とは、士民が藩庁の許可を得て山林を仕立て、成林の後立木を三分してその三分の一を仕立てた士民に与え、残りの三分の二は藩庫に納入させる方法で、三分の一を士民がとるところから部一（分一）山と名づけたものである。その後部一山の制度は、士民の造林後一六年を経て、その管理、育成成績の優劣に応じて、四公六民、三公七民、二公八民と士民を優遇して森林育成を奨励した。これが今日残っている部分林設定の基礎になっている。

この部一山は明治になって国有林となり官との部一山となった。

また衆力山というのは、士民の共有林のことで、その所有権は藩庁にあるが、薩藩の門割制度による一村または一門内の土地を選定し、士民の協力によって造林し、士民の自作、薪炭等の自家用に使用させたものである。

部一山と衆力山の異なる点は、部一山は一定年限後の収益を目的とし、衆力山は常時樹木を伐採して薪炭その他自家用にすることを目的としていることである。

明治六年の地租改正と同時に、山林についても「官民有区分」の制度がとられた。当時の公文書による区分の基準は、「人民各自ノ確認アル山林原野」「人民数人アルヒハ数村所有ノ確認アル等、官有地ニアラザル土地ヲ云フ」とある。結局民有として証拠がなければ官有とされ、財政的基盤のなかった明治政府の富国強兵の財源として、部一山、衆力山の大部分は官有とされたのである。

鹿児島県の地租改正は西南戦争で一時遅滞したが、明治一二年に部一山、衆力山も開墾を条件に原野はそのまま個人にも払下げられたが、農民の経済意識の低さや、税に対する恐怖などによって、一部の郷士を除いて大半は村有（現在の大字）となったのである。

明治一四〜一七ごろまで丈量（地籍測量）が行な

われて現今の字絵図が出来上り、次いで明治二二年県下一斉に測量の誤謬訂正が行なわれた。このときも官有地よりはみ出した土地は共有地（旧村現大字）としている。

注 明治二二年町村制施行により、有川、竹子、麓、

三縄、崎森の旧五か村を合併して今日の溝辺町となったが、その時財産（山林原野等）の統合が行なわれなかったので、旧五か村（現大字）はそのまま共有林を所有し、現在でも町有林以上の林野を保有して、それぞれ文化、社会、経済活動を行なっている。従って合併時の溝辺村はわずかの財産しか所有していなかった。

二 町有林の概要

1 所有形態の推移

ア 町有林のうち、大字有川字前山、白崩、尻角目、大字麓字菅ノ口、小丸、大字竹子字外松、大字崎森字広見、字都は大正四〜五年ころ行なわれた原野整理に当たって農務省より払い下げを受け、大字三縄字高松は今向部落が、日露戦勝記念林として村長名で払い下げたが、後に村有林、尾迫と交換したものである。

イ 大字有川字伊勢坂、一之渡、小鹿倉、前平、小

平大字竹子字山ノ口、古野は昭和二九年一月国有林野整備臨時措置法に基づいて払い下げを受けたものである。

ウ 大字竹子字城ケ尾、瀬戸山は大正一二年來、宮川内、野坂部落の關係者が、當時奨励された馬生産の線に沿って、「馬産限定地」の指定を受け、採草放牧地として借用、共同利用していた国有地を、昭和二八年牧野法に基づき、町長名義で払い下げを受け引続いて共同利用していたが、農情情勢の変化によりほとんど利用されなくなり一方、成長株と云われる果樹の集団造成（約一二ヘクタール）が行なわれるなどして、その存続の意義がなくなつて來たので、昭和三九年地元と協議のうえ、五三ヘクタールのうち四一ヘクタール（集団果樹園一二ヘクタールを含む）を地元へ譲渡、一二ヘクタールを町有としたものである。

2 管理経営形態の推移

ア 大正四〇五年ごろの原野整理によって所有林となつた各地は、当時地域部落民が入会利用して來たことを認め、すべて大字並びに学校林として植林管理させ、五対五の分収歩合で分収林とした。

イ 昭和二九年国有林野整備法によって払い下げた

林野については、直営林として暫時伐採造林されている。特に大字竹子字古野、山ノ口は当時採草地として払い下げを受けたが地元民の既得権を認め、例外として古野地区を分収林（栗下、宮脇、石井口部落）とし、山ノ口を直営林としている。

ウ 昭和二八年牧野採草地として国から払下げを受けた竹子字城ケ尾、瀬戸山は牧野に適しない部分について町二、部落八の割合で自然林のまま育成していたが、うち一二ヘクタールの共同果樹園の造成を機に残余のうち約一二ヘクタールを町有として、部落に譲与しそれぞれ造林が進められてゐる。

エ 大東亜戦争中、十三塚原には旧海軍鹿屋航空隊の飛行場が設置され、その關係施設等設置のため周辺の土地はほとんど国が強制買収していたが、昭和二一年度の農地改革により再び耕作農家に売渡されることになった。その際砂防林として大字麓字東曲の七・七五ヘクタールを町が払下げを受け、昭和四五年鹿児島空港建設用地として鹿児島県に売渡した。

また学校林（学習林としての分収林）の一・一・九三ヘクタールは、過疎による労力不足のため施

業管理が困難となったので、昭和四六年町の直営林として施業することにした。

3 経営計画等の概要

町有林の経営管理については、昭和二九年県森林組合連合会の援助を得て、第一次町有林経営計画を編成し、これによって町有林の経営が軌道に乗って来たことは高く評価される。すなわち昭和二九年から四〇年までに一〇〇ヘクタール余の人工植栽の実績をあげている。

また昭和四〇年並びに昭和四五年の第二次、第三次森林計画編成時にはそれぞれ町有林経営計画を編成し、その基本方針に沿って確実な施業が実施されている。

三 溝辺町の森林の概要

1 国有林の概要と町有林の関係

本町の国有林は九六七ヘクタール、森林総面積の一九・五パーセントを占め、加治木宮林署が管轄し、藩有（鹿倉山）時代からの原始林は逐次林種転換が推進されている。町有林は国有林との隣接地が多く、労働力、林産物搬出施設の利用、森林保護等密接な関係をもっている。また国有林六ヘクタールは高屋山陵で、宮内庁の所管であり、町有林と接し

ているが、参道附近一帯は山陵の尊厳と風致上、皆伐をさけ選伐する等の配慮が払われている。

町有林は五大字（旧五カ村）に分布し、そのほとんどが大字竹子と有川地区に在り、国有林と接しておおむね中程度の団地が散在している。

大字麓高屋山陵をとりまく団地は、山陵参道の風致林として管理されている。町有林は小中団地一五団地で総面積一七三ヘクタールであるが、国との部分林二団地三〇ヘクタールを設定している。

2 私有林の概要

私有林は三、八〇四ヘクタールで、森林総面積の約七〇パーセントを占めている。私有林を形態別に見ると、団体有三七六ヘクタール、個人有三、四二八ヘクタールであるが、経営は極めて零細で一ヘクタール未満が六二パーセントを占めている。

私有林の樹種は杉、桧が主となっているが、松、広葉雑木類の天然林も多く成育は良好である。しかし雑竹林や、天然の不良雑木林もかなり散在するので、林種転換により生産性の向上を図らねばならない。

四 本町産業の中に占める林業の地位

1 戦前の林業

本町の山林所有者は一、三三〇戸あり、その大部分は農家であるので森林の経営形態は農家の備蓄林としての性格が強い。しかし戦前戦中は本町産業の中では極めて重要な地位を占めていた。特に西北部山岳地帯（有川竹子方面）では、伐採、造林、薪炭生産作業や搬出輸送労務に就労する者が多く、これらの専業者もかなりあって、山は四六時中炭焼く煙が立ちこめるといふ盛況を呈し、製炭の主産地を誇っていた。

木炭については国有原始林の原木払い下げを受けて、質量共に高い生産水準にあり、古くは大正初期から遠く大阪方面との取引きもあって、かなりの盛況を呈していた。

山林の所有区分

（単位 ha）

所有区分	面積	比率	摘要
町有林	一七三	三・五%	五大字有部落有その他
団体有林	三七六	七・七	
国有林	九六七	一九・五	
私有林	三、四二八	六九・三	
計	四、九四四・一〇〇		

2 戦中、戦後の林業

戦時中は専ら戦争目的の乱伐と人手不足による荒廃がひどく、戦後は食糧増産のための開墾と建築材不足による乱伐等で荒廃その極に達したが、食生活に追われて山林復興に手は及ばなかった。食糧事情がようやく安定するに至って、林業の振興は国土保全と災害防止の上からも強く要請されるところであり、町においても造林の推進を図って来た。昭和三十九年には県の林業振興町の指定を受けて積極的、計画的に林野の整備造林を推進することになったが山林の現況は幼令林粗悪林が多く、産業経済上の位置は低下した。

今後は入会林野等の整備により経営規模の拡大を図り、有高農業と関連した林業開発が期待されるところである。ちなみに農林業生産額の推移は次のとおりであるが、戦前戦中の記録が得られず明らかに出来ないのが遺憾である。

3 現在の林業（昭和四十六年）

生産額の推移に見ると、昭和三十年代までは耕種農業（穀物生産）に次ぐ生産額を示しているが、経済の高度成長に伴い、燃料動力の革命的発展により、昭和三十五、十六年ごろから薪炭の需要は、電

気ガス、石油等の化学燃料に移行し、薪炭生産は数うに足らず今や山のかなたは絶え果てた感である。

従って現在の生産物は建築素材を主としてパルプ材、しいたけ等であるが、農村の住宅ブームと高級化が時代のすう勢となり、爆発的な需要の増大により素材資源は底をついて、山林の大半が幼令林、新植林となつて生産性は極度に低下している。

一方農業も収益性が低く、生活様式は都市化する傾向が強く農業収入のみでは生活が困難な状況となつて来たことから大方の農民が農外収入を求めて出稼ぎあるいは建設工事等の日稼ぎに出て、農業の兼業化が急速に進み、耕地の山林化が目立って来た。その意味では林業は拡大途上にあると言えるが、そ

農林業生産額の推移

(単位 千円)

区分	昭二六年	二七	二八	四一	四五
耕種農業	一七、二〇六	一六、一八四	一六、三六八	四三、〇〇〇	四〇、九一七
林業	二六、四〇〇	二四、一〇〇	二四、九〇〇	二七、四五一	七六、九八八
畜産	六、一〇五	六、二四〇	六、七三三	八七、〇〇〇	三二、四五八
たばこ	一三、八二二	一九、三二八	一六、七六六	七二、六九三	九一、二五八
茶	四、八二八	六、〇二八	九、五七九	三〇、一四〇	八五、五三八

れは極めて零細な自家用あるいは備蓄的なもので、大規模経営林家とか町有林等の経営は、労力確保に困難な実情である。

このような事情の中で一部ではあるがしいたけ栽培、林間牧畜等の企業化を目指している農家もあり、特にしいたけについては空港開設に伴う観光土産品としての主産地化を図るべく指導奨励しつつある段階である。

4 今後の山林経営の方向

上述のように住民の山林に対する観念は備蓄的なもので、いわゆる経済林としての関心が薄く、山林の開発と活用の可能性が今後に残されているので、普通林の造成はもとより、粗悪林、竹林の改良等を推進しようとしている。

ア 粗悪林(雑竹林業)の改良

山林の改良はかなり進んではいるが、末だに雑竹林、自然林等が相当あるので、これをしいたけ原木(樅)を植林し、しいたけの生産増強を図ろうとするもので、その主産地化と空港関連の特産品としての付加価値を高めようというものである。その企画面積を約九〇ヘクタールとしている。

イ 竹林の改良

現在本町の竹林は約一一〇ヘクタールあって、

そのほとんどが猛宗竹林でありその経営形体はおおむね自然放任形であって、生産は素材が主で、たけのこに至っては自家用と近隣に振舞う程度のもので商業的な生産体制は皆無といつてよく、従つて生産性が極めて低いことから住民の竹林に対する関心は極めて薄いので、これが経営の改良と開発のため、たけのこ生産を主体とするたけのこ専用林と、竹材専用林に用途区分を設けて経済性を高めようとするものである。

五 森林組合

1 沿革

昭和十四年、森林法の改正により、一般民有林にも施策制度が実施されることになり、森林組合は地区内森林資源の培養と造林伐採等の計画施業を行なう施業案編成の実施と、経済事業を行なう組合として、町一円で強制加入方式で昭和十七年設立した。

設立当時はあたかも太平洋戦争緒戦のころで、その激化とともに組作業も戦争用材の供給事業が主となり、戦争遂行の協力機関と化し、組合本来の事業はほとんど実施できないまま終戦を迎えたのであ

る。

戦後は団体民主化の線に沿って、任意加入の人的結合体として改組された。戦後の混乱期における組合運営は困難を極めたが、組合役職員は一丸となつて経営の強化を図りながら、荒廃した森林の復興のため樹苗のあつ旋、植伐の指導に努めその実績は顕著なものがあつた。

設立は、昭和十七年七月二十一日、初代組合長に植木末五郎（麓）が選任された。

設立当時の組合の概要は次のとおりである。

組合員数 一、〇〇二人

出資口数 二、三六二口

借入限度額 一〇、〇〇〇円

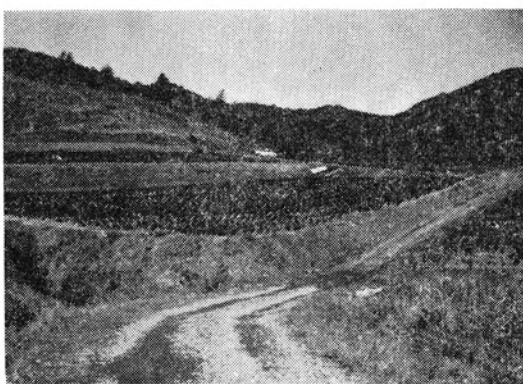
2 森林組合の主な業績

ア しいたけ栽培の普及

昭和二十四年五月しいたけ栽培の講習会を全町に開き、指導奨励し、かなり普及されて来た。

イ 木炭の生産奨励

木炭の生産については昭和十年ごろ、溝辺、日当山木炭改良組合（組合長植木末五郎）を組織して製造技術の改善を図り、品質の向上と販売に努力した。主産地は竹子、有川の木場、丹生附方面



山 林 (造 林) 風 景

で、昭和十年の生産量は二七、〇〇〇貫（七一、二五〇キログラム）で三四、〇〇〇円の生産をあげている。

当時の不況打開策として実効をあげたので、戦後の生産復興も盛んで、同地域の経済振興に寄与した。しかし昭和三十年ごろからの経済成長に伴う燃料の革命的な変化により木炭の需要は減少

し始め現在では生産需要ともにほとんどその姿を消してしまった。

ウ 協業事業の推進

組合員の経済福祉の向上と、林業経営の改善を図るため、県、町の関係行政機関の協力の下に協業事業（林業労務班）を強化して、過疎による林業労務者の不足をカバーして、植栽、肥培管理等の作業に当たらしめ生産の拡大を図る一方、木材、薬剤、肥料等の受託販売購買事業を実施すること、かなりの実績をあげて衰退しつつあった組合の再建に大きく貢献した。

△ 溝辺町森林組合林業労務者通年就業事業の状況
林業労務班は、従来町で運営していたのであるが、その効率化を高めるため昭和四十六年度これを森林組合に移管し、組合はこれを中心に協業事業を強化して次のような実績をあげている。

昭和四十六年度事業実績

登 録 人 員	二五五
就 業 延 日 数	二、四七〇日
支 払 賃 金 総 額	二、八八四、一一二円
期 末 割 増 賃 金	二六七、八四〇円

績 実 業 事			
木材生産(伐採)	八五〇	m	
造林地拵面積	四〇	ha	
植栽面積	五〇	"	
下刈	二八〇	"	
保育	五〇	"	
養苗本数	一二〇、〇〇〇	本	

エ 入会林野開放事業(昭和四十一年法制定)

古来入会権に基づく共同管理の林業は、その利用上極めて生産性が低く、共業のため利用効率の悪いことから、その権利関係の近代化を図って入会権を解消し、個人の権利を設定して農林業上の利用を増進して生産性を高めようとするもので、本町では昭和四十一年以降、町が主体となつて次のような開放を実施し、個人経営による林業の近代化が推進されている。

これ等の解放林野はすべて個人配分(権利設定)して個々に経営しているが、共同事業に見られない意欲が見られ素晴らしい成長と管理がなされる将来が期待されている。

入会林野解放実績

(昭和四一〜四六年)

入会権関係部落		解放面積
竹子、今別府	一〇・八八	ha
"、計牛	七・四二	"
"、栗下	一二・八二	"
"、石井口	一二・六〇	"
"、宮川内	二一・六〇	"
合計	六五・八二	"

オ 里山開発事業(町主体事業)

昭和四十六年度から国県補助事業として、いわゆる人里近くの山林原野の条件整備をして、作業の能率化と生産性を高めることを目的とする事業で、昭和四十六年度知事指定を受けて、町を森林組合が本業主体となつて次のような事業を計画、実施した。

① 林道開放事業(S四六年度)

場 所	延長	幅員	事業費
有川 前山林道	一、一九〇	三、六	五、七三〇
	m	m	千円

② 機械設置事業（S四六〇四七年度）

事業主体	施設名	数量	事業費	実施年度
溝辺町	マイクロバス	一台	九千五百〇円	四七年度
森林組合	チェンソー	二台	二五〇四六〃	四七〃
溝辺町	作業道	九〇〇m	一、三五〇四七〃	

③ 伐採計画（S四六〇四九年度）

団地名	対象面積	対象材積	事業主体
丹生附	五一・〇〇ha	四、二二〇m³	森林組合
野坂	七・一六	六一七	〃
崎森	三一・一七	二、五九五	〃
三縄	三〇・一六	二、九一二	〃
前山	二四・三六	一、一五七	〃
麓	一二・一五	一、二三八	〃
計	一五六・〇〇	一二、七二九	〃

④ 造林計画（S四六〇四七年度）

団地名	造林	草地造成	園地造成	その他
丹生附	三五・八〇ha	五・〇〇ha	ha	一〇・二〇ha

カ 森林組合の広域合併問題

目覚ましい産業経済の成長発展の中で、若い労働力の都市への流出が激しく山林労務者確保の困難と、老令化は山林経営上当然に生産性は低下し、弱少組合の存立の可否が論議され始め、運営機能の強化のため広域合併（溝辺、加治木、始良、蒲生の四か町）を検討中であり、遠からず実現することになる。 （昭和四十六年）

キ 組合の動勢と歴代組合長

△歴代組合長・常務理事

野坂	崎森	三縄	前山	麓	計
五・〇〇	二一・八二	二〇・三三	四・四七	六・八一	九四・〇〇
				五・〇〇	五・〇〇
		五・〇〇			五・〇〇
二・三九	九・三五	四・八三	一九・八九	五・三四	五二・〇〇

代	期	間	組	合	長	常	務	理	事
一	昭一七年	植木末五郎							
二	二二年	前田重雄							
三	二四年	上久保虎治							
						今村秀雄			

四	五	六	七
二九年	三六年	四一年	四六年
岩下司馬	今村秀雄	野間重雄	野間重雄
今村秀雄			

組合員の推移

年 度	組 合 員 数	記 事
昭 一七年	一、〇〇二人	太平洋戦争遂行に集中 戦災復興のため木材需要の 増大により、造林意欲高ま る。
二七	一、三九二	
二八	一、三七二	
二九〓三四	一、三二七	
三五〓三八	一、三二八	
三九〓四〇	一、三二九	
四一	一、三三〇	
四五	一、三三五	
四六	一、三三六	

第五節 商 工 業

一 商 業

1 藩政から明治時代の商業

この時代の記録が得られず古老の伝承により記述することとする。さて薩藩の社会制度を大ざっぱに
いえば、家中士の下に郷士がおり、郷士は農村にあ
つて農耕に従事した。郷士の下に農、工、商の階級
があり、工は大工左官、石工等でそのほとんどが半
農半工であった。商人もまた自給自足時代の中で
は、郷士の御用達や、特定人の用足しとする程度
で、その生活を維持できる程のものは少く、農耕、
機織り、養蚕などを副業としていた。

また郷士たちの住む地域を「麓」といい、郷村の
中心をなしており、それにつづいて町人の住む「野
町」があり百姓の住む地を「在」といった。

小さな郷村には「野町」はなく当時県下には四六
の野町があったということであるが、現在の大字を
単位とする溝辺の郷は極めて小さなものであるから
野町はなく、従って明治末期に至るまで専門的な商
家は存在しなかった。

天保の頃（一八四〇年代）川辺、日置方面からか

なりの農民が、横頭、石峯（十三塚原）地区に移住し農業開拓に当たり、今日の隆盛を築いたのであるが、城下町鹿児島を経て来たこれ等の移住者たちが、本町の社会的、経済的に与えた影響は大きかったと思われる。

明治維新になって四民平等（士農工商）となり、武士の特権がはく奪され、武士と農民に禁じられていた商業を営むことが許され、次第に商業が栄えることになった。しかしながら地理的条件の不利な本町は外部交流がほとんどなく、社会、文化、経済的に閉鎖された状態が長かったので商工業の立ちおくれが目立っている。すなわち野町のあった郷村では藩政時代から、いわゆる御用商人的な商家が存在したが、本町では明治三十年代に始めて副業的な行商人が現れた。その形態は注文品を配達する便利屋的なもので取扱商品も燈油、そうめん、砂糖、小間物類でその取引も生計を営むに足るものではなく、もとより店舗もなかったのである。

明治の末期から大正初期にかけて店舗を持った商業が営まれ始めた。これが溝辺の商家の草分けとなっている。

2 地域別に見る商業の展開

ア 竹子地区

明治三十年代、宮脇部落の岩元実義宅のところに、日置郡（東市来町）から一人の石工（氏名不詳）が来て、石工の傍ら郷里市来町との往來の際、注文を受けた燈油、砂糖、そうめん等の日用雑貨を商っていたという。もとより店舗売りではなく便利屋的な所高ということである。

その後明治四十四年ごろ同じく東市来町から新村喜太郎が現在地（竹子石井口）に居住し、荷馬車運搬業を兼ねて店舗を構えたのが店舗商人の草分けとなっている。

このころから荷馬車による上納米の荷役を主とする、加治木方面との物資の交流が盛んとなり、これがささやかながら地域の経済活動を促すことになったと思われる。

イ 有川地区

明治末期ごろ現在の農協本所倉庫のあたりに南景次の経営する南茶屋というのがあって、商人宿も兼ね、伊佐大口方面と加治木との物資上納米輸送荷馬車の中間宿場として賑わいを極めていたという。

また現在の田畑商店の前身前田某も同じころか

ら商店を持ち、そのまじゅうは、大口街道を往来する旅人の間に、格別の味があり土産品としての人気があり名声を博していたという。

その他現在の大王橋たもと小平明夫商店のところに、小間物の行商人が居住していたとのことである。

その後大正末期から昭和の初期にかけて道路が整備され、バス運行等交通事情がよくなるにつれて、町外からの商人が移住して現在の石原中心街を形成するに至った。

ウ 三縄地区

明治末期現在の久留味川の今吉忠宅付近に松山甚七が行商を兼ねた茶店を営み、大口街道横川境の唯一の休憩所としてかなり賑っていたといわれる。

エ 麓、崎森地区

石峯の松田吉兵衛、崎森玉利の松田常右衛門、北原の岩元平八と云った人々がこの地区の先達であるが、この地区は広大な十三塚原台地を控えて大農が多く、農業に主力がおかれたことと、通路交通事情もやや立ち遅れの感があり商業の展開もおくれたと推定される。いづれにしても当時の商

店としては副業的な存在で、主な生活物資は町外からの行商人に依存するか、加治木、隼人、横川町あたりに求めている。今日のように商店としての内容形態が整って来たのは戦後のことである。

3

本町商業の現況と将来

本町の商店は現在九〇軒ほどであるが、いづれも零細な食料、日用雑貨の小売店で、住民の需要に充ち分応するに至らず、特に衣料品、家具等主な生活器材の多くは、加治木町、鹿兒島市に求めるので、地元業者は不振をかこっているのが実情である。

戦後自家用車の普及によりその傾向はますます強くなって来た。このような業態のため町並みも貧弱で商店街としてはわずかに二〇軒ほどが連なる石原商店街があるのみである。

しかしながら新鹿兒島空港の建設に伴い、関連企業の進出、住宅の建設等が増加しつつあって空港周辺の都市化は急速に進み、農業形態も大きく変革しつつあるので、ざん進的ではあるが本町の商工業の進展も期待されるところである。

二 工業

立地の悪い本町では、工業として見るべきものはない、昭和四十年代までは農林加工業があるのみであっ

た。すなわち澱粉工場一、製材工場五、製茶工場一三である。

その後自動車の普及するに伴い整備工場の進出が目立って来たが、そのほとんどが零細個人企業といったところである。澱粉工場は農業情勢の悪化により昭和四十五年廃止された。

1 本町工業の現況（昭和四十六年）

ア 製茶工場

溝辺茶の歴史は古く大正時代には本格的な手もみ製茶がかなり普及したが、大正八年論地に機械製茶工場一が建設されたのが最初である。大正十年木佐貫と論地に各一工場が建設され、現在一三工場である。

その生産状況は、

荒茶生産量 二一〇屯

〃 生産額 一億一千八百万円

茶園面積 一五一ヘクタールである。

イ 製材工場

製材工場が建設されたのは戦後復興時のことである、その後木材需要の増加するに伴って工場も増設され、一時は八工場を数えたが、原木の減少等により現在では四工場が操業している。

ウ 家具木工場

現在一工場がある。

エ 自動車整備工場

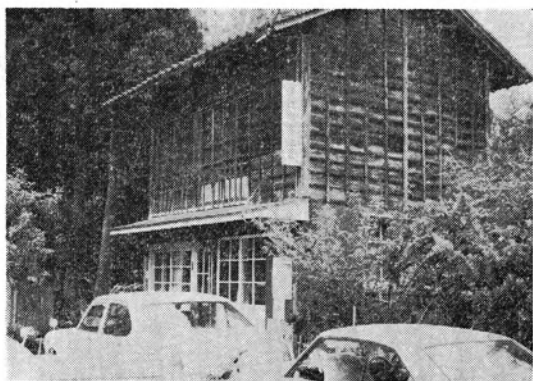
昭和四十年ごろから本町の自動車普及は急速に高まり、それと併行して整備工場も増設され、現在七工場であるが、自動車の保有はますます増大する傾向にあり特に空港開設後の急増が見込まれ大型工場の進出も予測される。

三 溝辺町商工会

1 沿革

ア 任意団体としての商工会（昭和二十四年）

終戦後の社会制度、産業経済等客観情勢の変化に対応するため国は諸般の振興施策と救済施策を打ち出した。これ等施策の受入体制を確立する必要から昭和二十四年に任意団体としての商工会を結成した。しかし当時はいわゆる戦後の人心定かならぬ時代でもあり、一般に認識が低く加入者わずかに四五〇名という弱体なものであって、これが運営に当たって役職員の苦悩と努力は並みならぬものがあつた。昭和三十五年「商工会の組織等に関する法律」が施行され、昭和三十八年法人としての商工会発足に至る十四年間その命脈を保



溝辺町商工会事務所（石原）

ち得たことは、一にかかって歴代会長を始めとする役職員の熱意と努力に負うところであり、商工会史の一頁を飾るに足るものであり、今日の基礎固めとなっている。

△ 歴代会長名（昭和二十四年～三十八年）

初代 松山 績（三繩）

2 住吉 初壺（有川）

3 今吉 進（麓）

4 追島 峯夫（三繩）

イ 法人商工会（昭和三八年）

昭和三五年政府は地域商工業の発展を図ることを目的として、「商工会の組織等に関する法律」を施行して、地域中小企業の発展を促す施策を進め、経済成長政策と相まって、諸般の制度金融等の救済手段がとられたのであるが、その受入体制は法人格を有する商工会を主体とする建前であったので、当時の役職員が一体となって、早期設立の推進に当たったが、何分にも前記の如く、組織財政力ともに弱体で、会員の意欲と認識も低調なため、新商工会の発足まで三力年の長期を要し、その間追島会長を中心とする役職員の熱意と努力は涙ぐましい程のものがあり、町、県当局、県商工会連合会等の積極的な指導援助を受けながら、辛抱強く会員を説得して組織固めに努めついに昭和三八年六月二十四日、法人商工会の登記を完了、会員数一二〇名で発足したのである。

発足当時は独立の事務所もなく、職員体制も整わず、運営上種々の困難を伴ったが、昭和四一年現在地（役場隣）に独立の商工会事務所を設置

し、職員体制も充実して名実共に新たな発展段階を迎えることになった。

ウ 商工会の現況（昭和四十六年）

その後年を追って法律、制度の助成策とも相まって、財政並びに職員体制も強化され、経営の指導育成制度金融のあっせん、商店街の整備、店舗改装等近代化を図る等、さん進的ではあるが組織体制は強化されて来た。

なお空港周辺の近代的な商店街の進出は、地場商家を刺激して本町商工業の発展のため大きく影響するものと思われる。

△ 歴代会長名

初代 追鳥 峯夫（三繩）

2 木佐木勝男（有川）

△ 職員体制

経営指導員 一名 補助職員 二名

△ 会員数 昭和四十六年現 一二二名

財政状況（昭和四十六年度）

会費	経常収入		臨時収入	
	費目	金額	費目	金額
		千円 三三		千円 二〇
	加入金			

国県補助金		町		諸手		その他		計	
一、八七四	寄附金	二五〇	雑収入	二五五		二八三		二、九七五	
二、三四		四〇							一八四

注、会費は月三〇円～三〇〇円、経営規模等により段階別に徴収する

エ 商工業の現況（昭和四十七年）

区	分	数	備考
建設業	五		建設請負業、大工、左官等を含む。
製造業	二五		製茶、製材、自動車修理工場等（内製茶二三）
卸小売業	一〇八		食糧品、日用雑貨小売が主である。
金融保険業	二		
運輸通信業	一九		
電気ガス水道業	一		
サービス業	七		旅館、飲食業、美美容業等
鉱業	一		採石工場
計	二六四		

※参考文献

1 鹿児島県史

2 加治木町、始良町郷土史、知覧町郷土史。

第三章 交通・通信・治水・治山

第一節 交通

一 交通機関の整備発達

泰西文明の先きがけをなして、鉄道が初めて布かれたのは明治五年である。

「汽笛一声新橋を、早わが汽車ははなれたり、愛たこの山に消え残る、月の旅路を友として。」と九州路を突き走り、文明の波を全国至る所に普及するのに大きな役割を果たしたが、われわれが直接その恩恵に浴するようになったのは、実に明治四二年肥薩線開通以後のことである。肥薩線は当初横川から溝辺を通して加治木に通ずる予定であったが、当時溝辺のひとびとの間に、汽車が通れば牛馬が流産する。また悪者がはいつて来るなどと反対意見が多かった。

したがって、予定が変更され、日当山、嘉例川を迂回することになったのだと古老が伝えている。

昨今いろいろ論議されている公害予防には成功したかも知れないが、バスはもち論飛行機などあるのではなく、鉄道が唯一の交通機関であった明治・大正の時代、溝辺の人は実に長い期間、不便な生活を続けて来

たのである。たまたま用事があって鹿児島市に出る時も、嘉例川か加治木まで山坂を歩いて、汽車に乗るほか方法はなく、学童の遠足などもそれこそ文字どおり「遠くまで歩く」ことで、鹿児島遠行のほか、霧島登山や、歩いて薩摩郡宮之城方面に出掛けるなどの強行軍が試みられた。

二 金山道

明治一二・三年ごろ島津家は山ヶ野金山への便利を考え加治木町舌出しを起点とし、小山田・有川・石原を経て十文字から竹子原を通過、城牟田・柿木・山ヶ野に通ずる道路を開削した。

この金山道



金山道の石橋（上牟田）



上 牟 田 橋 名 称 碑

には、小山田井手向に第一金山橋、石原に第二金山橋、上牟田に第三金山橋と堅固な三つの石橋が架設されている。この石橋は、明治初期における石工の技術を物語り、すばらしい技術をもっていたことがうかがわれる。

また大口・栗野方面から加治木へと上納米や、そのほか生活物資等に至るまで、馬の背によって運搬されたのもこの道であったろう。

当時通行人や牛馬、荷馬車等の休憩所として石原・十文字などの茶店が盛んでにぎやかだったといわれている。なお金山道の名称は今でもそのまま残り、最近竹子大字の手によって改修が加えられ、地域住民に大

きな便宜を与えている。(町道)

三 県 道

(1) 加治木～栗野線

明治二三年加治木町郷田滝の上を切り通して始めて県道が加治木・溝辺・横川・栗野に開通した。

加治木町境の瀬間利から有川・石原・十文字・久留味川の横川町境まで約八キロ、最も利用度の高い幹線道路が出来て、住民は大変喜んだ。

太平洋戦争前は小山田・瀬間利・十文字・久留味川付近まで、道の両側に年老いた松並み木が立ち並び、その風致はきわめてよく、夏の日盛りには旅人に最適の休憩所を与えてくれたが、この松の老木も、戦時資材として松脂を採取したり、また軍用材に提供されるなどして、追に姿を消し現在では根株さえ残していない。

この県道は主要幹線道路ではあったが、勾配は急にしてカーブが多く、しかもでこぼこ道路に、砂じん吹き巻くこと等で有名な長い歴史をもっていた溝辺街道も、時代の流れに伴って、昭和四七年改良舗装工事を完了、見違えるような立派な路面となり新しい時代に即応できる態勢となった。

ちなみに本町内の路線の長さは八、一四七メートル

ルである。

(2) 白石く論地く城線

石原三文字から高屋山陵下を経て石峯・鍋・論地・馬立を通り、加治木町布越に至る線、地方道でその長さ九、二六六メートルである。(昭和四年着工同九年完工)

(3) 北原く表木山線

白石く論地く城線の鳥越原分岐点より中初場を経て、嘉例川表木山に通ずる県道(大正六年完工)。その長さ一、五〇〇メートル。

(4) 崎森く隼人線

白石く論地く城線の馬立分岐点より立岩・上野を経て、隼人町宮内に通ずる県道、その長さ二、四八九メートル。

(5) 十文字く永野線

加治木く栗野線十文字分岐点(中西商店)より祝儀園・計牛・宮川内・野坂を経て、横川・永野に通ずる県道(昭和六年着工同二六年完工)、その長さ七、七六一メートル。

(6) 今別府く牧園線

上十文字から荻迫・井手段を経て、牧園に通ずる県道、その長さ三、六四八メートル。

(7) 有川く蒲生線

栗野く加治木線中園分岐点より竹山・加治木町辺川雛場を経て、始良町上名・下名を通過し蒲生に通ずる県道でその長さ二、二〇〇メートルである。

町内に県道は、総延長三五、一三七メートルにおよび、舗装率もわずかに一パーセント、ほこりとぬかるみに悩まされていたが、空港開設に伴って、これらの道路も急速に改良舗装され、バイパス線・高速道路等も計画されて、本県交通の中心地としてますます発達し、一躍溝辺の名声も天下に知られる好機を得たのである。

このことは明治大正の時代を通じて長き期間にわたり、至極交通の便に恵まれず、従って文明の波に遅れがちであった溝辺の古老達が、想像もしなかったことであろう。

四 町 道

一級町道	一五線	四三、九四三メートル
二級町道	一二線	二〇、三〇九メートル
三級町道	二二線	四三、六九〇メートル
計	四九線	一〇七、七九二メートル

舗装率 二・九五パーセント

幅員 四・五メートル以上 七七、九六九メートル

同 四・五メートル未満 二九、八二三メートル

木 橋 一 七メートル

永久橋 二七 一八一メートル

現町道、四十九線、一〇七、九四二メートルは県道を主幹として各部落に入り連絡道を構成しているが、連絡性に乏しく、自動車通行不能路線、利用度希薄な路線などがあつて、これらの不備は正、再編成の計画もあつて住民の要望に答えられる日もそう遠くはないことと思う。

五 農 道

現在二一〇線、一三九、八〇〇メートル、ほとんど未改良であるが、農業用諸車の増加、大型機械の導入に伴つて、農道改良促進をせまられているので、土地改良事業の推進と共に農道改良も実現され、生産増加に益するであらう。

六 農 免 道 路

十文字く宮川内（瀬戸山）に通ずる金山道路を農免道路として改修事業を実施した。

七 乗 合 バ ス

① 鉄道のない溝辺町の唯一の交通機関は乗合バスである。

昭和二年五月有川同志会によつて、学生生徒の通

学を目的としてそのかたわら一般乗客の利用に供するための乗合バスの運行許可を受けて直営事業として発足した。

運行区間は神田橋旅館（現宮路金物店）を起点として加治木町新道花屋旅館までの三里十八町（約十四キロ）と嘉例川駅までの一里二十五町（約六・八キロ）であつた。

当時運賃はキロあたり六〇銭であつたが、幾多の事情のため思わしくいかず、昭和九年に菊浦熊右エ門に自動車十二人乗一台を一、三〇〇円、車庫一棟二〇〇円で譲渡し、その後同氏によつて運行が始められた。

このころの農産物、林産物は荷馬車によつて、加治木・横川の町に運ばれていた。

第二次世界大戦前後はガソリンが木炭車に代り、急な登坂は乗客を降したり、押してもらつたりして運行されたものである。

昭和十九年に一定基準台数以下のバス営業所は廃業することになったので、菊浦氏は南国交通株式会社（銀バス）に権利を譲渡した。

② 南国交通バスの運行の歴史と現状

南国交通株式会社は、昭和十五年四月北薩自動車

株式会社として発足し、大口線（大口～鹿児島市）、溝辺一三塚線（溝辺～麓経由～加治木）等の運行を開始している。当時の運行回数は詳細な記録がなく不明であるが、戦後の交通難は予想以上にきびしく、加えて車輛（国鉄列車、民営大型バス）の欠乏時であり、大口線においては、昭和二十五年ごろ朝夕二回の運行を行っていたが、時代の流れにしたがつて年次回数を増加してきている。

昭和四十二年ごろまで一三回、以後暫次回数が減少し現在八回の運行が行なわれている。

なお昭和四十四年十二月二十日より特急いさ号四回の運行を開始している。また、一三塚線については三回程度の運行を行なって来ているに過ぎず、その外の線についてのことは次のとおりである。

(フ) 永野線

昭和十六年十二月運行を開始一～二回の運行を行ってきたが、農村過疎の時代を迎え、利用乗客が減少したので終点を野坂までに短縮し運行が行なわれている。

(イ) 隼人線

隼人線は昭和二十九年八月十日運行を開始し、現在二回運行が行なわれている。

なお、日当山線は昭和三十四年九月十日運行を開始し、以来二～三回の運行が行なわれてきている。

(ウ) 三縄線

三縄線は昭和三十八年六月一日より二回の運行を開始していたが利用者が少ないため、昭和四十二年九月二十二日運行が中止されるに至った。

以上は新鹿児島空港の開港以前のことであるが、昭和四十七年四月一日空港の開港を見るに至って、従来通りの運行のほかに、会社では、新空港利用客のための送迎バス（空港～鹿児島間）の運行を始めとし、空港利用者を中心として、本町内循環線の設定、日当山線、隼人線等ローカルダイヤの増回をなし、ワンマン化が推進されるなど、本町民のための交通網も充実し、飛躍的に交通状況が前進してきたといえる。

八 昔一日がかりで鹿児島に、今は東京へ日帰り

わらじ、脚絆に身をかため、にぎりめしを腰に、城の坂、磯街道をほとんど一日がかりで鹿児島に辿りついた溝辺人は肥薩線が開通しても、嘉例川、加治木までは二本の足にたよるほがなく、後自転車という便利な乗物が登場したが昭和の年代が進むにつれて、モ―

ターバイク、また自動車にかわり、昭和二年始めて石原、加治木間を走った乗合バスも今は空港を中心として東西南北に走り、昭和四十七年四月空港が膝下に誕生してからは、昔二昼夜を要した東京もわずか二、三時間、日帰り可能の行程に短縮された。

一方物を運ぶ面も肩にかつぐか、背に負ったころのことはもう昔の夢、牛馬の背にたより、また山車（だし車）、荷馬車の時代もとうに過ぎ、今日ではほとんどの家庭が、自家用運搬車を保有し、草刈も、穀物の收穫も、野菜果物の出荷も自動車の便をかりている。ちなみに最近の車の保有台数を示せば次のようである。

自動車保有台数 ◎普通自動車

種 別	昭和四三	昭和四四	昭和四五	昭和四六	昭和四七
バス	一		三		
小型乗用	四七		一六八		
小型三輪	二二		一		
四輪貨物	二五五		四〇八		
大型特別車	七		一四		
計	三三二		八九二		

◎軽自動車

種 別	昭和四三	昭和四四	昭和四五	昭和四六	昭和四七
四輪乗用	二〇	三三	四九	九五	一二七
三四輪貨物	二四八	二八八	三九九	三五四	三六一
二輪	八八	七四九	六七五	六〇五	五三三
農耕用	二四三	二五五	二六八	二五一	二二七
計	一、四〇九	一、三三五	一、三二二	一、三〇五	一、二七

第二節 通信機関の発達

我が国の郵便業務は明治四年、東京―大阪間に新式郵便制が設定され、同五年大政官布告によって、全国主要地へ郵便路線が開かれることになった。鹿児島県では鹿児島市下大黒町篠原次右衛門方に郵便取り扱い所を設けて、毎月六度あて郵便を往復することになった。

本町においては、明治三十七年三月二十五日、溝辺郵便局が開局され、局舎は有川九三番戸乙号、神田橋亮一宅（現在溝辺小学校前宮路金物店）の一室を借り事務を取ったが、大正十三年局舎移転し、更に昭和二年有川三五〇番地に移転された。

歴代の局長は

初代 溝口虎彦 明治三十七年三月二十五日（二十年一ヶ月）

二代 郡山明夫 大正十三年四月二十一日（十二年四ヶ月）

三代 二見静雄 昭和十一年八月二十八日（二十七年十ヶ月）

四代 花堂三男 昭和三十九年六月三十日（現在）

一般郵政事業の外、昭和四年には電信電話業務の取り扱いを開始して、昭和三十二年には農村公衆電話が架設され、昭和四十二年には農村集団電話の拡張によって、電話の加入は一般八九、農集一、〇〇二、町内全部落にあまねく行きわたり住民は多大の恩恵に浴している。

所得水準の向上に従い、社会は情報化宣伝化の世の中にかわり、確実にじん速に情勢把握が必要になって来て郵便通信の必要はますます激動する社会に即応する必要にせまられて来たのである。

特に本町においては、鹿児島空港が昭和四十七年四月一日開港されるようになって、本県の交通、通信の中心をなし、四十六年十二月一日電話の全国通話、自動化になり、空港周辺に大中小企業の進出、都市化につれて、郵便、電報、電話の激増を来たしている。

昭和四十七年七月現在、

普通電話 五二二
農集電話 九八二

になって架設希望者は年々増加しつつある。

(2) 溝辺郵便局開局以来の歩み

年 月	摘 要
明治三七・ 三・二五	溝辺郵便局開局 郵便貯金、為替の業務を開始
大正 五・一〇・ 一	簡易保険取扱い開始
一三・ 四・二二	溝口局長より郡山局長に 局舎移転
一五・一〇・ 一	郵便年金取り扱い開始
昭和 二・ 三・ 一	溝辺郵便局舎現在地に移転（有川三五〇番地）
四・ 一・二六	電信電話業務取扱い開始
七・一〇・ 一	普通交換事務開始、呼出区域 石原切門、森園中國、今別府
二三・ 二・二七	電話交換業務開始
三三・ 七・ 一	農村公衆電話設置
四二・ 二・一〇	農村集団自動電話開通（三三一一件）
四二・ 七	電話交換業務、加治木電報電話局と半自動外集となる。
四三・ 九・ 六	石峯（重森春香）論地（徳永睦男）簡

昭和四四・三・二九	易郵便局開局
四五・三	交換台増設（#51〜80×1）
四六・一二・一〇	第二種集団電話（旧農集電話）開通
四七・一一	午後一時ダイヤル式自動電話に切替、 十文字9局、鍋8局の二局制となる。 溝辺局新局舎建設起工式（有川二九九 ノ一番地）

(3) 取扱い業務

(一) 普通郵便物

年次	引受数	年次	配達数
昭和一〇年	九八、四三二	昭和一〇年	一七六、七九六
三〇年	一五九、一四〇	四〇年	四四一、二八五
三五年	二一六、〇八〇	四一年	五一〇、五三五
四〇年	三一〇、九八〇	四二年	五五二、六一〇
四四年	三四七、四八〇	四三年	四九七、四九五
四六年	四三五、一七四	四四年	五一八、六六五

(二) 電報取扱

年次	発信	着信
昭和一〇年	七四四	一、一六七
昭和三〇年	一、四八〇	二、二〇六
四〇年	二、九八六	四、四〇二
四五年	八六二	三、九八一
四六年	一、六六九	三、八五八
四七年	六月末まで 四六七	一、五九八

(三) 放送関係取扱数

項目	年次	項目	年次
ラジオ	昭和四三	ラジオ	昭和二八
テレビ	昭和四五	テレビ	昭和三〇
カラオケ	昭和四六	カラオケ	昭和三五
	昭和四七		昭和三七
			昭和四〇

為替貯金

年 度	受 払	普通貯金 千円	積立貯金 千円	定額貯金 千円	為 替 千円	振替貯金 千円	年金恩給 千円	保険才入 千円	其の他 千円
昭和一〇年	受 三、五七人 一、五八〇人 払	四〇、四三四 三、六六三			二八、八二六 二七、八五三	二、四〇一 七、四三八			
昭和三〇年	受 払	二〇、八八四 一八、三三四	二、五〇四 一、五〇五	六、〇一〇 四、〇七〇	二、二四八 一、六六七	一三、三〇一 一、八八九	一〇、四三八	三、六二七 六四三	一四、八〇七 二、四九九
昭和四四年	受 払	一三三、〇〇一 一五四、二三三	一一、七二九 一三、三九三	六六、〇六六 五四、九三四	一一、七〇八 一四、七七三	五二、〇四二 一六、〇六八	三、五九四 三二、八九六	二、七四九 八、三〇四	一四三、〇四四 一八、三七三
昭和四五年	受 払	一二七、六八六 一六三、三〇三	一〇、五七七 一三、九八九	九六、〇六六 七〇、六六八	一一、八六八 一七、六二六	五一、六一九 一五、二二五	三五、六三九 三五、七七八	三四、〇七八 一〇、三二六	一六三、四八三 二〇四、三〇七
昭和四六年	受 払	一三三、〇一三 一六三、五四九	一〇、四三四 一〇、六四三	一一六、六八八 八〇、八五一	一六、三〇三 二五、七八四	六四、六八五 一六、八八〇	四一、五五〇 四二、四〇〇	四一、三八七 九、五七八	一五五、九三四 二二七、七九七

(五) 簡易保険

年 度	件 数	保 險 料	保 險 金	年 度	件 数	保 險 金	保 險 料
昭和四四年	三、五二〇件	二、七三三、一五九円	五三三、一七四千円	昭和四六年	三、八二件	四、二一九七八円	八〇九、二四五千円
昭和四五年	三、六二一	三、三二二、六四四	六五二、三九二	昭和四七年	三、九八八	四、五五五、七二八	八八二、二五五

(内) 為替貯金取扱数

年 度	受	入	払	出
昭和三〇年	二八、八六七 件	六三、三八三 千円	七、二六〇 件	六三、五五四 千円
昭和三五〇年	三二、六九〇	一二五、八六六	一〇、二六三	一二五、七九四
昭和四〇年	三七、〇五二	二二八、九八〇	一二、六二四	二二八、二四四
昭和四五年	四五、七八八	五三〇、〇一八	一三、八〇五	五三一、二七五
昭和四六年	四四、〇二四	五七七、九八六	一三、一七二	五七七、五三三

第三節 治水、治山

一 治 水

郷土には一級河川に格されるものはないが、二級河川としては網掛川が最も大きく、その支流として宇曾木川と崎森川があり、更に桑の丸付近に端を発する日本山川と東に横川町境を流れる久留味川の五河川はいづれも錦江湾に注いでいる。これらの河川は平常おだやかな河川であるが一度豪雨に見舞われるや、その濁流は不完全な川堤を欠壊させ、耕地、山林等に大きな被害をもたらして来たのである。戦前、戦後はこの対策も極めて粗雑で、川堤に竹を植えるか、局部的に石垣を造るなどして、抜本的な対策を講じられないまま

毎年災害を繰り返して来た。

次に各河川の治水事業の推移を述べると、

(1) 網掛川

網掛川は左岸が竹子真幸目原二九九番地右岸は竹子宮床三〇〇一の三四番地すなわち長尾山に源を発し、竹子有川を縦断して、二一・二五キロメートルで錦江湾に注ぐ本町最大の河川である。昭和五年に竹子野中、一三二五番地までの二〇キロメートルが二級河川に認定されていたが、更に昭和二十六年二月残りの部分が延長された。

この河はかねては宮脇付近から地下に浸透するためか、急激に水量が減少する特異性を持ち、計牛、極楽から下流になると著しく水不足を来し、竹子上と下の水田水争いの要因ともなっているのである。

川幅も狭く曲折も多く、河床も浅い関係で大雨の度に堤防が欠壊し、周辺の農作物に大きな被害を与え計牛、祝係園付近は県道や人家の床下浸水を毎年のように繰返していた。竹子地区民のこの川に対する期待と不安は実に切実なものがあって、長尾国有林の計画的伐採と、植林の要望や、防災ダム建設の検討方など訴えつづけられて来たこと等を見てもこれがよくわかる。

特に昭和三十七年八月二十一日、二十二日襲来した台風十三号は宮川内を中心として大災害をもたらし、一時は手の付けようもなかった。町議会でも早速臨時議会を開いてその対策を検討し、町と一体となって国、県に働きかけた。その結果次のような事業が実施されるに至った。

宮川内河川災害復旧工事（三ヶ年継続事業）

施工年度	災害分	関連分	橋梁分	計
昭和三十八年度	九、二六一千円	七、七六三千円	〇千円	一七、〇二四
昭和三十九年度	三、一六〇	一、八四〇	八五一	五、八五一
昭和四〇年度	四、六〇六	二、二〇八	〇	六、八一四
計	一七、〇二七	一、八一	八五一	二九、六八九

（その他）

水路災害復旧工事	六件	三、一三八千円
頭首工災害	五件	三、二七三
農地災害	三件	二七二
橋梁災害	一件	八〇〇
が施行されている。		
昭和三十八年度災害では、		
極楽水路災害復旧工事 外一件		六三六

四十年年度災害では

災害復旧工事 二件 六一四千円

頭首工 一件 四七一

農地災害 二件 一、七六七

昭和四十三年度 水路災害復旧工事 一件 九四四

昭和四十四年度（県営事業による河川改修）

有川地区（六〇二米） 二八、八〇〇

その他同年の災害で

水路災害 七件 二、〇一九

頭首工 三件 一、九三六

昭和四十五年災害

水路二件、六四九千円の復旧工事がなされほとんど

毎年のように災害を受けている有川地区の大巾改修

が昭和四十六年で三九、六八〇千円で施行されたが

この年の八月五日襲った台風九号は、三十七年度災

害に匹敵する集中豪雨で、極楽から下流の永代橋は

すべて流されるという大きい災害をもたらした。

その結果、

水路災害復旧工事 七件 九、一二一千円

頭首工 五件 三、三五四

農地災害 七件 二、八八〇

道路災害

四件

六四七千円

極楽橋復旧

二、八八二〃

下水流橋

二、四八九〃

中園橋復旧

三、〇七七〃

がなされた。

なおこの年竹子地区は大きな被害を受け、毎年の事業枠が小さく、竹子地区の改修はいつの事かその見込みのうすい事から、竹子地区の議員を中心に、地区住民一体となつて、建設大臣、建設省河川局長、県知事、地区選出国會議員や、県會議員その他に對して、強力な陳情運動が四十七年八月に実施されたのである。加治木土木所長も豪雨の中自ら実地調査をなし「まず残された有川地区の下流から施行すべきである」ということで、昭和四十七年、四十八年の継続事業として、大王橋上流まで一、三七五メートルを、一四四、〇二四千円で実施されることになったので今後この工事は継続施行されるものと思われる。

(2)

崎森川

麓石峯、鍋、玉利の西側に端を発し、崎森迫から加治木町網掛川小山田で、網掛川と合流する「崎森川」は二級河川に認定されたのが、昭和二十四年一

月で起点は、左岸崎森小坂元七二八番地、右岸が崎森日野々六二八番地、四・一キロメートルである。

町内分は比較的水量が少く、特に取り上げるべき事業はなされていないが、鹿児島空港、高速道路の建設に伴つて豪雨による水量の増加は避け得られないと思われるので河川下流の改修は必要だと思ふ。

現在までは

昭和三十七年災害で水路復旧工事一件 三二一千元
〃 四十七年、八年の 〃 一一、〇三四〃
が施行された。

(3)

宅曾木川

長尾国有林から流れ出る水が竹子木場に出て、竹山、辺川を経て、加治木町で網掛川と合流する。二級河川に認定されたのは、昭和二十六年二月で、起点が左岸有川尻角目一三八一番地、右岸が有川山神平二七三九の七番地で、一二・八キロメートルである。

この川は本町西側の山林内を流れ、割に急流をなし、木場付近は河床が浅いため、豪雨が有ると堤防欠壊の度に砂礫が水田を埋没し、地区民に被害を与えている。

昭和四十七年度から木場線が農免道路として整備

中であり、また横峯、末吉岡一帯の開発計画も進行中の事からして必然的にこの川に流れ出る天水も増加されるところで、今後の河川と、自然保護の重要度も高まるものと思われる。また町上水道の貫水水溜地、(日量約二三、〇〇〇立方メートル)と、別に推進中の十三塚原畑地綜合土地改良事業でこの川の竹山部落上流の地点に標高五十メートルの築堤をなし、常時一八八万立方メートルの貯水をする計画もある。

この河の災害関係の復旧工事は次の通りである。
昭和三十七年災害、水路災害復旧工事

頭首工災害復旧工事 一、五一九千円
七五八〇

昭和四十年災害で溜池災害 一件 四九八〇

四十四年水路災害復旧工事 五六九〇

四十六年(台風十九号)災害復旧

一一、七五〇千円

別に水田災害復旧工事 一、四〇〇〇

新香橋梁災害復旧 七七三〇

なお木場地区砂防については、前に述べたように砂礫流出による災害を防除する目的で、

昭和四十七、八年砂防円堤二ヶ所三一、七四〇千円

四十六年災害で十一ヶ所 二六、六〇四千円
を県営工事で施行されている。

(4) 日本山川

崎森桑の丸に端を発し、加治木町長谷を経て、郷田の瀧となり黒川浜に至る。昭和二十四年一月二級河川に認定されたが、起点は左岸崎森前原一七二番地、右岸崎森前原一七二の口番地で、七・六五キロメートルで錦江湾に注いでいる。

大正十四年以来地区民は村並びに県当局に働きかけて砂防工事の申請を続けてきたが、昭和十三年五月十九日内務省告示二七八号で砂防指定地の指定を受け、以来通常砂防あるいは災害等でえん堤、床固め、護岸工事が部分的に施行されてきた。

本格的には、昭和四十年度を初年とし、四十七年まで溝辺町区間延長一、九九四メートルについてこれらの工事を完成した。これは県営工事で内容は次の通りである。

昭和四十年年度 三六、六〇〇千円

四十一年 一〇、一七一〇

四十二年 一〇、五一一〇

四十三年 一〇、三一九〇

四十四年 八、九三一一

四十五年	一〇、〇一三千元
四十六年	一八、〇四七〃
四十七年	一七、一三七〃
合計	八八、七八九〃

(5) 久留味川

長尾山系野坂山に端を発し、横川町境を流れる久留味川は、天降川の支流である。二級河川に認定されたのは昭和二十六年二月で、起点が左岸は横川町上ノ流出四八四九番地、右岸が竹子野坂二九七九ノ二番地となり、一四・五キロメートルである。下流は河川改良が割合良好であるため被害が少ないが、上流に被害が発生し易い現状である。

災害復旧の主なるものは、

昭和三十九年水路災害 四件 三九三千元

頭首工事 一件 一五四〃

農地災害 一件 五二〃

の復旧工事となっているが、これはほとんど野坂地区である。昭和三十九年度井手段に二九五千円の水路災害復旧工事、四十四年に二件の水路災害復旧工事がなされた外は大きな被害は出ていない。

昭和四十六年の台風十九号による集中豪雨は、野坂、久留味川、今向地区に災害をもたらし、

水路災害復旧工事	五件	四、六七八千元
農地	〃	五件 一、三三二〃
昭和四十七年度災害で二件	二、三八三〃	

(6) 溜池

郷土には水田かんがい用として、現王池外二十余の溜池がある。溝辺の水田は、前記五川の流域は井ぜき（頭首工）により水田に導水しているが、その他の地域はほとんどが天水に依存した水田耕作で、旱害時に備えて築堤による溜池が多く造られ、関係水田に多大の貢献をして来た。

また、竹子木場宇曾木川から白崩の中腹を通り古池、下水流池に流れ込む土溝の用水路は、平木以下の水田に利用するもので、藩政時代の構築としてその努力と、勾配のとり方など驚嘆の外はない。同じ水系から十一月田池に導水する用水路も極楽付近の水田に利用するもので、長さ約五キロメートル、内トネルが五十メートルと百メートルの二ヶ所あり、遠く藩政時代の施行といわれる。

老朽溜池工事については、現王池がある。この溜池の築造年代は明かな資料に欠けるが、老朽のために、築堤余水吐等溜池の機能を保持できない状態

になったため昭和四十一年大角重義外十四名より改築の申請がなされた。本事業は直ちに県営事業で採択されることとなり昭和四十一年四月起工、同年八月末に雨期、台風災害に悩まされ、加治木耕地事

△溜池一覽表

務所長外関係職員夜間照明下に臨戦する幾コマを交えて完工した。総事業費六、〇〇〇千円、堤塘三十七メートル、底樋四五・五メートル、余水吐四〇メートルである。

溜池名	所在地	事業者名	集水面積	灌漑面積	貯水量	湛水面積	摘要
現王池	有川現王	代表者 宮永八之丞	(二〇町 二九八、三四七)	(一四町 一三八、八四二)	三〇、〇〇〇	六、〇〇〇	三〇年以前 藩営と推定さ れる
丹生附池	有川丹生附	野間藤兵衛	(一〇町 九九、一七三)	(七町 六九、四二一)	六、四〇〇	一、六〇〇	三〇年以前 藩営と推定さ れる
西川内池(旧)	有川地内	不 明	(二町 二九、八三四)	(一・二町 一一、九〇〇)	一、二〇〇	三〇〇	
西川内池	有川地内	田中三之助	(二〇町 一九八、三四七)	(五町 四九、五八六)	一一、二五〇	二、五〇〇	昭一〇〇年 造成 石原水利組合
松ヶ迫池	有川松ヶ迫	重丸一馬	(八反 七、九二三)	(三町 二九、七五二)	六、二五〇	一、二五〇	前 一〇〇年 有川水利組合
竹山池	有川竹山	坂元虎二	(一・五町 二四、八七五)	(一町 九、九一七)	九〇〇	三〇〇	
下金割池	有川中石原	末永完司	(三町 二九、七五二)	(三町 二九、七五二)	一三、四四〇	三、三六〇	
上金割池	有川中石原	末永完司	(五町 四九、五八六)	(六町 五九、五〇四)	四四、八〇〇	六、四〇〇	一・二〇年 藩営と推定さ れる
大川内池	麓大川内	重森郁夫	(一〇町 九九、一七三)	(一・八町 二七、八五〇)	七、八七五	一、〇五〇	昭一〇年

別府池	崎森別府前原	末永砂男	(一〇町 九九)	(一町 九一七)	一、八九〇	三九八	二〇〇年 以前 藩營と推 定される
深田池	有川白石	菊浦熊右衛門	(六〇町 五九五 〇四一)	(七町 八九 三三八)	七二、〇〇〇	一八、〇〇〇	二〇〇年 以前 藩營と推 定される
木場池	有川木場	不明		(二町 八九 八三四)	三、六〇〇	一、二〇〇	
山口池	竹子宮川内	山口武人	(八町 七九 三三八)	(一・二町 一一、九〇〇)	四、二〇〇	一、四〇〇	
豆付池	竹子上牟田	壱岐芳之	(四町 三九 六六九)	(三・五反 三、四七一)	一、二〇〇	八〇〇	
古池	竹子古池	沼口源才	(二五町 二四七 九三三)	(四町 三九 六六九)	一九、二〇〇	四、八〇〇	
井手段池	三繩井手段	大山長吉	(一〇町 九九 一七三)	(三・〇八町 三〇、五四五)	一〇、二八〇	五〇〇	
下十一月田池	竹子十一月田	岩元己之助	(五町 四九 五八六)	(一三町 二二八 九二五)	七、二〇〇	一、八〇〇	昭一九〇 年 極楽水利組合
極楽池	竹子極楽	神田司	(一〇町 九九 一七三)	(二町 二九 七五二)	八、七五〇	三、五〇〇	
木佐貫池	麓中野	不明	(三・五町 三九 七一〇)	(一・四町 一一、八八三)	三、六〇〇	三〇〇	
上十一月田池	竹子十一月田	岩元己之助	(五町 四九 五八六)	(一三町 二二八 九二五)	一〇、五〇〇	三、五〇〇	
剝岩池	竹子宮川内	剝岩源次郎	(四町 三九 六六四)	(八町 七九 三三八)	三、五〇〇	九、〇〇〇	二〇〇年 以前 藩營と推 定される

二 治 山

(1) 保安林は古い歴史を持ち、国や県は昭和三十年から森林法によって指定を進めた。保安林の種類はそのはたらきによって指定され十七種類ある。溝辺町では次の三種の指定がなされている。

(ア) 水源涵養保安林

(森林には枝や葉が一たん雨をさえぎる外、林地にある落葉や腐植質が雨水の浸透を容易にして水を貯えて徐々に放出するはたらきを活用するため指定するもの)

(イ) 土砂流出防備保安林

(ウ) 土砂崩壊防備保安林

(森林は樹冠や枝葉で土地をおおい、あるいは根によって土壌を固くしばりつける作用がある。そのため雨水による侵蝕を防ぎ、又は凍結をやわらげて林地の崩壊や土砂の流失を防ぐはたらきがある)

ある)

(2) しらす地帯のわが溝辺町は、大正時代より山林、原野河川の崩壊地が多く、砂防治山の工事が各所に指定され、大正十一年ごろより保安林の指定がなされている。

(ア) 当町の民有林面積 二、九七八ヘクタールの内保安林面積 三二一ヘクタール(十一パーセント)

・水源涵養保安林 二四五ヘクタール
・土砂崩壊流出防備 七六・四一 "

(イ) 当町の国有林面積 九四五・七〇ヘクタールの内保安林面積 九三九・七〇ヘクタール(九八パーセント)

・水源涵養保安林 九三七・九八ヘクタール
・土砂崩壊防備 一・七二 "

山下池	竹子山 下	中山まさ	(三〇町 二九七五二〇)	(五・四町 五三・五五二)	一一、二〇〇	二、八〇〇	二〇〇年以上 前藩営と推 定される
宇都呂谷池	竹子 栗 下	飯屋新助	(三三町 三二七三五五)	(七町 六九四二)	四〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	昭四〇五年 栗下水利組合
下流水池	竹子 今別府	沼口源才	(三〇町 二九七五二〇)	(一二町 一一九〇〇八)	八〇、〇〇〇	一六、〇〇〇	昭三〇四年 今別府水利組 合

(3) 大字別保安林

大字		別種
有川	民有林 二四五 国有林 三五五	水源涵養保安林 ha
竹子	民有林 四・三七 国有林 五八二	土砂崩壊防備ニシテ ha
三繩	民有林 五・〇二	
麓	民有林 七・〇八	
崎森	民有林 五四・三七	
合計	民有林 七六・四一 国有林 一・七二	
計	一、一八二	
計	七八・一三	

第四章 消防・警察

第一節 消防

一 消防の沿革

慶安三年（一六五〇）江戸幕府が火消役の制度を作
って消防隊を設置したのが、消防の始めでこれを定火
消といつた。

その後諸大名の私設の大名火消、一般市民が自治的に火消の組織をつくり、これらをたな火消といった。

徳川吉宗將軍は江戸の大火があったので、これら両者を改組して、享保三年町火消（いろは四十八組）の制度を定め、消防を一本建として設置した。

明治三年消防組に改めたが、私設消防組で公立消防組は大都市だけで活動も名ばかりで弱いものであった。

明治二十七年消防規則を作つて知事の管掌下において全国統一されたものが出来た。(始良町郷土誌より)

溝辺でも部落青年団が主役となつて、手桶、鳶口、大綱などの備品を備え、夜回り、火の用心の徹底を期したのである。

災害発生の時など、住民の連帯感が強く、部落全体協力し災害の防止、復旧につとめた。

昭和三年公設消防組が発足し、警察の管理下におかれ各町村で消防組を設置することになった。

消防団員の手当はほとんど、無報酬で奉仕活動であったが、公設消防になつて、昭和十八年加治木署管内の団長会議で、報酬について団長四十円、副団長三十円、分団長二十五円、部長十五円、班長十円、一般団員五円とし、出動した場合一回に五十銭を支給するという話し合いがなされた記録がある。

またこのころ軍部の指導によつて昭和四、五年ごろ民間防空団体として防護団が全国的に結成された。

昭和十二年防空法が制定され、空襲に備えて国防勢が整備された。その後内務省で新しく強力な警防組織として両者を解消し昭和十四年四月、警防団として発足、警察部長の指揮下にあり、防空、避難、消火訓練などに積極的に参加活動した。

太平洋戦争も終りにちかづくにつれ、敵機の空襲は激しくなり、銃後の守りを一身に背負つて、前戦将兵に劣らない活躍を実行したのが警防団員の人々である。

当時の団長 山村定吉・植木末五郎・佐藤義直

幹部 岩元貞芳・田畑耕造・久保田隆志

堂平耕吉・田方貞雄・上久保虎治

山下勘七・荻迫武男・大山栄次

今吉近衛・徳永小一・川添 静

岩元辰己・福丸時宜

昭和二十年八月十五日終戦、溝辺村警防団に解組された。次いで連合軍指令に基づき、昭和二十二年四月三十日消防団令が公布され、五月一日から全国町村に消防団が組織されることとなり、本町においては昭和二十二年ごろ当時の庶務主任堂平耕吉（現助役）は重留村長と話し合い、各部落戸数に按分して消防団員の推薦方を部落会長に依頼し、団員名簿も出揃つた時点で中央、竹子、麓、崎森の四分団の組織が出来紙上投票によつて幹部役員が決定され、新しい消防団が発足することになった。

団長、原田茂夫、副団長、堂平耕吉、丹生附兼彦

（分団長、部長、班長、など省略）

歴代団長

初代 原田 茂夫

二代 丹生附兼彦

三代 田畑 耕夫

四代 有馬 四郎

五代 住吉 三郎

六代 重留三千夫

七代 福永 春雄（四十七年末現）

各分団の現況

二 昭和四十七年度編成、整備状況

本部団長 福永 春雄

同副団長 野間 義徳

分団項目	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計	平均年令	平均年齢	自動車	積載車	可搬
中央分団	年永義光	一	二	八	三三	四五	三六・五	八	二	一	二
竹子	前田 登	一	一	四	二三	三〇	三二・一	六	一	一	一
麓	重森 薫	一	一	五	一八	二六	三四・五	八・三	一	一	一
崎森	立岩 一美	一	一	三	一四	二〇	三二・五	一〇・五	一	一	一
合計		四	五	二〇	八八	一二三	三四・五	七・八	三	四	五

三 消防後援会

消防後援会は消防活動に協力すると共に、消防力の充実、強化を図ることを目的に、昭和三十九年四月一日に発足した。会員は町内世帯主で会長は町議会議長、理事に各大字会長を当てることになっている。

決議機関として、総会に代る代議員制度を採用して代議員には駐在員がなっている。経費は会費が主で一戸当り二〇〇円納入することになっている。

団員の相互扶助事業として、町消防団員弔慰救済規程を定め、十年以上く十五年未満の退団及死亡者、被

四 西部消防組合
災害等に対して、それぞれ救済措置をなしている。

昭和四十五年五月ごろ、加治木保健所で交通事故の増加に伴って死傷者が増加することから、救急車を設置することについて結論が出された。そのころ西部四ヶ町村で常設消防所設置が検討中であつたが、経済の高度成長によって年々火災が複雑大規模化すること、団員の流失によってその確保が困難であることなどから、常備消防所の必要にせまられて、特に太陽国体の開催、溝辺町に大型鹿児島空港の建設、高速縦貫道路

及びインターチェンジ建設など社会生活の複雑化、都市化の進行によって事故の発生も増加することが予想され、始良郡西部四ヶ町では数次にわたる会合がもたれていたが組合が結成されることとなり、昭和四十六年四月一日西部四ヶ町消防組合の設立が許可され、更に昭和四十七年四月一日新らしく消防署の設置をみるに至った。

組織の概要 昭和四十七年四月一日

消防本部 加治木町

消防署 加治木町 専任二十一人

蒲生分遣所 蒲生町 十人

溝辺分遣所 溝辺町麓 十人

消防職員出身地別 始良町 十九人

加治木町 十六人

蒲生、溝辺町各十人

五 溝辺分遣隊

消防長 下猶 篤男

署長 石田 光男

溝辺分遣所長心得 下園 成哉

業務内容

一 庶務係

一 署員の配置、進退、賞罰、身分に関すること

二 署員の教養訓練、服務、福利厚生に関すること

三 統計、その他

二 予防係

一 火災の調査及び予防に関すること

二 危険物の取扱指導及び取締りに関すること

三 建築物の確認、同意事務に関すること

三 警防係

一 警防に関すること

二 救急業務に関すること

三 地理、水利に関すること

四 自衛消防に関すること

四 機械係

一 消防用機械器具、火災警報器に関すること

二 機械操従員の教養訓練に関すること

五 その他

一 一九番は8局、9局にある。

第二節 警察

我が国の警察は明治四年廃藩置県によって、東京に警視庁を各県に警察署をおき警官を常駐させ、警備に当たらしめた。初めポリスと言っていたが後から羅卒と改められた。

当時の羅卒は三尺の檜棒をつるして町中を巡視していた。明治八年羅卒を巡查と改めた。このころの巡查は長短二本の刀を差すことになったが、明治十年ころになると服装は角ばった士官帽、上着には肩章のついた洋服を着て腰にサーベルをつるして堂々とした容姿であった。

担当区を毎日巡視して、刑法犯罪は勿論であるが、風紀を取り締ることも大きな仕事で嚴重であった。

殊に裸体になっていたら厳しく叱るものであった。

住民は巡查に対して依頼心をもつと同時に恐怖心を持っていた。(始良町郷土誌より)

明治十年七月二十四日加治木警察署が創設されて溝辺町はその管内に属した。

加治木警察署は昭和二十年八月十一日大空襲で焼失したので、記録がなくなり詳しいことはよくわからないが昭和二十三年三月七日法改正により自治体警察と国家警察の二本立となり、自治警は加治木警察署と言って加治木町内のみを管轄することになり、国警は西始良地区警察署と称して加治木町を除く、西始良一円を管轄していた。かくて昭和二十六年十月十日自治体警察は廃止され西始良警察に吸収昭和二十九年七月一日加治木警察署と改称されて現在に至っている。

本町に於ける状況を記すと

有川巡查駐在所(一区)

大正十三年二月十日有川同志会が役場横に有川巡查駐在所を建設して初代原田巡查が赴任して歴代担当者を経て今日に至っている。

当初有川三縄全域と麓の一部を管轄していた。

昭和四十年駐在所統合によって小山田駐在所が廃止されたため、小山田の上下東木、地久里、西浦下、木緑、屋所が有川に編入され三縄全域と木佐貫中野が竹子駐在所に編入された。

昭和四十二年三月再び小山田は加治木署の管轄に改編された。

翌四十三年三月溝辺町で土地を提供して、建物を県で建築して、竹子駐在所を廃止して併設駐在所とし、旧溝辺駐在所区を一区・竹子駐在所区を二区として二人の警察官勤務となって現在に至っている。

竹子巡查駐在所(現在廃止)

昭和三年五月竹子小学校前に駐在所を設置した。

昭和二十二年に竹子共正会で敷地・建物を新築して移転した。

昭和三十七年十一月駐在所の屋根替えをして同三十九年九月に事務所の新築、住宅の改造を竹子共正会で実施している。

昭和四十三年三月二十日溝辺駐在所に合併して二区となった。

玉利巡查駐在所

当初麓二、三〇二番地に駐在所があったが、火災のため焼失して、大正二年麓、岩元平八方に仮詰所を移した。

その後大正六年麓一、〇八〇番地中原清志宅へ仮駐在所を移転、昭和二年七月麓一、〇七七番地に玉利駐在所を建築した。

昭和二十四年七月二十八日、麓論地の現在地に移転して高屋山陵以南の治安につとめている。

新空港臨時警備派出所

昭和四十五年十月一日、鹿児島空港の建設が進むにつれ、交通安全、治安警備のため、石峯麓公民館横に加治木警察署新空港臨時警備派出所を設置、空港開港まで、玉利・溝辺駐在所の警官が兼務してその任に当たっていたが昭和四十七年四月一日開港と同時に閉鎖された。

鹿児島空港派出所

昭和四十七年四月一日鹿児島空港開港と同時に設置され署員は警部補以下十名で、うち二名は加治木署と兼務であった。

専ら空港内の一般乗降客の安全確保・ハイジャックその他の事故防止・要人身辺の安全確保の三点を大きな任

務としている。

航空機利用がますます増加し大衆化されるに従って、空港への出入も多くなつて、いろいろな変化に対処する体制が充実強化されている。

第五章 社会福祉

経済の発展成長に伴い、生活水準は相対的に向上し、社会福祉、社会保障についても諸施策、制度の改善がはかられ福祉水準も向上しつつある。

しかし本県の福祉水準はまだ十分とはいえず、生活保護を必要とする率は高く、心身障害者や要保護児童も増加しており、さらに高齢人口の増加により老人の扶養、生活上の問題が深刻化するなど、最近の都市化・過疎化の進展とあいまって、今後解決し社会福祉行政の推進に大きな努力がはらわれなければならない。

本町においては、このような情勢に対処して、社会福祉制度上の施設対象者については、その障害と能力に応じ社会の一員として経済・社会活動に参加できるように必要な援助を行い、またこれが生活困難な者には福祉対策のいっそうの充実をはかり、人間尊重に根ざす均衡と希望ある生活の実現確保につとめる方針のもとに、社会福

祉、社会保障制度の法に基づき諸問題の対策を研究強化し、向上策を施してきた。その実態をあげてみると、

一 生活扶助

年度別生活保護支出状況

年度	区分		前年度比	住宅教育			出産葬祭		扶 助 費
	生活	扶 助 費		扶 助 費	扶 助 費	扶 助 費	扶 助 費	扶 助 費	
昭和四一	二、三、四〇、一四〇	—	—	一〇〇、三、六、九	八、四〇、八、二	〇	三、〇、八、四	四、三、〇〇〇	〇
四三	二、八、九、六、九	—	—	四九、〇、七、七	四、三、七、〇、七	〇	一五、六、〇〇	四、四、〇〇〇	〇
四四	三、七、五、七、八	—	—	一、一、五、八、三	三、八、七、六、五	五、〇〇〇	一、八、四、〇〇	九、四、七、〇	〇
四五	三、〇〇、八、八、三	—	—	二、二、九、九、三	三、三、六、三、三	〇	一、六、一〇一	二、五、〇〇〇	〇
四六	四、三、四、七、八	—	—	六、七、九、二、六	三、七、一、〇〇	〇	三、三、六、〇〇	三、〇、〇〇〇	〇
四七	四、三、六、一、六、三	—	—	三、六、一、三、〇	三、六、七、〇、八、五	〇	二、六、〇〇〇	三、〇、〇〇〇	〇

二 児童福祉

昭和二十二年十二月十二日、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、児童の健全育成ならびに心身障害や保育に欠ける児童等要保護児童の福祉の充実を推進するために児童福祉法が制定された。

これによって私立の保育所が現在二箇所設置されている。高陵寺保育園（有川五〇三番地）、園長加来宗

昭和二十一年十月一日に生活保護法が施行され、生活に困窮している者は保護されているが、昭和四十七年三月現在三十一世帯が受給している。

暁。照明寺保育園（麓二、五六二番地）、園長藤谷瑛徹。

昭和四七年度の保育料は二、八九三、三三〇円であるが、措置費支弁額は一六、三四四、八七〇円である。

三 身体障害者福祉法

昭和二十四年十二月二十六日身体障害者福祉法が施行され、町内の身体障害者の手帳交付を受けている者

は、昭和四十七年三月三十一日現在二六〇名、会長は久木田憲昭で障害者数の推移ならびに補装具、旅客運賃交付状況は次のとおりである。

年次別推移表

年度/区分	人	員	増	減	年度/区分	人	員	増	減
四三	二二〇	一	四五	二八六	三三				
四四	二四二	三三	四六	二八〇	△六				
四五	二六四	三三	四七	二八〇	△二〇				

身体障害者補装具交付状況

昭四七・三現在

装具名	補聴器	義手	安全杖	松葉杖	補助ス テッキ	点字器
件数	二	七	二〇	四	六	〇

身体障害者旅客運賃割引証交付状況

割引証種別	国鉄割引 証単独用	介護人用 証単独用	バス割引 証単独用	介護人用 証単独用
発行件数	三〇	五	二四五	二四

四 母子福祉法

昭和二十八年から母子福祉法が制定され、母子家庭の福祉増進については、その経済的、社会的、精神的

な負担に対応した福祉対策の充実、児童扶養手当制度の改善、母子相談員による相談指導、母子福祉金の貸付、児童と母の雇用促進など自立更正援護がなされている。

母子資金貸付状況

資金種別	人員	金額
事業開始資金	一	一
事業継続	三	八五〇,〇〇〇
住宅	三	二〇〇,〇〇〇
就職支度	一	二五〇,〇〇〇
修学支度	四	二五〇,〇〇〇
療養	一	一〇〇,〇〇〇
結婚	二	一〇〇,〇〇〇
計	一四	一,八五〇,〇〇〇

五 老人福祉法

老齢人口の激増に加えて社会経済の変動は経済的、精神的に不安定をもたらし、その対策は社会問題として大きく取り上げられ、昭和三十八年八月老人福祉法が制定され、老人福祉行政を強力に推進されることとなった。

昭和三十九年度より逐次地域ごとに老人クラブを結成し、お互いの親睦と融和をはかり、花いっぱい運動や道路清掃などユーモラスな美談を盛り上げながら和らかに運営されている。

次に現在本町よりの施設収容者は看護老人ホーム入所六名、特別養護老人ホーム七名計一三名となっている。

町内老人クラブ結成状況（六五才以上）

昭和四十五年度から、町単独で満八八才以上の老人に、年一〇、〇〇〇円の敬老年金を支給している。（昭和四十七年度支給人員一九名）。

なお老衰や心身障害等によって、日常生活を営むのに支障がある老人世帯に対しては家庭奉仕員を派遣し、日常生活の世話をしている。昭和四十四年四月一日から二名を設置し一四世帯の世話を実施している。

クラブの名称	結成年・月・日	会員		会長名	副会長名
		男	女		
第一高屋長寿会	昭和四・四・一	二四	二六	山崎虎熊	国生義夫
第二 "	四三・四・一	二二	三〇	山村直助	前田定左門
第三 "	四三・四・一	二〇	一九	吉森周一	岩下ハル
第四 "	四三・四・一	二二	二五	野間藤兵衛	木場善太郎
第五 "	四七・四・一	二〇	二七	桑迫畝助	中山満政
第一高陵長寿会	四四・四・一	二二	二六	中山藤蔵	満塩与次郎
第二 "	四四・四・一	二九	二五	重森末吉	塩入完司
第三 "	四四・四・一	二二	二七	重森満次	池沢勇吉
第一十三塚原長寿会	三九・四・一	二五	二六	山下三太	横山栄
第二 "	四五・二・三	二五	三一	満塩清	有村勇吉
		計	計		
		五〇	五〇		
		五三	五三		
		五九	五九		
		四六	四六		
		二七	二七		
		四九	四九		
		五二	五二		
		五〇	五〇		
		五三	五三		
		六六	六六		

若竹長寿会	昭和四・四・一	二九	二四	三三	田方アヤノ
掘石ヶ岡長寿会	四・四・一	一三	三二	四四	西野与吉
達摩長寿会	四・四・一	二六	二五	五一	岩沢満雄
福玉長寿会	四・四・一	二二	三三	五四	追鳥峰雄
十三塚原崎森第一長寿会	三・四・一	三三	二七	五〇	坂口長左衛門
〃 第二 〃	四・三・二	二七	三八	六五	三好新右エ門
計	四・三・二	三七〇	四七三	八三	

六

児童に健全な遊び場、老人にいいこの場を与え、健康の増進と情操のかん養をはかる目的で、昭和四十七年度中に「コミュニティセンター」を建設中である。

さらに地域における児童健全育成の拠点となる児童館の建設を昭和四十九年度に計画されている。

七

青少年の非行は戦後急増の傾向を示している。これは社会環境の変化や生活近代化等が大きな原因である。青少年を非行化から守るには、青少年をとりまく有害な環境の排除を行なうことが必要である。町は、県と一体になり青少年問題協議会を昭和四十五年に結成し、対策強化に力をいれている。

八 保護司法

昭和二十五年制定の保護司法によって、法務大臣、

または地方更生保護委員会から委嘱された者が、犯罪者の更生指導や犯罪の防止にあたっている。

なお町の保護司は次のとおりである。

徳永庄次郎（釧九八四番地）、野元孝志（有川三四九番地）、下久保侔（竹子一、七二五番地）、住吉敏熊（釧二、三三六番地）。

九 民生児童委員

社会福祉のため、いろいろ世話をするように厚生大臣が民間人を委嘱している人を民生児童委員と称し、その前身は、昭和の初期から方面委員といって活動していた。昭和二十一年十月民生委員法が公布され、さらに昭和二十三年七月二十九日民生委員法が施行された。

民生児童委員の活動の目的は、社会奉仕の精神をもつて、保護指導のことにあたり社会福祉の増進につとめることにあるが、本町の民生児童委員は次のとおりである。

民生・児童委員名表

氏名	住所	担当区域
国生 政志	有川二、三	竹山、瀬間利、下有川全域
有馬美智子	有川二〇	切明、門田、西野湖川まで
鳥丸 エミ	有川五〇	西野湖から久保園まで
佐藤 フミ	有川八五	白石、十文字全域
竹内 セイ	竹子三、一五二	丹生附、木場、竹子木場
久木田武夫	竹子三、一九六	今別府、早岡、祝儀園、極楽
倉元 俊夫	竹子一、〇三二	計牛、栗下、宮脇
久木田憲昭	竹子一、〇七九	石井口、宮川内、野坂全域
野村 邦男	竹子二、四六八	上、下宮原、久留味川、桑迫
花堂 静	三繩一、四〇四	荻迫、井手段、今向
中山 藤蔵	三、六三〇	水尻、横頭、橋ノ口、房山
重森 満徳	三、三〇二	木佐貫、中野
鳥丸 フヂ	三、〇三三	鳥ヶ原、北原、石峯全域
指宿 正三	一、〇七八	東、西鍋、麓玉利全域

一〇 国民年金制度

- (1) 国民年金制度は、国民健康保険制度とならんで、わが国の二大支柱の一つとして国民皆年金を目的とし、昭和三十四年発足以来急速な発展をとげ、住民福祉の向上に大きく貢献しているが、国民生活水準の向上と相まって拠出制年金制度、無拠出年金（福祉年金）とともに支給額や受給資格などが改善されていく方向にあるので、年金思想の普及高揚につとめ、対象者の完全加入と追納促進をはかり、全町民が満額の年金受給ができるよう努力している。
- (2) 町国民年金協議会と年金委員の育成強化につとめ、国民年金事業の普及推進と受給権擁護の活動にあたっている。
- (3) 国民年金は拠出制年金と福祉年金の二種類からなり、拠出年金八種類、福祉年金四種類となっている。

芦田 友吉	麓 五三	木屋原、論地全域、住宅団地
馬場シヅ子	崎森三、二六〇	大内田、久保山、馬立、崎森
末永 正己	崎森二、六四五	玉利、迫 脇上、下桑の丸、別府、笹峯

。提出年金被保険者の内訳（昭和48・3・31現在）

強制被保険者	任意被保険者	五年年金被保険者	合 計	免 除 者	合 計
二、三二八名	二二四名	四四名	二、五九六名	法定免除者 一〇六名 申請免除者 一七名	一二三名

保険料の納入状況を昭和四十年分からみると、年金制度への関心がたかまっている。
。保険料納入状況

年度別	区分	印紙による収入額	現 金 に よ る 収 納 額			収 納 額 計
			調 定 保 険 料	前 納 保 険 料	追 納 保 険 料	
昭和四〇年度		三八四六、六四〇円	四一、七〇〇円	三、三八〇円	五、一〇〇円	三八、九六六、八三〇円
四一		四、〇一〇	六〇、〇五〇	〇	三、四一〇	四、八二四、三二〇
四二		〇一〇、一〇	七九、二五〇	〇	〇	四、一〇四、四一〇
四三		七、六一五、六七〇	一四、九〇〇	〇	一、八六〇	七、七九九、一七〇
四四		九、二三七、六四〇	五八、〇五〇	〇	〇	九、三三三、七九〇
四五		一三、一一〇、六九〇	三九、〇六〇	〇	二六七、三三〇	一四、一八八、八四〇
四六		一五、一一六、一〇〇	六五、一七〇	四〇、五九〇	一三、〇六〇	一五、九三八、四四〇
四七		一六、八七五、〇五〇	六七五、三三〇	六、四四〇	二六、七〇〇	一七、八三三、八四〇

年金受給者の状況、受給額をみると年金の恩恵に浴するものが年々増加している。

。拠出制年金受給状況

年度別	区分	老令年金		障害年金		母子年金		遺子年金		合計		死亡一時金	
		件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額	件	金額
昭和四〇年度	四一	〇	円	二	六〇,〇〇〇	七	一七二,八〇〇	〇	円	九	二二二,八〇〇	二	一〇,〇〇〇
四二	〇	〇	円	三	二六,〇〇〇	一二	七四八,八〇〇	一	三〇,〇〇〇	一六	九五四,八〇〇	一七	九五,〇〇〇
四三	〇	〇	円	五	三四八,〇〇〇	一六	九七九,二〇〇	一	三〇,〇〇〇	二二	一,三三七,二〇〇	二六	二五四,〇〇〇
四四	〇	〇	円	八	五五二,〇〇〇	二二	一,二七九,二〇〇	〇	円	三〇	一,八三一,二〇〇	五	三二,〇〇〇
四五	〇	〇	円	一三	八八八,〇〇〇	二五	一,五六二,四〇〇	〇	円	三八	二,四三四,四〇〇	一六	一〇四,〇〇〇
四六	〇	〇	円	一六	一,八〇〇,〇〇〇	三一	三,〇〇〇,〇〇〇	二	九六,〇〇〇	四九	四,八八六,〇〇〇	九	七八,〇〇〇
四七	〇	〇	円	一七	一,八七二,〇〇〇	三二	三,一一〇,四〇〇	一	九一,二〇〇	二二	六,八八二,四〇〇	五	五四,〇〇〇
		九〇	四八八,四四一,一八八	二二	二,六六六,四〇〇	三一	三,二九七,六〇〇	一	一〇〇,八〇〇	一四四	一〇,八〇八,二八八	九	一一〇,〇〇〇

○福祉年金受給状況（無拠出制）

年度別	区分	老令年金		障害福祉年金		母子福祉年金		合計
		件	金額	件	金額	件	金額	
昭和四〇年度	四一	四六	三七四	八四	一,八六六,〇〇〇	二〇	三七一,四八五	六,七八一,五四八
四二	四〇	三七七	四,五一四,〇六三	九六	二,四八八,六〇〇	一七	六六七,二〇〇	八,五六一,二一八
四三	四七	三七二	五,八九〇,三二五	一〇一	三,〇〇〇,〇〇〇	一三	二六四,〇〇〇	九,一五四,三二五
四四	四九	三七七	六,四二一,五一二	一一五	三,六一九,七三三	一〇	二二二,〇〇〇	一〇,七八四,二三三

今日に至っている。

(2) 事業内容の現況と実態

ア 現況（昭和47・3・31現在）

- イ 世帯数 一、五一〇戸
 - ロ 被保険者数 五、三〇一名
 - ハ 医療費総額 九〇、〇二四（千円）
 - ニ 保険給付額 六三、〇二四 “
 - ホ 受信件数 二二、四二二件
 - ヘ 保総税課税額 一八、六二四（千円）
- イ 保険税の賦課状況

年度/区分	調 定 額	上昇率	一世帯当り り調定額	一人当り 調定額
昭和四〇	四、一四四、八二〇	100%	五、三九四	一、二八三
四一	八、三八一、一〇〇	103	五、五二〇	一、三二九
四二	一四、二三八、四二〇	175	九、二六九	二、三二一
四三	一四、五八一、六〇〇	179	九、四三八	二、四四二
四四	一五、八三五、〇六〇	194	10、10三	二、六九九
四五	一五、四七一、八一〇	190	九、九七五	三、二七二
四六	一七、〇五〇、七六〇	215	一一、三四五	三、一三一
四七	一八、六二四、一九〇	239	一二、二五三	三、五一三

ウ 年度別医療費の動向

年度/区分	総医療費	上昇率	医療費（一人当り）	上昇率	医療費（一世帯当り）	上昇率
昭和四〇	三、七〇八、四六六	100	五、〇〇五	100	二一、〇四六	100
四一	三六、七六一、五五〇	116	五、八〇〇	116	二四、一六九	115
四二	四一、五七二、五六七	131	六、七二〇	135	二七、〇八三	129
四三	五五、五八八、九八六	175	九、三九	186	三六、〇二六	171
四四	五七、五九二、〇〇九	181	九、八七	196	三七、一〇八	176
四五	六五、四八八、〇四四	206	一一、四三	228	四二、二二三	200
四六	七一、四八五、六五九	235	一二、七六	255	四六、三三五	220
四七	九〇、四〇四、七七一	284	一七、〇五四	341	五九、四七七	283

エ 被保険者の推移

年度/区分	人 口	被保険者数	適用率	世帯構成	平均世帯数
昭和四〇	七、四七九	六、三四九	八四・九	四・二	一、五二〇
四一	七、四一三	六、三〇五	八五・一	四・一	一、五二二
四二	六、九一三	六、一五八	八九・一	四・〇	一、五三三
四三	六、八八七	五、九七一	八七・〇	三・九	一、五四三
四四	六、六五一	五、八六六	八八・三	三・七	一、五四三
四五	六、六五一	五、七二九	八六・一	三・七	一、五五二

四六	六、五九三	五、五九一	八四・八	三・六	一、五四三
四七	六、五四八	五、三〇一	八〇・九	四・三	一、五〇〇

才 保険税率の動向

年度/区分	所得割	資産割	均等割	平均割
昭和四〇	二・〇%	一三・〇%	五〇〇円	九〇
四一	二・〇%	一三・〇%	五〇〇円	九〇
四二	二・五%	二二・〇%	七五〇円	一、三〇〇
四三	二・五%	二二・〇%	七五〇円	一、三〇〇
四四	二・五%	二二・〇%	七五〇円	一、三〇〇
四五	二・五%	二二・〇%	七五〇円	一、三〇〇
四六	二・一%	二五・〇%	一、一〇〇円	一、四〇〇
四七	二・一%	二五・〇%	一、一〇〇円	一、四〇〇

総人口六、五四八人に対する国保の被保険者の占める割合は八〇・九パーセントであるが、総人口のうち六〇才以上の者について国保加入率をみると九六パーセントを占めている。このように高令者が多いことが国保適用者の著しい特色である。

また昭和四十七年度における国保世帯一、五二〇戸のうち七二一戸、四七・四パーセントが低所得者減税対象世帯である。

カ 年度別診療費の内訳

年度	区分	件数	日数	費用額	受診率	一件当り日数	一件当り費用額	一人当り費用額	入院の占める割合
四〇	入院	二三五件	三、六七二日	五、五〇七、〇九三円	三・七〇%	一五・六日	二三、四三四円	八六七円	
	入院外	一七、七四四件	五六、一四一日	二三、三五四、七三九円	二七・四・七五%	三・二日	一、三三九円	三、六七八円	
	歯科	一、九〇三件	六、〇二四日	二、七六六、二八〇円	二九・九六%	三・三日	一、四六〇円	四三七円	
	計	一九、五八一件	六五、八二七日	三一、六三八、一一二円	三〇・八・四一%	三・四日	一、六一六円	四、九八三円	一・二%
	入院	二五六件	三、六〇五日	六、六一一、五九四円	四・〇六%	一四・一日	二五、八二七円	一、〇四九円	

四一	四二	四三	四四	四五
入 院 計 齒 科 外	入 院 計 齒 科 外	入 院 計 齒 科 外	入 院 計 齒 科 外	入 院 計 齒 科 外
一九、三六八 一、八七五 二、四九九	一八、六二二 二、〇八三 二二、〇二二	四四八 二〇、五九七 一、九七二 二二、〇一七	四八一 一九、四八二 一、九七七 二、九四〇	四二〇 二〇、三三五 二、一五〇 二二、八九五
六〇、一五三 六、〇七八 六九、八五六	五、〇四七 五五、七三一 六、九六七 六七、七四五	八、七二八 六三、〇八一 六、八三三 七八、六三三	九、〇〇七 五九、一七二 六、八七二 七四、九八六	八、二七七 六〇、四一一 七、三五四 七六、三三二
二七、一五九、三三九 二、七九七、六四〇 三六、五六八、五七三	八、七二五、〇九二 二八、九七〇、一四一 三、六五九、〇一七 四一、三五四、二五〇	一四、八五四、四七七 三六、六二一、〇七六 三、八五一、五五四 五五、三九、〇〇一	一五、一四三、五四三 三七、三四〇、四四四 四、七三九、四三三 五七、二五、〇一九	一六、一三九、六五六 四二、四四一、六六九 六、六六九、二一〇 六五、一〇九、一三五
七・一八 二九・七四 三四〇・九八	五・一五 三〇・三三九 三三・八三 三四・三六	七・五〇 三四四・九三 三三・〇三 三八五・四八	八・二〇 三三二・一二 三三・七〇 三七四、〇二	七・三七 三五四・七七 三七・三三 三九九・六三
三・一 三・二 三・二	一五・九 三・〇 三・三 三・二	一九・五 三一 三・五 三・四	一八・七 三・〇 三・四 三・四	一九・七 三・〇 三・四 三・三
一、四〇二 一、四九二 一、七〇一	二七、五二四 一、五二六 一、七五七 一、九六七	三三、一五七 一、七七八 一、九五四 二、三〇三	三一、四八八 一、九一七 二、三九七 二、六〇八	三八、四二八 二、〇八八 三、〇七四 二、八四七
四、三〇八 四四四 五、八〇〇	一、四二七 四、七〇四 五九四 六、七六六	二、四八八 六、一三二 六四四 九、二六五	二、五八三 六、三六六 八〇八 九、七五五	二、八一七 七、四〇八 一、一五四 一、三三九
一・二	一・五	一・九	二・二	一・八

四六	入 院 外 院			入 院 外 院			入 院 外 院			四七
	計	入 院	入 院	計	入 院	入 院	計	入 院	入 院	
	二、一、八四三	二、一、八四三	四〇八	二、四、三〇九	二、四、三〇九	四〇八	二、三、四二二	二、三、四二二	四〇八	
	六三、〇七三	六三、〇七三	九、七三三	七、七、九一八	七、七、九一八	九、七三三	六、一、七六七	六、一、七六七	九、七三三	
	六、六、〇五五	六、六、〇五五	五、一、五一一	七、二、二六、九一三	七、二、二六、九一三	五、一、五一一	五、九、三三、四〇二	五、九、三三、四〇二	五、一、五一一	
	一六、八七六、八四三	一六、八七六、八四三	三〇、三、〇七三	九、〇、〇三三、九六四	九、〇、〇三三、九六四	三〇、三、〇七三	八、六、六四	八、六、六四	三〇、三、〇七三	
	七、三、〇	七、三、〇	三、八、〇六八	四、三、四、七九	四、三、四、七九	三、八、〇六八	二、一、三	二、一、三	三、八、〇六八	
	三、九、〇、六八	三、九、〇、六八	二、九	三、二	三、二	二、九	三、〇	三、〇	三、九、〇、六八	
	三、四、一	三、四、一	三、四、一	三、二	三、二	三、四、一	三、三	三、三	三、四、一	
	四、三、四、七九	四、三、四、七九	二、九、三〇	四、〇、〇五	四、〇、〇五	二、九、三〇	一、六、九八二	一、六、九八二	四、三、四、七九	
	一九、五	一九、五	四、一、三六五	一、七	一、七	一九、五	二、〇	二、〇	一九、五	
	二、一、六六	二、一、六六	八、四六三	二、七、三三八	二、七、三三八	八、四六三	五、七、一八	五、七、一八	二、七、三三八	
	一、二、五六	一、二、五六	一、二、五六	二、〇	二、〇	一、二、五六	二、〇	二、〇	二、〇	

一人当たり費用額は著しい伸びを示しているが、これは数次にわたる医療費改定と医療費の占める薬剤費の増加、それに入院患者に高令者が多くしかも比較的重症患者であったためである。

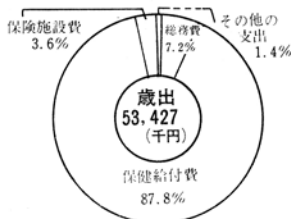
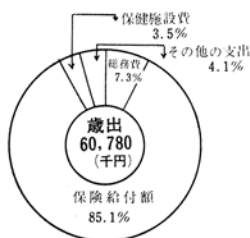
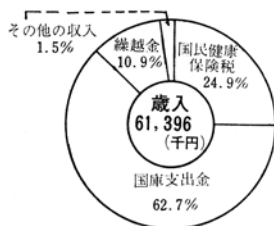
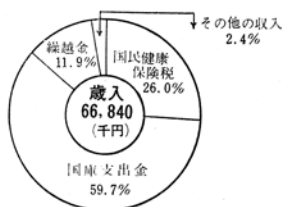
キ 町内の医療機関は次のとおりである。

医療機関名	区分		
	院 長 名	開設年月日	診療科目
徳永 医院	徳永 正吉	昭和一六・四・一	内科・小児科
佐藤 医院	佐藤 山人	二七・三・二五	内科・小児科
老岐 医院	老岐又三郎	三七・四・一	内科・小児科
松元 医院	松元 吉雄	三七・五・一	内科・小児科
春日歯科医院	春日富士雄	三〇・一一・一	歯科

いづれも保険指定医である。

ク 昭和四十四年七月保健婦一名を設置し被保険者の健康増進をはかっている。また子どもの健全育成を助長し老人の健康増進を推進するため、昭和四十六年四月から満一才未満の乳幼児と満八〇才以上の老人にたいし、医療費（入院をのぞく）の一〇割給付を実施した。

ケ 国民健康保険事業特別会計決算状況



二 その他

(1) 成人病対策

最近の死亡別原因をみると成人病が主位を占めている。この成人病対策として、婦人ガン検診年一回、成人病検診年一回実施し、早期治療につとめている。

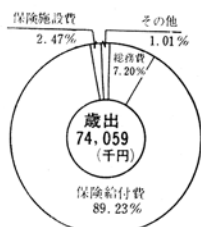
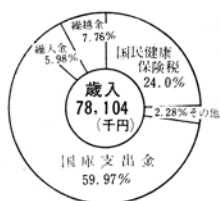
そのほか年間二部落を選び成人を対象として移動保健所を開設し検診の効果を上げている。

(2) 老人病対策

六五才以上の老人に対しては、長く健康を保持するため、町内医療機関で血圧の測定など老人病の無料検診を実施している。

(3) 予防接種

日本脳炎・百日咳・ジフテリア・インフルエンザ・小児マヒ等の各種の予防接種の普及につとめ、予



防の万全を期している。

なお結核に対する認識が最近高まり、間接撮影の検診は年毎に上昇している。

(4) 寄生虫予防対策

本町全世帯を対象に毎年一回無料検便を実施し、有卵者に対しては駆除薬を無償配布している。

(5) 母子対策

加治木保健所、町医師会、助産婦会の協力を経て、妊婦検診年六回、育児相談年六回、二・三才児検診年一回実施しているほか、県民運動の一つである「太陽の子運動」と並行してミルク無料配布等母子保健対策を強力に進めるため、町内各地区に母子保健推進員を置き妊婦、育児の検診を推進している。

(6) 狂犬病予防対策

本町登録犬数は現在（昭和四十七年）三八〇頭で年ねん増加の傾向にある。このほかに無登録犬（野犬）二〇頭、三〇頭がいたるものと推計、この対策として年八回野犬掃とうを実施している。

(7) し尿処理施設

清潔な明るい生活環境を築くためには、汚物の円滑な処理が必要である。本町は加治木・始良・蒲生

・溝辺で西部衛生処理組合を一部事務組合として設立し、現在その処理につとめている。

(8) 塵芥処理施設

前記し尿処置と同様であり現在ごみ収集運搬は、許可業者に委託し、加治木・始良・蒲生・溝辺の四ヶ町は共同して塵芥処理場を加治木町につくり処理している。この組合は昭和四十六年四月一日発足して事務所は加治木町内に設置している。

(9) 霧島伝染病棟組合

伝染病棟は組合を組織する市町の区域内において発生した伝染病予防法第一条に定める伝染病患者で、その市・町長が入院を命じた者を収容する。

設立年月日 昭和二十六年七月十一日組合設立
組合構成市町 国分市・隼人町・霧島町・福山町・

牧園町・溝辺町・吉松町・加治木町・蒲生町・始良町・横川町・栗野町
敷地面積 五、九三九平方メートル（一、七九

九坪）

建物面積 六四八平方メートル（一九三坪）

ベット数 三五床

収容可能人員 五三人 最大七〇人

管内面積 六九四・一五平方メートル

(10) 出生と死亡の状況

出生率は四十年代より低下しつつあり、死亡率は四十年より上昇を示しているが、出生と死亡の状況は次のとおりである。

昭和 四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	年度	出生		死亡	
								男	女	計	男	女
六三	三七	五一	三七	三六	三一	二九	三三					
五八	三八	四九	三二	三一	四七	三三	三〇					
一二一	七五	一〇〇	六九	六七	七八	六一	六三					
二七	三三	三三	四一	三一	二二	三〇	二九					
二五	三四	三三	二一	三四	二八	一四	二三					
五二	六六	六六	六二	六五	五〇	四四	五一					

(資料・住民課)

第一節 教育百年の歩み

明治九年一月	溝辺小学校
十三年	玉利小学校
十四年	竹子小学校

とそれぞれ開校の運びとなる。当時義務教育は尋常小学校 修業年限四ヶ年 明治四十一年に六ヶ年に延長されたが、高等小学校は溝辺小学校に一ヶ所付設された。

当時崎嶇の一部は隼人町宮内の高等科に通学したが、北は野坂南は玉利から里程十キロを越え、自転車さえま
れに見る不便なところであつたから、義務教育四ヶ年ゝ六
ヶ年で学業を終え、家事手伝いまたは農事奉公に出され
る者が多かった。

大正十二年、玉利・竹子にもそれぞれ高等科を設置し、やがてこれが国民学校さらに六・三・三制実施により、

三つの小学校・中学校へ発展して行ったのである。

一方、時代の進展は小学校教育のみで満足すべくもなく、青年初期の教育として、大正六年 溝辺・玉利・竹子に男子実業補習学校を付設（大正十三年補習学校と改称）昭和元年 青年訓練所を設置、昭和三年 青年訓練所と補習学校を合併して溝辺中等公民学校が発足した。

（溝辺青年学校の前身）

この間の教育はきびしい国家統制の下におかれ、文部省は一切の教育を統括して、教科書はすべて国定、明治二十三年十月三十日御下賜の「教育勅語」まさに金科玉条、終始一貫、学校教育の根幹として、その趣旨の完徹に意が注がれた。そして一九二〇年代の日本をめぐる国際情勢に達大な変化が生じ、新しい日本の進路として、大陸進攻政策が着々として実施されるに及んで、教育も児童生徒の自主性を無視した画一的国家統制の下に一段と強化されるに至った。

すなわち昭和二年 山東出兵、昭和三年 張作霖爆死事件等、一連の動きに見られる大東亜共栄圏確立の芽生えと共に、内にあつては昭和七年五・一五事件、昭和十一年二・二六事件等軍部独裁への移行、他には昭和六年満洲事変、昭和八年国際連盟脱退、十二年七月七日支事変ばつ発等太平洋戦争突入への道は、あたかも大河の

流れに似ていかんともしがたく、かくては教育も時の流れにさおさす外すべ無し。

昭和十六年には明治以来七十余年の久しきにわたり、国民に親しまれた小学校も国民学校と改称され、十二月八日、ついに国家運命の岐路に立たざるを得なくなった次第、時の流れとはいえまことに痛恨の限りである。

国民学校では、国家の至上命令たる臨時即応の教育を施すのを主眼とし、半ズボンにハダシの厳冬の朝礼式、いたいけな学童に竹槍訓練の強制、卒業式の歌も「海行かばみづく屍^{かばな}、山行かば草むす屍^{かばな} 大君の辺にこそ死なめかえりみはせじ」となつかしい螢の光はその姿を消した。ただ勝つためにすべては奉仕させられた。

紀元はまさに二六〇〇年（昭和十五年）ちまたに響く「愛国行進曲」勇ましい「軍艦マーチ」空にとどろく「進軍ラッパ」の音に、緒戦の勝利に酔うては、我を忘れて旗行列に「万才」を連呼したあのころ、だれが五年後に待つ悲惨きわまりない敗戦の姿を予知したことであろうか。

特に思い起すだに万こくの涙をそそるのは、学業半ばにペンを銃に持ちかえて勇躍国難に殉じた学徒動員、国民学校卒業の翌日、満蒙の地に渡って、再び故国の土を踏むことのなかった少年義勇軍等 血涙につづられる戦

争末期の教育史であつた。

時はうつり、昭和二十年八月十五日、永遠に日本民族の胸に刻まれたであろう、あの日、あの時点ですべては百八十度の転換を見るに至る。かくては、明治以来の富国強兵の教育は自由民主の教育へと移行。

昭和二十二年六・三・三制実施により、溝辺・玉利・竹子の三小学校として新発足、溝辺青年学校跡に溝辺中学校を新設。玉利に分校を置いて、小学校六年、中学校三年の新教育は誕生した。

つづいて昭和二十七年十月教育委員会法に基づく教育委員の選挙、十一月溝辺教育委員会発足等、教育基本法に基づく新教育は、着々としてその実績をあぐるに至つた。

その後中学校は昭和二十九年 玉利・竹子それぞれ独立校として発足したが、国の産業構造が急激な変化を来すと共に、農村人口は激減、いわゆる人口の過疎現象は昭和四十三年、創設十四年にして、竹子中学校を溝辺中学校に統合するのやむなきに至り、昭和四十五年現在位置に新校舎を新築して統合、溝辺中学校としてその威容を新たにした。

なお、この間玉利小学校分校として、馬立分校を置いたが、これも児童数の激減により、昭和四十三年玉利小

に統合、名も陵南小学校と改められた。

顧みれば明治九年溝辺小学校が開校して、国民皆教育の目標に向つて発足以来百年、世の進運と社会の変遷に伴い、数多くの曲折を経て今日に及んだが教育環境に恵まれなかったわが郷土は、他に比してそのレベルが著しく低く、今でこそ高校への進学率が他町村並みに進んだとはいえ、戦前の専門学校、高校、大学への進学する者は極めて少なく、この事が実業家、官吏の世界へ出色ある人物を見ない大きな原因となつた。

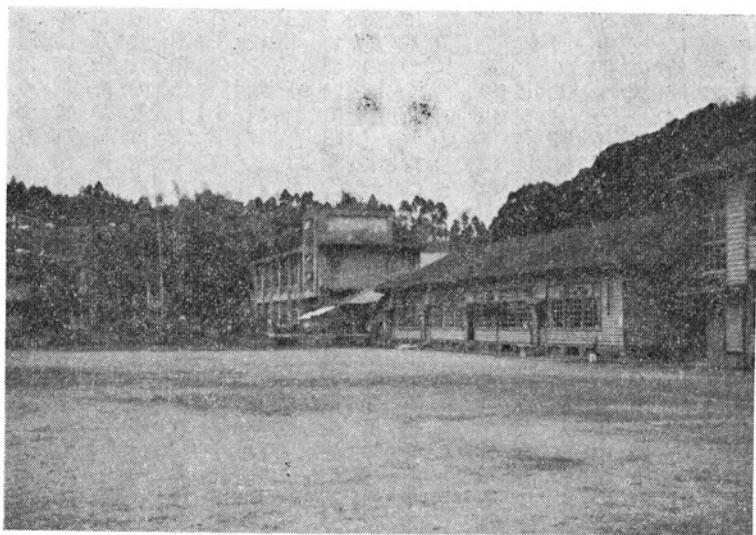
全町がほとんど農家であつた過去においては教育に寄せる住民の関心の低かつたのはやむをえないが、鹿児島空港がオープンし時代の脚光をあびる現在の溝辺町においては「人は教育によってのみ人となる」の金言のごとく、二十一世紀に飛躍し人類の発展を無限に可能なさしめる青少年育成のための教育は一段とその重要性を増し地域住民にもこの事が切実な問題として、あらためて認識されることであらう。

第二節 学校教育

一 各学校の沿革

1 溝辺小学校

溝辺小学校の前身は、明治二年溝辺郷校として発



溝 辺 小 学 校

溝辺小学校 校歌

作詞 松山 績
作曲 大津 良哉

一

高屋の山の緑かげ
久遠の光に輝り映えて
その名を誇る溝辺小
誠の心みがきつつ
清く明るく育ちゆく

二

風さわやかに水すみて
みのり豊けきこの里の
楽しきつどい溝辺小
友と身体をきたえつつ
つよく正しく育ちゆく

三

千里をかける若たかの
影もさやけき青空に
のびゆくいのち溝辺小
学びの道を究めつつ
永久の望みに育ちゆく

足、溝辺におけるただ一つの教育機関であり、地頭館の一角（溝辺小敷地の東南方）に設置された。

当時の実情は郷校と称しても貧弱なものであったろう。なお限られた郷士たちの小敷の子どもたちが、寺小屋式教場で習う教科も読み書き、作文、そろばんの教育であつたに違いない。しかし郷校と称する厳然たる学校教育の場であつたろう。

溝辺小学校は明治三十五年九月に学校火災に見舞われ、ほとんど校舎物品ともに全焼、その焼跡の情景は実に惨憺たるものであり、記録簿等も焼失されたと伝えられている。かような訳で適確に、郷校創立当時の期日や実態を明らかにすることはできないが、明治九年一月に溝辺小学校と改称、名実ともに本町では他に先きがけて小学校教育が開始され、今日に至っている。

明治 年 月 日 要 項

- 二、〇、〇 溝辺郷御飯屋跡に郷校設置
- 九、一、一五 溝辺小学校と改称
- 二〇、四、一 溝辺尋常小学校と改称
- 二五、一、一〇 教育勅語下賜される
- 一二・三〇 御真影を奉たいする
- 二九、四、一 高屋高等小学校併設される

明治三五・九・二七

火災にあい便所一棟を残して全焼、御真影は校長奉遷して無事

三九・四・一

以後四年有余蘂葺き仮校舎

四〇・三・三一

溝辺尋常高等小学校と改称

大止 六・四・一

新校舎建築落成

一〇・七・三一

男子実業学校付設

一三・四・一

児童増東校舎五教室新築落成

一五・四・一

付設実業学校教育中止

〃 七・一

実業補習学校併設

昭和 二・四・一

青年訓練所併設

三・四・一

溝辺校区学校後援会結成さる

五・三・三一

青年訓練所と実業補習学校と合併し溝辺中等公民学校を新設、

一〇・三・三一

溝辺小に併設

〃 四・一

奉安殿竣工

〃 四・一

下運動場拡張工事完成

〃 四・一

講堂兼用校舎一棟四教室新築落成

〃 四・一

青年学校令による溝辺青年学校を新設、本校に併置す

一一・一一・一三

行幸記念としてピアノ購入

一六、四・一

溝辺国民学校と改称される

四七・七・四 県理科研究会(於国分小)

四年実演授業公開

四七・一一・一 テレビ共聴施設(各教室テレビ

取付け完了)

※ 歴代校長

代	氏名	在職期間	出身地
一	村山 政彦	明九・四〇 一四・三	鹿児島市
二	丸田 義正	一四・四〇 一五・八	同
三	慶田 慰之助	一五・九〇 一六・三	同
四	上原 八二	一六・四〇 二三・三	溝辺村
五	永井 実勝	二三・四〇 二六・三	都之城
六	草野 藤吉	二六・四〇 二九・三	蒲生村
七	貴島 政徳	二九・四〇 三〇・三	鹿児島市
八	入部 亀治	三〇・四〇 三〇・八	加治木町
九	山口 右橘	三〇・九〇 三一・八	永野村
一〇	三浦金之助	三一・九〇 三三・八	
一一	貴島 政徳	三三・九〇 三七・三	鹿児島市
一二	外山 平吉	三七・四〇 三八・三	溝辺村
一三	宗像 林角	三八・四〇 三九・三	同
一四	金沢彦太郎	三九・四〇 四三・三	加治木町
一五	福永嘉之助	四三・四〇 大五一・三	吉松村
一六	峯守 利親	大五一・四〇 昭三・三	

一七	石原 仲吉	昭三・四〇 四・三	大根占町
一八	鶴窪 休一	四・四〇 八・六	山川村
一九	壱岐 正夫	八・七〇 一八・三	加治木町
二〇	有園 栄蔵	一八・四〇 二二・四	日当山村
二一	岩切 実義	二二・五〇 二四・三	国分町
二二	瀬戸口 侃	二四・四〇 二六・三	帖佐村
二三	二階堂 太	二六・四〇 三一・三	敷根村
二四	黒丸 維盛	三一・四〇 三五・三	福山町
二五	戸高 友次	三五・四〇 四〇・四	小林市
二六	皆川 圭助	四〇・四〇 四四・三	鹿児島市
二七	永井 準	四四・四〇 四六・三	溝辺町
二八	前田 義一	四六・四〇	鹿児島市

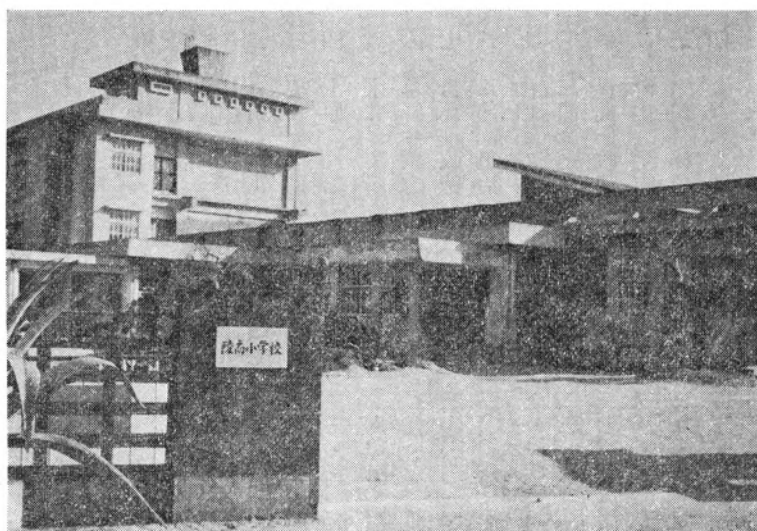
2 玉利小学校(陵南小学校前身)

寺小屋式教場時代

明治十一年 崎森の内笹峯に、また麓の内石峯に、旧庄屋の役所を襲用して学校の名称を付し、児童教養の場所としたがこれは純然たる寺小屋式教場にすぎなかった。

石峯学校に川崎矢太郎後大迫七郎教べんをとる。

笹峯学校に斉藤六郎(元僧籍)へいされて家族を共に住家をもって教場に兼用(竹子宮脇出身)



校 学 小 南 陵

校 歌

一 高屋山陵山近く

名も光ある陵南校

小鳥や花をたのしみつ

つどいて学ぶ我々の

ああ幸多き若き日よ

いざや励まん文の業

天そそり立つ霧島に

紫映ゆる朝ぼらけ

希望の鐘が高らかに

覚めよ覚めよと鳴り渡る

学びの園に今日もまた

いざや究めん国の道

三 十三塚の高原に

月影清く澄む夕べ

友よ思いをこらす時

我が故郷の栄ゆくも

唯に我等のうでなるぞ

いざやふるわんもろともに

当時の教科目は読書・習字を主とし小学入門に始まり小学読本・日本地誌・日本略史を伝授した。生徒数は二十人〜三十人程度といわれる。

玉利小学校誕生とその歩み

明治十三年二月 笹峯・石峯の中間地玉利に移転合併して玉利小学校と名づける。

教科目 読書・作文・算術・習字

創立当時の職員 村山政彦（鹿児島）大迫七郎、外山甚之丞（溝辺）

生徒数 四〇〜七〇人程度で男子のみで、年令十七才に達する者もあった。

明治十七年八月 暴風の為校舎倒壊、財政難のため、

一年有余休校

明治二十年 仮校舎を玉利に移転増築

明治二十五年一月十日 教育勅語奉戴

四月 小学校令改正により玉利尋常

小学校と命名。修業年限四か年、教科目は修身・読書・作文・算術・習字・体操で週授業時数二十八時間

明治二十五年十二月三十日 御真影を奉たい

児童数増加に伴う校舎増築の気運と崎森地区に一校設立の紛議、校舎狭あいに伴う増築運動と二校分立

の動きは明治二十六年ごろにその端を発した。

当時在籍児童数八五に達するや石原から寄宿舎という奥行三間・間口六間の家屋を移転増築外に村費百円支出のことに村会が一決した。これを機会に石峯と崎森にそれぞれ一校を分設しようとの説もだが論地・玉利地区は現校舎増築を強く主張してゆらず村当局も決せられなかった。

明治二十八年

在籍数男六九・女一〇七、二学級となったため、校舎は狭あいを告げ増築は切実な問題となったが、増築説とは別に二校分立説も勢を増し郡役所一課長伊藤世傑氏出張連日協議の結果、別に一校を崎森の内馬立に建設し本校を論地、鳥越原の中間地鍋の宗次ヶ屋敷という地に移転することに一決した。

ただし本校を鍋に移転することについては論地玉利は、自己の意志を曲げて専ら区域内の人心融和を第一にしたことであるから手加勢程度に止め、費用はすべて石峯地方より支出する約束であった。しかし県庁より肝付勇吉地方視学が出張しこの説をきくや、鍋はその位置近し何をもって移転するかそのいわれなしと得説、郡役所よりこの工事暫時見合わすべしとの命があって、二校分立の動きは議論沸騰の

中に一時とんざした。

明治三十一年

在籍数男六六、女五一計一一七となり、当時の校長三浦金之助氏極力幽霊児童解消に努力した結果、就学率が高くなり教場の増設いよいよ急を告げ、同志相計り窮余策として堀立柱に孟宗竹瓦土間の仮教場を建設することになり方々より運搬した。これには反対者も多く郡書記市來政達・市來正一郎氏出張し、教場として不可とのことで外山甚蔵氏の空屋を借用（借家料月二円）、また女子裁縫科教場としては大迫七郎氏の隠居を借用（月五拾錢）として急場をしのぐこととした。

明治三十四年

在籍児童数男八〇、女六二計一四二（三学級）となり、生徒の収容に困り笹峯の亀沢興兵衛氏の住家を借用して崎森地方に分校の姿をなさしめ、論地玉利以北の児童を玉利本校にて教育することにしたが村役場より学務常設委員豊田矢八氏調査の結果、採光極めて悪く教室としては不完全であるとの事、この事をきいた玉利論地の有志は二校分設の論を紛碎するにはこの期を逸さず、校舎を建築し村に寄付する以外に道無しと即日寄付材木の調査をなし、次の

日より伐採運搬につとめ五月三日早くも上棟の運びとなり区民あげてこれを心服した。

土地は岩元武治氏寄贈、長さ六間奥行三間四尺の建物、天井を張り平木をしきかわらぶきとしたので仮校舎としては申分なしと区民喜ぶ。こうして工事竣工の結果しばらくは校舎の借用という事もなく二校分立の説もいつしか消滅した。

明治四十年

四月八日 新校舎建築起工式

十月 竣工

十一月三日 新校舎に移転

明治四十一年

四月 義務教育六か年となり尋常五年をおく

在籍数 男 一一三 女 七三 四学級

明治四十二年

在籍数 二〇八 五学級

明治四十三年

在籍数 二四四 六学級

大正元年

在籍数二二四名であったが、農作物の不況に加えて米価・一般穀類等暴騰し住民の生活難ひどく、在学の途中に廃学する者男九女八を出すに至り、第二

学期より五六年を複式にして五学級となる。

大正十一年

校舎増築、十月起工 三月五教室の新校舎落成

大正十二年四月二十三日

高等科併置認可 玉利尋常高等小学校と改称

大正十三年

尋常科六学級 高等科一学級 職員八名

昭和五年

奉安殿造営 玉石は大山市太郎氏の寄贈

昭和九年

村費五千円で講堂兼用の教室を増築

昭和十六年

校歌制定

昭和十六年四月一日

玉利国民学校と改称

昭和二十二年四月一日

玉利小学校と改称

昭和二十三年三月

ポーターブル・オルガン購入

昭和二十四年三月

茶ノ実代でオルガン購入

昭和二十五年

徳永正吉外十二名時鐘暗幕寄贈

昭和二十六年

P T A 拡声機購入寄付

昭和二十七年

職員住宅として公営住宅二戸建て建築

昭和二十八年

五月一六日 馬立分校開校

十一月

昭和二十九年

一月十四日 県音楽会に郡代表として出場

十月 東便所、物置改造

十一月

十一月

十一月

十二月

昭和三十年十月

テープレコーダ購入

昭和三十一年十月

水道工事完成

ストップウオッチ・マット天幕運動会費より購入

昭和三十二年

公衆電話架設

昭和三十三年

テレビ購入、校門改修完成、国旗掲揚台砂場作り

昭和三十四年

房山学林地植樹

昭和三十五年

小使室、炊事場改築

昭和三十六年

十月 加治木より校長住宅移転

昭和三十七年

三月 ジャングルジム・スベリ台施設

四月 雲梯施設

昭和三十八年

四月 馬立との統合問題起る

八月 臨時PTA総会で統合議決

十月 馬立分、玉利小・中、合同運動会

昭和三十九年

一月 混合ミルク給食開始

二月 テープレコーダー①トランジスター②テレビ

購入

三月 オリンピック記念植樹中谷四〇アール松、松

五月 低鉄棒、肋木、平均台施設

十月 体育中心校として公開

十二月 馬立分、玉利小の統合決定

昭和四十年

三月 溝辺町立給食センターにより完全給食開始

※ 馬立分校

昭二五・四

馬立地区以南の部落民の奉仕で校舎敷地運動場の整地が終る。

二六・三

校舎竣工

溝辺町は学制改革に当り一中学校一分校の方針を樹立し、溝辺中学校馬立分校として校舎を新築した。けれども学校所在地の問題で玉利地区との間に妥結ならず、ついに開校の運びに至らなかった。町当局、教育委員会は両地区民と折衝の結果、玉利小学校馬立分校として発足することにした。

二八・五 認可

二八・五・一五 開校式挙行 三学級複式

一〇・一六 放送施設完了

二九・四・一 四学級

三〇・四 飲料水に困り深さ二四メートルの井戸竣工

の井戸竣工

三一・四・一 五学級

三一・七 簡易水道施設

昭三三・四・一 六学級

三四・三 ピアノ購入

三五・八 教室改造 三学級を四学級へ

一一 教室増工事竣工

三六・二 砂場、角力場など整備

三六・七 特別教室改修

三六・七 体育用具室、小鳥小屋設置

三八・四 馬立小学校との合併推進委発足

馬立分校は地区民の熱望により発足以来十年、P T Aなどの絶大なる協力によって、遂次よく整備され教育効果をあげつつあったが、児童数の減少はいかんともしがたく本校との合併のやむなきに至り、町当局あつ旋のもとに合併促進委員会を結成、三十九年六月P T A臨時総会において、多数決をもって合併を決議した。

三九・一二 統合決定、町は通学補助金を支給することて話し合いがつく。

四〇・三 分校閉校式

四〇・四 本校と統合し馬立教場として発足

閉校後の施設

運動場はそのままにして他日の活用に供すること

にし、また校舎の一部は撤去、小使室などの一部を崎森地区公民館として活用、大部分は溝辺町農協崎森支所として利用する。

陵南小学校

年月日 要 項

昭和四一・四・一 玉利小学校と馬立分校を統合し、陵南小学校として発足。玉

利教場、馬立教場にて授業を行う。

児童数玉利教場六学級二二三名

馬立教場六学級一〇四名

合計三二七名職員十六名

四一・七・二三 起工式 設計者有川貞栄

施行者中島建設

学校水道鍋部落より配管施設完了

四二・三・二五 第一期工事完了(十二教室三階建)

玉利教場六学級二〇五名

四二・四・一 馬立教場六学級 九八名

合計 三〇三名

第二期工事起工式(管理室屋体)

四二・七・一五

昭和四三・二、二四

落成式

敷地総面積一一、二七六平方メ

ートル

校舎〃 一、八二〇・五平方メ

ートル

屋体〃 四三五平方メートル

校庭〃 九、〇二〇・五平方メ

ートル

総事業費七七、九四五、一二〇円

内訳

国庫補助二七、〇〇八、〇〇〇円

起債 二九、七〇〇、〇〇〇円

町費 二〇、二四四、三二〇円

大字寄付 一、〇〇〇、〇〇〇円

その他内容設備費として

町費 一五〇万円

P寄付 二〇〇万円(物的寄

付を含む)

四三・二・一〇

両教場閉校式

四三・二・一二

陵南小学校開校式

四三・四・一

九学級編成児童数二八七名

職員一二名

昭和四四・四・一

屋外便所校門等施設整備につとめる。

八学級編成児童数二六六名

職員一名

飼育舎完成

四五・四・一

七学級編成児童数二四二名

職員数一〇名

体育中心校としての施設整備に努め公開授業を行う。

はじめて教育機器を導入する。

四五・一一・一四

鍛練山(ちから山)PTAの努力で竣工

新空港建設工事五月よりはじまり、膨大な資材を運搬するダン

プ、トラックひしめき、その上飯場随所にでき、児童の登下校における交通安全、生活指導上の不安など憂慮すべき事態に立ちいたったのでPTAと一体とな

りこれが対策に腐心、県、町への陳情をくり返し行い、道路の拡幅歩道の設置補導員の設置

昭和四六・四・一

等の実現をみる。またPTA理事は登下校時の路上補導にあたる。

七学級編成児童数二四〇名
職員一一名、本年度より専科一名配置される。

四六・一一・九

教育機器(OHD)を使った公開授業を行う。

体育倉庫完成、運動場西南部に金網設置、校舎南側に花壇設置、通学路(校門よりバス停まで)の舗装をPTAの努力で完成。

運動場全面をティフトン芝による緑化をはかる。

四七・四・一

八学級編成(五月より)
児童数二二八名 職員数一二名
運動場の全面緑化完成する。

四七・九・四

学校プール開き
設計者 有川貞栄
施工者 末重建設
総事業費
プール(六コース)

八、八九一、〇〇〇円
給水排水シャワーなど

一、七六六、〇〇〇円

電気工事 二四三、〇〇〇円

浄化装置 一、三〇〇、〇〇〇円

合計 一二、二〇〇、〇〇〇円

歳入内訳

国庫 一、二三七、〇〇〇円

起債 六、七〇〇、〇〇〇円

町費 三、七六三、〇〇〇円

寄付 五〇〇、〇〇〇円

計 一二、二〇〇、〇〇〇円

図工(デザイン)の公開授業を行う。

四七・一一・一六

※ 歴代校長

代氏名

初代→上原 八二

二 永井 実勝

三 兼草野 藤吉

四 小長貴島 政徳

五 辺入部 亀治

六 溝山 右橋

就任 辞任 在職年

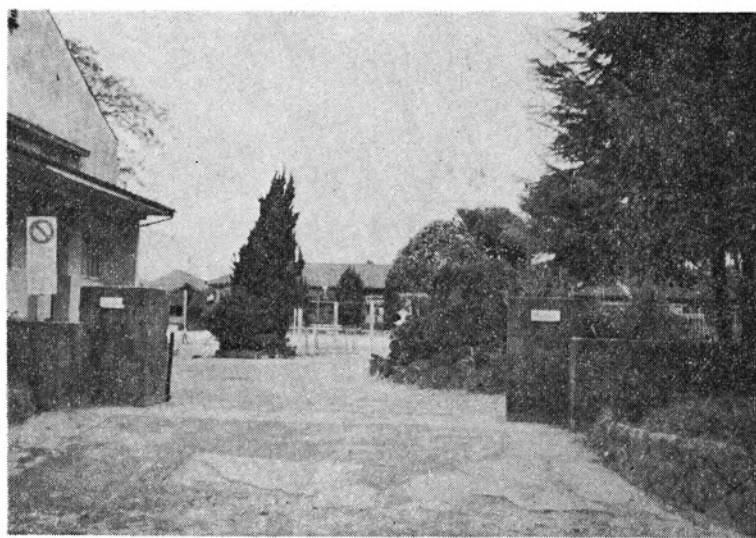
明六・四 明六・三 二年

三・四 三・三 二〃

三・四 三・三 一〃

三・四 三・八 五月

二八	二七	二六	二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七
← 須賀	陵南小 → 柚木	郷田 良夫	小園 正雄	池田 昇	末満 繁雄	池田 一也	浜田市之助	木原 重栄	岩下 源十	吉田 清	塩屋 勇雄	二階堂寿二	蜂須賀正雄	中原 精志	樺山市左工門	内村 純二	清水 伝二	徳田 善吉	岩元 佳也	貴島 政徳	三浦金之助
昭・四	昭・四	三・三	三・三	三・三	三・三	三・三	一・三	一・三	一・三	昭・五	昭・五	一・四	一・四	一・四	一・四	三・一	大・二	昭・二	三・七	三・三	明・三
四年	四年	三年	六年	四年	五年	五年	四年	三年	三年	三年	三年	五年	五年	三年	二年	二年	二年	九月	一年	一年	一年



竹 子 小 学 校

※竹子小学校校歌

3 竹子小学校

年 月 日

要 項

作詞 富岡 秀盛
作曲 武田惠喜秀

明治一四・一一

(一)

据石が丘に湧く雲に
わがあこがれの果てしなく

学びの道をひとすじに

励むわれらの意気高し

われらが竹子誇りあれ

(二)

栗下池の澄む水に

深き真理をまさぐりて

研鑽の道ひとすじに

進む我等に幸多し

われらが竹子栄光あれ

(三)

直ぐに伸び行く若竹の
節操永久に変わりなく

正義の道をひとすじに

世界の平和うち建てん

われらが竹子繁栄あれ

二四・九

二五・一

二五・二

二八・

四二・三

敷地を旧大園神社跡地に選定、労力資金を寄付し校舎を建築して竹子小学校と称す。児童数一〇名、職員三名。
後溝辺小学校に設立の中等科を当校に移し、職員生徒共に移転し一時盛況をみたが、これは短い期間で再び旧に復した。
現在地に移転改築して竹子簡易科小学校、後に竹子尋常小学校と改称す。当時これに要した費用三百円は校区民の寄付による。
教育勅語の下賜
両陛下の御真影の奉たい
職員室増築
校舎の狭あいをつけ敷地の拡張をはかると共に九月校舎の新築に着工し、翌年三月竣工した。増築坪数七〇・七五坪、経費七三、〇〇〇円の内村費六百四十円残りは校

区民が負担し、労力寄付一千七十日に及んだ

高等科二学年を併設後竹子尋常高等小学校と改称したが、新たに敷地二七八坪を求め、一四〇坪の講堂兼用の教室を増築(大・一三・

四)工事費七一二、五〇〇円を負担し区民は延二、三二五日の労力

奉仕、落成式には当時の県忍県知事も臨席し太鼓踊りや棒踊りなど

数々の郷土芸能を演出盛況であった。

今別府部落校区変更

従来今別府部落は一部溝辺小学校に在学する者もあったが、竹子大字の一致和睦の必要などから、一部学童の希望を無視して全員竹子

小学校に収容し、純然たる一大字

一校の観を呈するに至った。

しかしその後再び今別府部落より溝辺校へ復帰の運動が起って、教育委員会の昼夜をわかため説得に

一四・五
一六・四

二二・四

二八・六

二九・二

二九・七

三一・八

三二・三

三三・四

三四・三

もかわらず、三十四年三月ついに溝辺小学校へ校区変連のやむなきにいたった。

水道及び泉水を新設

国民学校令施行により竹子国民学校と改称

文部省令により竹子小学校と改称高等科を廃止して溝辺中学校竹子分教場を併設

五教室一二・五坪新築

電話架設

旧校舎を現位置に移転

竹子共正令は四〇〇万円の工費をもつて講堂を建設し町に寄付

植物園、校門前築山完成

学校図書館を新設

校門改修整備

給食施設を整備ミルク給食開始

今別府部落溝辺校へ校区再変更決定

木場山水道施設完成(六〇石タンク)

三五・ 八

第五次運動場整地終了 校庭周囲の石垣完成

三七・ 一

校歌制定

三八・ 二

新設水道工事完成(栗下水道)

三九・ 一〇

ジャングルジム、すべり台完工

四〇・ 三

小鳥小屋完工

四一・ 五

鼓笛隊の編成

四二・ 三

町給食センター落成により完全給食実施

四三・ 三

鉄製雲梯 低鉄棒施設

四四・ 六

肋木を設置(共正会六万円)

四五・ 八

水道五〇ミリパイプ導入 手洗四カ所設置

四六・ 七

講堂と西校舎とを渡廊下で接続

四七・ 一

(町費二十五万)

四八・ 三

竹子中学校は溝辺中学校と統合

四九・ 三

十有余年間生活を共にした兄弟がこの学び舎を去ることになり、広い運動場、ガラあきの中学校舎、うたたせきばくを感じる

五〇・ 九

中学校跡にプール竣工

五一・ 七

海岸より遠距離の土地、その上校

区には十数個所の溜池があり危険、泳げる川とてなく、夏季になると水泳はできず、部落毎の海水浴等でプールの必要性、建設を校区民あげて熱望念願してきた。

幸にして町当局及び地元の協力により工費八一三万(共正会一五〇万)にて二十五メートル五コースのプールが建設された。夏期休業中はプールは解放され監視にはPTAが当番制度であたる

ハンダリング、低鉄棒、S型平行棒、サーキットジャンプ台の体育施設(町費一五万円)

サツカーゴール、ブランコ、運搬車(町費一〇万円)

自作体育施設作りにPTAの労力奉仕

・素材 共正会部分林二七石

・伐採、運搬、製材、切りこみ、埋立て、ペンキぬり(奉仕延七二日)

四七・一一・二

町体育中心校研究公開

・自作体育施設（高鉄棒、踏み台昇降、平行棒、段ちがい平行棒砂場大小、懸重シーソー、投的板、前屈台、ジャンプボール、ドレミハ台、とびおり台、山、タイヤ列）

※ 歴代校長

代氏名

在職期間

出身地

13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	代
福島助次郎	服部孝蔵	高山虎助	長野矢八	岩元精志	原田尚健	田中九助	早渕伊藤太	長野矢八	長正幸輔	重丸与兵衛	原田尚健	宗像林角	氏名
昭三・四・六・三	一二・四・昭三・三	一一・四・一二・三	大・二・四・一一・三	四五・四・大・二・三	三六・六・四五・三	三五・五・三六・五	三二・七・三五・四	三一・七・三二・六	三〇・五・三一・六	二九・四・三〇・四	二七・四・二九・三	明二六・三・二七・三	在職期間
帖佐	国分	島	〃	〃	溝辺	山田	横川	溝辺	福山	〃	〃	溝辺町	出身地

14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	※
西之原 猛	矢神 繁	鮫島 利道	坂元 進	小宮路栄次	今田 源市	山下 哲熊	森 武英	上門 三郎	赤塚 真敦	竹子小学校と竹子大字及び共正会
六・四・八・三	八・四・一二・三	一二・四・一六・五	一六・六・二一・三	二一・四・二七・三	二七・四・三一・五	三一・六・三五・三	三五・四・四三・三	四三・四・四五・三	四五・四・	竹子小学校は、明治十四年の創立以来九十有余年間、大字竹子区民及び共正会の絶大なるひ護の下に成長してきた。その施設、設備はもち論のこと各種行事の遂行に至るまで共正会の管理する豊かな山資源による財政力の援助にまつものがまことに多かった。
鹿兒島	日当山	東市来	栗野	山田	隼人	菱刈	坊之津	中種子		

「山には木を里とは人を」の共正会のスローガンのしからしめるものであろう。



溝 辺 中 学 校

校 歌

作詞 養手 重則
作曲 武田恵喜秀

(一)

高屋の山の陵を
朝な夕なに仰ぎつつ
希望はおどる学び舎に
真理の光みちあふる
溝辺中学 誇りあれ

(二)

神割池の水清く
若き生命をみがきつつ
団結かたき 旗のもと
友愛の花 さきかおる
溝辺中学 誉あれ

(三)

大空かける若鷹の
高き理想をめざしつつ
正義の翼 はばたいて
若人の夢 朝日を呼ぶ
溝辺中学 栄あれ

4 溝辺中学校

年月日

要 項

昭和二二・四・一 溝辺中学校設立認可される

五・二 溝辺青年学校講堂において開校式を挙行、本校を溝辺小と青年

学校に分散 竹子小・玉利小に分校を置く

二三・三・二六 青年学校廃止により、その施設・設備の一切を引き継ぐ

教室一棟(五教室) 特別教室(三教室) 校地四二〇〇坪

三・二七 馬立分校に三年生を併設

九・二 校舎三教室竣工

九・一〇 竹子分校を本校と合併

二四・九・一八 郡バレー大会男子優勝

二五・三・一二 ピアノ購入

三・二〇 学校林設定 一二町二反八畝

二六・六・四 北部中学校研究集会開催

二七・二・二六 学校林の植林完了

二八・五・一 馬立分校が玉利分校と改称

七・九 北部バレー大会に女子優勝

二九・二・二三 農業部機械格納庫増築ならびに

玄関前庭の排水路設定及び石垣工事水道タンク工事完了

四・一 玉利中学校・竹子中学校独立

七・一 木佐貫原の農業実習地二反四畝を購入

三〇・二・ 理科室・家事室の内容充実(一三万円)

七・ 運動場拡張用地八畝購入

九・二五 水道大改修工事完了

三一・二・一八 竹子中学校新設に伴う処置として

学校林を溝辺小学校と分割(溝辺小五町、溝辺中七町)

理科準備室竣工

六・五 家畜舎竣工

六・七 旧校舎五教室の床張工事完了

九・二五 創立十周年事業として校旗・校歌の制定 校内植樹

三二・五・二 給食実施(Da型)

一〇・二一 北原種畜場あとの一反歩を借用

三三・二・二五 PTA茶園植樹

理科室流場施設完了

七・二〇 PTA茶園植樹

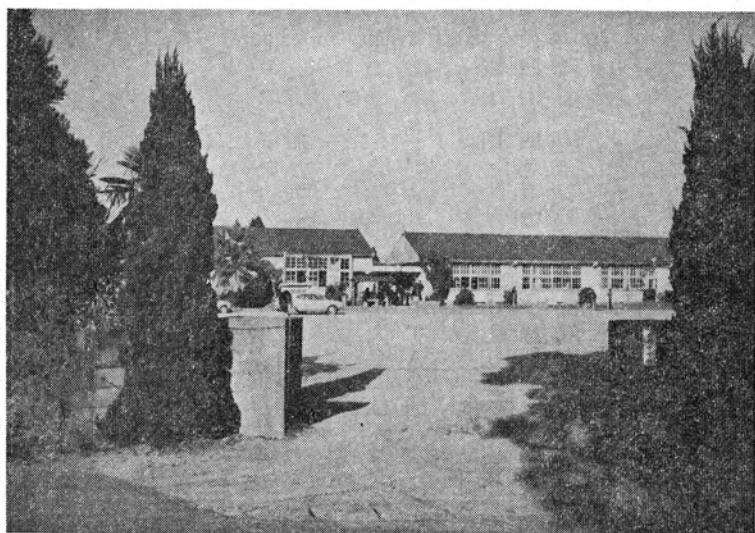
八・五 PTA茶園植樹

理科室流場施設完了

八・五 PTA茶園植樹

一〇・一七	子供信用組合第二回目の大蔵大臣表彰をうく	六・	県進路指導協力校の指定をうける
三五・六・	産業教育研究校の指定をうく	七・二一	郡バレー大会二位（県大会出場）
八・	家庭科・音楽室南側壁の改修		郡ソフトボール大会優勝（県大会出場）
一二・二八	調理室流場設備	七・二九	北部中学校教育課程研究集会開催
三七・三・八	工作室二八坪完成	一一・六	郡駅伝大会優勝（県大会出場）
六・二六	教育事務所の学校計画訪問	一二・三	進路指導研究公開（県指定）
一一・一〇	郡駅伝大会にて二位入賞	四一・六・八	運動場拡張工事始まる
一二・九	工作室第二次工事一二坪完成	九・一五	図書館司書補採用
	計四〇坪となる	一一・五	郡駅伝大会優勝（県大会出場）
一二・一〇	技術家庭科研究公開	四二・	郡駅伝大会二位（県大会出場）
三八・六・九	北部陸上大会二位		北部PTA公開（親子会）
六・一六	北部バレー大会優勝	四三・四・一	北部新人バレー女子優勝
七・一四	北部野球大会優勝	四四・四・一	竹子中と統合 新溝辺中発足
一一・九	郡駅伝三位（県大会出場）		特殊学級開設（生徒九名）
三八・一二・六	郡指定数学・音楽研究会	八・二	文部省道徳研究協力校の指定
一二・八	北部新人野球大会優勝		女子バレー県大会に出場ベスト8に残る
一二・一二	三三・二・二五日借用の北原茶園返済	一一・一五	駅伝県大会へ出場
三九・	北部バレー・野球優勝	一二・一一	火災により管理校舎焼失
	郡駅伝三位（県へ出場）	四五・五・四	校旗贈呈式（大山勉氏）
四〇・三・一	完全給食開始	五・一五	新校舎竣工

五・二九	新校舎へ移転	
一二・四	道徳教育研究公開	
四六・三・一	屋内体育館竣工	
五・二一	屋内体育館の体育施設一部竣工	
八・二〇	自転車小屋竣工	
四七・三・三一	プール完成	
五・一一	上校庭芝植え	
一二・一	温室完成	
※ 歴代校長		
代 氏 名	在 職 期 間	出身地
一 畠中 時男	昭和二二・四～二五・八	加治木町
二 鶴田 末一	二五・九～二八・三	東国分町
三 岡山 秀樹	二八・四～三三・三	加治木町
四 西田 義隆	三三・四～三九・三	中種子町
五 笛田 清則	三九・四～四二・三	隼人町
六 今別府 元	四二・四～四五・三	牧園町
七 今別府義春	四五・四～	財部町



玉 利 中 学 校

5 玉利中学校

(一) 緑の校舎 白き窓

青空映ゆるこの丘

山頭ほのか高千穂は

歌うわれらによびかける

立ていさやか
の玉利中

(二) 古きえにしの十三の

塚端にこけの影ゆかし

燃ゆる火の山桜島

さつまの海にさんと浮く

希望をかざせ玉利中

(三) 麓の丘の学び舎に

若きいさおし友といざ

起たん郷土の幸の日に

心を協せ学び行く

榮譽の旗よ玉利中

5 玉利中学校

玉利中学校の創設は昭和二十二年学制改革によるものであるが、元來この地区は教育に關しては町内でも早く目ざめた地域で、明治十一年寺小屋敷の學校が開設せらるるや、出身の先達川崎矢太郎（後村長）大迫七郎氏等の手によつていち早く教育の先べんがつけられた。ついで朝隈叶十・轟木袈裟熊・外山甚之丞の諸氏つづいて上原常太郎・浜田齊治・外山豐治・野間豐助（後村長）二宮栄二・岩元静の郷土出身者が訓導、また准訓導として子弟教育に当たり、明治三十五年溝辺尋常高等小学校が火災、玉利地区に高等科一校を分立せよとの与論もおこる程であつた。何しろ溝辺中心地まで八キロの地域に在る。大正十二年高等科併置も当然の処置といふべく、新学制による玉利中学校開設の必要性はそのよつてくる所が遠く且つ根強いものがあつたことが理解される。

年月日
要項

昭和二三・四・一 溝辺中学校玉利教場として出発

(一・二年 二學級)

二・三・四・二 馬立分校と改称（一・二・三年）

収容)

溝辺町は一村一中学校一分校制と
とり竹子分教場を溝辺中に統合玉
利分教場を馬立分校と呼ぶに至
った。かくて馬立に校舎を新築し
たが生徒を収容することができず
溝辺中学馬立分校は日の目を見ず
に終り玉利小学校馬立分校誕生の
変則的処置をとらざるを得なくな
った。

五・一 玉利分校と改称する

二九・四・一 玉利中学校と改称、独立校となる

三〇・九・一 現在地点に二教室完成

校章制定

三四・二・五 三教室、宿直室完成

六・三〇 電話架設

八・二六 倉庫増設

三五・一二・二四 校歌制定

三六・九・八 国旗掲揚台寄贈

校舎増築落成

三七・一一・二二 ピアノ購入

三八・一一・八 観察池できる

一一・三〇 技術室完成

三九・一・九 ミルク給食開始

一一・一七 生徒会の歌制定

四〇・三・一 完全給食開始

五・二〇 東便所完成

四一・七・二八 臨海学級開設（二年）

四二・九・八 TRC入団

九・二三 独立第一回体育大会を举行（従来
小中合同）

一一・一〇 水道足洗場完成

一七 修学旅行を二年に決定

四三・三・二五 講堂修理、家庭科室整備

四・七 小学校移転、教室移動

六・二四 学校無人化、耐火書庫設置

八・二九 小鳥小屋完成

八・三一 校庭、南校舎間に徒歩道を作る

四四・一二・二七 庭園づくり

四五・八・二四 西校舎修理（二〇万）

九・一四 自転車置場修理（PTA）

四六・四・二 講堂屋根修理（一〇万）

※ 歴代校長

代 氏 名 在 職 期 間 出身地

一 畠中時男 昭二・四〜二五・八 加治木町

二	鶴田末一	二六・九〇二八・三	東国分村	三五・七
三	岡山秀樹	二八・四〇二九・三	加治木町	八
四(兼)	池田昇	二九・四〇三四・三	始良町	八
五(兼)	小園正雄	三四・四〇三八・三	鹿児島市	一
六(専初)	有村正道	三八・四〇四一・三		三
七(二)	三好勇	四一・四〇四五・三	県外	七
八(三)	福德益盛	四五・四〇四七・三	鹿児島市	二
九(四)	福迫薩雄	四七・四〇		二

6 竹子中学校

年月日

要 項

昭和二二・五・二

溝辺中学校竹子分教場として開校 小学校の二教室を借用

三八・八

四〇・三

二二・九・一三

竹子分教場廃止、本校に統合

二

二九・四・一

竹子中学校創立 小学校校舎借用

四一・六

三〇・八

二教室落成

一〇

三二・三

三教室及び便所落成

四二・一二

三三・一〇

理振法の適用をうける

六

三三・四

県学校植林コンクールに入選

七

九

校内放送施設整備

八

一二

ミルク給食開始

八

温室完成

ソフトボール県大会に出場

倉庫兼用工作室完成

校歌制定

新設水道完成、家庭科教室整備

北部バレー大会で男子優勝

竹子小中PTAは県P連より表彰

電話架設

文部省産業教育振興法による指定

をうける

技術室完成

北部野球新人戦に優勝

完全給食実施

体育施設(サッカーゴール、雲梯バスケット台)完備

北部野球新人戦に優勝

竹子小中学校交通安全歩行友の会

を結成する

北部新人バレー大会で女子優勝

交通実践運動で表彰

北部バレー大会で女子優勝

県中学校バレー大会に女子チーム

出場

中学校長として職務をとる。

四二・九

P.T.A総会で統合の意志表明

四三・三・二三

竹子中学校閉校式挙行

7 溝辺青年学校

大正 六・四

溝辺・玉利・竹子の各小学校に男子実業

四三・四・一

文集「ああ竹子中」を刊行
竹子中と溝辺中統合

補習学校を併設し、専任教員を配置して

文集「ああ竹子中」

教育長 佐方 直

夜間教授を行う。

溝辺町は大字に一中学校をつくった。教育水準の維持

一三・四

廃止

向上の点で早晚行きづまることになる。町村合併をした

一五・四

村内各小学校に再び実業補習学校を併設

町村では、旧町村に一校ということで今日までしながら

し、専任教員一名を置き三校の巡回教授

更にそれを一校に統合しようとしている。教育暴発時代

を行ない、別に十名の兼任教員を委嘱し

と言われる現時点に対処してゆくため、事態は極めて緊

一五・七

て専ら昼間教育を施す。

迫している。これが先づ全国的規模における学校統合と

いうことになったのである。あしもとに火がついている。

事態が学校統合の問題なのである。このことを校区の皆

昭和 三・四

青年訓練所と実業補習学校とを合併し

様が賢明に認識され、極めてすっきりした流れの中で実

て、溝辺中等公民学校と称し、本校を溝

を結ぶことになり、感謝と敬意をおしまない次第です。

六・四

分教場研究科生を本校に合併統合す。

これは竹子地区御父兄が、子女の教育に対し、将来を見

九・四

分教場本科男子部を本校に統合したので

通した高く深い決意を表わすものとして称賛されてよ

一〇・四

分教場は女子部のみとなる。

い。私達当事者はこの決意に十分こたえるよう施策しな

青年学校令に準拠して溝辺青年学校設

立、男子は全員溝辺校に統一して、本科

※ 歴代校長

竹子中学校の歴代の校長は竹子小学校長が兼務の

と研究科とに分ける。教練・普通科・職

業科・公民科を教科とする。

女子は三校に分設、裁縫を主とし普通科・職業科・公民科・体撰・音楽を課した。

一三・四 青年学校は独立校として神割に新校舎を新築し移転す。

二三・三 廃校 校舎は溝辺中学校に引き継ぐ。

二 各学校児童生徒数(学級)調

(一) 小学校児童数及び学級数調(最近二十ヶ年間)

年度 昭和 二九年	学 校		溝 辺 小		陵 南(玉利)小		馬 立 分		竹 子 小		計	
	児童数(級)	級	児童数	級	児童数	級	児童数	級	児童数	級	児童数	級
三〇	五八四	一三	二二六	六	一〇八	四	三三四	八	一、二五三	三一		
三一	六二八	一四	二二六	六	一一八	四	三六六	九	一、三三八	三三		
三二	六五二	一五	二四四	六	一二六	四	三五五	九	一、三七七	三四		
三三	七〇五	一五	二五〇	六	一三四	五	三四五	九	一、四三四	三五		
三四	七四七	一六	二六七	六	一四六	六	三六三	一〇	一、五二三	三八		
三五	七五七	一七	二六〇	六	一四七	六	三七七	一〇	一、五四一	三九		
三六	七二五	一七	二六三	六	一四一	六	三五二	九	一、四八一	三八		
三七	六七八	一五	二六一	六	一二九	六	三二〇	九	一、三八八	三六		
	六三〇	一六	二五四	六	一二四	四	二九三	八	一、三〇一	三四		

※ 歴代校長

1 大正六年～昭和十二年までは溝辺小学校校長の兼任

2 初代 飯野 武夫(知覧) 昭一三～一六

二代 北原 利熊(横川) 昭一七～二一

三代 長瀬 道行(隼人) 昭二二～二三

(二) 中学校生徒数及び学級数調(最近二十ヶ年間)

年度 (生徒数級)	学校	溝 中		玉 利 中		竹 子 中		計	
	生徒数	級	生徒数	級	生徒数	級	生徒数	級	
昭和二十九年	三九一	八	一四四	三	一三八	三	六七三	一四	
三〇	三七五	八	一三七	三	一三六	三	六四八	一四	
三一	三四七	七	一三四	三	一三九	三	六二〇	一三	
三二	三〇五	六	一三二	三	一〇八	三	五四五	一二	
三三	二七三	六	一二一	三	一一三	三	五〇七	一二	
三四	二七七	七	一一九	三	一一一	三	五〇七	一三	

三八	六〇八	一五	二四七	六	三二〇	八	一、二八〇	三五
三九	五六七	一四	二四六	六	二九一	九	一、二三五	三五
四〇	五四一	一三	二二九	六	二四〇	八	一、一五五	三三
四一	五〇〇	一二	三二七	一二	二二一	七	一、〇四四	三三
四二	四六〇	一一	三〇三	一二	一九六	七	九五九	三一
四三	四五五	一〇	二八七	九	一七五	七	九一七	二九
四四	四三〇	九	二六六	八	一五六	六	八三二	二七
四五	四〇七	八	二四二	七	一三八	六	七七七	二六
四六	三八八	七	二四〇	七	一三三	六	七三〇	二六
四七	三四六	六	二三八	八	一一二	六	七〇五	二七

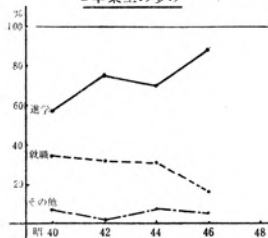
統合する
(陵南小)

三 中学校卒業生進路状況（最近八ヶ年間）

(一) 溝辺中

年度/項目	進学者	比率	就職者	比率	その他	比率
昭和四〇	六八	五八・六%	四〇	三三・九%	一	六・九%
四二	七三	六五・一%	三八	三三・九%	一	一・〇%
年度/項目	進学者	比率	就職者	比率	その他	比率
昭和四四	八一	六〇・四%	四二	三二・三%	一一	八・三%
四六	九八	七九・〇%	二〇	二〇・一%	六	四・九%

○卒業生の歩み

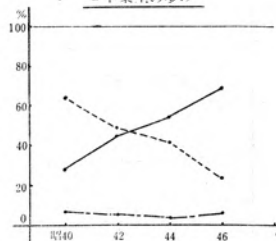


四七	四六	四五	四四	四三	四二	四一	四〇	三九	三八	三七	三六	三五
三三五	三七五	三七三	三九三	四〇六	三一八	三四二	三五五	三七〇	三九〇	四一四	四〇三	三三五
九	一〇	一〇	一〇	一〇	九	九	九	九	九	九	九	八
一三九	一三八	一五四	一四五	一六〇	一六八	一七〇	一六五	一七七	一七七	一八六	一七三	一四三
五	五	五	五	五	六	六	六	六	六	六	五	四
溝中と統合する												
					一三七	一五七	一五二	一五六	一七一	一九三	一七九	一四〇
					四	五	五	五	五	六	五	四
四七四	五一三	五二七	五三八	五六六	六二三	六六九	六七二	七〇三	七三八	七九三	七五五	六〇八
一四	一五	一五	一五	一五	一九	二〇	二〇	二〇	二〇	二一	一九	一六

(二) 玉利中

年度/項目	進学者	比率	就職者	比率	その他	比率
昭四〇	一六	六・五%	三六	六四・三%	四	七・三%
昭四一	二一	四・一%	二五	四九・〇%	三	五・九%
昭四二	二二	四・二%	二五	四九・〇%	三	五・九%
昭四三	二二	四・二%	二五	四九・〇%	三	五・九%
昭四四	二二	四・二%	二五	四九・〇%	三	五・九%
昭四五	二二	四・二%	二五	四九・〇%	三	五・九%
昭四六	二二	四・二%	二五	四九・〇%	三	五・九%
昭四七	二二	四・二%	二五	四九・〇%	三	五・九%
昭四八	二二	四・二%	二五	四九・〇%	三	五・九%
昭四九	二二	四・二%	二五	四九・〇%	三	五・九%
昭五〇	二二	四・二%	二五	四九・〇%	三	五・九%

○卒業生の歩み



四 町内各学校歴代PTA会長

年次	溝辺小	陵南小	竹子小	溝辺中	玉利中	町P連長
二三	二見源吾		新村純盛			
二四	同		同			
二五	山崎虎熊	徳永正吉	村田三夫			
二六	同	同	田上静			
二七	住吉初彦	同	同			
二八	同	同	犬童重行			
二九	同	同	同			
三〇	野間藤兵衛	植木末五郎	田上久正	山崎虎熊		徳永正吉
三一	同	福永正憲	犬童重行	同		同
三二	住吉初彦	住吉利雄	犬童重行	同	外山一枝	同
三三	本吉光天	(末原栄吉)	同	同	吉満時義	同

※ 陵南小PTAの（ ）は馬立分校PTA会長氏名である。

四七	四六	四五	四四	四三	四二	四一	四〇	三九	三八	三七	三六	三五	三四
松山淳一郎	黒木公博	野間勝実	畑中幸雄	同	同	横山清正	同	同	野間重雄	同	木場重雄	同	本吉光夫
中馬隼人	同	同	住吉美智男	米丸光武	(大末重忠治男)	同	(大末重忠治男)	(徳永重忠治男)	(岩末重忠治男)	(岩末重忠治男)	(末重忠治男)	(住吉光夫)	岩原元吉
同	同	同	同	延時力蔵	同	八木鉄矢	同	同	蔵園哲二	村田久夫	同	同	犬童重行
野間勝美	畑中幸夫	延時力蔵	同	同	重留三千夫	住吉優	同	馬渡宏	同	住吉畠熊	同	同	向井田雅成
福永正人	同	米丸光武	同	満塩郁夫	岩元保雄	同	末原近	同	同	同	上原正夫	同	吉満時義
中馬隼人	黒木公博	延時力蔵	満塩郁夫	重留三千夫	末重忠男	横山清正	蔵園哲二	上原正夫	住吉畠熊	木場重雄	向井田雅成	同	本吉光夫

第三節 教育委員会

昭和二十二年三月三十一日教育基本法が公布された。わが国民は個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にして、しかも個性豊かな文化創造をめざす教育を普及徹底するために、教育の目的、教育の方針、教育の機会的等、義務教育、男女共学、学校教育、社会教育、政治教育、宗教教育、教育行政、補則の十一條の法律を制定してこの理想の実現に精進したのである。

昭和二十一年四月米国教育視察団の報告書によると、「文部省の行政的管理権を削減し、現在の管理権を都道府県および地方的学校単位に移管すべきこととし、そして今までの視学官制度を廃止し、行政的権力を持たない、指導的な役割を持つ相談役と、有能なる専門的な助言者の制度を設けるべきである」と勧告している。

そこで昭和二十三年その実施について詳細に研究し、具体案をたてた。その結果同年六月十五日教育の民主化、地方分権化、自主性の確立を目標として、教育委員会法が公布された。それによって同年十月十五日、県教育委員の選挙が行なわれ、昭和二十三年十一月一日県教育委員会が発足し、その後昭和二十七年六月二十一日最終

改正されて、ようやくこの年十一月一日市町村教育委員会が発足したのである。

そしてそれと同時に市町村の公選による五人の委員が選出され、翌二十八年四月新たに教育長を任命して市町村教育委員会がその地域の実状に即した教育行政を行なうようになったのである。

教育委員会は教育委員会法第一条に規定するように「教育が不当な支配に服することなく、国民全体に対し、直接に責任を負って行なわれるべきである」という自覚のもとに、公正な民意により地方の実状に即した教育行政を行なう」ことを目的とした都道府県または市町村の教育行政機関である。教育行政に住民自身が自から参加して教育行政を地方の実状に即した個性豊かなものにすることをその重なるねらいとしているのである。

しかしながらいかに地方の実状に即し、住民の希望に基づく教育行政を行なうものであるとしても、教育行政に必要な最少限度の国家的基準や水準さえも必要であるというわけのものではなく、教育には国家的見地よりする一定の水準が要求されるがこの要求を充たすには教育委員会が基準とすべき法の規範が必要である。また教育委員会が国法によって設けられた教育行政機関である以上、その自主的な教育行政の運営も法令の範囲内におい

て行なわれるべきことも当然である。さればこそ教育委員会法は教育委員会の広範な自主性を期待し、教育委員会規則は法令に違反しない限りにおいて制定されるべき事を規定しているのである。（同法第五三条）

ところで昭和二十七年十一月一日溝辺町教育委員会が設置されたものの、役場内には事務局を設置すべき余裕がなく溝辺小学校講堂裏の音楽教室を開放し、ここを最初の事務局として発足した。しかしながら電話の設備が無いいため、小学校校長室から事務局まで綱を張り渡し、それにかん詰め空かんをつるして、電話が入った時の信号にしていた。その後校長室の隣に移転し、その後役場に移ったものの庁舎改造がはじまり、また小学校講堂に移り庁舎改造が終つてようやく役場にもどり、その後昭和四十一年三月町中央公民館が建設され、教育委員会事務局がこれに併設されここに移って現在に至っている。

昭和二十七年十月五日最初の教育委員選挙が行なわれその結果次のとおり任命された。

最初の公選による教育委員

職 名	氏 名	職業	就任年月日	住 所
教育委員長	松山 績	農商	二七・十一・一	竹子二四三二
教育委員	二見 源吾	農	"	有川二六〇三

"	外山 一技	"	麓一〇七七
"	田上 静	"	竹子一〇〇一
"	国生 重義 商	"	有川三四七
(議会議員) 教育長代行 野村 秀男 助役	"	"	竹子二四六八

(註) 発足当時は教育長制度が無く、ほとんどの町村で助役を代行としていた。

一 歴代の教育長ならびに教育委員

年度	委員長名	教育長名	委 員 名
昭二七	松山 績 野村 秀男 (代行)	二見源吾 外山一技	田上 静 国生重義 (議会選出)
二八	松山 績 中間 芳雄 (四月一日任命)	二見源吾 外山一技	田上 静 国生重義 (議会選出)
二九	"	"	二見源吾 外山一技 田上 静 国生重義 (三月死亡) 吉福新之助 (四月任命、議会選出)
三〇	"	"	二見源吾 (外山一技 (四月辞任) 田上 静 (吉満盛国 (五月任命) 佐藤芳直 (四月辞任) 吉福新之助 (六月辞任) 植木末五郎 (七月任命) 議会選出)

三二	中 間芳雄 (九月辭任)	二見源吉 (九月辭任)
三三	鮫 島 (十月任命)	今吉進 (九月任命)
三三	今吉進	吉福盛 (九月辭任)
三四	今吉進	米丸一夫 (九月辭任)
三五	今吉進	佐藤芳直 (九月任命)
三六	今吉進	村田久夫 (九月任命)
三七	今吉進	植木末五郎 (九月辭任)
三八	今吉進	(議會選出制度廢止)
三九	鮫 島 (十二月辭任)	今吉進 (九月任命)

四一	〃		佐方 （二月任命）直今吉 進 深利 巽
四二	〃		今吉 進 深利巽（九月辭任）
四三	〃		岩元義哉 岩元靜男（十月任命） 今吉 進（九月辭任） 岩元義哉
四四	〃		山村覺一（十月任命） 岩元靜男
四五	〃		山村覺一 岩元義哉 岩元靜男
四六	〃		山村覺一 岩元義哉 岩元靜男
四七	〃		岩元義哉 岩元靜男
現在	〃		山村覺一

二 教育委員会の主なる任勢

教育委員会は委員の合議制として、地方教育に関する一切の行政権をもっている。

- 1 教職員の人事に関する事。
- 2 教科書の採択に関する事。
- 3 学校管理に関する事。
- 4 教育財政に関する事。
- 5 教職員の研修に関する事。
- 6 教職員の勤務に関する事。
- 7 育英事業に関する事。
- 8 社会教育に関する事。
- 9 社会体育に関する事。
- 10 その他

溝辺村教育委員会が発足して第一に着手しなければならなかった事は戦後の荒廃していた学校校舎の建築、改修等施設の充実であった。

翌二十八年の六月竹子小学校西側校舎五教室一三二・五坪がはじめて完成し、それを手はじめに各学校の整備に着手した。

また教育行政の努力点については県の方針に則り、

- 一 学力水準の向上。
- 一 体力の充実。
- 一 道徳教育の徹底（特に公衆道徳の高揚）
- 一 科学技術教育ならびに産業教育の振興
（特に農業教育の近代化を促進する）

以上の点について特に力を注いで来たのであるが、溝辺村は他の町村に比べ高校進学率が特に低いためこの問題について、将来高校教育の重要性を指摘して進学率の向上に努めて来た。

第四節 幼児教育

幼児教育の必要性は早くから強調されている問題であるが、最近にいたってその必要性にcanがみ、特に幼稚園教育が強調されている。

本町における幼児教育の実態は次のようになってゐる。すなわち町長の委託措置によって園児を收容保育する制度になる高陵寺保育園が、昭和三十二年一月十日認可同時に開設された。また照明保育園が昭和三十七年五月一日認可開設され二つの保育園の誕生をみたのである。さらに溝辺町公立陵南幼稚園が昭和四十七年四月一日認可四月十一日開設され、はじめて町立の幼稚園が誕生したので、現在は二保育園、一幼稚園の三ヶ所でもって幼児教育がおこなわれている。なお各園の詳細は次のとおりである。

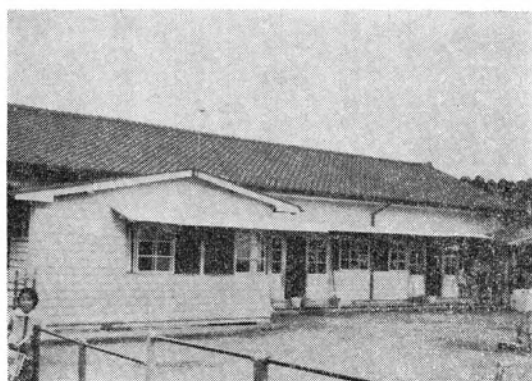
一 高陵寺保育園

- 1 認可 昭和三十二年一月十日

- 2 設置者 宗教法人高陵寺住職加来貞信（初代）
宗曉（二代）



高 陵 寺 保 育 園



照 明 保 育 園

- 3 職員
園長（一）、保母（四）、
調理員等（二）以上七名
- 4 本学年度の組数と収容人員
四組編成で総人員六〇名
- 3 溝辺町立陵南幼稚園
1 認可 昭和四十七年四月一
日
- 2 設置者 溝辺町
- 3 場 所 陵南小学校の教室
を使用陵南小に併設の形式
で幼稚園教育が開始された
- 4 職員
園長（兼）陵南小学校長（一

3 職 員

園長（一）、主任保母（一）、保母（三）

調理員等（二）、以上七名

4 本学年度の組数と収容人員

四組編成で総人員六〇名

二 照明保育園

1 認可 昭和三十七年五月一日

2 設置者社会福祉法人 藤谷九草

5 四七学年度学級編成の実態

（関係職員）
、副園長（兼）陵南小教頭（一）、教諭一（専
任）、養教諭（兼）陵南小養教諭（一）以上四名

年 令	組 数	男	女	計
四才児	一	一〇	八	一八
五才児	一	一〇	二	一二

四 小学校新入生数に対する幼児教育卒園者数の比率調

年度	要項	比率%
昭三	高陵寺 保育園	三・四
三二・三	照明 保育園	二・九
三三・三	明陵 幼稚園	二・七
三四・三	南計 卒園者	四・〇
三五・三	町内 新入生	四・三
三六・三	小学校 数	三・二
三七・三		五・六
三八・三		七・九
三九・三		七・一
四〇・三		七・一
四一・三		八・一
四二・三		一四・五五・九%
四三・三		一二・七六・九・三%
四四・三		一三七六・〇・六%
四五・三		一一四七・三・六%
四六・三		一三三五・四・九%
四七・三		九六六・二・五%

第四節 社会教育

一 戦前の社会教育

1 薩摩の郷中教育

戦前の社会教育は郷中教育の伝統を継承したものが多く、これが時代の変化に従って少しずつ改変されたものと考えられる。従って、郷中教育を説明し、戦前の青少年教育を取りあげたい。郷中教育の理念は、「二才咄格式定目」に最も端的に示してあるその原文は

二才咄格式定目（東京大学史料編纂所蔵）

一 第一武道を可レ嗜事、

一 兼而士之格式無二油断一可レ致二穿儀一事、

一 一万一用事ニ付而、咄外之人ニ致二参会一候ハ、

用事相済次第、早速罷歸、長座致間敷事、

一 咄相中、何色によらず、入魂に申合候儀、可レ為

ニ肝要一事、

一 傍輩中、無作法之過言、互ニ不ニ申懸一、事可レ

守ニ古風一事、

一 咄相中、誰人ニて茂他所ニ差越候節、於ニ其場ニ

難ニ相分ニ儀到来いたし候節、幾度茂相中得と致ニ

穿儀一、越度無レ之様可ニ相働一事、

一 第一は虚言杯不レ申儀、士道之本意に候条、專其

旨を可_レ相守_一事、

一 忠孝之道大形無_レ之様可_レ相心懸_一候、乍_レ然、不_レ遜儀致_二到来_一候節ハ、其場をくれを不_レ取様可_レ相働_一事、武士之可_レ為_二本意_一事、

一 山坂之達者、可_レ心懸_一事、

一 二才と申者ハ、落鬘をそり、大りはをとり候事にては無_レ之て、諸事武刃を心掛、心底忠孝之道にそむかざる事、第一の二才と申者ニて候。此儀ハ、咄外之人たゑて不_レ知事ニ而候事。

右条々、堅固可_レ相守_一。もし此旨相背候ハ、二才といふへからず。軍神摩利支天、南無八幡大菩薩、武運之冥加可_レ尽果_一儀無_レ疑者也。

慶長元年正月

二才頭

右、格式定目百九十年余相伝へ、其儘ニ而伝來候処、文字等痛ニ付、各申談、寛政元年致_二表具_一者也。

平 相中

二才とは、形式的には、曆年令で十四歳または十五歳で元服を行った男児から、それ以後妻帯するまでの青年男子を総称していたが、しかも、真の二才とは、かかる青年男児の中で、常に武道を心掛けて磨き、誠心誠意忠孝の道を尽くす者を理想とした。かかる理想

的な青年男子、すなわち、真の二才を育成することを教育目的にしているのが、「二才咄格式定目」である。二才咄格式定目は、全文がわずか十か条から成立っているが、これら十か条は、教育目的、学習活動、行動様式の三項目に要約することができる。二才咄格式定目は、文禄五年（慶長元年、西暦一五九六年）、正月に制定されてから以後、藩政時代を通じて二百七十余年間、終始一貫して、薩摩藩の理想的な二才（青年）を育成する基準として尊重され、二才頭が郷中の二才を集めて、特定の日を選んで、これを読み聞かせるとともに、皆でこれを固く守るべきことを誓い合つたものと考えられる。かくのごとく、薩摩の郷中教育は、青少年の人間形成、人格形式の基本として、本来、相對主義世界觀に立脚していたことを第一の本質とし、第二の本質は、小団体学習活動であつた。小団体は、青少年を中心とした地縁社会で、方限と称する一定の区画に分れ、それぞれ方限の青少年が一つの咄相中を構成していた。それら方限を郷と称したところから、各方限の咄相中を郷中とも呼んだ。

郷中の青少年団体は、稚子と二才とに大別された。稚子は元服以前の少年を言い、稚子には稚子頭があり二才には二才頭があつて、郷中の幹部としての役割を

果たした。特に二才頭は、その郷中を支配したから、郷中頭とも称した。稚子から二才に進むに当たっては厳肅な儀式と胆力試験の二つの行事が実施された。儀式は、郷中の二才に入ったとき、多くの人の面前で、郷中の精神とも言ふべき、掟おきてを読ませ、この掟おきてに背かないことを固く誓わせた。胆力試験は、一人が暗夜、子の刻ごろ（真夜中の十二時ごろ）、墓地等へ行つて目印をした後、他の一人がそれを取つて帰る行事であつた。その上、二才たちが、これに先回りして、「よう怪の姿をくさむらの間や、木の枝の上に現わして、これを驚かす」と言う趣向のものであつた。郷中頭は二才の中の年長順を原則にしていたが、特に人物がすぐれ、学徳武芸に長じた者があれば、その人を推たいする例も珍しいことではなかつた。又、二才は、稚子を率先指導し、同時に保護監督に當つた。

溝辺における郷中教育は、このような例に準じて、方限はうぎんごとに二才會があつたものが、明治二十年ごろより青年団に改められたと思われる。古老の言によると当時の二才會は、部落の秩序を守り、長幼の序を正し礼節を美風としてすすめ、文盲の多かった時代に講としての夜学をひらくなどして、次代の若者としての教養と修練を積み、産業に対する技術や、体力づくりの

唯一の広場であつたと語つておられる。

ここに下有川の記録を紹介し当時の状況を推察することにする。

有川二歳中規則 明治二十四年旧十月十五日製之

溝辺村有川二歳中規則帳

有川下方限り 二歳御中

二歳中規則左之如シ

第一条

一 二歳中本会之儀ハ旧三月十五日及ヒ十月十五日再度ニ集合ト相定メ且ツ又出頭之儀ハ午前十二時ニ出席可致事、

第二条

一 本会儀ニ限ラス諸事出来致シ二歳中ニ申出可事有之候節ハ上二歳中ニ申出シ其諸君ヨリ集合之儀申渡ス可事、

第三条

一 二歳中年令之儀ハ十五歳ヨリ以上三五歳ヨリ以下ニ定ム其内二五歳ヨリ三五歳迄ガ上二歳ト決定ス

第四条

一 年一五歳ニ成リ二歳入り之儀ハ金一〇銭丈二歳中二出シ金可致事、

第五条

一 本会之儀之座次之儀ハ上二歳ヨリ下サメ廻リニ決定ス、

第六条

一 右二歳中會議ニテ決定シタル議ニ反対シ又ハ右中ニテ云事防^フキタル者ハ直ニ会儀ヲ致シ二歳中ニテ計取事、

第七条

一 諸事會議ニ付決定之儀ハ多少決ヲ以テ相定ムベキ事、

毎年八月十五日夜綱引キノ事ニ付決議

明治二十八年三月十日決定

第一条 綱造リニ付藥貫ヒノ儀ハ一五歳以下ノ少年ヲシテ貫ワシムベキ事、

第二条 蔓取リノ儀ハ一五歳以上二〇歳以下ノ二歳受持チテ取リ立ツルコト、

第三条 綱カキハ十五日午後一時頃ヨリ集合シテカクベキコト、

第四条 綱カキ二歳ハ十五歳以上二十五歳以下ノ人受持チテカキアテガオコト、

第五条 綱引キノ儀ニ二歳頭揃ハサレバ引クコトヲ得ス

また、二歳中に掟に従わなかったり、風俗を害する等

の行為があつたときは、二歳中より厳しい処分がなされた。その形跡は記録原文で察知することができる。

○年月日不明、前文消失（氏名は伏せて甲乙とする）

甲宅へ宿スル砂利取何乙トカ云フ者、当地風俗ヲ害スル挙動アルニヨリ、甲へ右ノ者ヲ辞退スベク当二歳中ヨリ再三勸告シタルモ全ク聞キ入レサルノミナラズ右ノ者へ左祖シ二歳ヲ敵視スルガ如ク相成リ 日ク我が輩ガ子供ノ二歳中ヘ托シテ育テ貫フノ必要ナシト、是ニ於テ二歳タル者何ゾ切齒セサランヤ記憶スベキコトナリ、之ニ就キ明治三十一年新十月二十三日二歳中ニ於テ決議シ組内一同ヘモ以前ヨリノ有様ヲ述ベ止ムヲ得ズ是ニ至リタルヲ説キ一同ノ賛同ヲ得甲ヘ宣言シタルナリ 決議件、如左

一 当組ノ人ハ甲一家内ヘハ絶交スルコト

二 各二歳ハ我家内ノ人々モ右ノ一家内トハ絶交セシムベク請負フコト

三 〇〇、〇〇、〇〇ノ三人ハ甲方ヘ交通スルモ防ゲナシ、但シ物品ノ売買貸借ハ為ス間敷キコト及甲一家内ノ者ヲ来サシムベカラサルコト、

四 二歳及其家人ニテ甲ノ宅ヘ行キ或ハ交際シ又甲及其家人ノ来ルヲ許シタル者ハ金五〇錢ヲ二歳中ヘ徴収スルモノトス但シ十歳以下ノ子供ハ此限りニ非ズ

五 公用ノ為メニ甲宅ヘ行キ又甲氏ヨリ税金ナドヲ付

長ヘ持チ行ク等ハ妨ナシ

六 之ガ取り締マリトシテ監督ヲ置ク其氏名如左

有村諸右エ門、宮森八太郎、森田權四郎

山村 助次郎、重丸權四郎、重丸与兵衛

七 明二十四日中ニハ二歳ト甲トノ金銭取引ハ首尾ヲ

為スベキコト

八 甲ガ有村諸右エ門宅ヘ柳チギリノ為メ来ルハ許ス

コト

○誤り書

私共儀明治三十一年新十月二十三日○○ト絶交ノ誓約
ヲナシ自之ヲ犯シタルハ実ニ私共ノ過チニ御座候 然
ルニ此度謝罪ノ儀聞届被下候ニ就テハ今後謹慎以テ斯
ル所業致シ間敷依テ誤書如件、

明治三十二年旧三月十四日

(本人氏名) ○○○○印

下有川二歳御中

(保証人氏名) ○○○○

またその当時から昭和二十年頃までにどのように改変
されてきたかを規約により察知できる。

○青年会記録

下有川青年組

下有川式歳中規約

第一条 此二歳ハ下有川中國組及森之園組ノ男子ニシ
テ十五歳以上三十歳以下ノ者ヲ以テ組織ス

第二条 此二歳ヲ組織スルノ目的ハ当地ノ風俗ヲ改良
シ並ニ一致結合ノ力ヲ堅クスルニ在リ

第三条 此二歳中ノ人員ハ各自品行ヲ慎ムハ勿論朋友
相互ニ於テ善ヲ勸メ惡ヲ懲スノ義務アルモノトス

第四条 二十五歳以上ヲ以テ二歳頭ト称シ万般ノ事務
ヲ処理スル者トス

第六条 中國組及森之園組ノ男子ニシテ一五歳ニ達シ
タル者ハ其年ノ旧三月十五日ニ金一〇銭ヲ二歳中ニ

差出シ二歳ヘ加入スル者トス
第七条 二歳ニ加入シタル者ハ左ノ事項ヲ守ルベシ

一 列座ハ長幼ノ序アルベキコト

二 長者ノ命ニハ能ク服従スベキコト

三 淫乱ノ挙動及談話ヲ為スベカラサルコト

四 酒色ニ耽リ、盗ミ賭博鬪鶏等ハ決シテ為スベカ
ラサルコト但シ鬪鶏ノ場所ヘ行キタルモノハ鬪鶏

ヲナシタルモノトミナスコト

五 掛け、箸戰ハ決シテ為スベカラサルコト

六 二歳中ノ決議ニ背クベカラサルコト

七 此他故意ニ惡事ヲ為スベカラサルコト

第八條 第七條ノ事項ヲ犯シタル者アルトキハ二歳中ニ於テ処分スル者トス

第九條 此二歳中ヨリ外国ヘ旅行ノ際ハ帰省迄二歳中ノ事業ニ係ル仕事ハ一切猶予スルコト

第一〇條 村及大字其他ニ係ル農事上ニ関スル講習並ニ有益ナル農談會開會ノ際ハ本二歳中ハ必ず出會スルコト、但シ本條ハ明治四十一年三月十五日ヨリ実施ス

第一一條 二歳中ニ於テ貧困ノ為メ他家ニ奉行シ又ハ學生ニ出ツル人ト云ヘドモ二歳中ニ係ル事業ハ必ず義務ヲ尽シ一日ナリトモ補助ヲ与ヘルコトヲ得ズ

○二歳講規則

第一 毎年旧三月十五日十一月十五日ニ二歳講ヲ開キ諸ノ出来事ヲ吟味シ或ハ戒慎的訓誨的ノ談話ヲ為シ了テ二歳中ヲ親和ナラシメ團結力ヲ固カラシメン為宴會ヲ開ク

第二 講ノ場所ニ年長者ヨリ順次座元タルベキコト

第三 講ハ都合ニヨリ定メノ時日ヲ延期スルコトアルヘシ

第四 必要ノ事項到来シタルトキハ臨時ニ會議ヲ開クコトアルベシ、斯ル時ハ猥リニ欠席遅刻スベカラサルコト

第五 議事数脈ニ岐レタルトキハ多数決ヲ以テ決スルコト

第六 次回ノ講ノ座元及宴會ノ準備等ハ前回ノ講ニ於テ定メ置クベシ、

以上のような掟により、時代が進むにつれその行事も変化している。記録よりそれを列記すると、親睦のための摸合、講の実施、農事組合の組織化、資金作り自衛消防の実施と消防器材の購入、地域早起き奨励のための起こし鐘打ち実施、火災警報用警鐘の設置、共同畑の開墾耕作、入営者の送別、軍事訓練のための武器購入及銃剣道の練習、火災時の防火救助体制作りと訓練、研修視察の実施、農作物競作会の実施、貯金奨励、道路交差岐路の指導標の建設、風紀取締、町外武徳会への参加、連合青年在郷軍人会への出會、帝國青年會館建設資金拠出、危険物入れ設置、北部青年總會出席、講話會の実施、溝辺小学校落成式に棒踊りを実施、品行優良者表彰、高屋山陵清掃奉仕、部落夜警の実施、縄ない競走、除隊者の出迎え、俱樂部の建設、病弱家庭の農業加勢、木佐貫火災寄付と復興加勢、合同三月節句祝の実施、神社例祭に角力奉納、入営者の祈願祭をし旗一流を贈り激励、

以上のような行事をくり返しながら昭和二十年まで継

続されて来たが、その主流は郷中教育が時代とともに改変され町内各青年団同じような組織運営であった。しかし昭和十二年日華事変、昭和十六年太平洋戦争と戦が拡大されるに従い青年達は召集されたり志願し、あるいは、農兵隊、学徒動員で少なくなり青年団活動も続けられなくなって終戦を迎えたのである。なお、溝辺村連合青年会は昭和二年十一月十三日結成されたと記録にあるが、その沿革については資料が見当らなかった。

2 戦前の婦人会活動

青年男子については郷中教育で教育の場があったものの、婦人青年女子については専ら家庭における躾としての教育以外には社会教育と思われるものは見当らなかった。しかし明治末期より大正初期に至り部落や校区において婦人会結成の動きが起り、次第に組織がつくられ会員相互の親睦や交際の簡素化、日常生活上の相互扶助、時局を知るための講演会、等を主な活動内容とし、指導者は学校長や教師にお願いしていた。

本町におけるものは記録より推察すると、大正三年十一月二十五日部落婦人会結成（祝儀園婦人会）の記録があるので、そのころ町内各部落婦人会が結成され

校区、町と連合組織化されたと思われる。当時の活動内容は、出産見舞、温泉サカムケの廃止、節日の進物廃止、講演会の実施、私生児出産者の見舞全廃、総会の実施、資本金作り等を行なった。また会員は十五才に達したら未婚の女子も婦人会員として加入され、のちに処女会と呼んだこともある。これらを推察すると婦人会の運営組織は、男子の郷中教育を見習って発達したと思われる。このように組織化されたなかで、婦人としての教養を身につけるための講習会、生活を合理化するための簡素化運動、風紀を保つための申合わせお互いの融和助合等が主な行事として昭和に引継がれてきたが、太平洋戦争に突入するや、挙国一致の精神に国が強力な指導を加え、愛国婦人会、国防婦人会と変り戦時中の銃後を守る大きな役割を果たして来たが、昭和二十年敗戦を迎え混乱のなかで記録等焼失されたと思われ、当時の記録は見当らない。また会員数も玉利校区分が判明したが役員等是不明である。

○玉利校区婦人会々員数（大正九年三月十五日結成）

年度	大正九年	〇一年	〇二年	〇三年	〇四年
会員数	二一〇	二〇九	二四七	二五四	二五一
					二四三

年度	昭和二年	八年	九年	一〇年	以下不明
會員數	二三九	二八五	二六八	二七一	二九六

二 戦後の社会教育

1 溝辺町青年団

終戦により出征兵士の復員、県外就労者の帰郷等で、多数の人が故郷に舞いもどつて来たが一時はかつて経験しなかつた敗戦のため、社会も人心も混乱の状態であつた。しかし、いち早く新しい時代の組織作りが行なわれたが、従来の組織が敬遠され占領政策等の指導により民主化が進められていった。當時の変化を記録より察知することができるので原文のままを収録することにする。

○ 下有川青年分団規約 昭和貳拾壹年參月改正

第一条 本団ハ森園組及中園組内ニ居住スル男子ニシテ十五才以上二十五才以下ノ者ヲ以テ組織ス

第二条 本団ヲ組織スル目的ハ当地ノ風俗ヲ改善シ青年ノ志氣ヲ振作シ尚衆ニ範ヲ垂レルニアリ

第三条 本団員ハ各自品行ヲ慎シムハ勿論朋友相互ニ於テ善ヲ勸メ惡ヲ徴スノ義務アルモノトス

第四条 退団シタル者ト雖モ本団ヲ指導シ尚忠言ヲ為

スノ義務アルモノトス

第五条 森園組及中園組内ノ男子ニシテ十五才ニ達シタルモノハ其ノ年ノ一月十五日ニ金十錢ヲ本団ニ差出シ加名スルモノトス

第六条 奉公人ト雖モ前記本団区域内ニ居住スルモノハ本団則ニ從フモノトス

第七条 本団ニ加名シタル者ハ左ノ事項ヲ嚴守スベシ

一、列座ハ長幼ノ序アルベキコト

二、長者ノ命ニハ良ク服從スベキコト

三、禮儀ヲ正シクスルコト

四、淫乱ノ挙動及ビ談話ヲ為スヘカラザルコト

五、酒色ニ耽リ盜ミ賭博、鬪鷄等ハ決シテ為スヘカラサルコト

六、掛箸戰ハ決シテ為スヘカラサルコト

七、本団ノ団則其ノ他議決ニ背クヘカラサルコト

八、其ノ他故意ニ惡事ヲ為スヘカラサルコト

第八条 第七條ノ事項ヲ犯シ本団ノ体面ヲ汚辱スル者アルトキハ本団ニ於テ処分ヲ為スモノトス

第九条 本団員ニシテ区域外ニ居住スル者ハ帰省迄本団ノ事業ニ係ル一切ハ之ヲ猶予スルコト

第十条 村及大字其ノ他ニ係ル農事上其ノ他有益ナル講話講習會開催ノ場合ハ奉公人以外ノ団員ハ団長ノ

指示ニヨリ必ズ出会スルコト

奉公人ニツイテハ其時ニヨリ団長ニ於テ之ヲ定ム

以下破損

○ 森園青年分団々則 昭和二十二年三月改正

第一章 総則

第一条 本団ハ森園青年分団ト称シ事務所ヲ分団長宅

ニ置ク

第二条 本団ノ目的ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、国民道德ヲ振興シ公民の修養ヲナスコト

二、實際的知能ノ涵養ニ努メ職業の堪能ヲ修得スル

コト

三、質実剛健ナル氣風ト強健ナル体力ノ養成ニ努ム

ルコト

第三条 本団ノ目的ヲ達成センガ為左ノ事業ヲ行フ

一、団員ノ修養ニ関スルコト

一、勸業ニ関スルコト

一、社会教化ニ関スルコト

一、公益ニ関スルコト

一、体育ニ関スルコト

一、基本金造成ニ関スルコト

一、模範青年ノ表彰ヲナスコト

一、其ノ他本団ノ目的ヲ達スル為必要ト認ムル事項

第四条 本団ハ森園並ニ上森園部落内ニ居住スル男子

ニシテ十五才以上二十五才未満ノ者ヲ以テ組織ス

第五条 本団ニ左ノ役員ヲ置ク

分団長一名副分団長一名幹事若干名

第六条 分団長、副分団長ハ總會ニ於テ選舉シ幹事ハ

二十才以上ノ者ヲ以テ之ニ充ツ

第七条 役員ノ職務ヲ定ムルコト左ノ如シ

一、分団長ハ団務ヲ總理シ會議ノ時ハ議長トナリ又

分団ヲ代表ス

一、副分団長ハ分団長ヲ補佐シ分団長事故アル時ハ

之ヲ代理ス

第八条 役員ノ任期ハ一ケ年トス但シ再任ヲ防ゲズ

補欠ニ依リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ残任期

間トス

第九条 本団ニ若干名ノ特別会員及顧問ヲ委嘱ス、任

期一ケ年

一、特別団員ハ三十五才以下ノ退団者中ヨリ幹事会

ニ於テ選定推戴ス

特別団員顧問ハ分団長ノ諮問ニ答ヘ団務ニ関シ意

見ヲ開陳シ協力指導ノ任ニ当ルモノトス

第十条 本団ノ役員、特別団員及顧問ハ總テ名譽職ト

ス

第二章 會議

第十一條 本團ハ毎年一月五日總會ヲ開キ必要ニ応ジ臨時總會ヲ召集ス

行事左ノ如シ

一、庶務會計ノ報告

二、協議

三、事業ノ遂行

四、講話及團員談話

五、報告、表彰、其ノ他

第十二條 幹事會ハ分團長之ヲ召集シ左ノ事項ヲ議決ス

一、本團ノ行フ事業ノ選定及其ノ方法

二、基本金ノ蓄積管理ニ関スルコト

三、團員ノ表彰及処分ニ関スルコト

四、諸規定ノ制定改廃ニ関スルコト

五、其ノ他本團ノ進展上必要ナル事項

第十三條 本團ノ協議事項ハ團員或ハ役員ノ半数以上

出席スルニ非サレハ議決ヲナス事ヲ得ス、議事ハ過

半数ヲ以テ之ヲ決ス 可否同数ナルトキハ議長ノ決

スル所ニ依ル

第十四條 本團則及本團ニ屬スル諸規定ハ幹事會ノ決

議ヲ得ルニ非ラサレハ變更スルコトヲ得ス

第三章 會計及帳簿

第十五條 會計ニ関シ次ノ通り定ム

一、本團ノ經費ハ入會金及其ノ他ノ收入ヲ以テ之ヲ支弁ス、年度末ニ至リ剰余金ヲ生シタル時ハ基本金ニ編入ス

二、寄附金ハ分團長之ヲ受納シ基本金ニ編入ス 但シ指定寄附ハ此ノ限りニアラス

三、基本金ハ予金又ハ有価証券トナシ利殖スルモノトス、基本金ノ処分ハ幹事會ノ議決ヲ經ルヲ要ス

四、會計ハ毎年一月十六日ニ始リ翌年十五日ニ終ル第十六條 本團ニ左ノ帳簿ヲ備付ケ記帳整理スルモノトス

トス

團則並規約 團員名簿 記錄簿 出欠簿 會計簿

備品台帳

第十七條 本團ハ毎年四月八日下有川平田岡六觀音ノ

祭典日ニ本團員ヲ主トシテ奉納角力ヲ開催スルコト

附則 六觀音春期大祭四月八日例祭ニハ從前通り森

園及中國青年團ハ兩組合ノ氏子總代ノ指導ヲ受ケ角

力其ノ他勞力のニ協力スルモノトス

○ 森園青年分團々則

昭和二十四年一月三十一日改正

スルモノトスルコト

四月八日（三月二十日の変更）

第八条まで昭和二十一年改正に同じ

第九条 本団員ニシテ区域外ニ居住スル者ハ帰省迄本
 団ノ事業ニ係ル一切ハ之ヲ猶予シ区域外ニ居住スル
 者ハ申シ合セニ依リ年五拾円ヲ拠出スルモノトス
 但シ資本金造殖ニ関スル事業ニ付イテハ区域外ニ
 居住スル者ト雖ドモ之ヲ猶予セズ年金貳百円ヲ差シ
 出スモノトス

○ 町青年団の役員と団員数

年度	団員数	団長氏名	副団長氏名	備考
昭和二十年		飯野武夫		青年学校長
一一		富岡重男		
一二		重留三千夫		
一三		野村行雄		
一四	一、五〇〇	野間勝美		
一五	一、五〇〇	野間勝美		
一六	一、五〇〇	延時力蔵	中大馬野秋久夫治	
一七	一、三〇〇	大野久治	中馬秋夫	
			岩沢典男	
			徳竹ノ内定照子	

第十条 （昭和二十一年に同じ）

第十一条 団員中区域外ニ奉公スル者ト雖ドモ其ノ事
 由ノ如何ニ拘ラズ加名中ニ依ル事業

第十二条 団員中資本金造殖ニ関スル事項ヲ在学者ハ
 之ヲ免除ス

第十三条 加入脱退ハ原則トシテ自由トス、但シ脱退
 ヲ欲スル者ハ脱退届ヲ差シダシ会ノ承認ヲ得ルモノ
 トス

以上の規約を
 見ても年々改正
 され、加入の強
 制力もだんだん
 と崩れていつ
 た。特に記録よ
 り「軍国主義一
 掃ノ声ヤカマシ
 ク六月五日（昭
 和二十一年）一
 済ニ剣道道具、
 銃剣道防具及木
 銃、竹刀ヲ焼却
 ス」とあり、こ

二八	一、三三〇	犬童教孝	松山 浩	松山 睦子
二九	六二〇	末元正己	犬童教孝	松山 浩
三〇		久木田春光	今松別府三枝郎	山岩下元姫秋子夫
三一	七〇〇	岩元秋夫	野松元田妙卓子郎	堂有平村ス四ミ郎
三二	六五〇	有村久行	中今山吉千恵子人	野大間角きり子義
三三	六五〇	大角勝義	大有山村峯久子行	岩大元野篤道子夫
三四	四六〇	重丸諄一	重宗丸像鳴子健	中春山田みどり忍
三五		宗像 健	川久木床田友三子郎	笹木峯場君江豊
三六	三〇〇	野元健至	笹木峯場久美子豊	森田久夫
三七	一二〇	森田久夫	重野丸村君子恵	別府清臣

れによって武勇
忠孝の郷中教育
は次第にうすれ
て行つた。また、
男女同権が呼ば
れ、昭和二十一
年三月二十一日
始めて青年男女
合同の青年団結
成を見て今日に
至っているが、
その間、部落の
夜警、神社の奉
納角力、精神修
養の早朝山陵参
拝、夜警の非常
事故訓練、戦死
者の遺骨出迎え
農村慰問の演芸
会、世論箱設置、
指導標の設置、
体育部、文化部

三八	一三〇	山口 皇紀	木場 幸一	山下 勝義
三九	一三〇	海江田 弘	重丸 紘美	西溜 正子
四〇	一二〇	鈴木 健	竹ノ内 勝紀	
四一	七〇	吉森 政志	追鳥 政美	西野 藤子
四二	八八	有村 秀忠	森田 峯一	野村 サエ子
四三	一一九	岩元 節夫	高田 正行	大山 茂子
四四	一二〇	高田 正行	坂口 博三	宗像 裕子
四五	八五	満塩 時政	久保田 志朗	隈元 紀子
四六	八〇	久保田 志朗	満塩 春加	山崎 水代
四七	八三	満塩 春加	岩切 正信	丸山 トヨ子

連絡協議会に
改正

を設置活動を始
む。敬老会の実
施、道路補修、
防火用水槽の掃
除、講演会等の
行事を行いなが
ら年とともに内
容を変えるとも
に団員数も過
疎のあたりを受
けて減少して来
た。

○ 昭和四十七年度町青年団連絡協議会に改正したが
年間事業は次のようになっている。

七月 総会、花いっぱい運動、きよ火リレー練習

八月 球技大会、きよ火リレー練習、明正選挙推進

九月 きよ火リレー練習、町青年大会、郡青体育大会

十月 太陽国体きよ火リレー

十一月 幹部研修

十二月 合同ダンスパーティー ダンス教室

一月 成人式の実施 二月 郡青文化祭

三月 総会 郷土芸能保存練習公開

なお各大字にそれぞれ大字青年団があるため、町は
連絡調整と各大字が合同で行うような行事だけを扱
い、日常活動は大字で実施するがその主なものは、毎月
青年の日を決め卓球やバレーを実施、八月にキャンプ、
十月研修旅行、十二月忘年会のほか団によっては神社
の奉納角力、棒踊り、ハイキング、奉仕活動、レクリ
エーション活動をし、その資金獲得のため山払いの協
同作業が行なわれている。

2 溝辺町婦人会

終戦後竹子、溝辺、玉利の三校区はそれぞれ校区内各部落婦人会員をもって校区婦人会を結成し、新時代の子供の教育や、趣味教養のための各種行事講座

習会、学校行事への参加、結婚式簡素化運動を推進してきた。町においても組織はあったと思われるが昭和二十六年以降の記録しか見当たらないので次に年度毎に紹介する。

○ 溝辺町婦人会の沿革

年度	区分																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	町連合婦人会	溝辺校区婦人会																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
昭和二十一年	会員数	会長氏名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	会員数	会長氏名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	会員数	会長氏名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	会員数	会長氏名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	会員数	会長氏名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
二二	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五	二二四	二三	二二五

三二	一、〇〇〇	春山フヂ				植徳木永あやなみ子		神田橋ちえの
三二	一、〇〇〇	岩元文江				植萩木迫なみつえ	二六〇	新村つる
三三	九〇〇	春山フヂ	三六九	国生フヂ子	一一〇七四五	岩福元永すクエ	二五二	今村コトエ
三四	九〇〇	西山ノブ	三八一	木佐木アツ子	九八	岩上元原淑久子		蔵園スギ
三五	九〇〇	西山ノブ	三四一	岩元華枝	七七	末山元下ツ美枝子	二五〇	前田とみ子
三六	八八〇	国生フヂ子	三三四	岩元華枝	一一〇七二〇	植野間木口タマ子	二七四	岩切とみ子
三七	八七〇	国生フヂ子	四三〇	野間ミヨ子	一七五	山徳下重栄みき子	二八四	野村ミヤ子
三八	八六〇	岩元華枝	四三〇	有馬ミチ子	一七三七	末山永下洋幸子	二〇九	新村つる
三九	八五〇	鳥丸フヂ	四三〇	有馬ミチ子	一七三	岩玉元利富美代子	一八一	村田陽子
四〇	八三〇	鳥丸フヂ	四一〇	山村シゲ子	一七八五	岩住元吉つぎ子	二〇〇	松山睦子
四一	八一〇	鳥丸フヂ	三三五	竹ノ内照子	一七八	齊永藤倉品ハルエ子	一七七	西野あき子
四二	七九〇	鳥丸フヂ	三六五	野間智	一七七一	岩野間口愛タマ子	一七五	剝岩そよ
四三	七七〇	鳥丸フヂ	三五五	東郷瞳	二三七	野間口タマ子	一五九	前田信子

四四	七〇三	鳥丸フヂ	三三四	東郷 瞳	二三〇	徳永 鈴子	一四九	岩元 幸子
四五	六六〇	岩元 華枝	三二一	今村 日出子	二〇八	不在(町会長兼)	一四一	下園 静子
四六	六四二	岩元 華枝	三二九	今村 日出子	一八〇	満塩 清子	一三三	西野 なみ江
四七	五九二	野間 智	三〇〇	野間 時子	一七四	玉利 篤子	一一八	宗像 すみえ

このように産業経済の激変は過疎化を伴い、高度経済成長は、物質、金銭に走る婦人群を作り、心が失われる結果を生み出した。婦人会もそのおおりを受けて会員の減少を来しながらも、残った人達は、近代的知識と社会連帯感を深め、意義ある生活のできる、心豊かな主婦になることを目標に、部落婦人会の活発化と組織の拡充(全員加入促進) 県民運動の推進(親切運動、ちらさない、こわさない、よごさないの三ない運動、冠婚葬祭の簡素化運動、花いっぱい運動)、健康管理の強化、(栄養教室、スポーツ活動、結核ガン検診) 青少年の健全育成(家庭教育、声かけ運動、不良化防止運動)等を骨子にして、明るく住みやすい地域づくりと心豊かな婦人像を目ざして努力が続けられている。

3

溝辺町社会教育行政の沿革

人は生涯にわたり、時代の進展に取残されないため、あるいは順応して行くために学ばなければならぬが、制度上は昭和二十二年教育基本法制定以前は、専ら個々の意欲と自主性に頼っていたので行政として指導する窓口もなかったが、法制定により社会教育が国及び市町村によって奨励されなければならない旨規定されるとともに、昭和二十四年社会教育法制定により具体的なものも規定され、公民館や社会教育主事の制度がとられ、全国の県や市町村に社会教育行政の分野が新設された。

溝辺町においても昭和二十八年三月九日社会教育委員設置条例が制定、委員定数十名で発足し、昭和三十年十二月一日最初の社会教育主事が任命され、婦人会や青年団等社会教育団体の育成指導が始まり

四十年度に公民館建設に着工、昭和四十一年四月一日より開館し現在に至っているが、その間における社会教育担当主事等は次のとおりである。

昭 和 年 度	区 分	社会教育 委員長	社会教育 主事	社会教育係	公民館長	公民館 管理
四〇	最勝寺良直岩元 喜吉					
四一				岩元 彬子佐方		直竹下アヤ子
四二				二月田泰代		
四三				下園美知代		
四四	長野 久					
四五						
四六						
四七				野村 定美		

育の確立につとめる。

このため、関係機関団体との連携を密にして、

指導者の充実と社会教育条件の整備を促進し、成人教育、青少年教育の拡充と、社会体育の振興を

はかり、心身ともに健全な人づくりと、明るく豊かな町づくりを促進する。

イ 努力点

- (1) 長期計画の樹立と推進体制の確立
- (2) 指導者の専門的資質を高め、指導の重点化と教育の効率化
- (3) 社会教育施設の整備と機能の拡充強化
- (4) 生涯の各時期における教育の振興
- (5) 社会教育関係団体、グループ等の充実とボランティアの発掘
- (6) 郷土の芸術文化活動の推進と文化財保護
- (7) 社会教育施設の充実と活動の組織化

ウ 社会教育の分野

- (1) 中央公民館の管理運営
- (2) 総合運動場の管理運営
- (3) 図書館の管理運営と読書普及
- (4) 青年学級、婦人学級、家庭教育学級、幼児の母親学級、老人学級等の開設指導

- (5) 子ども会、スポーツ少年団等の育成指導
- (6) 学校開放事業
- (7) ユネスコ、新生活、県民の各運動推進
- (8) 視聴覚教育
- (9) 文化財保護
- (10) 芸術、文化の奨励と活動、グループ育成
- (11) 青年団、婦人会、PTA、老人会等社会教育団体の育成指導
- (12) 各種スポーツ大会、スポーツ教室の開催
- (13) 町民を対象とした、講座、討論会、講演会、講習会、展示会等の開催
- (14) 社会通信教育、社会放送教育
- (15) 社会教育相談事業
- (16) 栄養改善推進事業
- (17) スポーツ安全会、子ども会安全会
- (18) 郷土誌研究会及郷土誌の編さん発行
- (19) レクリエーションの指導普及
- (20) 体協その他スポーツ団体の育成指導

5 社会教育予算

(単位 千円)

年度	区分	合 計	社会教育総務費	公民館費	社会体育費	視聴覚費	各学級費	図書館費	文化財保護
昭二九年		〇							



中 央 公 民 館

6 公民館活動

中央公民館建設までは、青空公民館と呼ばれて施設のないまま、学校や部落公民館を借りて、公民館活動がなされていたが、昭和四十一年四月一日中央公民館開館と同時に総合社会教育のセンターとして各種の学級や会合がもたれた。

中央公民館は、総工費一千八百万円で、敷地四千九百五十平方メートル、建物面積八百六十三平方メートルで部屋数十二室、運動広場を中心にコの字形になっている。

活動の主なものとしては、婦人学級、音楽教室、民踊教室、栄養教室、手芸教室、花木教室、料理講習、生花講習、指導者研修会等を実施し、常時図書貸出、ホールでの卓球、空手部、弓道場での弓道等日曜といわず夜といわず活用されている。また町内社会教育団体や各種会合にも頻繁に利用され総合社会教育の役目を果たしている。開館以来の各室ごとの利用状況は次のように年々増加の傾向にあることは、喜ばしいことである。

○ 溝辺町中央公民館利用状況

施設名	年度					
ホール	四三	四四	四五	四六	四七	
中会議室	一三七	一七四	三〇九	三四〇	三三二	
講座室	一四〇	一二九	一四二	一五二	一六八	
和室	一一一	五六	一〇三	一六一	一二六	
調理室	一九二	五九	八二	八四	七一	
図書貸出数	一〇七	一三	一〇	一一	一二	
映写機利用	八四九	四二一	九三九	七七五	三七〇	
	五	五	三二	一	二七	

7 社会教育関係団体とその規模

団体名	会員数	代表者氏名
町PAT連絡協議会	九二二	野間勝美
溝辺小PTA	二五六	松山淳一郎
陵南小PTA	一七一	福永忍
竹子小PTA	七五	延時力蔵
溝辺中PTA	三〇〇	野間勝美
玉利中PTA	一二〇	福永正人
町連合婦人会	五三四	野間口タマ子
溝辺校区婦人会	二六四	花堂とき子

陵南校区婦人会	一六四	藤山律子
竹子校区婦人会	一〇六	蔵園ツタ子
町青年団連絡協議会	八六	丸山幸男
有川青年団	一四	野間勝幸
竹子青年団	三六	溝口新一
鯉青年団	二二	重森喜代富
崎森青年団	一四	植木光幸
町老人クラブ連絡協議会	八四八	最勝寺良直
町栄養改善推進員会	一〇	野間口タマ子
町体育協会	四〇四	有馬四郎
花木同好会	二五	西山民雄
竹子学生会	三〇	外山幸一
竹子コーラスグループ	一〇	大山親夫
洗心子ども会	四六	加来宗曉
紅葉会	五〇	神田橋チエノ
ときわ会(麓)	五八	鳥丸フヂ
ときわ会(崎森)	三〇	岩元スエ
溝辺中柔道スポーツ少年団	一四	今別府良春
溝中、野球スポーツ少年団	二八	朝倉剛
溝中バレースポーツ少年団	二九	金田美明

(資料・教委 社会教育)

第六節 生活文化

一 衣

大昔は草木(楮・藤・その他)の繊維を取って来て色々と工夫して、身体につけたのである。

綿が栽培されたのは、室町時代の末期といわれ、一般に普及されたのは、江戸時代の初期である。

十九世紀には、大部分木綿の時代になったが、それまでは広く麻を栽培して、糸を紡ぎ衣料にしたのである。

江戸時代から大正の初期にかけて、農民の服装について述べる

1 仕事着

ア 男子

(1) 頭

タカンバッチョ(竹の皮と竹のへごを使って糸で編んだもの)

(2)

チヨノゲ(手ぬぐい・頬かぶり・鉢巻にして頭に首に用いた)

(3) 上着

コダナシ(作業着・シゴトダナシ、そ

れに袖なしを用いた。

(4) 下着

バッチ(フンドシ(ヘコ)をして、その上にはいた、モモヒキ)

(5) 足

山ぞい・長ぞいをはいたが、田畑には素足が多かった。

大正の中期綿製の地下足袋が出廻ったが、一部の人が使っていた。昭和の初期になって、ゴム製の地下足袋が一般に普及した。

イ 女子

(1) 頭

手拭・タカンバッチョ

(2) 上着

コダナシ

(3) 下着

メダレ・腰巻

(4) 足

山草履、素足が多かった。

雨の降る日は男も女も、みの(カヤの葉や、棕櫚の皮で細工したもの)を着用していた。頭には、竹の皮で作ったタカンバッチョを着用した。

今はほとんど、雨合羽を着けるようになった。

2 普段着

長衣裳(衣装)夏は一重・冬はあわせの衣装を、

大人は長袖に、子供は筒袖に仕立あげて、帯をしめてきちんと着付けていた。

家で糸を買って、くやどんで染めカセにし、織機

で手織綿や、かすりに織って着物に使用していた。

3 晴れ着

全部とは言えないが、男は紋付・羽織・袴、女は紋付羽織、または模様のついた「重ね」厚帯（今の「おたいこ」を締めて正装としたが、普通の人は手織物であった。

4 洋服

明治維新と共に、外国文化の交流が盛んになり、洋服の必要性にせまられたが着用している人は、一部の人々にすぎなかった。

すなわち上層の外交に携っている人、留学生、軍人などは早くから洋服を着用していたが、本町においては大正の初期ごろ、学校の先生、役場吏員のわずか一部の人々が着用していたぐらいであった。

昭和の初期になると学生服（霜降りの結えり、木綿製）が急に増えて、着物姿は少なくなり遂次洋服姿が多く見られるようになってきた。

段々年が立つにつれて、結えりが背広になり、いつの間にか綿製品は姿を消し、混紡や、純毛へと品質も優秀なものが出回るようになって来た。

昭和四、五年がすぎると一般大衆の中にも、背広の着用者が急に増えて来た。

5 戦時中の服装

ア 男子

日支事変から太平洋戦争へ、日本は九ヶ年にわたったの長期戦が余儀なく遂行され、軍事優先で国民の生活は衣、食、住すべてにわたったの物質不足は勿論、生活は年毎に深刻となり苦しい時代を迎えた。

国民総動員の体制が整えられ、服装も国民服に統一され、布地は全部カーキ色一色で、品質の上下はあったが、結えりで冠婚葬祭を始め一般行事まで、この国民服を用い戦闘帽をかぶって、地下たび巻^{まき}脚絆^{きゃはん}という姿で、竹槍訓練、消火訓練も元氣よく行動したのである。

イ 女子

女子も男子に劣らない銃後の守りを強化するために、国防訓練に参加することを強制され、愛国婦人会の考案によって、モンペイが日本全国津々浦々まで着用されるようになった。

初め多少の抵抗はあったが、活動的で着用しやすく統一された服装で、防火訓練やその他の訓練、儀式、行事等に参加し、勝ち抜くために大人・学生・学童・子どもまですべて着用するに至っ

二 食

た。終戦後もなお、職場の制服として愛用されたが、特に戦時中手製の雑のう防空ずきんなど、平和な今日では思出の一つである。

ウ 学童の服装

大正末期までは、小学校児童は着物姿で登校した。夏は一重一枚、冬はあわせ、羽織、ネルの肌着を用い、また高等科の生徒ははかまをつけていた。

通学はほとんど素足で、冬の霜朝など草履や下駄をはいたが、朝会にはいつも素足で整列し、校長先生や過番先生の話が長くなると足の下は霜だけで、足はいたくなり低学年の子どもなど泣き出す者もいた。

このころ本（教科書）は風呂敷に包み、持ったり、背中に背負たりして登下校していた。

大正十年ごろになると、霜降りの通学服が出回って大へん便利になったが、農家の生活は不況の波にさらされ、生活は苦しく着用する児童は少なかった。

しかし中学校、女学校（現在の高等学校）の制服は男は霜降の結えり、女は水兵服に統一されていた。

正月・盆・豊祭には御ち走をうんとたべ、また冠婚葬祭、家の建築などには、特別の料理が準備されたが、平常は一汁一菜（主として味噌汁・ラッキョウ・梅干・大根・菜葉の漬物）で、時に干し魚が一匹皿に盛られると上等の方だった。

特に魚介は海岸に遠い関係で、浜ノ市、加治木、松原から揚売りといって、干魚（ガランピュ）を売りに来る女行商人がまれに見える位で鮮魚などはほとんど手に入らない明治のころだった。

しかし山野に自生する、わらび・たけのこ・のびる・シロ・ミョウガ・キノコ・山芋・フキ・ツワ・セリなど自然にある野菜、それに年中絶えない新鮮な野菜や果物など豊富で、魚介に恵まなくても、この地方住民の生命を養ってくれた自然の恩恵は、誠に尊く有り難いものであった。ちなみに仏教の影響をうけて、四足物（牛、馬など）は食べないとの長い間の因襲で、脂肪分といえば、豆腐・へちま・にがりなどの油いためで、蛋白源はわずかに鶏卵・豆腐などでこれを補った。今日のようにどの家庭でも肉を食べ、トマト、ピーマンの栽培が行なわれ、ミルクをふんだんに飲用し、カレーなどの洋食が食せんに供せられるよ

うになったのは昭和末期からの事である。

特に戦時中は、すべての物質が統制下におかれて配給制度となり、戦後は外地からの引揚者、復員軍人などによって人口が急増し、人々は餓死寸前に追い込まれたが、めざましい経済成長の結果は物資豊富、食生活も著しく向上して、国民の体位が欧米先進国世みに向上しつつあることはまことに喜ばしいことである。

次に藩政時代より明治時代における農民の食ぜんのぞいて見たい。

米を上納として藩主に納めた農家では保有米は極めて少く雑穀が主食であった。この事は明治の世となっても大した変化は無く、わずかに黒砂糖、昆布、めざし、種子油などの調味料が多く使われる程度のもので米んめしふ（米のごはんに魚のおかず）は食卓によせる庶民のいつわらざる声であった。

◎ 風味独特の手料理

明治は遠くなりけり、というがその遠い明治の味二つ三つをここに紹介する。

1 麦飯

フンモシで荒麦をつき、二、三時間かけて精麦となし（精米器の無かったころ）、これを米代りに御飯として食べた。粘り気は無かったが独特の味があっ

た。

2 冷やずい

味噌をすり鉢ですって、しそ、きゅうりなどうすく刻んで入れ、汁を作って麦飯にかけて食べる。昔の人は大食漢、七、八杯もたべたもの。

3 からいもんしめもん

共同作業などの間食（十時、三時のお茶）には甘しよの皮をむいて、里芋、大根、人参、吊し大根、カンピョウなど煮て、塩または手醬油で味付けをした。

4 ねいぼ

からいもを小さく切って、たきあげこれに糯粟もちあわの粉を入れて混ぜ合わせたもので間食に多く用いた。

5 そまんだご

甘しよを小さく切ってたきながら、そまの粉を入れ、すりこぎでよく混ぜ合わせて塩を入れ、丸くだんごのようにつくった。囲炉裏で焼きながら冬の夜長を楽しくみんなで賞がんだものである。

6 小麦団子

からいもをふかして、小麦粉をつきませて、竹ノ皮、青桐の葉などに包んで、釜で蒸しあげるの、そのまま食べてもよし、砂糖、きなこ（大豆の粉）

をつけて食べると味更に良し。

7 さかんした

そまの粉をねり合せて、薄くのばし、細く刻んだものを野菜と一しょに煮こんで味を付けて食べた。独特の味があって、農家では身体を温める食品としてちょうほうがられ、また来客用にも供した。

8 その他

からいも団子、そばきり、おかべ（とうふ）など現在の物と大した違いはないが、豆腐は家庭で塩汁（にがり）をとりこれを使って大豆汁を凝固させて作ったものである。醤油もすべて手製で、これらの食品は、とても今ごろはやりのインスタント食品などとは比べものにならない風味があった。

三家

江戸時代の郷士の家は堂々たる構えのもので、表間（オモテンマ）・（中間ナカンマ）・小座（コザ）・中家（ナカエ）・納戸（ナンド）・土間（ドツニワ）・端居（ハシイ）と整った田の字型作りだった。

母屋の外に、馬屋、釜屋、便所（セツチン）、氏神、門などがあった。

特に門は家柄を象徴するように、きれいに屋根をふき戸はかんのん戸開きに出来ていた。



明治の家（故久木田筑之助宅）

庭の一隅には武技を練習する道場もあって、百姓の家に比べると、すべてが整然として目立っていた。

百姓の家は雨露をしのぐという程度で粗末なものであった。これは資材がなく、また経済力もなく、その他色々理由はあっただろうが、当時の農民の気力の乏しいことも、大きな原因の一つであったに違いない。

その実態は平屋根作りでからみつけた壁、雨戸が完

全に建てられたものはほとんどなかったといわれている。また馬屋は掘建て小屋にかべのない、それこそ大風が吹けば一たまりもない程の粗末なものであった。

きびしい長い藩政時代を経て、明治維新の時代を迎え百姓の生活もいくらか、余裕が出来てきたのは明治の中期以後のことである。

このころになると「石ずえの家がぼつぼつ出来るようになった。材木は主として松、椎の木等が使用され、山で大木を根倒し、のこぎりをいれて角材や板等になり、運搬を可能ならしめるための作業は、木こり（こびき）という職人がやったものであるが、この材料を揃えるためには大変な日数を要したものである。

大正時代になると、新しい家もたき火ですすけて黒色になり、清潔の時など苦勞が多かった。

屋根にかやを多く使った家では二十年位維持されたが、この屋根のふき換えの時は加勢の人は土人のようにすすをかぶり、笑いを興じたものである。

三月ごろ部落の人は家のふき換えに毎日共同作業に出て多い年は、二十日位費したこともある。

昭和時代になると、農家も余裕ができ外見を張るようになり、かやぶきの家の軒の所にオダレをつけ、かわらぶきにしたり、中家を別棟にとりつけ板壁を張り

めぐらすなど、いかにも富豪の家らしく改築されはじめてきた。

なお終戦後昭和三十年ごろから経済も安定し、農家の家とは思われないような家が新築されたり、改築されたりした。

今はかやぶきの家など姿を消し新しい世代になって来たが、そのころの家の構造をとらえ、材料をどのようにによんでいたか概要を記しておく。

カヤ 六把を一駄、大きな家は百駄位用意した。これを運ぶにも、馬の背と人の力に頼るより外なかった時代が長くつづいた。

ガツシヨウ 重みを支えるため組まれた支柱。

ヤナカ竹 ガツシヨウを安定させるため組まれた支柱。

カヤカレ 四角の支柱、屋根にとりつけてある。

棟、タルキ竹 現在も同じ。

ハシ竹 ノゴメの役目をする竹

シモト竹 カヤをおさえてぬう竹

道竹 足場をもうける竹

イラカ竹 屋根にならべる竹。

屋根 イラカとよんでいた。

イラカに猫といって枕をとりつけた。

ツマの方のカマボコ形を鼻と呼んでいた。

。フチ竹 セメボコ竹。片ボ目。

◎ 照明について

明かりは、以前山からアカシ（松のトガ）を取ってたいところもあったが、後コトボシ（種子油、茶の実油などを燃料としていた）が考案され、石油ランプに変わり、大正八年始めて溝辺に電燈がついて、昭和になって町内全域にわたり、その恩恵に浴するようになった。

囲炉裏は一家団らんの中心で、夜なべ仕事の場所にも使われたが、一面家長制度の家の姿を象徴したところでもあった。

囲炉裏には、大きな丸太（火のトツ）をたいて、火種子を絶やさず、土間に面した方がトツジイ、これに向って正面が家長の座の横座、その左側はせん棚を背にして、主婦の座（茶のん座）、向い側は客座と称し、ふだんは渋茶をすすりながら、ここで客を応対した。

終戦後、電熱器、プロパン、石油コンロの普及と共に今はほとんどその姿は消え去ってしまった。

第七章 宗 教

第一節 神仏分離と廃仏希釈

仏教がわが国に伝来したのは日本書記には仏教公伝の年を欽明天皇の時代五五二年としており、「上宮聖徳法主帝説」、「元興寺縁起」などは五三八年としており、後方の説が有力であるといわれているが、とにかく仏教の伝来は百濟聖明王が仏像・經論を天皇に献じたのが公伝のはじまりである。仏教伝来の当初は、これを信仰するか否かについて蘇我氏と物部氏、中臣氏のあいだにはげしい論争はあったが、仏教の教えは、美しい仏像とともに、これまでそぼくな原始神祇信仰しかもたなかった人々の心をとらえ、しだいにひろまっていた。

そして奈良朝時代、平安朝時代を経て神とともに仏教はいよいよ全盛をきわめるにいたったのである。仏教が全盛を極めていく過程のなかで、独自の体系をつくりながら発展し、わが国の浄土思想は、わが国の僧侶の力によって体系化されてきたものであった。

仏教の日本化を示すいま一つのものに「本地垂迹説（神仏混淆説）」がある。大陸伝来の仏教信仰とわが国古来

の神祇信仰とは、初めは別々のものであったが八世紀ごろからこの両者を調和される努力が僧侶によってなされ、神々も仏法によって救われる衆生にはかならないとされた。そのため神宮寺がつくられ、「八幡大菩薩」というような神に仏教的称号をつけて呼ぶものがあらわれたが、神仏の習合がすすんだ一二世紀ごろには、日本の神々とはもとは仏で、衆生を救済するために神の姿となつてあらわれたものであると説く本地垂迹説がさかんとなり、明治維新の神仏分離まで、長い間国民の信仰思想を支配してきたのである。

しかし徳川時代になつて儒学が盛んになりそのうち中江藤樹、熊沢蕃山らの漢学者が陽明学派の立場から国の宗教として神道説を唱えはじめた。

これにつづいて仏教の排斥を唱導し、一部の学者の間では経済的な立場からも仏教を国害であると唱えるものも生じ、排仏の傾向が暫時たかまつてきた。特にこれを激化させたのは国学者の運動であつたといわれている。

加茂真淵、本居宣長らはいわゆる復古神道の唱導者であつて強く仏教を排斥したのである。

かくして徳川時代の末期になり神仏分離、廃仏断行へ一変をせまられる情勢の時代となり、ついに明治元年「神仏分離令」が出され、これまでの神仏習合のならわ

しを改めなければならなくなった。

これがために神社と仏寺とのあいだには大きな争いがおこつた。これまで神仏混淆（こんごう）の信仰は国民のあいだに根強く滲透しており、仏像をもつて神体としていた神社が多く、これらは仏像を排して新らたに神鏡をつくつて取り替えなければならなかつたと伝えられている。

霧島、鹿兒島の両神社もほぼこのような状態であつたと伝えられ、ただ隼人町の奈毛木の森の蛭子神社だけは古い神鏡をご神体として神仏混淆の形式をとつていなかったといわれている。このとき多くの神社は木像や仏画を焼き捨て、金属でできていたものは、兵器あるいは鋳銭に利用し仏教に関係ある石像もまたすべて破壊されたのである。

この神仏分離と同時におこなわれた廃仏希釈（仏法を廃止し、釈尊の教えを棄却すること）とは、明治初年の国政改革のなかでも特筆されるべき大事業で、他の諸改革に比較して、より深く国民大衆の精神的宗教信仰にふれ今までの宗教心を根底からくつがえすものであり、あまりにも大きな問題であつたために神仏の分離は全国的に実行されたが、廃仏希釈については新政府もその実行を躊躇し、そのほとんどが神仏分離のみにとどまつた。

しかし薩摩藩だけは廃仏を断行し、僧侶を追放し数年

間藩内には一つの寺院仏閣もなくなり、一人の僧尼もなくなくなったといわれている。

第二節 宗教に関する実態

一 お講の存続

徳川幕府の時代薩藩においては、一向宗がきびしく禁止されていたことは第二部歴史編第四章第五節で述べたとおりであるが、きびしい弾圧の取締り役人の目をのがれるために、かくれ念仏の場所や方法を考案したといわれているが、信者たちはその一つの方法としてお講の組織を作り、お講仏さまを迎え地域講内の持回り方式によって一向宗の教えを喜び会っていたが、暫時お講の範囲も広地域におよぶようになったといわれている。その後、昭和九年勅許によって信仰の自由が許されたのであるが、それ以前創始されたお講は引続き今日までなお存続している。

そのお講には、焼香講、仏飯講、煙草講、三会講、しいたけ講などがあり、現在でもお講の持回り方式で仏灯をともし、お講の方式を守り続け、浄土真宗の教義を味わい喜びあっているのが現状である。

二 仏 閣

本町ではその後設立された仏閣には、麓石峯に光輝

山照明寺が明治一二年説教所として設立され、また有川石原に般若山高陵寺が明治三十四年布教者派遣を出願許可されて説教所を設立、この二説教所はその後仏閣に発展昇格し今日にいたっている。

本町住民の宗教はその二仏閣を中心に浄土真宗の信者が多く、この二仏閣は日常精神生活のより所となっている。最近に至って他宗の信者も若干あるといわれているが、その大勢は二仏閣の団家であり、灯明を朝夕あかし続け仏法の教えを喜んでゐる。

なお、町外加治木町性応寺の門徒となっている数は約二五〇戸位といわれている。

第八章 兵 事

第一節 西南の役

明治元年（一八六八）明治新政府は対馬の領主宗氏を通じて韓国に国書を送り国交を続けるよう要求したが、韓国は日本を警戒してこれを断わった。そこで木戸孝允は「国書はすくなくした韓国を討つべし」と主張したが、西郷隆盛は「まだその時期ではない」といって反対した。

明治六年になって韓国で排日運動が盛んになり、日本

人の締め出しがはじまり、日本を侮辱するピラ等がはりだされた。そして再び「韓国討つべし」という議論がおこってきた。その時すでに西郷隆盛は参議、陸軍大将、近衛都督として政府の中心的存在であったが「いまずぐ出兵すると韓国を侵略することになる。それよりまず使節を送り日本の考えを説いてなおそれでも韓国が応じない場合はやむを得ぬ、断じて討つべきである。その使節に是非自分をやらせてほしい」と主張した。

参議のほとんどがこれに賛成したが、岩倉具視や大久保利通などがこれに反対し、『まだまだ日本は外国と争いを起こすときではない、使節を送れば戦争になる。いま日本はまづ国政を整え、国力を養うことが急務である』と主張し西郷等とすべく対立した。ところが閣儀は意外にも征韓論に内定し、大久保等はこれがために辞表を提出した。これを心配した三条太政大臣はついに病に倒れてしまった。そこで征韓論反対を唱えて来た岩倉具視が太政大臣代理となつて明治天皇に願つて征韓論をひつくり返してしまつた。

征韓論にやぶれた西郷隆盛はこの日ただちに辞表を提出し、同じ征韓派の江藤新平、板垣退助、副島種臣等もまた辞表をだして政府を去つていった。

郷里鹿児島に帰つて来た西郷の後を追うようにして在

京の鹿児島県出身者達が、次々に職を辞めて帰郷してきつた。その主な者は陸軍少将桐野利秋、同篠原国幹、陸軍少佐別府晋介、同平野正介、同児玉八之進、陸軍大尉辺見十郎太、同河野圭一郎等をはじめ、若い士官や下士官または警察官など六百余人余りとなり政府をあわてさせたという。

西郷は帰郷すると同時に青年子弟の教育に志し、日本の将来に備えようと考へ翌明治七年現在の鹿児島大学付属病院の敷地内に私学校を建設した。

この私学校創立の主旨は

一、道を同じうし、義相協うを以て暗に集合せり故

にこの理を益々研究して道義にあへば一身を顧

みず必ず踏み行なうべき事

一、王を遵び、民を隣むは学問の本旨、然れば此の

天理を極め、人民の義務に臨みては一向難に当

り一統の義を可相立事

この指導者には桐野利秋、篠原国幹、村田新八などがあたり、戊辰役の戦没者を祭り、妙円寺参りを行なうなどして精神修養に努めた。そして城下や県内各郷に分校を設けて青少年に戦術の研究や精神修養を行なつた。

鹿児島県令大山綱良は政府から任命された役人であったが西郷を心から信頼し、私学校のために県費を充てた

り、県下に区制を布いた時、区长、副区长には私学校関係の有力者を任命し、警察官にも私学校関係者を多く採用したので県政はほとんど私学校派が握るような格好となった。

このような状況だったから大久保利通の率いる政府の命令などはほとんど徹底しなかった。ある時木戸孝允が大久保に向って「まるで薩摩は独立国のようだ」と言って憤慨したという。

こうして西郷の帰郷後の行動は政府にとってまことに不気味な存在であつたに違いない。そうしているうちに明治九年（一八七六）政府は廢刀令をだした。士族の命である刀を差してはいけないのである。政府のやりかたに不満をもっていた士族の怒りはついに爆発し、熊本で神風連の乱がおこり、続いて福岡の秋月の乱、そしてまた山口県では萩の乱と次々に不平士族の反乱が起ると政府は鹿児島に武器、弾薬を貯蔵しておくことの危険を感じこれを大阪に搬出しようと計画した。

また政府は早くから西郷の動きをけん制しようとして島津久光を左大臣に任じたり、また佐賀の乱のときは西郷を用いようとしたりしたが西郷は動かなかった。また琉球人殺害事件から起こった台湾出兵の時は隆盛の弟従道を総指揮官に任命したり、西郷にたのんで鹿児島士族

を従軍させたりして西郷の意をむかえようとした。また大山巖にたのんで西郷が政府に帰って来るように働きかけたりした。西郷隆盛は決して武力をもって政府に反抗しようとは全然考えていなかった。ただ自分達が力を合してつくった維新政府の犠牲となって禄を失った全国の士族たちに、新政府のもとで生活の道を与えてやりたかったのである。しかしながら政府のやりかたや世の中の動きは彼の考えとは反対の方向に進みつつあった。そのためだれよりもこのことに責任を感じていたのである。

この鹿児島からの武器、弾薬の搬出の計画をいち早く伝え聞いた私学校の生徒たちは「政府はいよいよ西郷先生をはじめ我々を武力でおさえつけようとするのだ」と考え、一月二十九日から五日間にわたって草牟田陸軍火薬庫や磯の海軍造船所を襲い、小銃、大砲、弾薬などを奪いとってしまった。そして鹿児島島の動静をさぐるため政府がひそかに派遣していた小警部中原尚雄をはじめ数人の密偵を逮捕した。中原等は大警視川路利良の命で私学校の解をほかり、西郷暗殺の機会をねらっていたというのである。西郷はそのころ小根占に狩猟に出かけていてこの騒ぎを知ったとき天を仰いで「しまった、早まった事をしてくれた」と大きな声で嘆いたということである。

事態がここまで進展してはもはや西郷もおさえる事はできなかった。「やむを得もん、おはん等と行をともししめす。」とはじめてここに政府詰問への行動を決心した。

明治十年二月十三日私学校生徒を中心とした一万三千人が城下の旧騎兵場に集り歩兵五箇大隊、砲兵二箇小隊を編成し、翌十四日先発隊が熊本へ向って威武堂々と出發した。途中で九州各地の士族が次々に加わり、たちまち三万人余りとなった。西郷は幕僚をしたがえて二月十七日出發した。かすりの着物に博多帯をしめ、黄金づくりの太刀をもってかごに乗り愛犬四頭を伴にしたとの事である。この出陣のときの薩軍の編成は次のとおりといわれている。

一番隊長	篠原 国幹
二番隊長	村田 新八
三番隊長	永山弥一郎
四番隊長	桐野 利秋
五番隊長	池上 四郎

また更に加治木の区長（郡長）であった別府晋介は、加治木、帖佐、山田、国分、溝辺の健児を率い、二大隊を編成して薩軍の前衛となり二月十五日出發した。

溝辺隊は総勢五十三名、岩元太郎が溝辺隊の隊長とな

り柿元軍兵衛半隊長（副隊長）岩元七郎分隊長となって別府隊の先ぼうとなり威武堂々と出發したという。

道を横川にとり進んだが、この年は五十年來の大雪に見舞われ積雪三尺寒風肌をつんざく中を大口、水俣と進み、二月二十日には早くも熊本の手前の川尻に達した。この地で薩軍の意見が二つに分れ、別府晋介、辺見十郎太の一派は直ちに熊本城を攻撃して一挙にこれを陥落せんと主張し、一方篠原国幹、西郷小兵衛（隆盛の次弟）等はこれ無謀とし反対したため急戦派の主張はこれを容れるところとならず、一応待機することとなり翌二十一日開戦の命が下された。

西郷が兵を挙げたという知らせを受けた政府は直ちに「鹿児島賊徒征討」の軍を起こし、本営を福岡に置いた。

一方薩軍は二十二日熊本城を取り囲み総攻撃を開始した。熊本城はその昔加藤清正が七年の歳月をかけて築いた天下の名城で実戦的につくられていた。薩軍の攻撃を早くも知った熊本城では鎮台司令長官谷干城は参謀長の樺山資紀中佐と共に急ぎ弾薬、食糧などを蓄え、ろう城して援軍を待つ作戦をとっていた。

薩軍の方では二十二日から二日間昼夜を分たず強攻したが城の守りは固く、ついに一部をやめて大部隊は前進して田原、山鹿の線に進み、南下して来る官軍を迎え撃

つことになった。そして植木の町に達するや乃木少佐の指揮する歩兵第十四連隊と衝突、薩軍は植木市街を包囲して乃木軍を猛攻撃したため潰乱し乃木軍はたまらず木葉の町に退却した。この戦で乃木軍の連隊旗手河原林少尉は戦死し、連隊旗は薩軍吉野の郷土岩切正九郎に奪われたのもこの戦のときである。

その間にも政府軍はぞくぞくと南下して来た。そして薩軍との間に田原、高瀬、船隈、吉次、木留と田原坂を中心にして激しい戦闘が繰りひろげられた。

田原坂は植木と木葉の間にある丘陵の坂で断がいがそり立ち、守るには絶好の場所。薩軍はこの坂に横穴を掘って政府軍を迎え撃った。しかしながら新式兵器で装備された政府軍と、火縄銃をはじめ旧式火砲を唯一の武器としていた薩軍では無理な戦であった。その上毎日の雨続きで火縄銃はほとんど使えなかった。

三月四日篠原、別府隊は新鋭数百を率いて左右両翼から政府軍に切り込みを行ない相当の被害をあたえたが、この薩軍決死の切込隊にはさすがの政府軍もたまらず一時敗走していった。しかし薩軍もこの戦で隊長篠原国幹をはじめ六十余名の戦死者をだした。そして激戦実に十七日間にも及んだが薩軍はほとんど弾丸もうち尽くし、刀ものこぎりの刃のようになり、数をたのむ政府軍の新

兵器の前にはいかんともしたがたく、戦死傷者は日に増し増えて、ついに涙をのんで後退のやむなきに至ったのである。

この戦で官軍の費した弾丸は数十万発、両軍の戦死傷者合せて七千人余りといわれ、数百米のほうは葉きょうとしかばねで埋まったといわれる。溝辺隊もその大半がこの戦で戦死したといわれる。

溝辺隊の生存者の一人中村市之助翁は後日この奮戦の模様を次のとおり語っている。

「私は二月二十九日の未明薩軍の猛士河野周一郎、川上四郎兵衛、伊藤尚志、伊地知壮之助、児玉軍次、梶木源五郎、仁礼忠勝の七名と共に敵の虚に乗じて大砲の分捕りに向った。四斤半の大砲を分捕ってこれを背負い引揚げたが行くこと数町、その重さに堪えず地上に投げ捨てた。時に指は切れて流血はなだしかったがこの時ほど痛恨な気持ちになった事はいまだかつて経験した事がない。自分はそれまで本陣付きで西郷先生の護衛を命ぜられていたが、これに飽きたらまず前線に出陣のことを嘆願したが西郷先生は「馬鹿なこつ言うな市之助、ここにおれば危険なこともなかぢやろが」ととききいれなかった。しかしなんとか戦場に出たいので、別府晋介先生に無理にたのんで野間藤左衛門と本部付きを交代して前線に出

た。その後奮戦数日、三月三日にはじまった田原坂血戦のときは、とうとう夜明けまで繰返えされた白兵戦の末溝辺隊の勇士のほとんどがこの戦場の露と消えた。自分はこの戦場で近衛の将校を一刀両断血まつりにあげ、その乗馬を分捕って奮戦したが雨のように飛んで来る官軍の弾丸で負傷すること九ヶ所、刀傷二ヶ所を受けてついに落馬して川尻の病院に収容されてしまった。生き残った人達の中には敗れては生きて帰る顔がないと言って切腹する人も多かった。」と當時を思い起こして述懐していたといわれる。

八月十七日薩軍は西郷はじめ桐野利秋、村田新八、野村忍介、別府晋介、中島健彦等の諸將軍議を開き、一まづ鹿児島に帰り再挙を図るべきであるとして、十八日末明辺見十郎太の一隊を先頭に突圍隊を編成して政府軍の重圍を破り、人吉を経て宮崎に入り一時宮崎県は薩軍の支配下になったものの政府軍の追撃はげしく、ついに宮崎を捨て、延岡へ転戦し、小林、飯野を経て八月二十九日から三十日にかけて栗野に達した。

一方政府軍第二旅団は二十八日海路重富に上陸し、加治木に出て溝辺を北進し横川に向い薩軍の退路を断たんとした。そして二十九日横川村竹迫附近の山地に薩軍の一隊と遭遇し、激戦の末政府軍は一時かい乱状態におち

いったが援軍を得てようやくこれを支えた。

八月三十一日薩軍はようやく山中をのがれ川を渡って溝辺村三縄部落に入り、山道をたどってようやく麓北原地区に出たが政府軍一中隊のはげしい銃撃を受けたので、道をかえて上床山麓を抜けて有川に出た。ここから真直ぐ加治木に向わんとしたが政府軍の攻撃が激しく更に転じて山田村辺川に向った。

(補説) 薩軍に従軍し田原坂で戦死した麓氷尻部落出身の溝辺隊士の一人岩元経彦(當時二十一才)の妻ムラさん(當時二十才)は、後日次のように語ったといわれる。「西郷軍が逃げて来たという知らせをうけて間もなくすると官軍がぞくぞく部落に入ってきた。私はすぐ生れて七日目の女の子を抱いて畑の隅に避難していたら、突然鉄砲の音がはげしくなった。顔を上げてみると有川道を逃げて行く西郷軍に向って上床山の上から官軍が一斉に鉄砲でねらい撃ちしていた。その音のはげしさといったら耳がつぶれるようだった。時々頭の上を弾丸が飛んでくるので思わず赤子の顔の上に両手をひろげてかぶせていた。しばらくして鉄砲の音がきこえなくなっただけで家に帰っていると、官軍がしらべに来たが実にひどいものであった。赤子

を抱いていたら「それはだれの子供か」と鉄砲をつきつけて聞かれた時は命のちぢむ思いがした。

西郷軍の家族とわかれれば殺されていたかもしれない。主人はすでに田原坂で戦死していたのもその時は知らずにいた。この子が生まれてくるのをたのしみにして「おいが帰ってくる時は元気な子を生んでおれよ」といって元気で出ていったのに」と当時を思い出して語っていた。(村田二男氏談)

(ムラさんのおい)

辺川に出た薩軍はここでも政府軍の攻撃をうけ、山田に向ったがここでもまた政府軍の銃撃をうけ午後五時ごろようやく蒲生に入った。そして蒲生を守っていた政府軍守備隊と交戦し、これを破って吉野を経て鹿児島に進んだ。そして九月一日ようやく鹿児島に帰り着くことができた。

鹿児島に帰った西郷隆盛は桜島に見える思い出深い城山を最後の死場所と定め、生き残った四百名たらずの隊士と共に最後の戦いを決意して立てこもったのである。そして政府軍の降伏勧告にも応じなかった。

政府軍は次々に鹿児島に集結しその数八箇旅団余りとなった。かくて城山への攻撃はげしくなったので十九日になって薩軍は岩崎谷にどうくつを掘り西郷軍の本陣

をここへ移したのである。このどうくつは今尚保存されている。

十九日に至って攻城軍総指揮官山県有朋は総攻撃の期日を二十四日と決し、各旅団から攻撃隊を編成して準備した。

九月二十四日午前四時三発の号砲を合図に城山総攻撃が開始された。砲隊司令長官大山巖の指揮の下に砲隊は一斉に砲撃を開始した。西郷はじめ薩軍将兵はその前夜どうくつ内で別れの宴をひらき、いよいよ最後の覚悟を決めていた。総攻撃がはじまるや西郷は桐野利秋、村田新八、別府晋介等四十人余りと共に岩崎谷をおりていった。途中弾丸にあたり歩けなくなったので、もうこれまでも思い皇居のある東の方に向って深く頭を下げた。別府晋介の刀がひらめいてすべては終わった。一代の英雄もかくして城山の露と消えたのである。時まさに午前七時西郷にとっては実に波らんに満ちた四十九年の生涯であった。

明治二十二年二月十一日大赦令が發布され、西郷隆盛の賊名を除き、維新当時の功績を賞賛されて正三位を追贈された。

また長崎監獄に収容中の鹿児島県令大山綱良も九月三十日斬刑に処せられたのである。年五十三才であった。

(補説)

この西南役の政府軍ならびに薩軍兩軍の出兵ならびに戦死傷者の数は次のとおりといわれる。

政府軍出兵数 五三、八六七人(内海軍二、〇〇九人)

戦死傷者数 一六、一八二人

薩軍出兵数 約四〇、〇〇〇人

(出兵当初は二〇才く四〇才、のちに一五才く四五才、そして最後は一三才から五〇才迄といわれている。)

戦死または自殺した者 六、二三九人

(鹿児島県史)

一番隊として従軍した溝辺隊士五十三名の名前は次のとおりといわれる。

岩元太郎

岩元善兵衛

岩元四郎

岩元七郎

岩元平太郎

宗像藤助

上原八之進

柿元軍兵衛

町田仲二

中村市之助

野間重一

寺田八郎

岩元吉太夫

平野吉之進

野間藤左衛門

岩元周右衛門

岩元八郎

齊藤六郎

岩元経彦

溝口定右衛門

犬童庄之助

岩元勘右衛門

宗像高葦

岩元軍之助

岩元木八郎

上原八二

岩元彦右衛門

岩元松之助

町田正八郎

溝口矢八郎

外山十郎

岩下次衛門

郡山木十郎

大迫七郎

海江田伝左衛門

上原宗兵衛

岩元甚七

竹下定左衛門

町田元右衛門

岩元周助

寺田仲左衛門

持永四郎太

岩元甚五衛門

岩元吉右衛門

町田覚之丞

岩元甚兵衛

岩元十郎

久木田正右衛門

岩元六右衛門

溝口矢五郎

田上八次郎

神田橋宗之助

野間源五衛門

軍夫として従軍戦死した人

国生宇左衛門

立田伊太郎

下久保勘四郎

岩元宗兵衛

第二節 日清戦争

明治九年(一八七六)に「日鮮修好条規」の成立によって、わが国は朝鮮を市場にすることに成功した。日本商品が朝鮮に進出したり、また朝鮮の米、その他の食糧物資が輸入されるようになった。

これに対し、清国は朝鮮に対する宗主権を主張し、朝鮮を属国視したので、朝鮮をめぐる日清間の対立抗争がはげしく展開されることになった。

そのころの朝鮮の国内状況はきわめて複雑であったが

明治十五年（一八八二）にたまたま京城に軍隊の暴動が起り、日本の公使館も焼きうちされたので、日本は居留民を保護するために出兵したが、清国もまたこれを機会に朝鮮に軍隊を進め、朝鮮の政治的経済的支配権をにぎったのである。この変を壬午の変と称している。

この後、わが国の援助にたようとする一派が独立党を組織し、また一方では清国と結んで事大党を組織しこれに対抗した。明治十七年（一八八四）清国がフランスと戦って敗北したことを機会に独立党がクーデターを起こしたが、事大党と清国軍に攻撃され失敗におわった。

この変は甲申の変と呼ばれている。この二つの事件によって、日清間に戦争の危機が増大されたので、政府は明治十八年（一八八五）伊藤博文を全權大使として清国に派遣し、清国の全權李鴻章と交渉して天津条約を締結した。その条約で両国は朝鮮の独立を認め、今後朝鮮に出兵するときは、互に通知することを約したのである。

これで日清間の対立は一応緩和されたのであるが、一方このころ満洲沿海州から南下して、朝鮮に勢力を伸長し、またこれに対抗してイギリス、フランスも朝鮮に進出しだしてきたのである。

これらの列強の朝鮮進出は朝鮮国民の生活をなはだしく圧迫したので、朝鮮に東学党と称する新らしい排外

主義的な民族宗教が生じ、これが急速に拡大されていった。明治二十七年（一八九四）朝鮮全羅道に農民一揆が起りこれが東学党と結ばれて、国内に急速にひろがり大乱となった。この乱は東学党の乱といわれているが朝鮮政府は、この反乱を鎮圧することができなかったので、清国に援助をもとめた。清国はただちに軍隊を朝鮮に送り、出兵のことをわが国に通知した。

これに対しわが国もまた在留民保護のため朝鮮に出兵したので、再び日清両国の対立ははげしくなり同年七月日本と清国との間に戦争がはつ発したのである。

世界の各国、とくにロシアとイギリスなどはこの戦争に大きな関心を示した。

この日清戦争は日本がはじめて直面した大国相手の戦争であり、まさに国運をかけるものであった。政府は大本営を広島におき、議会も今までの政府との対立を全面的に捨てて戦争を支持、臨時軍費、予算案なども満場一致で可決し、国民もまた戦争に全力をあげて戦ったのである。

日本軍はよく訓練されており、志気もふるって陸軍はたちまちにして朝鮮から清国軍を追撃し、さらに満洲に突入し遼東半島を占領した。海軍も清国北洋艦隊を撃破し、戦争はわが国の勝利となり、明治二十八年（一八九

五) 四月下関条約がむすばれて、講和が成立した。

その結果、

- 1 清国は朝鮮の独立を認める。
- 2 遼東半島と台湾、澎湖諸島をわが国にゆづる。
- 3 償金二億両(三・一億円)わが国に支払うこと。
- 4 通商航海条約をむすび、揚子江沿岸の四市を開港すること。

以上のことを約した。ところが、下関条約調印の直後ロシア、ドイツ、フランスの三国はこれに干渉を加え、遼東半島を清国に返還するよう要求した。当時日本は戦争後のことであり、この三大強国の干渉を拒絶する実力がなかったため、これに従わなければならなかった。

この三国干渉に対して、政府も国民も大いに憤激し、血涙にむせんだのである。これがまた十年後の日露戦争の大きな遠因ともなったのである。

※ 日清戦争出兵従軍者氏名(溝辺町)

階 級 氏 名

歩兵二等軍曹	上原四郎左衛門
歩兵一等卒	宗 像 善之助
同	甲 斐 矢四郎
同	白 浜 矢兵衛
同	下 松 吉太郎

歩兵一等卒

同	原 口 次郎助
同	末 元 矢之助
同	倉 元 金之進
同	外 山 績
同	藤田(川原)佐太郎
同	福元 新左衛門
同	岩 元 伊八郎
同	宗 像 三之助
同	今 吉 八太郎
同	中 山 三四郎
同	上別府 矢 助
同	森 田 仲次郎
同	神 田 清 八
同	岩 元 正左衛門
同	岩 切 喜之丞
同	橋 口 仲太郎
同	有 馬 勇 吉
同	神 園 興四郎
同	輜重輪卒
同	津 曲 新之進

第三節 日露戦争

日清戦争の結果、清国の弱体があったことを機会に

列国は清国に対する利権を求めようと露骨な進出を開始した。明治三十一年（一八九八）ドイツは膠州湾を、ロシアは旅順、大連を租借し、イギリスも威海衛、九竜半島を租借し、翌年フランスは広州湾を租借した。とくにロシアは露骨な南下政策を継続して、わが国の大陸政策と真向から鋭い対立をするようになった。

右のような情勢のもとに、清国民衆のあいだには排外心が高まり、明治三十三年（一九〇〇）義和団が乱を起こし、北京の各国公使館を包囲した。

列国は連合軍を組織し、これを鎮圧したが、日本軍はその連合軍の主力となり活動した。この時変を北清事変と称している。

この北清事変にロシアは大軍を満洲に送り、事変終了後も撤兵をせずして、清国と密約をむすび、満洲における実権をにぎろうとはかった。

わが国では、このようなロシアの態度に対処していく具体的方策として二つの意見が生じた。その一つは親露政策をとり、ロシアの満洲支配を認めるかわりに、わが国の韓国における権益を守ろうとするものであり、その二は、イギリスと手を握り、あくまでもロシアの南下政策を防止しようとするものであった。当時イギリスは日本と手を取ることが極東政策上最も有利であると考えて

いたので、日英間の交渉は急速に進展し、明治三十五年（一九〇二）日英同盟の締結をみるに至った。

同盟の内容は、

1 両国は清、韓二国の独立を確認する。

2 清国におけるイギリスの権益と、清、韓両国における日本の利益を守る。

3 もし同盟の一方が第三国と交戦するときは、他の同盟国は厳正中立を守り、また二国以上と戦うときは、両国が共同してことにあたる。

その後、日英同盟によってけんせいされたロシアは、清国と満洲還付条約をむすび、軍隊の撤兵を宣言したがその実際はかえって兵力を増強した。このためわが国では開戦論が高騰し、政府も開戦の決意をかため戦争の準備をすすめてきた。こうして明治三十七年（一九〇四）二月日露戦争の火蓋はきられた。

日露戦争もまた日清戦争と同様、日本の国運をかけての戦争であり、日清戦争の規模を大きく上回るものであった。その戦費は日清戦争の一〇倍に近く、政府はこの経費を内外の公債や租税の増徴でまかなった。

陸軍の装備や兵員の数は、ロシア軍がすぐれていたが士気、資質の点では日本軍がはるかにまさり、日本軍は満洲各地でロシア軍を破り、明治三十八年（一九〇五）

一月には旅順を占領し、三月には奉天の会戦で勝利をおさめた。さらに同年五月二十七日日本艦隊は、遠征してきたロシア艦隊を日本海で徹底的に撃破した。

なおこの日本海海戦の開始に当って、連合艦隊司令長官海軍大将東郷平八郎の「皇国の興廃この一戦にあり、各員一層奮励努力せよ」と部下を督励した信号旗が旗艦三笠のマストに高く掲げられ、海軍の勇士が活発な戦闘を展開大勝に結びついたことは有名なものであった。

その後アメリカの大統領ルーズベルトは、この戦争の終結のあっせんのにり出した。そして日露両国は明治三十八年（一九〇五）八月からアメリカのポーツマスにおいて、講和会議をひらき翌九月ポーツマス条約が成立調印され、日露戦争は勝利をもって終りをつけたのである。

条約の内容、

1 わが国は、韓国における政治・経済・軍事上の優越権を確保し、同国の指導・保護・監理の権利をえた。

2 南満州の鉄道と旅順、大連の租借権を獲得した。

3 北緯五〇度以南の樺太を獲得し、また沿海州の漁業権を獲得した。

この日露戦争の大勝利によって、わが国は世界列強の

国としての地位を確保し、その力は内外ともに認められるところとなった。

※ 日露戦争出兵従軍者氏名（溝辺町）

記念碑による（〇〇は文字不明）

階 級 氏 名

同	歩兵軍曹	岩 元 三 八
同	歩兵上等兵	野 沢 豊 助
同	同	岩 元 周 一
同	同	上原四郎左衛門
同	同	玉 利 清兵衛
同	同	外 山 貢
同	同	末 永 矢之助
同	同	国 生 喜太郎
同	同	末 永 新左衛門
同	同	下久保 八太郎
同	歩兵一等兵	岩 元 伊八郎
同	同	井 口 与四郎
同	同	内 田 三之助
同	同	横 山 戸 一
同	同	上別府新右衛門
同	同	平 野 〇〇衛門
同	同	飯屋園 三太郎

步兵一等兵	同	同	輜重輪卒	同	同	同	同	騎兵軍曹	同	同	同	海軍二等兵曹	步兵上等兵	同	同	輜重上等兵	看護卒	同	步兵上等兵	同	同	同	同
海老原 木之助	宗像 新助	富永 与左衛門	岩元 平八	白浜 市二	宮永 八之丞	本吉 与四郎	竹下 一助	福永 八太郎	楠木 興平	宮路 壯之助	松田 軍七	園田 鎮	寺田 盛	住吉 甚内	竹之内 等一	二月田助右衛門	宮路 正一	二見 喜吉	上原 尚德	本宮 畎一	笹田 三四郎		

八	○	○	神	○	福	德	岩	○	岩	岩	萩	市	齊	福	安	末	坂	有	森	堂	前
木	○	○	田	○	永	永	元	○	元	元	迫	来	藤	留	山	重	留	村	田	崎	田
宗	○	○	四	○	太	岩	正	○	○	○	四	○	甚	己	矢	市	長	長	長	矢	矢
慶	○	○	郎	○	左	吉	○	○	○	○	郎	右	吾	之	之	太	左	右	左	左	助
					衛							衛		助	助		衛	衛	衛	衛	

井手上 矢兵衛

剥岩十助

住吉畝市

神園○助

横山

今村 〇助

内田九左衛門

今別府 ○ ○

中玉利己之助

岩元〇〇

伊地知○左衛門

○方 ○太郎

☐ ☐ ☐ ☐

岩
沢
軍
平

別府 CC

山下畝助

二見矢熊

沿口○右衛門

姓名

氏名

井手 上 弥 熊

米沢清右衛門

以上一〇一名

歩兵上等兵 井手上権右衛門

" 一等兵 花堂源二郎

" 平野木之助

" 池田八二郎

" 下山下仁之助

" 二等兵 春田権之助

工兵一等兵 村田經一郎

砲兵二等兵 迫水甚七

海軍一等水兵 堂平畛二郎

海軍二等兵曹 中久保源二郎(戦病死)

戦死者には一時賜金・扶助料・埋葬料が支給された。

階級によって差額はあったが、一等兵で一時賜金四五〇円、扶助料五〇円、埋葬料一八円が支給されたと記録に残されている。

※ 日露戦争において金鵄勲章拝受者氏名

金鵄勲章は軍人の最高名誉章で抜群の勇士に下賜されたものである。

陸軍歩兵伍長 井手上弥熊 功七級

明治37・8・31戦死

同 砲兵伍長 池田八次郎 功七級

明治37・11・25戦死

予備役陸軍工兵上等兵 井手上権右衛門 功七級

陸軍歩兵上等兵

末永矢之助 功七級

同 国生喜太郎 功七級

同 下久保八太郎 功七級

陸軍歩兵一等兵 末原助右衛門 功七級

同 二月田助右衛門 功七級

海軍二等兵曹 福永八太郎 功七級

第四節 日支(日華)事変と大東亜戦争

日本は事実上満洲を半植民地状態の支配下におき、その市場を独占したが、世界各国はこれを非難し、とくに中国でははげしい抗日運動を継続し続けてきた。

一方日本の軍部ではさらに華北への進出を企画し、同地を軍事的、経済的に支配しようとする計画をすすめた。中国ではこれに対し、昭和十一年(一九三六)年末から国民党と共産党が提携をすすめ抗日戦線を結成し、日中両国の関係は、満洲事変以来益々悪化していった。

日本では昭和十二年六月林内閣にかわって近衛内閣が成立、組閣後一ヶ月もたたない七月七日、華北で日華両軍衝突して蘆溝橋事件がおこった。政府は事件不拡大を唱えたが、軍事行動は開始され日支事変の火蓋が切られたのである。

明治38・3・2戦死

そして大規模な軍事行動へと発展し、戦火は華北からさらに拡大され、同年十二月に日本軍は首都南京を占領した。中国政府首都を重慶に移転し、徹底的抗戦の態度をうち出して、戦争は長期戦化の一途をたどり、和平の見とおしはつかなかった。

近衛内閣は国民政府との交渉をやめ、昭和十五年南京に親日派「汪兆銘」政権を樹立させて、日・満・華提携の東亜新秩序の建設を唱導したが、その成果を見ることができなかった。諸外国は日本の軍事行動に反対非難し、直接間接に中国を支援して、日本の行動をけん制した。この間日ソ関係も緊迫し、昭和十三年満ソ国境の張鼓峰事件、同年八月外蒙古のノモンハン事件がおこったが、全面的な戦争までにはいたらなかった。これらの二つの事件によって日本軍は、ソビエト軍の戦力の内容と強さを知らされたのである。

かような状態にあったので日本国内では、戦時体制を整備して長期戦にそなえるため、諸般に亘っての企画がすすめられ、昭和十三年には国家総動員法の成立、戦争遂行のためには、政府が国内の人的、物質的資源を動員することができるようになされたものである。

また満洲事変以来文化・思想の統制もしだいに強化され、国家総動員体制へと進むにつれてますますきびしく

なった。

文化・思想面の自由な活動もおさえられ、軍国主義、国粹主義が盛んに唱導されるようになってきた。

次に日支事変が長期化しているとき、ヨーロッパにも戦争の危機があらわれ、それがだんだんと濃くなり、昭和十三年（一九三八）ドイツはオーストリアを併合しついでチェコスロバキアのズデーテン地方の併合を要求した。同年ミュンヘンでイギリス、ドイツ、フランス、イタリアの四国会議が開催され、戦争の危機は一時さけられた。

しかしドイツはさらに積極的な侵略を続け、翌昭和十四年チェコスロバキアを解体して領土を奪い、イタリアもアルバニアを占領した。同年ドイツはイタリアと軍事同盟を結び、ソビエトと不可侵条約を結び、九月にはポーランドに侵入した。

これに対しイギリス、フランスはポーランドを救援する名目で、ドイツに宣戦を布告した。ここに第二次世界大戦の火蓋が欧州の地にきられたのである。

ドイツは戦いを優勢にすすめ、デンマーク、ノルウェー、ベルギー、オランダを占領し、昭和十五年フランスをも降伏させ、イギリス軍を本国に追い払った。同年イタリアもドイツ側に立って参戦し、ドイツの勝利は一応

決定的であるかのようにみえた。

このころ日本は、ヨーロッパの戦争には介入せず、もっぱら日支事変処理にあたる方針をとった。

昭和十五年七月第二次近衛内閣が成立、世界状況に対応する新体制運動がすすみ、国内の政党は解散し、大政翼賛会が生まれた。また労働組合も解散して大日本産業報告会がつくられ、軍部、官僚や一部経済人によって経済統制が推進された。

一方ドイツ優勢をみた軍部は、フランスの降伏の機会に、中国戦線のいきづまりを転換して南進政策を遂行するため、昭和十五年九月フランス領インドシナの北部に兵を進めた。このとき日、独、伊三国軍事同盟が締結されたが、これはまだ戦争に参加していないアメリカの行動をけん制する目的をもつものであったのだろう。

また昭和十六年四月ソビエト連邦とのあいだに、日ソ中立条約がむすばれ、日本は北方からの脅威をさけることができるようになったので、南進政策は活発に推進され、同年七月日本軍はフランス領インドシナの南部に進駐するに至った。

このような日本の南進政策に対し、アメリカは対日石油輸出禁止など日本の行動をけん制し、またアメリカ、イギリス、中国、オランダの四国はいわゆるA・B・C

・Dラインを結成して中国援助を強化し、日本に対する経済封鎖をおこなった。このため日米間の対立は悪化し戦争の危機が緊迫したので、両国間の外交交渉がおこなわれたが、局面の打開は解決できず困難度を増す状況であった。たまたま昭和十六年一〇月近衛内閣は退陣し、かわって陸軍大将東条英機が内閣を組閣した。

軍部はすでに開戦の準備体制を進めて、一方では日米間の外交交渉を継続してきたが、日米双方の主張は大きく対立し、その歩みよりは得られず、十一月になってアメリカは、日本の中国からの完全撤兵、三国軍事同盟の破棄などを要求してきたので、外交交渉は完全にいきづまってしまった。

太平洋戦争（大東亜戦争）は十二月八日、日本海軍のハワイ真珠湾奇襲攻撃によってはじまり、日本はアメリカ、イギリスに宣戦を布告し、陸海軍は南方諸地域に進出した。日本軍は開戦後約六ヶ月、昭和十七年夏までにフィリピン・マライ半島・ビルマ・オランダ領東インド諸島などを占領し、西南太平洋諸島をほとんど手中におさめた。

しかし、同年六月ミッドウェー海戦を境にして、アメリカ軍の反抗が開始され、日本軍の死守する島々を奪還した。昭和十九年にはサイパン島が陥落し、そこを基地

とするアメリカの空軍の爆撃機が、日本本土の重要都市を襲うようになってきた。

一方ヨーロッパでは、昭和十六年ドイツがソビエト連邦と戦争を開始し、初めソビエト連邦内深く進出したがソビエト軍のはげしい反抗によって敗退し、またアメリカ、イギリスなどの連合軍も反抗作戦を開始して、北アフリカ、フランスにおいて勝利をおさめた。昭和十八年九月イタリアは降伏、昭和二十年五月ドイツも追いに降伏した。

日本では昭和十九年東条内閣が倒れ、小磯国昭、米内光政の協力内閣が成立したが、戦局はますます日本に利あらず、翌二十年一月アメリカ軍はフィリッピン島のルソン島に上陸、翌月には硫黄島、四月は沖縄半島に上陸しアメリカ空軍の本土爆撃はさらに熾烈を加えるようになった。

四月には鈴木貫太郎内閣が成立したが、日本の敗戦はすでに必至の状態に迫られてしまった。

昭和二十年（一六四五）二月アメリカ大統領ルーズベルト、イギリス首相チャーチル、ソビエト連邦首相スターリンの三国首脳は、クリミヤ半島のヤルタで会談し秘密協定を結び、ソビエト連邦の対日参戦や大戦後の処理案を定め、また同年七月には、アメリカ、イギリス、中

国の三国はベルリン郊外ポツダムにおいて、日本の無条件降伏を勧告する共同宣言を発表した。

八月六日、日本政府がポツダム宣言をうけいれるかどうかを検討中に、アメリカは原子爆弾を広島へ、九日には長崎にもこれを投下した。これによって両市は、壊滅的な甚大な被害を蒙った。また同月八日には日ソ中立条約を破棄、ソビエトは日本に対して宣戦を布告し、ソビエト軍は急速に満洲に侵入してきた。

このような状況のなかで、軍部は本土決戦を呼び、戦争を継続しようとしたが、政府は十四日逐いにポツダム宣言を受諾することとし、翌十五日天皇はラジオを通じて、自ら終戦の詔勅を国民に告げられた。

そして九月二日東京湾上のアメリカ軍艦ミズーリ号上に、連合国代表と日本代表とのあいだに降伏文書の調印がおこなわれた。

なお太平洋戦争による軍人軍属の死者は、約一五五万人、負傷、行くえ不明約四三万人、一般国民の死者約三〇万人、家屋、家財などの消費財の損害約三五〇億円、船舶機械などの生産財の損害約二九四億円に達したといわれている。

ちなみに、本町出身者で日支事変により、現役及び召集によって従事した者の数は多数に上り、さらに引続い

た大東亜（太平洋）戦争に従事した陸海軍の軍人、軍属の数を合わせると千数百人の多数におよんでいる。

戦時中のわが国の軍人は軍人勅諭の精神に徹し、一度召されて戦場に出陣することは、男子の本懐これに過ぐるものなしと誇りを感じ、戦場に悔と汚名を残すことなく戦い、一死報国の精神を貫くことこそ軍人の任務と心得え、生きて帰らざることを誓い歓呼の声に送られて、住みなれし故里を後にして勇ましく出陣していった。そして異国の中国や満蒙、あるいは南方地域の諸島や怒濤渦巻く洋上などの戦場におもむき、戦じんや水しぶきをかぶりながら生死を超えて悪戦苦闘、祖国日本のために大きな役を双肩に負って奮戦を続けてきた。

また一方戦時中銃後の守りを守ってきた人たちは、日常の生活に、精神的にも身体的にも身を粉にする程までの姿は筆舌に尽し難いものであった。

家庭の大黒柱とたのみにしている夫や子や父は、戦争に召集されていきながら、今日も明日も出征勇士の見送りに多忙を極めた愛国婦人会、青年会、在郷軍人会等、農村の家庭は戦争の長期化によって、労働力は手薄になる一方、物資の缺乏に伴って経済は統制経済が実施されるすべての物資は配給制となった。

この時食糧も配給制となり消費者には極めて困難な事

情となり、生産農家は食糧増産の奨励に基づき、多量の供出割当の消化等困難な状況のなかで、農作業については、婦人や女子青年たちも男役に変って、馬や牛のたずなを取り戦時中の生産活動に精進力一杯の努力をしたが、植付作業、収穫作業等は可働力減少によって遅延するという現象を余儀なくされ、小学校の児童たちまでが、授業をやめて農作業の勤労奉仕などによって、やっとなんとかこなせる状態であった。

純農村の本町においては、農作業困難の事情は大東亜（太平洋）戦争の中期のころになると、深刻化を辿る一方であり、戦線にある者も銃後を守る者も全く国民総動員の姿であり、ただ勝つことを目標に人間業ではこなせない程のことを精神力でもって処理してきたといっている。

末期になると、防空に対する避難、消火訓練、竹槍突撃訓練、全く多忙のなか悲壮な決意のもとに訓練に取り組んでいく姿勢、そうこうするうちに、敵機の空襲、実戦さながらの気持ちを味うこともしばしばあるということになってきた。

農作業については困難の深刻化、一般生活においては物資不足による耐乏生活、戦況は逼迫の極限、かような状況下で、頼りにしていた夫や子や父は既に戦死し、泣

くに泣かれぬ家庭の数は日々にふえていく状況、銃後の守りの苦難の連続も実に八歳月、その実情は簡単に表現し尽すこともできないが、涙なくしては綴れぬ状態が戦時中における銃後郷土の実情であったといえる。

次にだれもが死する日まで、いな勝利の日まで、必ず日本は勝つのだと信じ、祖国日本民族繁栄のためにと、苦を苦とせず、生命のある限り戦い続けてきたのであるが、ついにその日を待たずして、尊い生命を敵弾のために奪われ、戦場の露と消え去った勇士たちは、日支事変で四八名、大東亜（太平洋）戦争で二七四名計三二二名の多数におよび、永久にかえらぬ勇士、異国の地に眠る勇士となった。

戦局は日を増すにしたがって利あらず、悪化の一途をたどり、ついに無条件降伏、終戦、八月十五日、日本国民あげて終戦の詔勅をきき、無念の涙にむせんだあの痛限事、回想するだにおののきを感じる。

終戦と同時に戦地に生存した勇士達は、その後敗戦国の兵士とあつて苦難の日日を辿りながら、直接内地へ引揚げることできた者や戦勝国に幾年か抑留され、労役中使用された後、ようやく引揚げることを得て帰国した。

なお戦没者の勇魂はその後、靖国神社に合祀され、また本町では大川内招魂社に合祀され、神として尊崇され

ているが、その勇士たちの生前の功績は、いかに時代は移り変つたとしても、永遠に賞賛尊崇されなければならぬ。

※ 日支（中華）事変戦没者氏名（溝辺町）

宮等級	氏名	戦没年月日	（場所）	叙勲
伍長	岩元 義	13.9.5	（中国）	勲八功七
上等兵	岩元 泰造	13.11.5	（中国）	勲八功七
同	岩元 巖	15.1.5	（中国）	勲八功七
同	岩元 作夫	16.9.20	（中国）	功七
同	今吉 純雄	15.4.30	（中国）	勲八
同	今吉 耕造	15.5.22	（中国）	勲八功七
陸中尉	岩下 健喜	16.10.2	（南支）	勲六旭功五
上等兵	上杉 初男	14.7.3	（満州）	勲八功七
同	植木 鉄次	14.8.10	（中国）	勲八
伍長	海老原 秀失	13.10.1	（中国）	勲七功七
上等兵	緒方 光吉	16.8.27	（上海陸病）	勲八
同	追島 重保	16.12.5	（湖北省）	勲八
兵長	木原 三好	16.7.9	（中国）	功七
上等兵	久木田 保	13.10.12	（中国）	勲八功七
伍長	郡山日出吉	13.10.24	（中国）	勲八功七
上等兵	下久保 藤畝	13.11.4	（中国）	勲八功七
一水兵	篠田 哲夫	16.4.12	（佐世保海病）	

上等兵	重森 武雄	15.5.27	戰病死	(小倉陸病)
同	重丸 克己	12.8.21	戰死	(北支) 勲八
同	田原 栄次	13.5.1	戰死	(松樹苑) 勲七
同	田上 初男	13.10.12	戰死	(中国) 勲七功七
同	玉利 一男	13.10.2	戰死	(德安) 勲八功七
伍長	徳丸 利盛	14.7.6	戰死	(中国) 勲八功七
上等兵	中山 為清	12.10.3	戰死	(湖北省) 勲八功七
同	中玉利 進	12.12.13	戰死	(中国) 勲八功七
伍長	中久保 正	16.9.27	戰死	(中国) 勲八功七
一等兵	肱岡 清丸	16.9.5	戰病死	(熊本陸病) 勲八
陸少尉	平野 尚志	14.5.28	戰死	(満州) 勲七功六
伍長	藤谷 速見	15.4.7	戰死	(中国) 勲七
上等兵	福永 誠二	13.10.9	戰死	(中国) 勲八功七
同	福丸 棟男	13.11.1	戰病死	(中国) 勲八
同	古市 正夫	13.8.7	戰死	(中国) 勲八功七
伍長	別府 己芳	14.11.15	戰病死	(小倉陸病) 勲八
同	堀之内兼雄	14.7.27	戰病死	(中支) 勲八功七
上等兵	松田 武雄	13.11.30	戰病死	(上海陸病) 勲八
同	松下勘四郎	13.8.9	戰死	(中国) 勲八功七
軍曹	町田 良雄	14.12.30	戰死	(中国) 勲七功六
上等兵	宮森 秀夫	12.10.7	戰傷死	(中国) 勲八功七
同	南玉利才次	13.10.15	戰死	(中国) 勲八功七

※ 大東亜戦争従軍戦没者氏名(溝辺町)

上等兵	向井田虎彦	13.10.9	戰死	(中国) 勲八功七
同	村崎 鉄雄	14.9.15	戰傷死	(運城陸病) 勲八
軍曹	宗像 太郎	14.4.22	戰死	(中国) 勲七
上等兵	本宮 俊男	13.8.9	戰死	(中国) 勲八
同	山口真人香	14.8.27	戰死	(馬鞍山) 勲七
伍長	西 鉄失	14.10.10	戰病死	(満州) 勲八功七
軍属	野間三千雄	15.3.17	戰死	(小倉陸病)
上等兵	波江野満雄	13.11.8	戰病死	(中国) 勲八
伍長	浜田 秀盛	13.11.17	戰病死	(九江県) 勲八
				(病院) 勲八
				(以上四八名)

軍官等級

氏名

戦没年月日

場所

海飛三兵曹吉田 美清 17.5.7 戰死

(珊瑚海戦)

陸上等兵 竹脇 操 17.6.18

(都城陸病)

上等兵 上別府慶二 17.11.25

(第一ハルビン)

一等兵 井手上 操 18.6.1

(熊本陸病)

伍長 伊福 栄 19.6.18 戰死

(中国)

兵長 西溜 勇三 18.10.8

(ソロモン島)

兵長 笹峯 重雄 18.10.8

(中国)

海兵 上別府 巖 19.10.25

(菲島)

兵長 竹脇 功 19.11.5

(中国)

曹長 岩元 栄 20.1.28

(東支那海)

海一機兵曹野間三千穂	陸兵長 大野 貞夫	陸兵長 笹峯 光雄	陸兵長 吉永 高次	陸兵長 川内 慶二	海整兵長 宮園 正義	陸兵長 坂口 義盛	陸兵長 井上 幸夫	陸兵長 今吉 計	陸兵長 川内 美良	陸兵長 早川 初	陸兵長 井上 勲	陸兵長 藤山 一男	陸兵長 馬場 勝喜	陸兵長 山下 一男	陸兵長 植木 十太	陸水兵長 三好 三郎	陸看護婦 岩元 澄子	陸兵長 末元 重夫	陸兵長 山田 為治	陸兵長 吉田 豐志	陸兵長 田中 盛吉
19.10.26 戰死	19.11.25	20.3.17	20.3.17	20.3.17	20.7.5	20.5.26	19.12.17	19.3.24	19.3.15	19.4.4	19.3.12	19.3.24	19.9.16	20.3.24	20.3.12 戰傷死	19.2.6 戰死	20.11.1	20.3.28 戰死	21.7.17	20.4.30 戰死	20.6.4
(本州南方海)	(不 明)	(硫 黄 島)	(")	(")	(西 九 州)	(ル ソ ン 島)	(ソ ロ モ ン 島)	(")	(")	(")	(")	(")	(")	(中 支)	(ル ソ ン 島)	(南 洋 群 島)	(滿 洲 陸 病)	(比 島)	(鞍 鉄 病 院)	(ル ソ ン 島)	(比 島)
陸兵長 宮園 定助	陸兵長 吉田 登一	陸兵長 植木 菊男	陸兵長 植木 藤男	陸兵長 富永 操	陸軍曹 村崎 汀	陸兵長 米森 操	陸兵長 西溜 純夫	陸兵長 岩元 順直	陸兵長 米沢 光志	海二機兵曹 内山 静	陸看護兵 外山 勝	陸二水兵 丸山 武義	陸伍長 田渕 実好	陸兵長 内之段 明	陸兵長 志岐 光男	陸兵長 山口 春加	陸伍長 犬童 博行	陸上等兵 岩元 敏則	陸 " 今別府 邦男	陸一水兵 今別府 藤雄	陸軍曹 恒吉 一
20.3.10 戰死	20.12.11	20.2.28 戰死	19.8.19	20.3.25	20.4.10	20.4.10 戰死	20.6.10	20.2.20	20.8.15	17.9.1	17.9.30	17.11.15	18.2.21	18.5.15 戰死	18.7.31	18.10.7	18.11.24	19.3.1	18.10.8	19.3.13	19.7.22
(比 島)	(滿洲平壤病)	(ル ソ ン 島)	(バシ 海 峽)	(ル ソ ン 島)	(ソ 連 収 容 所)	(ル ソ ン 島)	(")	(中 国)	(滿洲牡丹江省)	(西南太平洋)	(")	(")	(熊本陸病)	(ソ ロ モ ン 島)	(チ モ ル 島)	(北 支)	(ソ ロ モ ン 島)	(ル ソ ン 島)	(北 端 沖)	(本州南東海上戰)	(南 支)

陸 上等兵	岡村宗一郎	19.8.7	戰死	(北太平洋)	陸 伍長	下久保瑞穂	20.7.28	戰死	(ボーゲン島)
海上兵曹	前田 満雄	19.5.20	"	(比 島)	" "	田上 要	19.9.30	"	(" 島)
" 上水兵	岩切 正治	19.8.22	"	(台湾方面)	" "	久木田龍夫	20.5.15	"	(" 島)
" 二兵曹	下園 七二	19.10.12	"	(菲島方面)	" "	竹ノ内純夫	19.7.12	戰病死	(ボーゲン病)
" 水兵長	沼口 六夫	19.11.5	"	(硫黄島)	" 兵長	荅岐 清美	19.5.15	戰死	(ボーゲン島)
陸上等兵	永田 満雄	19.12.7	"	(南洋群島)	" "	永里 勝美	19.8.31	"	(" 島)
海衛兵長	岩切 正治	19.2.6	"	(南支那海)	伍長	沼口 正夫	20.3.24	"	(" 島)
" 二兵曹	石井口 清	19.10.6	"	(")	軍曹	斉藤 要	20.2.6	"	(" 島)
" 軍属	田方矢之助	20.1.3	"	(")	伍長	田中 重夫	19.10.2	"	(" 島)
陸 兵長	好博 光雄	20.2.12	"	(虎林陸病)	" "	内山 薫	19.10.3	"	(中 野戰病院支)
海一兵曹	下園 郁男	19.8.2	"	(南洋群島)	兵長	外山 甫介	20.6.12	戰死	(沖繩本島)
陸 伍長	花堂 晃	20.3.17	"	(硫黄島)	大尉	田原 篤友	19.11.4	"	(中 国)
" "	大園 幸夫	20.3.17	"	(")	海上水兵	内山 忠	19.2.6	"	(南洋群島)
" 曹長	最勝寺良兼	20.3.17	"	(")	陸 伍長	池上 生男	20.8.9	"	(比島セブ島)
" 伍長	長野 彦司	20.3.17	"	(")	" 上等兵	久保田義治	19.9.23	"	(ニユーギ島)
" "	清藤 武夫	20.3.17	"	(")	兵長	入部 望	19.7.18	"	(サイパン島)
" "	別府 仁蔵	19.11.10	"	(中 国)	" 上等兵	今吉 一男	21.10.25	"	(朝鮮陸病)
" "	"	19.12.1	戰死	(中国病院)	伍長	佐藤 信夫	20.3.3	戰死	(ルソン島)
" 上等兵	本宮 政夫	19.7.28	"	(中 国)	" 兵長	河野 良治	20.1.20	"	(比 島)
海兵曹長	山口 清臣	20.8.1	"	(南洋群島)	" "	和泉 盛次	20.1.25	"	(" 島)
" 二水兵	中久保 通	19.7.25	"	(")	" 上等兵	花堂 信治	20.7.1	"	(レイテ島)
陸 伍長	前畑 勇夫	21.3.25	"	(習志野病院)	兵長	浜田 純男	20.8.14	"	(満 洲)

陸兵長	野間口金夫	20.7.21	戰死	(南支)
"	沼口博	20.2.20	"	(台灣高雄州)
"	二見正人	20.8.15	"	(中支阿南省)
"	森操	19.6.13	"	(ソロモン群島)
"	竹内辰己	19.3.24	"	(タロキナ)
"	古市文夫	19.3.8	"	(中支)
"	竹之内勲	20.7.25	"	(沖繩本島)
"	神園敬藏	20.5.24	"	(ルソン島)
"	竹下好春	19.12.18	"	(ルソン島)
"	伍長 峯場岩見	20.3.23	"	(ニューギニア島)
"	准尉 田上民雄	20.7.6	"	(ニューギニア島)
"	兵長 杉野忠人	20.11.13	(中支12旅団療養所)	(ソロモン群島)
海軍属	花岡浅吉	20.9.30	戰死	(ミンダナオ島)
陸曹長	上原尚篤	20.6.28	"	(ニューギニア島)
"	上等兵 原口住於	19.6.22	"	(ネグビス島)
"	伍長 国生孝和	20.6.10	"	(南支)
"	上等兵 牧田一一	20.4.4	"	(ルソン島)
"	兵長 岩元政彦	20.4.10	"	(東支那海)
"	伍長 竹ノ内三穂	19.11.17	"	(ニューギニア島)
"	宮森重夫	19.9.10	"	(ア島)
海軍属	極楽泰男	20.4.23	"	(沖繩本島)
兵曹長	森園次雄	20.6.14	"	(沖繩本島)
陸兵長	花岡留吉	19.7.23	戰死	(ニューギニア島)
"	二見鉄男	20.1.21	"	(ルソン島)
"	伍長 有馬恒康	20.7.14	"	(硫黄島北沖)
"	杉野忠弘	19.10.27	"	(ミンダナオ島)
"	杉野忠義	20.8.10	"	(ルソン島)
"	沼口武久	20.5.29	"	(ルソン島)
"	兵長 国生信夫	20.5.24	"	(マルキナ)
"	伍長 篠田実義	20.7.5	"	(ルソン島)
"	兵長 新山時義	20.2.20	"	(比島方面)
"	木場敏助	20.2.15	"	(ルソン島)
海一水兵	宗像実夫	20.4.24	"	(比島方面)
"	軍属 森田俊雄	20.6.17	"	(沖繩本島)
陸伍長	鮫島平	20.7.17	"	(レイテ島)
"	上等兵 大角文夫	20.5.7	"	(比島)
"	伍長 満塩武志	18.1.21	"	(ソロモン島)
"	上等兵 福永登一	18.4.21	"	(中支)
海二兵曹	中馬松雄	18.2.8	"	(本州南方海)
陸兵長	住吉義夫	19.2.22	"	(ナツエ諸島)
"	今吉友吉	19.4.10	戰病死	(鹿児島陸病)
"	一等兵 末山辰次	19.2.19	戰死	(内太平洋)
"	軍属 末重純雄	19.5.3	"	(中支)
海兵曹長	中山静	19.2.21	"	(ビスマルク)

陸上等兵	外山 勇	19.4.30	戰死	(中支)	陸 伍長	木佐貫 畝一	20.3.17	戰死	(硫黄島)
海二兵曹	山下 巖	18.11.25	"	(南太平洋)	" "	福丸 初男	20.3.17	"	(")
水兵長	高田 武雄	19.4.27	"	(琉球方面)	" "	末山 辰夫	20.3.17	"	(")
二兵曹	満塩 成志	19.5.22	"	(本州南東海)	海衛兵長	福丸 勝見	20.3.24	"	(東支那海)
" "	重森 秀志	19.7.29	"	(濠北方面)	陸 伍長	満留 論	20.3.10	"	(大島北方沖)
陸上等兵	徳丸 美幸	19.8.31	"	(縮毎国)	" "	岩元 忠清	20.7.7	"	(鹿兒島内)
" 兵長	有村 光雄	19.6.29	"	(大島龜徳沖)	軍曹	川崎 三矢	19.9.30	"	(マリアナ島)
海上機兵	今吉 栄蔵	19.10.10	"	(南西諸島)	" 兵長	玉利 昂	20.3.23	"	(中国山西省兵站病院)
陸 兵長	重森 忠	19.8.6	"	(中支方面)	" 伍長	山下 敏夫	20.1.10	戰死	(チモール島)
海上兵曹	岩元 哲雄	19.11.20	"	(西南太平洋)	海水兵長	山下 重義	20.2.27	"	(仏印方面)
" 一兵曹	池沢 一見	19.11.5	"	(菲島方面)	" 上等水	渋谷 勇吉	20.1.28	"	(黄海方面)
陸 兵長	池沢 初	19.10.17	"	(硫黄島)	" 二兵曹	山下 信義	20.7.13	"	(菲島方面)
海上兵曹	宗像 光義	19.11.21	"	(台湾方面)	陸上等兵	本吉 義雄	20.3.11	"	(比島バキオ)
" 一水兵	福元 静雄	19.11.19	"	(菲島方面)	" "	岩元 忠	20.1.2	"	(チモール島)
陸上等兵	福ヶ迫 盛吉	20.3.22	"	(タイ国)	" 伍長	末重 吉則	20.4.20	"	(ルソン島)
海一機兵	水流 添操	19.7.8	"	(南洋群島)	" 上等兵	本吉 之良	20.5.20	"	(")
" 中佐	末永 勇	19.10.27	"	(比島東方海)	" 伍長	山下 義清	19.12.27	"	(")
陸 伍長	西溜 栄	19.7.18	"	(マリヤナ)	" 兵長	今吉 計	19.3.24	"	(")
海上機兵曹	福永 一二	20.2.25	"	(東支那海)	" "	有村 実	19.3.24	"	(")
" 一兵曹	西溜 好夫	19.6.14	"	(南洋群島)	" "	木佐貫 藤吉	19.3.17	"	(")
" 水兵長	山下 幹男	20.3.27	"	(南西諸島)	" 伍長	外山 清	19.6.3	"	(")
" 上兵曹	重森 武志	20.1.12	"	(南支那海)	" 兵長	木佐貫 弘	19.6.17	"	(")

陸	兵長	上別府愛義	21.2.13	(獨立混成第87旅団療養所)
陸	兵長	横山 静	20.9.17	(中支兵站病院)
陸	伍長	山下 藤男	20.7.25 戦死	(中 支)
陸	兵長	岩元 光男	20.7.15	(レイテ島)
陸	兵長	德重 定志	20.1.1	(ニューギニ)
陸	兵長	水流添 毅	20.1.18	(ヤ島)
陸	兵長	岩元 武男	20.1.18	(ルソン島)
陸	兵長	岩元 征徳	20.5.10	(中国湖南省)
陸	兵長	今吉 光夫	20.9.18	(中国湖南省)
陸	兵長	德永 昇	20.7.24	(兵站病院)
陸	兵長	水流添秀夫	20.1.6 戦病死	(中 支)
陸	兵長	福丸 忠夫	20.6.19 戦死	(武昌陸病院)
陸	兵長	山下 忠男	19.11.17	(ルソン島)
陸	兵長	水流添純男	20.3.1	(菲 島)
陸	兵長	今吉 栄	20.2.14 戦死	(ルソン島)
陸	兵長	德丸 政雄	19.12.5	(レイテ島)
陸	兵長	重森 栄治	20.2.2	(ルソン島)
陸	兵長	横山 清綱	20.4.19	(ルソン島)
陸	兵長	角 景次	20.7.29	(サンゴ)
陸	兵長	吉森 政重	20.7.25 戦死	(ルソン島)
陸	兵長	塩入 正雄	20.7.26	(ルソン島)
陸	兵長	川崎 四矢	20.3.10	(ルソン島)
陸	兵長	寺方元 進	20.5.10 戦死	(ルソン島)
陸	兵長	指宿 豊三	20.6.13	(ルソン島)
陸	兵長	德永 勇男	20.6.30	(レイテ島)
陸	兵長	前田 直治	20.3.10	(ピルマ)
陸	兵長	福山 勇	21.2.26	(牡丹江省)
陸	兵長	馬渡 始	19.2.18	(鹿児島陸病)
陸	兵長	今村 豊	18.10.30 戦死	(南太平洋)
陸	兵長	花堂 六助	18.11.13	(東支那海)
陸	兵長	山下 不二男	19.6.30	(宮崎)
陸	兵長	中玉利 昇	19.10.29	(海軍航空隊)
陸	兵長	中玉利 英満	19.8.2	(ルソン島)
陸	兵長	東福 時雄	20.3.17	(南洋群島)
陸	兵長	荻迫 報徳	20.1.16	(硫黄島)
陸	兵長	花堂 典生	19.11.1	(南支那海)
陸	兵長	今村 重志	20.11.10	(比 島)
陸	兵長	町田 実徳	20.8.21 戦死	(中国広東省)
陸	兵長	川原 時男	20.7.12	(朝鮮海峽)
陸	兵長	岩元 立己	20.12.12	(中 支)
陸	兵長	横山 一	20.1.25 戦死	(兵站病院)
陸	兵長	町田 久	20.5.1	(ルソン島)
陸	兵長	荻迫 義成	20.5.2	(ルソン島)
陸	兵長	追鳥 文雄	20.3.28	(仏印近海)

計二七四名

※ 大東亜戦争従軍（復員）者氏名（溝辺町）

海軍の部

二見重志、池田寛次、立田直、山口美好、池田登、二見重夫、二見一、国生義彦、国生政夫、東川内杉男、国生久志、国生繁志、海老原勝己、外山近、福丸忠志、岩元喜吉、福丸武男、重丸三郎、古市清隆、有村義高、原口春好、山村久、山村保、山村導、森田増実、横山克己、横山英俊、横山要、前田虎一、園田正、四元盛次、釜場虎男、谷口正人、極楽達夫、末元仁助、橋口兼光、丹生附茂、津曲義徳、有馬洋一、有馬国清、有馬恒広、藤崎忠男、山上巖、西山民雄、国生重雄、堂平光雄、田畑昭二、村田農夫吉、春田優、町田茂、村田偵二、野間口勇野間口実男、川窪義治、七枝武次、今西幸男、今西多喜男、竹下進、塩入薫、小平明夫、畠中明良、森園春記、白石操、町田保、野間盛輝、中野肇、中野秋夫、竹ノ内秀雄、竹ノ内悟、野間勝美、大久保灘、松田一夫、清藤忍、首藤俊治、高岩利雄、丸山輝、柳川敦造、高岩利数西計、神田橋正信、彦岐春記、神田橋正人、石野田鼎、西野隆志、中吉政清、長野久、西野立夫、長野万里、佐藤幹男、下園信人、内田正夫、下園成哉、大園貞義、蔵園高夫、池ノ上時政、岩沢高見、川上郷助、清藤実二、

岩元亨、岩元静雄、岩元忠義、丸山芳夫、鎌田光政、村田三夫、彦岐克海、神田鶴雄、神田則良、延時力蔵、延時典蔵、村田哲二、村田昇、最勝寺正敏、内之段伝、中久保春記、岩沢典男、岡積他一、竹下余、池田誉、武元親男、武元富男、上牟田米彦、別府十助、河野勝美、河野泰、本宮武雄、東福信一、山元寛安、前田奉幸、野村行夫、中尾春記、藤崎直哉、藤田藤男、藤田実男、加治佐美好、本吉三年、黒木利夫、永山米雄、向井田弘、波江野光敏、中玉利英満、橋元時吉、末重政志、精松精次、徳永晃、大坪藤吉、徳永忠、有村健、福丸武雄、山下勝徳重定光、徳重定利、山下武範、高田正美、福永春雄、高田辰男、米丸光武、末重千年、水流添辰三、水流添静上別府重義、梅田正二、山下弘、有村一男、今吉繁、松田貞志、吉森政夫、住吉敏熊、末永義弥、住吉二夫、大山勉、外山晃、横山清正、水流添栄、水流添三郎、前田高次、藤井豊、肱岡朝彦、東郷昭、鳥丸萩夫、今島純男、白浜三男、重森寛、岩元利夫、横山一夫、池沢実、池沢時義、本吉実、平村近夫、今吉重夫、今吉良夫、今吉学、今吉政利、城間徳、木佐貫瑞穂、今吉勇吉、寺田辰己、岩元鉄志、岩元輝夫、宗像勇、岩元勝芳、中山秀夫、中山豊志、中山薫、中山節雄、中山一夫、満塩政則、満塩静、重森忍、山崎光次、山崎二夫、山崎静夫、山崎一夫

山崎重夫、竹下鶴男、安田茂、吉田登、渡辺清、富秋庄藏、米森義徳、鮫島馨、鮫島貞夫、村崎栄助、村崎正美、松元孝蔵、今村周一、福留正行、西溜砂夫、田中達也、楠木水夫、馬場春美、吉満清吉、上別府正男、上別府一夫、上別府勲、竹下立身、大野政則、大野近則、植木一男、上村哲夫、富永義則、長谷杉男、二宮光雄、馬場武雄、馬場栄、橋口鶴次郎

以上二四五名。

陸軍の部

二見嘉富、二見忍、野元孝志、二見忠、山崎正、二見節二、池田純男、二見久、国生栄、国生義夫、国生政志、海老原二男、松岡節男、国生義則、国生鎮、福丸利夫、福丸春見、福丸甚吉、重留三千夫、大角重義、福丸トキエ(軍属)、北山秀良、森田兼至、森田米一、川添貞義、川添静、山村登蔵、山村繁、山村春香、宮森満義、安山満雄、山村重義、山村定吉、宮森秋徳、森田重吉、溝口久視、溝口泉、溝口弘、大丸静、野間実、野間達美、竹下春木、竹下隆義、野間光志、鬼塚勲、大丸賢次、野間義徳、野間猛夫、野間基、村田いそ、村田初男、郡山惟良、木佐木国春、末元貞三、津曲秋徳、重丸政朝、重丸辰美、岩下豊、井手弘、重留接一、丹生付久子(軍属)、田中堅、西村重夫、満塩清、坂本静雄、有馬臣郎、高田哲男、国生重忠、軸屋貞男、国生瑞穂、川崎義夫、春田

時夫、稲坂直、堂平義則、春田確男、村田道夫、村田久福留龍二、福留喜之助、宗像東四男、花堂重逸、花堂一男、江藤正三、宗像武雄、神田橋肇、神野敬造、村田芳之、久保秋夫、野間口貞夫、野間口勲、桑山績、屋所初山崎敬八、重丸重志、久保武徳、久保年夫、前田義雄、坂元実、中山満正、鳥丸清則、鳥丸豊志、仮屋親義、小平正清、田中勝政、田中藤則、吉森直、吉森博、白石栄時吉末吉、住吉初彦、杉野忠誠、寺田栄次、林輝男、岩下司馬、小山文造、小山文三、小山文吾、鶴田忠志、合子直一、町田利夫、宮内正、宮内改造、町田行盛、前田美好、阿久根勉、寺田義雄、堂平真澄、竹ノ内春見、野間谷、松下隆志、富岡道夫、竹ノ内武夫、竹ノ内惟二、竹ノ内明義、溝口秋夫、篠田富雄、北原利熊、上野鼎、伊地知松雄、有村栄、馬場甚吉、岩元菊夫、三宅近夫、三宅茂、野村藤雄、竹下一郎、植木市郎、岩元兼男、岩元義哉、岩元福美、楠木静雄、緒方豊、末元清教、植木満伊、植木哲夫、笹峯雨助、植木砂夫、東郷新、笹峯鉄男、笹峯鉄志、笹峯一男、笹峯光雄、植木茂、植木文蔵、三好辰夫、末元貞次、矢上忠清、矢上時雄、三好清美、三好静夫、三好重夫、西時義、坂口正広、三吉素、徳富武次、中野秀夫、田村正一、早川栄、吉満清治、石元光義、末永栄治、石元操、末原栄吉、渡辺義雄、末原哲夫

末永正美、石元一男、末原近、下小牧年夫、山田末吉、上別府実、竹下忠重、上別府操、大野隆夫、緒方義雄、上村登、是枝重夫、吉永知加男、緒方吉行、吉永高雄、長谷栄、御領秋義、屋所久夫、伊福米年、山崎一夫、西兼夫、木場照秋、木場東、沼口五司、老岐安四、沼口正光、沼口五夫、花堂義直、松下正夫、宮脇鶴雄、沼口治行、恒吉春次、入部進、前田篤志、沼口利夫、入部春香、西元義、増永己邦、長野光夫、国生栄、祝儀園親志、今別府秀男、榎木園親男、榎木園正治、今別府友志、中吉正男、伊藤時雄、伊藤実盛、今別府水夫、祝儀園登、大山継積、入部好、神田司、別府一男、大山一男、中村袈裟雄、宮脇明夫、田尻多穂、長野不二男、大山隼人、神田貞夫、岩切操、二月田益美、竹下正成、岩切健蔵、久保田秀光、蔵園哲二、原田成夫、吉田重盛、今村秀夫、内田孝蔵、岩崎己則、仮屋園静男、佐藤正人、鎌田勲、倉元俊夫、岩沢政見、長野又男、岩元静義、岩元茂夫、岩元隆義、岩元春夫、八木鉄矢、田村勇、上野次夫、最勝寺良直、中久保信義、笹峯敬次、相良忠清、内ノ段肇内ノ段栄次、別府金蔵、別府勇、下久保志呂、下久保富夫、下久保侔、下久保千尋、桑木実、剗岩智、剗岩弘、内山末吉、岡積輝、海江田増夫、竹下政見、竹下孝雄、浜田忠、太田良雄、郡山篤男、並松鉄雄、海江田七郎、

上牟田清逸、別府貞義、本宮義雄、神宮定男、浜田涉、川島実、桑木清盛、相良太郎、桑木義盛、田方重夫、田方正夫、仮屋園松雄、田方峯夫、松山寿、前田邦夫、犬童行夫、老岐又次、仮屋園二夫、仮屋園実盛、仮屋園時良、永田親雄、永田操、野村藤夫、野村秀男、宮原畝吉、町田宗男、野村邦夫、神田義治、中尾東、山元春香、永田忠志、野村篤之、三繩操、川原秋夫、東郷正、荻迫正清、追鳥政行、川原繩男、三繩親夫、追鳥利道、山元正徳、花園国男、加治佐栄、長崎近衛、追鳥輝志、追鳥松雄、花堂七九郎、馬渡宏、本吉光夫、荻迫武男、岩元定治、荻迫貞夫、岩元静彦、荻迫重夫、本吉義明、川畑徳岩元豊熊、今村隆行、今村政義、今村光雄、向井田達夫、今村明、今村兼雄、永山一、中玉利哲志、中玉利末吉、宮山伝、安山松野、安山正夫、安山愛蔵、安山勇、波江野一夫、桑迫一夫、中玉利栄、末重忠男、橋元清教、精松清蔵、末重政義、末元初男、精松三郎、前田治視、渋谷一、徳永正助、福永富、徳丸豊次、植木敏男、精松齐次、徳永親、大原繁、福丸達夫、福丸正美、福丸正夫、福丸重利、米山美徳、徳永正吉、徳永重幸、徳永次男、玉利卓也、有馬四郎、岩元泰夫、岩元春巳、外山薰、前田輝夫、徳重操、西溜一夫、西溜好行、山下正男、大脇好則、外山泰弘、外山朝一、西溜等一、山下満徳、中馬

秋男、岩元進、西溜三雄、高田為清、高田正則、米丸一夫、高田一、末重千年、梅田豊三郎、山下春季、上原正大、水流添松夫、上村実、満塩政雄、水流添藤袈裟、満塩恒義、有村次郎、福永重政、重森郁夫、重森春香、末永裕、有村四夫、住吉三郎、住吉速人、坂留清、吉森静茂、住吉優、大山充、水流添甫、水流添郁雄、塩入時雄、横山巖、猪俣四郎、住吉峯一、住吉光雄、水流添武夫、宮路正人、春田幾郎、藤谷九皐、藤谷日出国、川崎二矢、鳥丸茂、重森初雄、岩元秀則、岩元重志、横山親志、横山孝男、徳永小一、今島未隆、今島市之助、福永清吉、福永孝蔵、横山国盛、岩元一夫、今島武夫、岩元但、白浜貞雄、今吉藤吉、池沢春己、池沢勇吉、池沢豊、池沢一男、池沢次夫、今吉近衛、今吉一、今吉衛、今吉近夫、今吉進、今吉敬次、今吉一男、前田堅志、今吉直、今吉保、白浜敏夫、今吉親志、末元清志、末元幸蔵、宗像正夫、児玉立志、中山貞夫、外山重夫、岩元勇彦、有村鉄次、重森端夫、重森重雄、重森公夫、重森一男、満塩肇末重真澄、重森己之助、満塩満雄、山崎清吉、山崎初夫、山崎一郎、岩元伊佐夫、野間長門、中村芳夫、野間登、新福貞義、岩元操、福迫重夫、末重兼男、末重実

以上五一〇名。

第五節 十三塚原軍用飛行場

一 国分第二航空隊（溝辺）の設置

太平洋（大東亜）戦争末期（昭和二十年初頭）に完成された旧十三塚原飛行場は、国分第二航空隊として発足をみた航空隊であった。

国分航空隊は昭和一八年に出水海軍航空隊の分遣隊として発足し、昭和一九年八月一日に国分海軍航空隊と名称を変更昇格した海軍航空隊であり、その所属は南九州地区第五区航空艦隊で、基地は鹿屋へあつて宇垣中将が統率する鹿屋、国分、笠原、宮崎の各航空隊が、その編制下にあつて戦闘に出撃をなしていたのである。

本町の十三塚原軍用飛行場は、国分航空隊の飛行機分散の必要性によって、新しく飛行場を建設することとなり、国分第二航空隊（溝辺十三塚原）の建設工事が開始され、完成と共にその機能を發揮するに至つたのである。

国分航空隊は戦闘機隊で当初の司令官は海軍大佐源田実（現参議員）であつた。次の司令官は海軍大佐杉山利で、昭和二十年四月七日着任となつてゐる。第二航空隊発足当時の国分の副司令官は、海軍中佐吉留寛

治であったが、発足と同時に第二航空隊の総指揮者となった。

なお飛行場設置作業については、相当の期間を要し、工事作業労役は主として、溝辺町および溝辺を中心として、その周辺各地からの勤労奉仕隊によって完成されたものであったと云っても過言ではなかった。

二 国分第二航空隊（溝辺）よりの出撃状況

国分第二航空隊発足後は、第一（国分）、第二（溝辺）と交互に戦闘に出撃し、敵機や敵艦等に対する攻撃をおこなったといわれているが、溝辺よりの特攻勇士の出撃は短期間ではあったけれども、一四七名で記録は次のようになっている。

期日と人数

昭和二十年自三月一八

至同 二十

三日間

三十九名

同

三月二十二日

三名

同

三月二十七日

一六名

同

三月二十九日

五名

同

同

五名

同

四月二十八日

四五名

同

同

二六名

同

五月二十五日

二名

同 六月三日

計 一四七名

特攻勇士の出撃が開始されたのは、昭和二十年の三月一八日が最初であり、総計一四七名であるがそのうち戦死して帰還しなかった勇士は、次の九名となっている。

氏名	出身町村	氏名	出身町村
堀切 普一	国分市	山元 藤四郎	喜界町
町田 三郎	溝辺町	白川 一男	佐多町
上野 昌雄	鹿児島市	畠中 宝成	金峰町
児玉 光夫	鹿児島市	田中 辰選	栗野町
厚地 兼之輔	鹿児島市	以上九名	

なお国分第一、国分第二の出撃者で戦死した特攻勇士の総数は三九五名の多数となっているが、これらの特攻勇士の霊を慰める特攻慰霊碑は国分市の手によって、昭和三十九年国分自衛隊本門の前に建立され、以後毎年慰霊祭がおこなわれている。

三 最後に

前項で述べたとおり、本町出身者満二十才の若き青年町田三郎君が、郷土溝辺十三塚原より、最後の特攻

出撃に飛立ち戦死を遂げた勇士の一人であることを知

ったとき、驚きを感じざるを得なかった。彼が幼少のころ成長を育んで呉れた郷土自然の山河、また幾多の因縁とゆかりをもつ溝辺、その懐しき郷土を背に特攻出撃直前の感想やいかに？ 血肉をわけた両親兄弟らの住むこの地、死は時間の問題、最後の決別の辞を心の中で唱え、号令一下機上の人となり勇ましく出撃し、機と共に火だるまになって敵陣に突込んでいったであろうことが想像される。

ところで、終戦後時代が過ぎるにしたがって、荒廃に期した国土も暫時復興進展の一途を辿り、最近に至ってわが国の経済成長はすばらしい勢で伸展すると共に、社会状況もまた急速な発展振りを示し、その時代の必要性に立脚して十三塚原には、昭和四十七年四月新鹿兒島空港の出現を見た。かような訳で前述の旧十三塚原軍用飛行場の歴史的な跡も、現在では当時のことを思い浮べる影も形もわからぬ程、姿は変ぼうしている現状である。

したがってわれわれの郷土溝辺にもかかる歴史的な場所があったことを物語り、一面では特攻勇士九名の霊を慰める意を含めて、ささやかなものでよいから特攻慰霊碑を建立して、後世の人々のために永久に残し

てもらいたいものである。

(資料、国分市教委 社会教育課)

※ 参考文献及び資料 (第三部)

- 1 鹿兒島県史 (県)
- 2 鹿兒島明治百年史年表
- 3 郷中教育
- 4 加治木町、始良町、知覧町、東郷町各郷土史
- 5 日本史 (竹内理三著)
- 6 溝辺諸役帳、村勢要覧 (昭和二十八年)
- 7 資料 (町役場―関係担当課、議会事務局)
- 8 資料 (溝辺郵便局、町各種団体等)
- 9 資料 (町政要覧、四十七年)